【公開版】

提出年月日	令和２年３月 13 日　R18
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性

安全審査　整理資料

第４３条：計装設備

目　次

１章　基準適合性

規則への適合性

1．概要

1.1　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ

1.2　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを推定するために有効な情報を把握するための設備

1.3　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを監視及び記録するための設備

1.4　再処理施設へ故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備

2.設計方針

2.1.1　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ

2.1.2　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを推定するために有効な情報を把握するための設備

2.1.2.1　パラメータを計測する計器の故障時に使用する設備

2.1.2.2　計測に必要な計器電源が喪失した場合に使用する設備

2.1.3　重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備

2.1.4　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備

2.2　多様性，位置的分散

2.3　悪影響防止

2.4　個数及び容量等

2.5　環境条件等

2.6　操作性の確保

2.7　試験・検査

3. 主要設備及び仕様

第 43.　１表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ

第 43.　２表　代替パラメータの推定方法

第 43.　３表　重大事故等時に用いる補助パラメータ

第 43.　４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧

第 43.　５表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様

第 43.　６表　想定する環境条件

第 43.　７表　操作対象機器

第 43.　８表　計装設備の試験検査内容

第 43.　１図　重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー

第 43.　２図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（エアパージ式）

第 43.　３図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（熱電対／測温抵抗体）

第 43.　４図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（水素濃度計）

第 43.　５図　計装設備の系統概要図

第 43.　６図　パラメータの監視及び記録に使用する代替計測制御設備の系統概要図

第 43.　７図　パラメータの監視及び記録に使用する計測制御設備の系統概要図

第 43．８図　情報把握計装設備の単線結線図

２章　補足説明資料

令和２年３月 13 日　R15

１章　基準適合性

規則への適合性

「再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という）第四十三条では，計装設備について以下の要求がされている。

（計装設備）

第四十三条　再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。

２　再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を設けなければならない。

３　前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。

【解釈】

第４３条（計装設備）

１　第１項に規定する「直流電源の喪失」とは、設計基準の要求により措置されている保安電源設備の直流電源を喪失することをいう。

２　第１項に規定する「パラメータを推定するために有効な情報を把握できる」とは、テスターと換算表を用いて必要な計測を行うこと等をいう。

３　第２項に規定する「必要な情報を把握できる」とは、発生する事故の特徴から、作業可能な状態が比較的長時間確保できる可能

性がある場合には、施設の遠隔操作に代えて、緊急時のモニタや施設制御を現場において行うことを含むものとする。

４　第３項に規定する「共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれない」とは、第４６条に規定する「緊急時対策所」に、「必要な情報を把握できる設備」を備えることにより制御室と同時に機能を喪失しないことをいう。

＜適合のための設計方針＞

第１項について

再処理施設には，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設置又は配備する。

第２項について

再処理施設には，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を設置又は配備する。

第３項について

前項の設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものとする。

1. 概要

1.1　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ

再処理施設には，重大事故等が発生した場合において，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点を考慮し，当該パラメータを推定するために必要な設備を設置又は配備する。

重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは，パラメータの重要性や計測にあたっての優先順位の明確化の観点から，以下の通り分類する（第 43. 1 図）。

再処理施設の状態を監視するパラメータのうち，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを抽出パラメータとする。

抽出パラメータは，各技術的能力の作業手順に用いられるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。

抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等の成否を把握するために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとする。また、抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態及び再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。

主要パラメータのうち，再処理施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。

主要パラメータのうち，再処理施設の状態を間接監視又は重要監視パラメータを推定するパラメータを重要代替監視パラメータとする。

重要代替監視パラメータは，重要監視パラメータと同一物理量のパラ

メータを計測する異なる計測点(以下「他チャンネル」という。)がある場合，重要代替監視パラメータとしていずれか１つの適切な他チャンネルを選定し，計測する設計とする。

また，重要監視パラメータを異なる物理量又は計測方式により，間接監視又は 換算表を用いた 推定が可能なパラメータがある場合，重要代替監視パラメータとして計測する設計とする。

重要代替監視パラメータが複数ある場合は，重要監視パラメータとの相関性の高さ，検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し，計測に当たっての 優先順位を定める。

主要パラメータは，再処理施設の状態を監視する上で有効なパラメータとして，中央制御室及び緊急時対策所において監視，記録するとともに共有するパラメータとする 。

以上の手順により分類した主要パラメータの計測範囲，重大事故等時の変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を第 43. １表 に，重要代替パラメータによる重要監視パラメータの推定方法を第 43. ２表 に示す。また、補助パラメータの対象を第 43. ３表 に示す。

1.2　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを推定するために有効な情報を把握するための設備

主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器，重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし，重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用する設計とする。

重大事故等の発生要因が外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等 及び 全交流動力電源の喪失が発生した場合には，可搬型計器

を重要計器及び重要代替計器として 新たに配備 する設計とする。また、内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準対象の施設である計測制御設備 （以下，「計測制御設備」という。） 又は 代替計測制御設備 を重要計器及び重要代替計器として 新たに設置又は配備 する設計とする。

重要計器及び重要代替計器のうち，可搬型計器は，計測方式に応じて計測制御設備の計装導圧配管及び温度計ガイド管（「以下，計装配管という」）に接続して使用する設計とし，これら重大事故等の対処に必要なパラメータの計測に使用する計装配管を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

主要パラメータを計測する設備は，重大事故等時における再処理施設の状態を把握できる計測範囲を有する設計とする。主要パラメータを計測する可搬型計器の電源は，非常用電源設備又は常用電源設備が喪失した場合において，代替電源から給電が可能な設計とする。

計装設備に関する重大事故等対処設備一覧を第 43. 4 表 に，計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様を第 43. 5 表 に，計装設備の計測概要図及び系統概要図を第 43. 2 図から第 43. 5 図に示す。

1.3　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを監視及び記録するための設備

重大事故等が発生し，安全機能を有する施設の計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により，主要パラメータが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室， 中央制御室並びに緊急時対策所において監視，記録することが困難となった場合を考慮し，主要パラメータを使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 並びに 中央制御

室にて監視，記録するための設備として情報把握計装設備を設置又は配備する。主要パラメータのうち，設備の健全性確認のみに用いるもので継続監視しないものや 伝送型計器を設置するまでの間に携行型計器で計測したパラメータ は，情報把握計装設備による伝送の対象外とする。

主要パラメータを監視する設備は，外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等及び内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失により発生する重大事故等発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室に設置する情報把握計装設備の可搬型情報表示装置にて監視する設計とする。また、内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には設計基準対象設備である，制御室の監視制御盤及び安全系監視制御盤にて監視する設計とする。緊急時対策所における主要パラメータの監視については，「第 46 条　緊急時対策所」のデータ表示装置及び情報表示装置を使用する。

主要パラメータを記録する設備については，外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等及び内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失により発生する重大事故等の発生時において，情報把握計装設備の可搬型情報収集装置（制御建屋用）及び情報把握計装設備の可搬型情報収集装置（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵建屋用）にて記録する設計とする。また，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時においては，設計基準対象設備である監視制御盤にて記録する設計とする。緊急時対策所における主要パラメータの記録については，「第 46 条　緊急時対策所」のデータ収集装置及び情報収集装置を使用する。

情報把握計装設備は，可搬型発電機 及び情報把握計装設備用可搬型発

電機により電源を供給する設計とする。

情報把握計装設備は，重大事故等への対処に必要な個数及び故障時バックアップ並びに位置的分散を適切に考慮し，保管する。

情報把握計装設備の系統概要図を第 43．6 図に，監視制御盤の系統概要図を第 43．7 図に示す。

1.4　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備

再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備として，1.2 及び 1.3 項の設備を再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備として兼用する設計とする。

1.3 項の情報把握計装設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないよう，制御室及び緊急時対策所に必要な情報を共有することが出来る設計とする。

2. 設計方針

2.1.1 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ

再処理施設は，重大事故等が発生し，安全機能を有する施設の計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点を考慮し，当該パラメータを推定するために必要な設備を新たに設置又は配備する。

重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは，パラメータの重要性や計測にあたっての優先順位の明確化の観点から，以下のとおり分類する（第 43. 1 図）。

再処理施設の状態を監視するパラメータのうち，当該重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータを抽出パラメータとする。

抽出パラメータは，技術的能力審査基準のうち，以下の作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。

・1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等

・1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等

・1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等

・1.4 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等

・1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

・1.7 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等

・1.8 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等

・1.9 電源の確保に関する手順等

・1.10 事故時の計装に関する手順等

なお，技術的能力審査基準のうち，以下の作業手順に用いるパラメータについては，重大事故等の発生防止対策，拡大防止対策を実施するための手順ではないため，各々の手順において整理する。

・1.11 制御室の居住性等に関する手順等

・1.12 監視測定等に関する手順等

・1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

・1.14 通信連絡に関する手順等

抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を成功させるために把握することが必要なパラメータを主要パラメータとする。

主要パラメータのうち，再処理施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。

主要パラメータのうち，再処理施設の状態を間接監視又は推定するパラメータを重要代替監視パラメータとする。また，抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態及び再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。

重要監視パラメータと同一物理量のパラメータを計測する異なる計測点(以下「他チャンネル」という。)がある場合は，重要代替監視パラメータとしていずれか１つの適切な他チャンネルを選定し，計測する設計とする。また、重要監視パラメータを異なる物理量又は計測方式により，間接監視又は推定が可能なパラメータがある場合は，重要代替監視パラメータとして計測する設計とする。

重要代替監視パラメータが複数ある場合は，重要監視パラメータとの相関性の高さ，検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考

慮し，計測に当たっての優先順位を定める。

主要パラメータは，再処理施設の状態を直接，間接又は推定するパラメータであり，再処理施設の状態を把握する上で有効なパラメータであることから，当該パラメータを中央制御室及び緊急時対策所において監視，記録し，共有する設計とする。

以上の観点から分類した主要パラメータの計測範囲，重大事故等時の変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を第 43.１表 に，重要代替監視パラメータによる重要監視パラメータの推定方法を第 43.２表 に示す。補助パラメータの対象を第 43.３表 に示す。

2.1.2　重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを推定するために有効な情報を把握するための設備

主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器，重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし，重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用する設計とする。

重大事故等の発生要因 として，外的事象による安全機能の喪失を要因と し重大事故等が発生した場合 及び 内的事象による安全機能の喪失を要因とし 全交流動力電源の喪失 により重大事故等 が発生した場合には，可搬型計器 にて主要パラメータを計測する設計とし，重要計器及び重要代替計器として 分類 する。

外的事象による安全機能の喪失を要因とし重大事故等が発生した場合及び内的事象による安全機能の喪失を要因とし全交流動力電源の喪失により重大事故等が発生した場合に対処する重要計器及び重要代替計器は，可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準事故に対処するための設備である計測制御設備 （以下，「計測制御設備」という。）及び代替計測制御設備にて主要パラメータを計測する設計とし，重要計器及び重要代替計器として分類する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に対処する重要計器及び重要代替計器のうち，計測制御設備については常設重大事故等対処設備として位置付けし，代替計測制御設備については常設重大事故等対処設備として新たに設置する。可搬型計器については可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要パラメータを計測する設備は，重大事故等時における再処理施設の状態を把握できる計測範囲を有するとともに，監視及び記録が可能な設計とする。

重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器は，重大事故等の発生を想定する機器等の状態を推定するために当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合，他チャンネルを重要代替パラメータとして分類し，重要監視パラメータを間接又は推定するための異なる物理量のパラメータを設けることで可能な限り多様性を有する設計とする。

重要代替監視パラメータを計測する重要代替計器は，重要監視パラメータを計測する重要計器と可能な限り位置的分散を図る設計とする。

主要パラメータを計測する可搬型 計器 の電源は，計測に必要な直流 電源又は 全交流動力 電源が喪失した場合において，代替電源から給電が可能な設計とする。

可搬型計器の電源は，充電池又は乾電池により電源を供給する設計と

するか，電源を必要としない計測方式にて計測する設計とする。

可搬型計器の電源は，2.1.3 項の情報把握計装設備が設置される前は，代替電源として充電池又は乾電池から必要な電源を供給する設計とする。

情報把握計装設備が設置された後は，当該設備から電源を供給することにより，計測に必要な電源の供給を継続できる設計とする。

可搬型計器は，計測方式に応じて設計基準の計測制御設備の一部に接続して使用する設計とし、これら重大事故等の対処に必要なパラメータの計測に使用する計装配管を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型計器の計測方式に応じて必要となる圧縮空気は，可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）が起動される前は，代替供給源として可搬型空気ボンベから必要な空気の供給を行う設計とする。可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）が起動された後は，当該設備から圧縮空気を供給することにより，計測に必要な圧縮空気の供給を継続できる設計とする。

可搬型計器のうち，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内で使用する設備は，崩壊熱による使用済燃料貯蔵槽水の温度の上昇及び沸騰による使用済燃料貯蔵槽周辺の湿度の上昇を考慮し，可搬型計器を冷却するための可搬型計測ユニット用空気圧縮機及び可搬型空冷ユニットを新たに配備する。また、屋外にて当該パラメータを計測，監視する設備として，可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニット並びにこれらのユニットをけん引するけん引車を新たに配備する。

計装設備に関する重大事故等対処設備一覧を第 43.４表に，計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様を第 43.５表に，計装設備の計

測概要図及び系統概要図を第 43．2 図から第 43．5 図に示す。

2.1.2.1 パラメータを計測する計器の故障時に使用する設備

重大事故等に対処 するために監視することが必要な パラメータを計測する計器が故障 した場合（常設配管の損傷 又は計測範囲を超えた場合）において，重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの計測により，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測するための設備は以下の通り。

（１）外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等の発生時に使用する設備

【常設重大事故等対処設備】

・計測制御設備（計装配管）

【可搬型重大事故等対処設備】

・代替計測制御設備（可搬型計器）※1

・可搬型計測ユニット

・可搬型監視ユニット

・可搬型計測ユニット用空気圧縮機

・可搬型空冷ユニット

・けん引車

・可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

・情報把握計装設備用可搬型発電機

※1：計測用ボンベ，充電池及び乾電池を含む

（２）内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に使用する設備

【常設重大事故等対処設備】

・計測制御設備（常設計器）

・計測制御設備（計装配管）

・代替計測制御設備（常設計器）

・安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）

・一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）

【可搬型重大事故等対処設備】

・代替計測制御設備（可搬型計器）※1

・可搬型計測ユニット

・可搬型監視ユニット

・可搬型計測ユニット用空気圧縮機

・可搬型空冷ユニット

・けん引車

・可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

※1：計測用ボンベ，充電池及び乾電池を含む

2.1.2.2 計測に必要な計器電源が喪失した場合に使用する設備

計測に必要な直流電源又は全交流動力電源の喪失により計測に必要な計器電源が喪失し，重大事故等に対処するための主要パラメータの計測が困難となった場合において，重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの計測により，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測及び推定するための設備は以下の通り。

【常設重大事故等対処設備】

・計測制御設備（計装配管）

【可搬型重大事故等対処設備】

・代替計測制御設備（可搬型計器）※1

・可搬型計測ユニット

・可搬型監視ユニット

・可搬型計測ユニット用空気圧縮機

・可搬型空冷ユニット

・けん引車

・可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

・情報把握計装設備用可搬型発電機

※1：計測用ボンベ，充電池及び乾電池を含む

2.1.3　重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備

重大事故等が発生し，安全機能を有する施設の計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により，主要パラメータが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所において監視，記録することが困難となった場合を考慮し，主要パラメータを使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所で監視，記録するための設備として情報把握計装設備を新たに配備する。

主要パラメータのうち，設備の健全性確認のみに用いるもので継続監視しないものや伝送型計器を設置するまでに携行型計器で計測したパラメ

ータは，情報把握計装設備による伝送の対象外とする。

主要パラメータの監視は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には制御室 に設置している計測制御設備 の監視制御盤 及び安全系監視制御盤 にて監視する設計とし，常設重大事故等対処設備として位置付ける。また，外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等の発生時 及び内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失により発生する重大事故等 の発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室に 配備 する情報把握計装設備の可搬型情報表示装置にて監視する設計とする とともに，当該設備を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

緊急時対策所における主要パラメータの監視については，「第 46 条 緊急時対策所」のデータ表示装置及び情報表示装置を使用する 設計とし，当該設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所において実施組織要員を介さずに監視するために設置する情報把握計装設備が設置されるまでの間は，主要パラメータの計測又は推定を実施組織要員により所定の頻度（1 時間 30 分）で監視を行い，「第 47 条　通信連絡を行うために必要な設備」を用いて，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所に情報伝達し，監視する。

主要パラメータの記録は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には制御室に 設置している 監視制御盤にて記録する設計とする。また，外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等の発生時 及び内的事象による安全

機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失により発生する重大事故等の発生時 には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 の近傍に設置する可搬型計測ユニットに搭載する情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び 中央制御室に設置する情報把握計装設備の可搬型情報収集装置 にて記録する設計と する。

緊急時対策所における主要パラメータの記録については，「第 46 条 緊急時対策所」のデータ収集装置及び情報収集装置にて記録する設計とする。

また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所にて実施組織要員を介さずに記録するために設置する情報把握計装設備が設置されるまでの間は，「第 47 条　通信連絡を行うために必要な設備」を用いて，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室並びに緊急時対策所に情報伝達し，記録用紙に記録する。

情報把握計装設備は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室において監視及び記録ができるよう ，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室に設置する可搬型情報収集装置及び可搬型表示装置で構成し，監視及び記録ができる 設計とする。

前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所 に設置する可搬型情報収集装置は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管

庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の可搬型計器 にて計測した主要パラメータを収集する。収集した主要パラメータは，中央制御室の可搬型情報収集装置に伝送する設計とする。また，「第 46 条　緊急時対策所」の情報収集装置 （第 46 条　緊急時対策所）にも伝送する設計とする。

中央制御室の可搬型情報収集装置は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所 の可搬型情報収集装置より伝送される主要パラメータを記録する設計とする。使用用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型情報収集装置については，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型計器にて計測した主要パラメータを記録する設計とする。

可搬型情報収集装置にて収集した主要パラメータは，電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量 は，記録が必要な期間に渡って 保存できる 容量を有する 設計とする。

可搬型表示装置は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室に設置し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央制御室の可搬型情報収集装置に伝送された主要パラメータを監視できる設計とする。

情報把握計装設備の電源は，代替電源として「第 42 条　電源設備」及び「第 43 条 計装設備」の可搬型発電機からの給電により使用可能な設計とする。情報把握計装設備の 受電系統 図を第 43. 8 図に示す。なお，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には設計基準の電源設備を使用する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

（１）外的事象による安全機能の喪失を要因とした重大事故等の発生時 及び内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失により発生する重大事故等 時に使用する監視及び記録するための設備

【常設 重大事故等対処 設備】

・情報把握計装設備用屋内ケーブル

・建屋間伝送用無線装置

・情報収集装置（第 46 条　緊急時対策所）

・情報表示装置（第 46 条　緊急時対策所）

【可搬型 重大事故等対処設備 】

情報把握計装設備は，以下の設備で構成する。

・可搬型情報収集装置（前処理建屋用）

・可搬型情報収集装置（分離建屋用）

・可搬型情報収集装置（精製建屋用）

・可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）

・可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）

・可搬型情報収集装置（制御建屋用）

・可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋用）

・可搬型情報表示装置（制御建屋用）

・可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋用）

・可搬型情報収集装置（第１保管庫・貯水所用）

・可搬型情報収集装置（第２保管庫・貯水所用）

【代替電源設備】

・情報把握計装設備用可搬型発電機

・前処理建屋可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・分離建屋可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・制御建屋可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（第 42 条　電源設備）

・可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

（２）内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に使用する監視及び記録するための設備

【常設 重大事故等対処設備】

・監視制御盤（第44条　制御室）

・安全系監視制御盤※1（第44条　制御室）

・データ収集装置（第46条　緊急時対策所）

・データ表示装置（第46条　緊急時対策所）

・直流電源設備（第 42 条　電源設備）

・計測制御用交流電源設備（第 42 条　電源設備）

※１監視のみに使用する設備

2.1.4　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握する設備

再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが 発

生 した場合 においても中央制御室及び緊急時対策所において 必要な情報を把握 するために，可搬型計器及び情報把握計装設備を使用する 設計とする。

情報把握計装設備は，共通要因によって中央制御室及び緊急時対策所において同時にその機能が損なわれないよう，中央制御室及び緊急時対策所に対して同一の主要パラメータを伝送することで，同時に必要な情報を把握することが損なわれない設計とする。

故意による 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報として把握するパラメータは，「 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の大規模損壊の対処を行うために整備する以下の３つの活動を行うための手順で用いるパラメータとする。

・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等
・燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等
・放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順等

これらの活動は，「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」，「1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」，「1.7 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」及び「1.8 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」に用いる重大事故等対処設備にて当該活動を行うことから，「1.10　事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定においてはこれを網羅したパラメータ選定を 行う設計とする。

主要な設備は，以下のとおりとする。

【常設重大事故等対処設備 】

・設計基準の計測制御設備（計装配管）

・情報把握計装設備用屋内ケーブル

・建屋間伝送用無線装置

・情報収集装置（第 46 条　緊急時対策所）

・情報表示装置（第 46 条　緊急時対策所）

【可搬型 重大事故等対処 設備】

・代替計測制御設備（可搬型計器 ※1）

・可搬型計測ユニット

・可搬型監視ユニット

・可搬型計測ユニット用空気圧縮機

・可搬型空冷ユニット

・けん引車

・可搬型情報収集装置（前処理建屋用）

・可搬型情報収集装置（分離建屋用）

・可搬型情報収集装置（精製建屋用）

・可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）

・可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）

・可搬型情報収集装置（制御建屋用）

・可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋用）

・可搬型情報表示装置（制御建屋用）

・可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋用）

・可搬型情報収集装置（第１保管庫・貯水所用）

・可搬型情報収集装置（第２保管庫・貯水所用）

・情報把握計装設備用可搬型発電機

※1：計測用ボンベ，充電池及び乾電池を含む

【補足説明資料2-2, 2-4, 2-10, 2-11, 2-12, 2-13, 2-15】

2.2　多様性，位置的分散

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.1　多様性，位置的分散，悪影響防止等 （第三十三条第２項，第３項第二号，第四号，第六号）」に示す。

重要代替監視パラメータは，重要監視パラメータと異なる物理量の計測又は測定原理とすることで，重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を図った計測方法により計測できる設計とする。

重要代替監視パラメータは，重要監視パラメータと異なる計測点として他チャンネルを設定することで，重要監視パラメータに対して可能な限り位置的分散を図る設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器は，計測制御設備と異なる保管場所に保管することで，位置的分散を図る設計とする。また，重要代替計器の可搬型計器は，重要計器の可搬型計器と異なる保管場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器の電源は，計測制御設備の電源と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，乾電池，充電池又は可搬型発電機での給電による使用により，計測制御設備の電源に対して多様性を有する設計とする。

情報把握計装設備は，計測制御設備と異なる保管場所に保管することで，位置的分散を図る設計とする。

情報把握計装設備は，中央制御室及び緊急時対策所に同様の情報を伝送することにより，故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して，同時に必要な情報の把握が損なわれない設計とする。

情報把握計装設備は，代替電源設備から給電することで電源設備に対して多様性を有する設計とする。

情報把握計装設備用屋内ケーブル及び建屋間伝送用無線装置は，共通要因によって計測制御設備と同時に機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための計測制御設備と異なる系統として新たに設置することにより多様性を有する設計とする。

2.3　悪影響防止

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.1　多様性，位置的分散，悪影響防止等（第三十三条第１項第六号）」に示す。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器並びに情報把握計装設備は，転倒のおそれがないよう固定して保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器を接続する計測制御設備（計装 配管 ）は，周辺機器等の転倒によって機能喪失とならないよう，周辺機器の転倒防止対策を講ずることで，他の設備による悪影響を受けない設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち，燃料貯蔵プール等水位及び燃料貯蔵プール等温度の計測に使用する可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及び可搬型空冷ユニットは，アウトリガ又は輪留めによる固定等をすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

情報把握計装設備用屋内ケーブル及び建屋間伝送用無線装置は，計測制御設備とは異なる系統構成とし，重大事故等が発生した際，情報把握計装設備として単独で使用することにより，再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

2.4　個数及び容量等

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.2　個数及び容量等（第三十三条第１項第一号）」に示す。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器を接続する計測制御設備（計装配管）は，重大事故等発生前（平常運転時）に使用している設備として兼用し，当該施設として保有する計測範囲が，想定される重大事故等時において必要となる計測範囲に対して十分であること，又は計測結果を換算等により推定可能であり，重大事故等発生前（平常運転時）に使用している設備と同仕様で設計する。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器は，重大事故等時における再処理施設の状態（不確かさを考慮した予想変動範囲）を推定するために必要な計測範囲を有する設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器並びに情報把握計装設備は，重大事故等の対処に必要な個数（必要数）に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外バックアップを必要数以上確保する。

情報把握計装設備は，想定される重大事故等時において必要なデータ量を伝送することができる設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器並びに情報把握計装設備のうち，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる容量等を有する設計とする。

2.5　環境条件等

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.3　環境条件等 （第三十三条第１項第二号，第七号，第３項第三号，第四号）」に示す。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器と接続する計測制御設備（計装配管）の接続口は，溢水に対して，溢水量を考慮した位置への設置，被水を考慮した設計とする。

情報把握計装設備用屋内ケーブル及び建屋間伝送用無線装置は，重大事故等対処建屋内又は屋外に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

重要計器及び重要代替計器のうち以下のパラメータを計測する可搬型計器は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，制御建屋及び外部保管エリアに配備し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

・放射線レベル

・貯槽掃気圧縮空気流量

・廃ガス洗浄塔入口圧力

・貯槽温度

・冷却コイル通水流量

・冷却水流量

・貯槽液位

・機器注水流量

・凝縮水回収先セル液位

・凝縮水回収先貯槽液位

・凝縮器出口排気温度

・セル導出ユニットフィルタ差圧

・フィルタ差圧

・膨張槽液位

・冷却コイル圧力

・混合廃ガス凝縮器入口圧力

・導出先セル圧力

・漏えい液受皿液位

・冷却水排水線量

・凝縮器通水流量

・建屋供給冷却水流量

・圧縮空気自動供給貯槽圧力

・圧縮空気自動供給ユニット

・機器圧縮空気自動供給ユニット圧力

・圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力

・水素掃気系統圧縮空気圧力

・かくはん系統圧縮空気圧力

・セル導出ユニット流量

・水素濃度

・燃料貯蔵プール等水位

・燃料貯蔵プール等水温

・代替注水設備流量

・スプレイ設備流量

・燃料貯蔵プール等空間線量率

・燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）

・放水砲流量

・放水砲圧力

・貯水槽水位

・建屋内線量率

・送水流量

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に配備する重要計器及び重要代替計器の可搬型計器は，崩壊熱による使用済燃料貯蔵槽水の温度の上昇及び沸騰による使用済燃料貯蔵槽周辺の湿度の上昇を考慮し，可搬型空冷ユニット等により冷却空気を供給することで，重大事故等時における環境条件から可搬型計器を防護する設計とする。

情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は，屋外における環境条件を考慮した設計とする。また，積雪については除雪する手順を，火山の影響（降下火災物による積雪荷重）については除灰する手順の整備を考慮した設計とする。

情報把握計装設備の可搬型収集装置及び可搬型表示装置は，外部保管エリアに配備し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

想定される重大事故等時における環境条件として 第 43. 6 表に示した設計とする。

2.6　操作性の確保

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.4　操作性及び試験・検査性（第三十三条第１項第三号）」に示す。

可搬型重大事故等対処設備の操作場所は，十分な操作空間の確保を考慮した設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器並びに情報把握計装設備の可搬型収集装置及び可搬型表示装置は，人力及び車両による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてチェーン，ボルトによる固定等が可能な設計とする。

重要計器及び重要代替計器の可搬型計器と計測制御設備（計装配管）との接続，及び情報把握計装設備の接続は，簡便な方式（カプラ，コネクタ）とし，確実に接続出来る設計とする。また，当該設備は，附属の操作スイッチにより，配備場所にて操作が可能な設計とする。

操作対象機器を第 43．7 表に示す。

2.7　試験・検査

基本方針については，「第 33 条　重大事故等対処設備」の「2.4　操作性及び試験・検査性 （第三十三条第１項第三号，第四号，第五号，第３項第一号，第五号）」に示す。

主要パラメータ及び補助パラメータを計測する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。

可搬型計器は，再処理施設の運転中又は停止中に，模擬入力による性能の確認が可能な設計とする。

情報把握設備は，再処理施設の運転中又は停止中に，模擬入力による機能，性能の確認（表示）及び外観の確認が可能な設計とする。

再処理施設の運転中に待機状態にある主要パラメータ及び補助パラメータを計測する設備，可搬型計測器及び情報把握設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。

主要パラメータ及び補助パラメータを計測する設備並びに可搬型計測器は，保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため，同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

計装設備の試験検査内容を第 43．８表に示す。

3. 主要設備及び仕様

主要設備の仕様を第 43. 2 表に示す。

【補足説明資料 2-5】

第 43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１／１６）

a．臨界事故の拡大を防止するための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①貯槽の放射線レベル	放射線レベル	γ線：1E-1～1E+6μSv/h	1E+0～1E+4μSv/h	半導体検出器	未臨界に移行したことを携行型のサーベイメータを用いてセル周辺の線量率により判断するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	3	－	－	○	－	－
		中性子線：1E-2～1E+4μSv/h		比例計数管		3					
		1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	電離箱	臨界事故の発生を判断するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	24	－	○	－	－
②貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～30Nm^3/h	0～20Nm^3/h	熱式	水素掃気成功判断のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	18	－	－	○	－	－
③廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽圧力※2	0～1MPa	0～0.76MPa	圧力式	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断/廃ガス貯留槽への貯留完了判断のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	14	－	○	－	－
④廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽流量※2	0～136Nm^3/h	0～136Nm^3/h	差圧式	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	4	－	○	○	－
⑤廃ガス貯留槽の放射線レベル	廃ガス貯留槽放射線レベル	1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	電離箱	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	4	－	○	－	－
⑥溶解槽の圧力	溶解槽圧力	-2～2kPa	-2～2kPa	エアパージ式	溶解槽の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	4	－	○	○	－
⑦廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※3	-3.5～2kPa	-3.5～2kPa	エアパージ式	廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	4	－	○	○	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※3 「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」，「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

表-1

第 43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（２／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①貯槽の温度	貯槽温度※3	0～150℃	29～130℃	熱電対 測温抵抗体	発生防止対策の成否判断／拡大防止対策の開始判断／異常な水準の放出防止対策の開始判断／貯槽溶液温度の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	106	55	18	○	－	○
	［冷却コイル通水流量］	「⑭冷却コイル通水流量」を監視するパラメータと同じ。									
	［冷却水流量］	「⑮冷却水流量」を監視するパラメータと同じ。									
	［貯槽液位］	「②貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
②貯槽の液位	貯槽液位※4	液位：0～80kPa 密度：0～30kPa	液位：0～65kPa 密度：0～22.17kPa	エアパージ式	拡大防止対策における機器注水作業の開始判断／機器注水量の決定／拡大防止対策の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	106	53	－	○	○	－
	［貯槽温度］	「①貯槽の温度」を監視するパラメータと同じ。									
	［機器注水流量］	「⑯機器注水流量」を監視するパラメータと同じ。									
	［凝縮水回収先セル液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
	［凝縮水回収先貯槽液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
③凝縮器出口の排気温度	凝縮器出口排気温度	0～130℃	29～130℃	熱電対 測温抵抗体	発生蒸気の凝縮効果を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲および蒸気発生元である貯槽温度の上限値までを監視可能とする。	12	－	15	○	－	○
	［貯槽液位］	「②貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
	［凝縮水回収先セル液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
	［凝縮水回収先貯槽液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※3 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※4 「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第 43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（３／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
④セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧※2	0～1.0kPa	0～0.6kPa	差圧式	セル導出ユニットフィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑤フィルタの差圧	フィルタ差圧※2	0～1.0kPa	0～0.6kPa	差圧式	フィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位	凝縮水回収先セル液位※5	0～20kPa	0～1.05kPa	エアパージ式	沸騰蒸気が冷却され凝縮水が発生していることを把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	10	9	－	○	○	－
	凝縮水回収先貯槽液位	液位：0～80kPa 密度：0～5kPa	液位：0～64.91kPa 密度:2.615～4.066kPa	エアパージ式	沸騰蒸気が冷却され凝縮水が発生していることを把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	2	2	－	○	○	－
	［貯槽液位］	「②貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。									
	［凝縮器出口排気温度］	「③凝縮器出口の排気温度」を監視するパラメータと同じ。									
⑦膨張槽の液位	膨張槽液位	0～10m	0～2.071m	ロープ式	通水配管に損傷が無く，ループ通水作業が開始できることを判断するため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。	14	－	－	× ※4	－	－
⑧冷却コイルの圧力	冷却コイル圧力	0～1.6MPa	0～0.98MPa	圧力式	通水配管に損傷が無く，コイル通水作業が開始できることを判断するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	18	－	－	× ※4	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※3 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※4 設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり，継続監視しないため伝送しない。

※5 「⑪漏えい液受皿の液位」と兼用する設備

第 43.１表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（４／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
⑨廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※2 混合廃ガス凝縮器入口圧力	-12～10kPa	-5～10kPa	圧力式 エアパージ式	セル導出時における廃ガス洗浄塔および混合廃ガス凝縮器の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	12	12	－	○	○	－
⑩導出先セルの圧力	導出先セル圧力※3	-5～5kPa	-4.7～3kPa	圧力式	可搬型排風機起動の判断に用いるため，導出先セルの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑪漏えい液受皿の液位	漏えい液受皿液位※5	0～20kPa	0～15kPa	エアパージ式	セル内漏えいの有無を確認するため，漏えい液受皿の重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	18	－	－	○	○	－
⑫冷却水排水の線量	冷却水排水線量	1E-1～1E+6μSv/h	1E-1～1E+6μSv/h	半導体検出器	注水ラインの循環運転開始判断のため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。	10	－	－	○	－	－
⑬凝縮器の通水流量	凝縮器通水流量	2.3～572 m^3/h	0～45m^3/h	電磁式	凝縮器通水流量の調整／冷却水供給が継続されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	25	－	－	○	－	－
⑭冷却コイル通水流量	冷却コイル通水流量	0～13m^3/h	0～13m^3/h	電磁式	冷却水供給が継続されていることの監視および冷却水通水流量を調整するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	159	－	－	○	－	－
⑮冷却水流量	冷却水流量	2.3～107m^3/h	0～17m^3/h	電磁式	冷却水供給が継続されていることの監視および冷却水通水流量を調整するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	60	－	－	○	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」，「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※3 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※4 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※5 「⑥凝縮水回収先セルの液位」と兼用する設備

表-4

第 43.１表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（５／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
⑯機器注水流量	機器注水流量	0.04～107m^3/h	0～1.9m^3/h	電磁式	機器注水量の調整／機器注水に必要な水供給ができていることの成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	132	－	－	○	－	－
⑰建屋供給冷却水の流量	建屋供給冷却水流量	0～480 m^3/h	0～180m^3/h	電磁式	各建屋に供給する冷却水流量の調整/各建屋に必要な水供給ができていることの確認のため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。	15	－	－	○	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（６／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①圧縮空気自動供給貯槽の圧力	圧縮空気自動供給貯槽圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	圧力式	圧縮空気自動供給貯槽から圧縮空気が供給されている状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	4	2※3	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
②圧縮空気自動供給ユニットの圧力	圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	圧力式	圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給されている状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	2	－	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	圧力式	機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給されている状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	6	－	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～64.18kPa 密度：0～5.296kPa	エアパージ式	圧縮空気手動供給ユニット接続系統が健全であり，掃気開始可能であるかの判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	14	－	－	○	○	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
⑤貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	0～32Nm^3/h	熱式 面積式	発生防止対策及び拡大防止対策の成否判断／水素掃気機能が維持されていることの監視／拡大防止対策の開始判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	147	49	－	○	－	－
	［水素掃気系統圧縮空気圧力］	「⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	［かくはん系統圧縮空気圧力］	「⑦かくはん系統圧縮空気の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	［セル導出ユニット流量］	「⑧セル導出ユニットの流量」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※3 貯槽掃気圧縮空気の供給元貯槽圧力を示す

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（７／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力	水素掃気系統圧縮空気圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	圧力式	水素掃気用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	12	6	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
⑦かくはん系統圧縮空気の圧力	かくはん系統圧縮空気圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	圧力式	かくはん用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする	6	－	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
⑧セル導出ユニットの流量	セル導出ユニット流量	0～35Nm^3/h	0～32Nm^3/h	熱式	機器への圧縮空気供給の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	15	－	－	○	－	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
⑨水素の濃度	水素濃度	0～25vol%	0～8vol%	熱伝導式	機器内及びセル内の水素濃度の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	21	－	－	○	○	－
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。									
	［貯槽温度］	「⑭貯槽の温度」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

第 43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（８／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
⑩セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧※2	0～1.0kPa	0～0.6kPa	差圧式	セル導出ユニットフィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑪フィルタの差圧	フィルタ差圧※2	0～1.0kPa	0～0.6kPa	差圧式	フィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑫廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※3	-12～10kPa	-4.7～3kPa	圧力式 エアパージ式	セル導出時における廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	2	4	－	○	○	－
⑬導出先セルの圧力	導出先セル圧力※2	-5～5kPa	-4.7～3kPa	圧力式	可搬型排風機起動の判断に用いるため，導出先セルの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	20	－	－	○	－	－
⑭貯槽の温度	貯槽温度※5	0～200℃	29～130℃	熱電対 測温抵抗体	発生防止対策及び拡大防止対策における貯槽の温度監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	98	51	18	○	－	○
	［水素濃度］	「⑨水素の濃度」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※3 「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※4 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※5 「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第 43.１表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（９／１６）

d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位	プルトニウム濃縮缶供給槽液位※3	0.0131～3.145m³	0.04～3m³	エアパージ式	濃縮缶への供給停止の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	1	－	○	○	－
	［供給槽ゲデオン流量］	0～0.14m³/h	0～0.12m³/h	エアパージ式	プルトニウム濃縮缶供給槽の液位によりプルトニウム濃縮缶への供給が停止していることを判断するため，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの流量計の指示値がゼロであることを確認可能とする。	－	1	－	○	○	－
②プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度	0～150℃	40～143℃	測温抵抗体	加熱蒸気の停止の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	2	－	○	－	○
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「④プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※3 「b. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第 43. 1 表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１０／１６）

d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
③プルトニウム濃縮缶の圧力	プルトニウム濃縮缶圧力	-24～2kPa	-2～2kPa	エアパージ式	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，拡大防止対策の実施（事象発生の検知から約５秒）の後に想定される変動範囲を監視可能とする。なお，事象発生から約３秒までは測定範囲を超えるが，監視開始以前の状態であるため，要求は満足する。 また，事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は，測定範囲内に警報設定値を設け，この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。	－	1	－	○	○	－
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「④プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

第 43. 1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１１／１６）

d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
④プルトニウム濃縮缶気相部の温度	プルトニウム濃縮缶気相部温度	0～200℃	100～200℃	熱電対	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，拡大防止対策の実施（事象発生の検知から約５秒）の後に想定される変動範囲を監視可能とする。なお，事象発生から約３秒までは測定範囲を超えるが，監視開始以前の状態であるため，要求は満足する。 また，事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は，測定範囲内に警報設定値を設け，この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。	－	1	－	○	－	○
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									
⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度	プルトニウム濃縮缶液相部温度※3	0～200℃	100～137℃	熱電対	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 また，事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は，測定範囲内に警報設定値を設け，この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。	－	1	－	○	－	○
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「④プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。									

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※3 「c. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１２／１６）

d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
圧力 貯留槽の ⑥廃ガス	廃ガス貯留槽圧力※2	0～1MPa	0～0.76MPa	圧力式	貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備を用いた対応／放出低減対策の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	10	－	○	－	－
流量 貯留槽の ⑦廃ガス	廃ガス貯留槽流量※2	0～136Nm3/h	0～80Nm3/h	差圧式	貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備を用いた対応に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	2	－	○	○	－
圧力 浄塔の入口 ⑧廃ガス洗	廃ガス洗浄塔入口圧力※4	-3.5～2kPa	-3.5～0kPa	エアパージ式	廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	－	2	－	○	○	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 「a. 臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用する設備

※3 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※4 「a. 臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１３／１６）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①燃料貯蔵プール等の水位	燃料貯蔵プール等水位	0～11.5m〔超音波式〕 0～2m〔メジャー〕	0～11.5m	超音波式 メジャー	燃料が冠水していることの確認／燃料貯蔵プール等への注水の開始・停止判断／燃料貯蔵プール等への注水の成否判断／対策の移行判断／燃料貯蔵プール等の水位監視のため，超音波式は重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 なお，メジャーについては重大事故等発生初期の水位は基本的には左記計測範囲（2m）内で変動すること，燃料貯蔵プールの水面に揺らぎ等がなければ超音波式を使用して計測することから，プロセス変動範囲が計測範囲を上回っていても要求は満足する。 〔携行型〕	3 〔超音波式〕 2 〔メジャー〕	9	－	× ※2	－	－
		0～11.5m		電波式 エアパージ式	燃料が冠水していることの確認／燃料貯蔵プール等への注水の開始・停止判断／燃料貯蔵プール等への注水の成否判断／対策の移行判断／燃料貯蔵プール等の水位監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕	3 〔電波式〕 12 〔エアパージ式〕		－	○	－	－
②燃料貯蔵プール等の温度	燃料貯蔵プール等水温	0～100℃	25～100℃	サーミスタ	燃料貯蔵プール等の水温を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕	3	9	－	× ※2	－	－
				測温抵抗体	燃料貯蔵プール等の水温を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕	12		－	○	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１４／１６）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
③代替注水設備の流量	代替注水設備流量	0～240m³/h	0～240m³/h	電磁式	燃料貯蔵プール等への注水量の確認／水供給が継続されていることの監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	3	－	－	○	－	－
④スプレイ設備の流量	スプレイ設備流量	0～114m³/h	0～114m³/h	電磁式	スプレイヘッダへの供給流量の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	36	－	－	○	－	－
⑤空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率※4	1E-1～1E+6μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	半導体検出器	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。〔携行型〕	2	－	－	×※2	－	－
		1E-1～1E+9μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	半導体検出器	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。〔パラメータ伝送型〕	2	4	－	○	－	－
⑥燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）※4	－	－	－	燃料貯蔵プール等の状態を監視可能とする。	12	7	－	×※3	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。

※3 映像信号のため伝送しない。

※4「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

第43.1表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１５／１６）

f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①放水砲の流量	放水砲流量	0～1800m³/h	0～900m³/h	電磁式	可搬型放水砲の放水量を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。	18	－	－	× ※2	－	－
②放水砲の圧力	放水砲圧力	0～1.6MPa	0～1.2MPa	圧力式	放水時の圧力を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。	12	－	－	× ※2	－	－
③貯水槽の水位	貯水槽水位※5	0～10m	0～6750mm	ロープ式	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕	8 ［ロープ式］	4	－	× ※3	－	－
		300～7500mm		電波式	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕	12 ［電波式］		－	○	－	－
④空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率※6	1E-1～1E+9μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	半導体検出器	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕	2	4	－	○	－	－
⑤燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）※6	－	－	－	燃料貯蔵プール等の状態を監視可能とする。	12	7	－	× ※4	－	－
⑥建屋内の線量率	建屋内線量率	1E+0～3E+5μSv/h	2.5E+5～3E+5μSv/h	半導体検出器	建屋内の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	10	－	－	○	－	－
		1E-1～1E+4μSv/h		半導体検出器	建屋内の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。	-	61	-	○	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 情報把握計装設備の接続が放出抑制対策の柔軟性を損なうことから伝送しない。

※3 携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。

※4 映像信号のため伝送しない。

※5「g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」と兼用する設備

※6「e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用する設備

第 43. 1 表　重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（１６／１６）

g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	計測方式	把握能力（計測範囲の考え方）	可搬型重大事故等対処設備個数※1	常設重大事故等対処設備個数	可搬型計測器個数※1	情報把握計装設備への伝送	計装導圧配管との接続	温度計ガイド管との接続
①貯水槽の水位	貯水槽水位※4	0～10m	0～6750mm	ロープ式	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕	8 ［ロープ式］	4	－	× ※2	－	－
		300～7500mm		電波式	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕	12 ［電波式］		－	○	－	－
②水源補給の流量	送水流量	0～1800m³/h	0～900m³/h	電磁式	大型移送ポンプ車から吐出流量を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。	24	－	－	× ※3	－	－

※1 事故時バックアップおよび待機除外時バックアップを含む

※2 携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。

※3 設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり，継続監視しないため伝送しない。

※4「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（１／１２）

a．臨界事故の拡大を防止するための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※2	代替パラメータの推定方法
貯槽の放射線レベル	放射線レベル※1	a．放射線レベル（他チャンネル）	a．他チャンネルの放射線レベル計にて貯槽の放射線レベルを測定する。
	放射線レベル	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽圧力※1	a．廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）※1	a．貯留設備への放射性物質の導出開始及び完了を判断するために計測し，万一，廃ガス貯留槽の圧力が監視できなくなった場合には，異なる計測点の圧力計よりパラメータを測定する。
廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽流量※1	a．廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）※1	a．貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断するために計測し，万一，廃ガス貯留槽への流量が監視できなくなった場合には，異なる計測点の流量計よりパラメータを測定する。
廃ガス貯留槽の放射線レベル	廃ガス貯留槽放射線レベル※1	a．廃ガス貯留槽放射線レベル（他チャンネル）※	a．貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断するために計測し，万一，廃ガス貯留槽の放射線レベルが監視できなくなった場合には，異なる計測点の放射線レベル検出器よりパラメータを測定する。
溶解槽の圧力	溶解槽圧力	a．溶解槽圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの圧力計にて溶解槽圧力を測定する。
廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力	a．廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの圧力計にて廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。

※1:重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（２／１２）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
貯槽の温度	貯槽温度	a．貯槽温度（他チャンネル） b．冷却水流量又は冷却コイル通水流量 c．貯槽液位	a．他チャンネルの温度計ガイド管を使用し,貯槽温度を測定する。 b．貯槽の冷却に必要な冷却水が供給されていることを冷却水流量又は冷却コイル通水流量により把握し，貯槽が沸点未満に冷却されていることを推定する。 c．貯槽の液位が低下していないことを確認することにより，貯槽が冷却されていることを推定する。
貯槽の液位	貯槽液位	a．貯槽液位（他チャンネル） b1. 貯槽温度及び凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位 b2. 貯槽温度，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位及び機器注水流量	a．他チャンネルの計装導圧配管を使用し,貯槽液位を測定する。 b1. 貯槽の温度を確認することにより,貯槽の液位が低下していないことを推定する。また，貯槽の温度が沸点に至っている場合には，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位の上昇率から貯槽液位を推定する。 b2. 貯槽の温度が沸点に至っている場合には，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位の上昇率及び機器注水流量から貯槽液位を推定する。
凝縮器出口の排気温度	凝縮器出口排気温度	b．貯槽液位及び凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位	b．凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位から推定される凝縮水の発生率及び貯槽液位から推定される蒸発率が一致していることを確認することにより，沸騰蒸気が凝縮されていることを推定する。
セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧	—	並列に設置されたフィルタユニットごとに差圧計を設置し，片系列運用とする。一方の系列の差圧の計測ができない場合には，他方の系列に切り替えるため，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
フィルタの差圧	フィルタ差圧	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位	凝縮水回収先セル液位	b．凝縮器出口排気温度及び貯槽液位	b．凝縮器出口排気温度から凝縮器が所定の性能を発揮していることを確認し，貯槽液位の低下量から凝縮水の発生量を推定することで，凝縮水回収先セルの液位を推定する。
	凝縮水回収先貯槽液位	b．凝縮器出口排気温度及び貯槽液位	b．凝縮器出口排気温度から凝縮器が所定の性能を発揮していることを確認し，貯槽液位の低下量から凝縮水の発生量を推定することで，凝縮水回収先貯槽液位の液位を推定する。

※1:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（３／１２）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
膨張槽の液位	膨張槽液位	—	直接的な計測方法であるため，可搬型の計器以外に故障等が発生する箇所がなく，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
冷却コイルの圧力	冷却コイル圧力	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力 混合廃ガス凝縮器入口圧力	a．廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの計装導圧配管（気相部）に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を接続し，廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。
導出先セルの圧力	導出先セル圧力	a．導出先セル圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの計装導圧配管（気相部）に可搬型導出先セル圧力計を接続し，導出先セル圧力を測定する。

※1：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（４／１２）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
漏えい液受皿の液位	漏えい液受皿液位	a．漏えい液受皿液位（他チャンネル）	a．漏えい液受皿液位（他チャンネル）に可搬型漏えい液受皿液位計を接続し漏えい液受皿液位を測定する。
冷却水排水の線量	冷却水排水線量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
凝縮器の通水流量	凝縮器通水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
冷却コイル通水流量	冷却コイル通水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
冷却水流量	冷却水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
機器注水流量	機器注水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
建屋供給冷却水の流量	建屋供給冷却水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。

※1：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（５／１２）

ｃ．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
圧縮空気自動供給貯槽の圧力	圧縮空気自動供給貯槽圧力	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であること確認するために，水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで，圧縮空気自動供給貯槽に必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。
圧縮空気自動供給ユニットの圧力	圧縮空気自動供給ユニット圧力	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であること確認するために，水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで，圧縮空気自動供給ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。
機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であること確認するために，水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで，機器圧縮空気自動供給ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。
圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量	ｃ．貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であること確認するために，かくはん系統又は計装導圧配管の下流側の弁の開度を確認したうえで，圧縮空気手動供給ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。
貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	ａ．貯槽掃気圧縮空気流量（他チャンネル） ｂ1．水素掃気系統圧縮空気圧力 ｂ2．かくはん系統圧縮空気圧力 ｃ．セル導出ユニット流量	ａ．他チャンネルの配管を使用し，貯槽掃気圧縮空気流量を測定する。 ｂ1．可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため，水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気圧力を測定することにより，機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 ｂ2．可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため，かくはん系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気圧力を測定することにより，機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 ｃ．機器個別の貯槽圧縮空気流量を変化させ，その時のセル導出ユニット流量の変化を確認することにより，貯槽掃気圧縮空気流量を推定する。

※1:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

ａ．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

ｂ．他パラメータからの換算等による推定

ｃ．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（６／１２）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
水素掃気系統圧縮空気の圧力	水素掃気系統圧縮空気圧力	b．貯槽掃気圧縮空気流量	b．可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため，水素掃気系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気流量を測定することにより，機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。
かくはん系統圧縮空気の圧力	かくはん系統圧縮空気圧力	b．貯槽掃気圧縮空気流量	b．可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため，かくはん系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気流量を測定することにより，機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。
セル導出ユニットの流量	セル導出ユニット流量	c．貯槽掃気圧縮空気流量	c．貯槽掃気圧縮空気流量を測定することで，機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。

※1:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（７／１２）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
水素の濃度	水素濃度	c．貯槽掃気圧縮空気流量 c．貯槽温度	c．貯槽掃気圧縮空気流量より，貯槽等を可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気が供給されていることを確認することにより，貯槽等が可燃限界濃度未満であることを推定する。 c．貯槽温度より，溶液の性状の変化に応じた水素発生量を推定し，貯槽等が可燃限界濃度未満であることを確認する。
セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧	—	並列に設置されたフィルタユニットごとに差圧計を設置し，片系列運用とする。一方の系列の差圧の計測ができない場合には，他方の系列に切り替えるため，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
フィルタの差圧	フィルタ差圧	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力	a．廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの計装導圧配管（気相部）に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を接続し，廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。
導出先セルの圧力	導出先セル圧力	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから,代替パラメータは無し。
貯槽の温度	貯槽温度	a．貯槽温度（他チャンネル） b．水素濃度	a．他チャンネルの温度計ガイド管を使用し,貯槽温度を測定する。 b．水素濃度より，貯槽等の溶液の性状の変化を確認し，貯槽温度を推定する。

※1:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（８／１２）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※2	代替パラメータの推定方法
プルトニウム濃縮缶供給槽の液位	プルトニウム濃縮缶供給槽液位※1	ｂ．供給槽ゲデオン流量※1	ｂ．プルトニウム濃縮缶供給槽の液位は，プルトニウム濃縮缶への供給が停止したことにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発が防止できたことの判断に使用するため，プルトニウム濃縮缶へプルトニウム溶液を供給する供給槽ゲデオンの流量を分単位の流量に換算し，これを監視期間にわたり積算することでプルトニウム濃縮缶供給槽の減少量が確認できることから，プルトニウム濃縮缶供給槽液位を推定する。
プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度※1	ａ．プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度（他チャンネル）※1 ｃ．プルトニウム濃縮缶圧力※1，プルトニウム濃縮缶気相部温度※1及びプルトニウム濃縮缶液相部温度※1	ａ．他チャンネルの温度計にてプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度を測定する。 ｃ．プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度は，プルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の供給が停止したことにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発が防止できたことの判断に使用するため，拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶圧力，プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度が同様に変動することから，これらのパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度の挙動を推定する。
プルトニウム濃縮缶の圧力	プルトニウム濃縮缶圧力※1	ｃ．プルトニウム濃縮缶気相部温度※1及びプルトニウム濃縮缶液相部温度※1	ｃ．拡大防止対策が機能していることを確認するために用いるため，拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶圧力と同様にプルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度が変動することから，これらのパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶圧力の挙動を推定する。
プルトニウム濃縮缶気相部の温度	プルトニウム濃縮缶気相部温度※1	ｃ．プルトニウム濃縮缶圧力※1及びプルトニウム濃縮缶液相部温度※1	ｃ．拡大防止対策が機能していることを確認するために用いるため，拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶気相部温度と同様にプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶液相部温度が変動することから，これらのパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶気相部温度の挙動を推定する。
プルトニウム濃縮缶液相部の温度	プルトニウム濃縮缶液相部温度※1	ｃ．プルトニウム濃縮缶圧力※1及びプルトニウム濃縮缶気相部温度※1	ｃ1．拡大防止対策が機能していることを確認するために用いるため，拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶液相部温度と同様にプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度が変動することから，これらのパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶液相部温度の挙動を推定する。

※1:重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

ａ．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

ｂ．他パラメータからの換算等による推定

ｃ．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2表　重要代替監視パラメータの推定方法（９／１２）

d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備（つづき）

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※2	代替パラメータの推定方法
廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽圧力※1	a．廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）※1	a．貯留設備への放射性物質の導出開始及び完了を判断するために計測し，万一，廃ガス貯留槽の圧力が監視できなくなった場合には，異なる計測点の圧力計よりパラメータを測定する。
廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽流量※1	a．廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）※1	a．貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断するために計測し，万一，廃ガス貯留槽への流量が監視できなくなった場合には，異なる計測点の流量計よりパラメータを測定する。
廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力	a．廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）	a．他チャンネルの圧力計にて廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。

※1:重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2:重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2 表　重要代替監視パラメータの推定方法（１０／１２）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
燃料貯蔵プール等の水位	燃料貯蔵プール等水位	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
燃料貯蔵プール等の温度	燃料貯蔵プール等水温	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
代替注水設備の流量	代替注水設備流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
スプレイ設備の流量	スプレイ設備流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。

※1：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2 表　重要代替監視パラメータの推定方法（１１／１２）

ｆ．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
放水砲の流量	放水砲流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
放水砲の圧力	放水砲圧力	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
貯水槽の水位	貯水槽水位	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
建屋内の線量率	建屋内線量率	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。

※1：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

ａ．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

ｂ．他パラメータからの換算等による推定

ｃ．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 2 表　重要代替監視パラメータの推定方法（１２／１２）

g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に必要な計装設備

分類	重要監視パラメータ	重要代替監視パラメータ※1	代替パラメータの推定方法
貯水槽の水位	貯水槽水位	—	携行型及び可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。
水源補給の流量	送水流量	—	可搬型設備の計測用であるため，重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと，かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり，対象パラメータの計測が困難とはならないことから，代替パラメータは無し。

※1：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し，これを優先順位とする。

a．異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b．他パラメータからの換算等による推定

c．他パラメータの推移による状況の推定

第 43. 3表　重大事故等時に用いる補助パラメータ（1／3）

事象分類	分類	補助パラメータ	可搬型	常設	重大事故等対処設備	電源設備	再処理施設の状態を補助的に監視
e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	可搬型計測ユニット用空気圧縮機の出口圧力（機器付）	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力（機器付）	○	—	○	—	○
	可搬型空冷ユニットの出口圧力（機器付）	可搬型空冷ユニット出口圧力（機器付）	○	—	○	—	○
	可搬型空冷ユニット用冷却装置の圧力（機器付）	可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力（機器付）	○	—	○	—	○
	可搬型空冷ユニット用バルブユニットの流量（機器付）	可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量（機器付）	○	—	○	—	○
	監視カメラ入口空気の流量（機器付）	監視カメラ入口空気流量（機器付）	○	—	○	—	○
	線量率計入口空気の流量（機器付）	線量率計入口空気流量（機器付）	○	—	○	—	○
f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	中型移送ポンプの吐出圧力（機器付）	中型移送ポンプ吐出圧力（機器付）	○	—	○	—	—
h．電源設備	代替電源の電圧等	前処理建屋可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		前処理建屋可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○
		分離建屋可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		分離建屋可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○
		制御建屋可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		制御建屋可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

第 43. 3表　重大事故等時に用いる補助パラメータ（２／３）

事象分類	分類	補助パラメータ	可搬型	常設	重大事故等対処設備	電源設備	再処理施設の状態を補助的に監視
h. 電源設備（つづき）	代替電源の電圧等（つづき）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	○
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	○
	母線の電圧	受電開閉設備 154ｋＶ受電電圧	—	○	○	○	—
		ユーティリティ建屋 6.9ｋＶ運転予備用主母線電圧	—	○	○	○	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		制御建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧	—	○	○	○	—
		制御建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		制御建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		前処理建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧	—	○	○	○	—
		前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		分離建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		分離建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		分離建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧	—	○	○	○	—
		精製建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		精製建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		精製建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧	—	○	○	○	—

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

第 43. 3表　重大事故等時に用いる補助パラメータ（３／３）

事象分類	分類	補助パラメータ	可搬型	常設	重大事故等対処設備	電源設備	再処理施設の状態を補助的に監視
h. 電源設備（つづき）	母線の電圧（つづき）	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧	—	○	○	○	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧	—	○	○	○	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧	—	○	○	○	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線　電圧	—	○	○	○	—
	燃料油貯蔵タンクの液位	軽油貯蔵タンク液位	—	○	○	○	○
		軽油用タンク　ローリ液位	○	—	○	○	○
ｉ．情報把握計装設備	情報把握計装設備の代替電源の電圧等	情報把握計装設備用可搬型発電機電圧 ※1	○	—	○	○	—
		情報把握計装設備用可搬型発電機燃料油 ※1	○	—	○	○	—

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１／２１）

a.　臨界事故の拡大を防止するための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型放射線レベル計（γ線）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型放射線レベル計（n線）【可搬型】	重要計器	重
	臨界検知用放射線検出器【常設】	重要計器	重
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	重要計器	重
	貯留設備の圧力計【常設】	重要計器	重
	貯留設備の流量計【常設】	重要計器	重
	貯留設備の放射線モニタ【常設】	重要計器	重
	溶解槽圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（２／２１）

b.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型貯槽温度計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	貯槽温度計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型貯槽液位計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	貯槽液位計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型凝縮器出口排気温度計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型フィルタ差圧計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型凝縮水回収先セル液位計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	凝縮水回収先セル液位計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	凝縮水回収先貯槽液位計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型膨張槽液位計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型冷却コイル圧力計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】	重要計器	重
	廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（３／２１）

b.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計【可搬型】	重要計器	重
	混合廃ガス凝縮器入口圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型導出先セル圧力計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型漏えい液受皿液位計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型冷却水排水線量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型凝縮器通水流量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型冷却コイル通水流量計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型冷却水流量計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型機器注水流量計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型建屋供給冷却水流量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型圧縮空気ボンベ【可搬型】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（4／21）

c.　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計【可搬型】	重要計器	重
	圧縮空気自動供給貯槽圧力計【常設】	重要計器	重
	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	貯槽掃気圧縮空気流量計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	水素掃気系統圧縮空気圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型セル導出ユニット流量計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型水素濃度計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】	重要計器	重

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（５／２１）

c.　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型フィルタ差圧計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】	重要計器	重
	廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型導出先セル圧力計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	可搬型貯槽温度計【可搬型】	重要計器，重要代替計器	重，代
	貯槽温度計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（６／２１）

ｄ．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	プルトニウム濃縮缶供給槽液位計【常設】	重要計器	重
	供給槽ゲデオン流量計【常設】	重要代替計器	代
	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	プルトニウム濃縮缶圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	プルトニウム濃縮缶気相部温度計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	プルトニウム濃縮缶液相部温度計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代
	貯留設備の圧力計【常設】	重要計器	重
	貯留設備の流量計【常設】	重要計器	重
	廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】	重要計器，重要代替計器	重，代

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（7／21）

e. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等水位計【常設】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等温度計【常設】	重要計器	重
	可搬型代替注水設備流量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型スプレイ設備流量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）【可搬型】	重要計器	重

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43.４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（８／２１）

e. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等空間線量率計【常設】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【常設】	重要計器	重
	可搬型空冷ユニットA【可搬型】	－	－
	可搬型空冷ユニットB【可搬型】	－	－
	可搬型空冷ユニットC【可搬型】	－	－
	可搬型空冷ユニットD【可搬型】	－	－
	可搬型空冷ユニットE【可搬型】	－	－
	可搬型空冷ユニット用ホース【可搬型】	－	－
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース【可搬型】	－	－
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース【可搬型】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（９／２１）

e. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型計測ユニット【可搬型】	－	－
	可搬型監視ユニット【可搬型】	－	－
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機【可搬型】	－	－
	けん引車【可搬型】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１０／２１）

e. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）【可搬型】	－	補
	可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）【可搬型】	－	補
	可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）【可搬型】	－	補
	可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）【可搬型】	－	補
	可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）【可搬型】	－	補
	可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）【可搬型】	－	補

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１１／２１）

f. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型放水砲流量計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型放水砲圧力計【可搬型】	重要計器	重
	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型貯水槽水位計（電波式）【可搬型】	重要計器	重
	貯水槽水位計【常設】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等空間線量率計【常設】	重要計器	重
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】	重要計器	重
	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【常設】	重要計器	重
	可搬型建屋内線量率計【可搬型】	重要計器	重
	建屋内線量率計【常設】	重要計器	重

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１２／２１）

f. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	可搬型中型移送ポンプ吐出圧力計（機器付）※1	－	補

※１　可搬型中型移送ポンプ付きの計測器で測定するパラメータ

パラメータ区分

重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１３／２１）

g. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）【可搬型】	重要計器	重
	可搬型貯水槽水位計（電波式）【可搬型】	重要計器	重
	貯水槽水位計【常設】	重要計器	重
	可搬型送水流量計【可搬型】	重要計器	重

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１４／２１）

h.　電源設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	前処理建屋可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補
	分離建屋可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	分離建屋可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補
	制御建屋可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	制御建屋可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計 ※1	－	補
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計 ※1	－	補

※１　可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

パラメータ区分

重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. 4表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１５／２１）

h. 電源設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	受電開閉設備 154ｋＶ受電電圧計	－	補
	ユーティリティ建屋 6.9ｋＶ運転予備用主母線電圧計	－	補
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ａ電圧計	－	補
	非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ｂ電圧計	－	補
	制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	制御建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	制御建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	制御建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補
	前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１６／２１）

h.　電源設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	前処理建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補
	前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	分離建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	分離建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	分離建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補
	精製建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	精製建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	精製建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１７／２１）

h. 電源設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	－	補
	高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	－	補
	高レベル廃液ガラス固化建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	－	補
	軽油用タンク　ローリ液位計	－	補
	軽油貯蔵タンク液位計	－	補

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43.４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１８／２１）

i．制御室における監視設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	監視制御盤【常設】	－	－
	安全系監視制御盤【常設】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（１９／２１）

j. 情報把握計装設備

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	可搬型情報収集装置（前処理建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（分離建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（精製建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（制御建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報表示装置（制御建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（第１保管庫・貯水所用）【可搬型】	－	－
	可搬型情報収集装置（第２保管庫・貯水所用）【可搬型】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（２０／２１）

j. 情報把握計装設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
主要設備	情報把握計装設備用可搬型発電機【可搬型】	－	－
	情報把握計装設備用屋内ケーブル【常設】	－	－
	建屋間伝送用無線装置【常設】	－	－

パラメータ区分
重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ４表　計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（２１／２１）

j. 情報把握計装設備（つづき）

設備区分	設備名	設備分類	パラメータ区分
補助パラメータを計測する設備	情報把握計装設備用可搬型発電機電圧計 ※1【可搬型】	－	補
	情報把握計装設備用可搬型発電機燃料油計 ※1【可搬型】	－	補

※１　可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

パラメータ区分

重：重要監視パラメータ　代：重要代替監視パラメータ　補：補助パラメータ　－：パラメータ分類なし

第 43. ５表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様(1/31)

(1) 臨界事故の拡大を防止するための設備に必要な計装設備

［常設重大事故等対処設備］

ａ．臨界検知用放射線検出器

・臨界検知用放射線検出器の一部は，代替安全保護回路と兼用する。

個　　数　　24

計測範囲　　1E+0～1E+7μSv/h

ｂ．貯留設備の圧力計

・貯留設備の圧力計は，「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　14

計測範囲　　０～１ MPa

ｃ．貯留設備の流量計

・貯留設備の流量計は「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　４

計測範囲　　０～136Nm^3/h

ｄ．貯留設備の放射線モニタ

個　　数　　４

計測範囲　　1E+0～1E+7μSv/h

ｅ．溶解槽圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　４

計測範囲　　－２～２ kPa

ｆ．廃ガス洗浄塔入口圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

・廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」及び「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　４

計測範囲　　-3.5～２ kPa

第 43. ５表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様(3/31)

［可搬型重大事故等対処設備］

a．可搬型放射線レベル計

(a) ガンマ線用サーベイメータ

個　　数　　３　（予備として故障時のバックアップを２台）

計測範囲　　1E-1～1E+6μSv/h

(b) 中性子線用サーベイメータ

個　　数　　３　（予備として故障時のバックアップを２台）

計測範囲　　1E-2～1E+4μSv/h

b．可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計

個　　数　　18　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを14台）

計測範囲　　０～ 30Nm^3/h

(2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備

［常設重大事故等対処設備］

a.　貯槽温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

・貯槽温度計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

(a) 貯槽温度計（熱電対）

個　　数　　41

計測範囲　　０～ 100 ℃

(b) 貯槽温度計（測温抵抗体）

個　　数　　14

計測範囲　　０～ 150 ℃

b.　貯槽液位計

（設計基準対象の施設と兼用）

・貯槽液位計は，「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　53

計測範囲　　液位：０～65kPa, 密度：０～ 10kPa

c.　凝縮水回収先セル液位計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　9

計測範囲　　０～13.44kPa

d.　凝縮水回収先貯槽液位計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　2

計測範囲　　液位：0～64.95kPa，密度：2.581～4.066kPa

e.　廃ガス洗浄塔入口圧力計、混合廃ガス凝縮器入口圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

・廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「臨界事故の拡大を防止するための設備の監視パラメータ」，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」及び「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　12

計測範囲　　-12～2 kPa

［可搬型重大事故等対処設備］

a.　可搬型貯槽温度計

・可搬型貯槽温度計は「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

第 43. 5表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様(6/31)

(a) 可搬型貯槽温度計（熱電対）

個　　数　　78　（予備として故障時のバックアップを39台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃

(b) 可搬型貯槽温度計（測温抵抗体）

個　　数　　28　（予備として故障時のバックアップを14台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃

(c) 可搬型貯槽温度計（テスタ）

個　　数　　18　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを12台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃（熱電対・測温抵抗体）

b. 可搬型冷却水流量計

個　　数　　60　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを47台）

計測範囲　　2.3 ～ 107m^3/h

c. 可搬型冷却コイル通水流量計

個　　数　　159（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 106 台）

計測範囲　　0 ～13m^3/h

d.　可搬型貯槽液位計

個　　数　　106 （予備として故障時のバックアップを53台）

計測範囲　　液位：０～80kPa, 密度：０～ 30kPa

e.　可搬型機器注水流量計

個　　数　　132　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 103 台）

計測範囲　　0.04～ 107m^3/h

f.　可搬型凝縮器出口排気温度計

(a) 可搬型凝縮器出口排気温度計（熱電対）

個　　数　　8　　（予備として故障時のバックアップを４台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃

(b) 可搬型凝縮器出口排気温度計（測温抵抗体）

個　　数　　4　　（予備として故障時のバックアップを２台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃

(c) 可搬型凝縮器出口排気温度計（テスタ）

個　　数　　15　　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）

計測範囲　　０～ 130 ℃（熱電対・測温抵抗体）

g.　可搬型凝縮器通水流量計

個　　数　　25　　(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを20台)

計測範囲　　2.3 ～ 572m^3/h

h.　可搬型凝縮水回収先セル液位計

・可搬型凝縮水回収先セル液位計は，「ｐ．可搬型漏えい液受皿液位計」と兼用する。

個　　数　　10　　(予備として故障時のバックアップを５台)

計測範囲　　０～ 20kPa

i.　可搬型凝縮水回収先貯槽液位計

個　　数　　２　　(予備として故障時のバックアップを１台)

計測範囲　　液位：０～80kPa, 密度：０～５ kPa

j.　可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計

・可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　　(予備として故障時のバックアップを10台)

計測範囲　　０～1.0kPa

k.　可搬型フィルタ差圧計

・可搬型フィルタ差圧計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　　(予備として故障時のバックアップを10台)

計測範囲　　０～1.0kPa

l.　可搬型膨張槽液位計

個　　数　　14　　(予備として故障時のバックアップを７台)

計測範囲　　０～ 10m

m.　可搬型冷却コイル圧力計

個　　数　　18　　(予備として故障時のバックアップを９台)

計測範囲　　０～1.6MPa

n.　可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計,

可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計

・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　12　　(予備として故障時のバックアップを６台)

計測範囲　　－５～ 10kPa

o.　可搬型導出先セル圧力計

・可搬型導出先セル圧力計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　　（予備として故障時のバックアップを10台）

計測範囲　　－５～５ kPa

p.　可搬型漏えい液受皿液位計

・可搬型漏えい液受皿液位計は，「ｈ．可搬型凝縮水回収先セル液位計」と兼用する。

個　　数　　18　　（予備として故障時のバックアップを９台）

計測範囲　　０～ 20kPa

q.　可搬型建屋供給冷却水流量計

個　　数　　15　　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）

計測範囲　　０～ 480m^3/h

r.　可搬型冷却水排水線量計

個　　数　　10　　（予備として故障時のバックアップを５台）

計測範囲　　1E-1～1E+6μSv/h

s.　可搬型圧縮空気ボンベ

個　　数　　18　（予備として故障時のバックアップを９台）

(3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備

［常設重大事故等対処設備］

a.　圧縮空気自動供給貯槽圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　２

計測範囲　　０～1.2MPa

b.　貯槽掃気圧縮空気流量計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　49

計測範囲　　0.25～ 45Nm^3/h

c.　水素掃気系統圧縮空気圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　６

計測範囲　　０～1.5MPa

d.　廃ガス洗浄塔入口圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

・廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「臨界事故の拡大を防止するための設備の監視パラメータ」及び「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　4

計測範囲　　-12 ～ 2 kPa

e.　貯槽温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

・貯槽温度計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

(a) 貯槽温度計（熱電対）

個　　数　　40

計測範囲　　0 ～ 200 ℃

(b) 貯槽温度計（測温抵抗体）

個　　数　　11

計測範囲　　０～ 150 ℃

［可搬型重大事故等対処設備］

a.　可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計

個　　数　　４　（予備として故障時のバックアップを２台）

計測範囲　　０～1.6MPa

b.　可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

計測範囲　　０～1.6MPa

c.　可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計

個　　数　　６　（予備として故障時のバックアップを３台）

計測範囲　　０～1.6MPa

d.　可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計

個　　数　　14　（予備として故障時のバックアップを７台）

計測範囲　　液位：０～80kPa, 密度：０～ 10kPa

e.　可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計

個　　数　　147（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを98台）

計測範囲　　０～ 60Nm^3/h

f.　可搬型水素濃度計

個　　数　　21　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを14台）

計測範囲　　０～25vol%

g.　可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

計測範囲　　０～1.6MPa

h.　可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計

個　　数　　6　（予備として故障時のバックアップを３台）

計測範囲　　０～1.6MPa

i.　可搬型セル導出ユニット流量計

・可搬型セル導出ユニット流量計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　15　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）

計測範囲　　０～ 35Nm^3/h

j.　可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計

・可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　（予備として故障時のバックアップを10台）

計測範囲　　０～1.0kPa

k.　可搬型フィルタ差圧計

・可搬型フィルタ差圧計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための　設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　（予備として故障時のバックアップを10台）

計測範囲　　０～1.0kPa

l.　可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計

・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処　するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　4　（予備として故障時のバックアップを２台）

計測範囲　　－５～ 10kPa

m.　可搬型導出先セル圧力計

・可搬型導出先セル圧力計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　20　（予備として故障時のバックアップを10台）

計測範囲　　－５～５ kPa

n.　可搬型貯槽温度計

・可搬型貯槽温度計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

(a)　可搬型貯槽温度計（熱電対）

個　　数　　76　（予備として故障時のバックアップを38台）

計測範囲　　０～ 130 ℃

(b) 可搬型貯槽温度計（測温抵抗体）

個　　数　　22　（予備として故障時のバックアップを11台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃

(c) 可搬型貯槽温度計（テスタ）

個　　数　　18　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを12台）

計測範囲　　0 ～ 130 ℃（熱電対・測温抵抗体）

(4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備

［常設重大事故等対処設備］

a.　プルトニウム濃縮缶供給槽液位計

（設計基準対象の施設と兼用）

・プルトニウム濃縮缶供給槽液位計は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　1

計測範囲　　0.0131～ 3.145m^3

b.　供給槽ゲデオン流量計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　1

計測範囲　　0 ～0.14m^3/h

c.　プルトニウム濃縮缶圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　1

計測範囲　　-24 ～ 2 kPa

d.　プルトニウム濃縮缶気相部温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　1

計測範囲　　0 ～ 200 ℃

e.　プルトニウム濃縮缶液相部温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

・プルトニウム濃縮缶液相部温度計は，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　1

計測範囲　　0 ～ 200 ℃

f.　プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　2

計測範囲　　0 ～ 150 ℃

g.　貯留設備の圧力計

・貯留設備の圧力計は，「臨界事故の拡大を防止するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　10

計測範囲　　０～１ MPa

h.　貯留設備の流量計

・貯留設備の流量計は，「臨界事故の拡大を防止するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　２

計測範囲　　０～136Nm^3/h

i.　廃ガス洗浄塔入口圧力計

（設計基準対象の施設と兼用）

・廃ガス洗浄塔入口圧力計は，「臨界事故の拡大を防止するための設備の監視パラメータ」及び「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　２

計測範囲　　-3.5～２ kPa

(5) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ

［常設重大事故等対処設備］

ａ．燃料貯蔵プール等水位計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　9

計測範囲　　650 ～1650mm

ｂ．燃料貯蔵プール等温度計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　9

計測範囲　　0 ～ 100 ℃

ｃ．燃料貯蔵プール等状態監視カメラ

（設計基準対象の施設と兼用）

・燃料貯蔵プール等状態監視カメラは，「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　7

ｄ．燃料貯蔵プール等空間線量率計

（設計基準対象の施設と兼用）

・燃料貯蔵プール等空間線量率計は，「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　４

計測範囲　　1E-1～1E+4μSv/h

［可搬型重大事故等対処設備］

ａ．可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）

個　　数　　３　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台）

計測範囲　　０～11.5m

ｂ．可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

計測範囲　　０～２ｍ

ｃ．可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）

個　　数　　３　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台）

計測範囲　　０～11.5m

ｄ．可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）※ 1

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

計測範囲　　０～ 11.5m

ｅ．可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）

個　　数　　３　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台）

計測範囲　　０～ 100 ℃

ｆ．可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

計測範囲　　０～ 100 ℃

ｇ．可搬型代替注水設備流量計

個　　数　　３　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台）

計測範囲　　０～ 240m^3/h

ｈ．可搬型スプレイ設備流量計

個　　数　　36　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを24台）

計測範囲　　０～ 114m^3/h

第 43. ５表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様（23/31）

ｉ．可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ

・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

・可搬型空冷ユニット等を含む※２

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

ｊ．可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）

・燃料貯蔵プール等空間線量率計は「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

計測範囲　　1E-1～1E+6μSv/h

ｋ．可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）

・燃料貯蔵プール等空間線量率計は「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

・可搬型空冷ユニット等を含む※２

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

計測範囲　　1E+3～1E+9μSv/h

※１　可搬型計測ユニット用空気圧縮機から圧縮空気を供給する。

※２　けん引車にて運搬を行う。

(6) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に必要な計装設備

［常設重大事故等対処設備］

a．貯水槽水位計

・貯水槽水位計は，「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　4

計測範囲　　300 ～7500mm

b．燃料貯蔵プール等状態監視カメラ

（設計基準対象の施設と兼用）

・燃料貯蔵プール等状態監視カメラは，「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　7

c．燃料貯蔵プール等空間線量率計

（設計基準対象の施設と兼用）

・燃料貯蔵プール等空間線量率計は，「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　4

計測範囲　　1E-1～1E+4μSv/h

ｄ．建屋内線量率計

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　61

計測範囲　　1E-1～1E+4μSv/h

［可搬型重大事故等対処設備］

ａ．可搬型放水砲流量計

個　　数　　18　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを12台）

計測範囲　　０～1800m^3/h

ｂ．可搬型放水砲圧力計

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

計測範囲　　０～1.6MPa

ｃ．可搬型貯水槽水位計

・貯水槽水位計は「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の監視パラメータ」と兼用する。

(a) 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）

個　　数　　８　（予備として故障時のバックアップを４台）

計測範囲　　０～ 10m

(b) 可搬型貯水槽水位計（電波式）

個　　数　　12　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを８台）

計測範囲　　300 ～7500mm

d. 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ

・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　12　（予備として故障時のバックアップを６台）

ｅ．可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計

・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計は「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

計測範囲　　1E+3～1E+9μSv/h

ｆ．可搬型建屋内線量率計

個　　数　　10　（予備として故障時のバックアップを５台）

計測範囲　　1E+0～3E+5μSv/h

(7) 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に監視パラメータ

［常設重大事故等対処設備］

ａ．貯水槽水位計

・貯水槽水位計は，「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

個　　数　　４

計測範囲　　300 ～7500mm

第 43. ５表　計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様（28/31）

［可搬型重大事故等対処設備］

ａ．可搬型貯水槽水位計

・可搬型貯水槽水位計は，「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ」と兼用する。

(a) 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）

個　　数　　８　（予備として故障時のバックアップを４台）

計測範囲　　０～ 10m

(b) 可搬型貯水槽水位計（電波式）

個　　数　　12　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを８台）

計測範囲　　300 ～7500mm

ｂ．可搬型送水流量計

個　　数　　24　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを16台）

計測範囲　　０～1800m^3/h

(8) 制御室における監視設備

［常設重大事故等対処設備］

ａ．監視制御盤

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　１式

ｂ．安全系監視制御盤

（設計基準対象の施設と兼用）

個　　数　　１式

(9) 情報把握計装設備

［常設重大事故等対処設備］

ａ．情報把握計装設備用屋内ケーブル

個　　数　　１式

ｂ．建屋間伝送用無線装置

個　　数　　１式

［可搬型重大事故等対処設備］

ａ．可搬型情報収集装置（前処理建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｂ．可搬型情報収集装置（分離建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｃ．可搬型情報収集装置（精製建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｄ．可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｅ．可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｆ．可搬型情報収集装置（制御建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｇ．可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｈ．可搬型情報表示装置（制御建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｉ．可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｊ．可搬型情報収集装置（第１保管庫・貯水所用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｋ．可搬型情報収集装置（第２保管庫・貯水所用）

個　　数　　２　（予備として故障時のバックアップを１台）

ｌ．情報把握計装設備用可搬型発電機

個　　数　　５　（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを３台）

第43．6表　想定する環境条件（1／4）

a．外的事象

環境条件	対　応
重大事故等時の環境条件（温度，圧力，湿度，放射線）	蒸発乾固，水素爆発，使用済み燃料貯蔵槽等の冷却等の機能の喪失における温度，圧力，湿度，放射線を考慮する。 水素爆発時における温度・圧力を考慮する。
地震	機能喪失条件に基づく設計に含まれる。 「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき，機能を損なわない設計とする。
津波	立地的要因により到達しない。
風（台風）	風（台風）の荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
竜巻	竜巻の荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
凍結	凍結を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
高温	高温を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
降水	降水を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
積雪	積雪の荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 手順（除雪）で対応する。
落雷	落雷を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
火山の影響	・降下火砕物による積載荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 ・フィルタの設置・手順（外気取り込みの停止，フィルタの清掃，交換）で対応する。 ・予備や手順（除灰）で対応する。
生物学的現象	生物学的事象を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
森林火災	・森林火災を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。（防火帯内に設置） ・手順（消防車による消火活動）により対応する。

第43．6表　想定する環境条件（２／４）

a．外的事象（つづき）

環境条件	対　応
草原火災	手順（消防車による消火活動）により対応する。
塩害	塩害を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 ・フィルタ設置
干ばつ	使用条件に影響を与えない。
湖若しくは川の水位降下	使用条件に影響を与えない。
有毒ガス	幹線道路及び船舶航路からの距離を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。（ウラン濃縮工場は公衆に対する影響が小さくなるよう設計されている。）
敷地内における化学物質の漏えい	再処理施設の敷地内において化学物質を貯蔵する施設については，化学物質が漏えいし難い設計としていることから影響を受けることはない。
電磁的障害	電磁的障害により機能を損なわない設計とする。
近隣工場等の火災	近隣工場棟からの距離を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
爆発	ＭＯＸ燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫を考慮し，離隔距離を確保した建屋内に設置する設計とする。
航空機落下	・航空機落下に対する防護を考慮して設計した建屋内に設置する。 ・緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は制御建屋と位置的分散を考慮した緊急時対策建屋に設置する設計とする。 ・可搬型で対応する。

第43．6表　想定する環境条件（３／４）

ｂ．内的事象

環境条件	対　応
重大事故時の環境条件（温度，圧力，湿度，放射線）	臨界，蒸発乾固，水素爆発，TBP等の錯体の急激な分解反応及び使用済み燃料貯蔵槽等の冷却等の機能の喪失による温度，圧力，湿度，放射線を考慮する。 水素爆発及びTBP等の錯体の急激な分解反応による温度・圧力を考慮する。
地震	第31条に基づく設計とする。 内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
津波	立地的要因により到達しない。
風（台風）	風（台風）の風荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
竜巻	竜巻の風荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
凍結	凍結を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
高温	高温を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
降水	降水を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
積雪	積雪による積載荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
落雪	落雷を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
火山の影響	・降下火砕物による積載荷重を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 ・フィルタの設置 ・手順（外気取り込みの停止，フィルタの清掃，交換）で対応する。 内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
生物学的事象	生物学的事象を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
森林火災	内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。

第43．6表　想定する環境条件（4／4）

b．内的事象（つづき）

環境条件	対　応
草原火災	内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
塩害	塩害を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 ・フィルタ設置
干ばつ	内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
湖若しくは川の水位降下	内的事象を要因とする重大事故等へ対処するための設備であることから該当しない。
有毒ガス	幹線道路及び船舶航路からの距離を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。（ウラン濃縮工場は公衆に対する影響が小さくなるよう設計されている。）
敷地内における化学物質の漏えい	再処理施設の敷地内において化学物質を貯蔵する施設については，化学物質が漏えいし難い設計としていることから影響を受けることはない。
電磁的障害	電磁的障害により機能を損なわない設計とする。
近隣工場等の火災	近隣工場等からの距離を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
爆発	ＭＯＸ燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫からの距離を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。
航空機落下	・航空機落下に対する防護を考慮して設計した建屋内に設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は制御建屋と位置的分散を考慮した緊急時対策建屋内に設置する設計とする。 ・可搬型で対応する。

第 43. 7 表　操作対象機器（1／9）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	臨界検知用放射線検出器【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・精製建屋内
	貯留設備の圧力計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・精製建屋内
	貯留設備の流量計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・精製建屋内
	貯留設備の放射線モニタ【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・精製建屋内
	溶解槽圧力計【常設】	—	—	・前処理建屋内
	可搬型放射線レベル計（γ線）【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・精製建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型放射線レベル計（n 線）【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・精製建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・精製建屋内
		掃気経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型貯槽温度計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		温度計ガイド管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
		テスター接続	接続操作	
	貯槽温度計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型冷却水流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		冷却水経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型冷却コイル通水流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		冷却コイル通水路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型貯槽液位計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	貯槽液位計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型機器注水流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		機器注水経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	

第 43. 7 表　操作対象機器（２／９）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	可搬型凝縮器出口排気温度計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		温度計ガイド管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
		テスター接続	接続操作	
	可搬型凝縮器通水流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		凝縮器通水路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型凝縮水回収先セル液位計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	凝縮水回収先セル液位計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計【可搬型】	—	運搬・設置	・分離建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	凝縮水回収先貯槽液位計【常設】	—	—	・分離建屋内
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型フィルタ差圧計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型膨張槽液位計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
	可搬型冷却コイル圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内

第 43. 7 表　操作対象機器（３／９）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	混合廃ガス凝縮器入口圧力計【常設】	—	—	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
	可搬型導出先セル圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型漏えい液受皿液位計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		計装導圧配管接続	接続操作	
		計装導圧配管経路切替	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型建屋供給冷却水流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		建屋供給冷却水経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型冷却水排水線量計【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		端子接続	接続操作	
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型圧縮空気ボンベ【可搬型】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・分離建屋内 ・精製建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	圧縮空気自動供給貯槽圧力計【常設】	—	—	・前処理建屋内
	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	

第 43. 7 表　操作対象機器（4／9）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		掃気経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	貯槽掃気圧縮空気流量計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型水素濃度計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	水素掃気系統圧縮空気圧力計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計【可搬型】	—	運搬・設置	・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		検出配管接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型セル導出ユニット流量計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		セル導出系統に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	プルトニウム濃縮缶供給槽液位計【常設】	—	—	・精製建屋内
	供給槽ゲデオン流量計【常設】	—	—	・精製建屋内
	プルトニウム濃縮缶圧力計【常設】	—	—	・精製建屋内
	プルトニウム濃縮缶気相部温度計【常設】	—	—	・精製建屋内
	プルトニウム濃縮缶液相部温度計【常設】	—	—	・精製建屋内
	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計【常設】	—	—	・精製建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		端子接続	接続操作	
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		端子接続	接続操作	
	燃料貯蔵プール等水位計【常設】	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内

第 43. 7 表　操作対象機器（５／９）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		端子接続	接続操作	
	燃料貯蔵プール等温度計【常設】	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型代替注水設備流量計【可搬型】	—	運搬	・屋外
		代替注水経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型スプレイ設備流量計【可搬型】	—	運搬	・屋外
		スプレイ経路に接続	接続操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型空冷ユニット A【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型空冷ユニット B【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型空冷ユニット C【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型空冷ユニット D【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型空冷ユニット E【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【常設】	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	燃料貯蔵プール等空間線量率計【常設】	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
		端子接続	接続操作	
	可搬型空冷ユニット用ホース【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内 ・屋外
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	可搬型計測ユニット【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型監視ユニット【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	けん引車【可搬型】	—	—	・屋外
	可搬型放水砲流量計【可搬型】	—	運搬	・屋外
		放水砲に接続	接続操作	
	可搬型放水砲圧力計【可搬型】	—	運搬	・屋外
		放水砲に接続	接続操作	
	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）【可搬型】	—	運搬	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所
	可搬型貯水槽水位計（電波式）【可搬型】	—	運搬	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所
		端子接続	接続操作	
	貯水槽水位計【常設】	—	—	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所

第 43. 7 表　操作対象機器（6／9）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
主要設備	可搬型建屋内線量率計【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
		端子接続	接続操作	
	建屋内線量率計【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内
	可搬型送水流量【可搬型】	—	運搬	・屋外
		送水系統に接続	接続操作	
	監視制御盤【常設】	—	—	・制御建屋内
	安全系監視制御盤【常設】	—	—	・制御建屋内
	可搬型情報収集装置（前処理建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・前処理建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（分離建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・分離建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（精製建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・精製建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・高レベル廃液ガラス固化建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（制御建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・制御建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報表示装置（制御建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・制御建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	—	運搬・設置	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（第１保管庫・貯水所用）【可搬型】	—	運搬・設置	・第１保管庫・貯水所
		起動・停止	スイッチ操作	
	可搬型情報収集装置（第２保管庫・貯水所用）【可搬型】	—	運搬・設置	29・第２保管庫・貯水所
		起動・停止	スイッチ操作	
	情報把握計装設備用可搬型発電機【可搬型】	—	運搬・設置	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所
		起動・停止	スイッチ操作	
	情報把握計装設備用屋内ケーブル【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内 ・制御建屋内
	建屋間伝送用無線装置【常設】	—	—	・前処理建屋内 ・分離建屋内 ・精製建屋内 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内 ・高レベル廃液ガラス固化建屋内 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内 ・制御建屋内

第 43. 7 表　操作対象機器（7 ／ 9）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
補助パラメータを計測する設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	前処理建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	分離建屋可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	分離建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	制御建屋可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	制御建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計※1	—	運搬・設置	・屋外
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計※1	—	運搬・設置	・屋外
	受電開閉設備 154ｋＶ受電電圧計	—	—	・開閉所内
	ユーティリティ建屋6.9ｋＶ運転予備用主母線電圧計	—	—	・ユーティリティ建屋内
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内
	非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	非常用電源建屋 6.9ｋＶ非常用主母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

第 43. 7 表　操作対象機器（８／９）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
補助パラメータを計測する設備	制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	制御建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	制御建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	制御建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	制御建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内
	前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	前処理建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	前処理建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内
	前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	前処理建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	分離建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	分離建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	分離建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内
	精製建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	精製建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	精製建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ａ電圧計	—	—	・制御建屋内
	高レベル廃液ガラス固化建屋 460Ｖ非常用母線Ｂ電圧計	—	—	・制御建屋内
	高レベル廃液ガラス固化建屋 6.9ｋＶ運転予備用母線電圧計	—	—	・制御建屋内

第 43. 7 表　操作対象機器（９／９）

設備区分	設備名	状態の変化	操作方法	操作場所
補助パラメータを計測する設備	軽油用タンク　ローリ液位計	—	運搬・設置	・屋外
	軽油貯蔵タンク液位計	—	—	・屋外
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	可搬型中型移送ポンプ吐出圧力計（機器付）【可搬型】	—	運搬・設置	・屋外
	情報把握計装設備用可搬型発電機電圧計※1【可搬型】	—	運搬・設置	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所
	情報把握計装設備用可搬型発電機燃料油計※1【可搬型】	—	運搬・設置	・第１保管庫・貯水所 ・第２保管庫・貯水所

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

第 43. 8 表　計装設備の試験検査内容（1／5）

設備区分	設備名	施設の状態	項目	内容
主要設備	廃ガス貯留槽圧力計【常設】	停止中	機能・性能検査	校正
		運転中	外観検査	外観点検
	廃ガス貯留槽流量計【常設】	停止中	機能・性能検査	校正
		運転中	外観検査	外観点検
	廃ガス貯留槽放射線レベル計【常設】	停止中	機能・性能検査	校正
		運転中	外観検査	外観点検
	可搬型放射線レベル計（γ線）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型放射線レベル計（n 線）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	放射線レベル計【常設】	停止中	機能・性能検査	校正
		運転中	外観検査	外観点検
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型貯槽温度計【可搬型】	—	機能・性能検査	絶縁特性確認 校正
			外観検査	外観点検
	可搬型冷却水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型冷却コイル通水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型貯槽液位計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型機器注水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型凝縮器出口排気温度計【可搬型】	—	機能・性能検査	絶縁特性確認 校正
			外観検査	外観点検
	可搬型凝縮器通水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型凝縮水回収先セル液位計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型フィルタ差圧計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型膨張槽液位計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型冷却コイル圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検

第 43. 8 表　計装設備の試験検査内容（２／５）

設備区分	設備名	施設の状態	項目	内容
主要設備	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型導出先セル圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型漏えい液受皿液位計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型建屋供給冷却水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型冷却水排水線量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型圧縮空気ボンベ【可搬型】	—	外観検査	外観点検 残圧確認
	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正 動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型水素濃度計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正 動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型セル導出ユニット流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正 動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（パージ式）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検

第 43. 8 表　計装設備の試験検査内容（3／5）

設備区分	設備名	施設の状態	項目	内容
主要設備	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ式）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）【可搬型】	—	機能・性能検査	絶縁特性確認 校正
			外観検査	外観点検
	可搬型代替注水設備流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型スプレイ設備流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット A【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット B【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット C【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット D【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット E【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット用ホース【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	可搬型計測ユニット【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型監視ユニット【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型放水砲流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型放水砲圧力計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型貯水槽水位計（電波式）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	貯水槽水位計【常設】	停止中	機能・性能検査	校正
		運転中	外観検査	外観点検

第 43. 8 表　計装設備の試験検査内容（4／5）

設備区分	設備名	施設の状態	項目	内容
主要設備	可搬型建屋内線量率計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型送水流量計【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（前処理建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（分離建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（精製建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（制御建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報表示装置（制御建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	情報把握計装設備用発電機【可搬型】	—	機能・性能検査	動作確認
			外観検査	外観点検
	情報把握計装設備用屋内ケーブル【常設】	—	外観検査	外観点検
	建屋間伝送用無線装置【常設】	—	機能・性能検査	動作確認
	監視制御盤【常設】	停止中	機能・性能検査	動作確認
		運転中	外観検査	外観点検
	安全系監視制御盤【常設】	停止中	機能・性能検査	動作確認
		運転中	外観検査	外観点検

第 43. 8 表　計装設備の試験検査内容（５／５）

設備区分	設備名	施設の状態	項目	内容
補助パラメータを計測する設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	前処理建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	分離建屋可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	分離建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	制御建屋可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	制御建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計※1	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	軽油用タンク　ローリ液位計	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	軽油貯蔵タンク液位計	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	中型移送ポンプの吐出圧力（機器付）	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）【可搬型】	—	外観検査	外観点検
	情報把握計装設備用発電機電圧計※1【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検
	情報把握計装設備用発電機燃料油計※1【可搬型】	—	機能・性能検査	校正
			外観検査	外観点検

※1 可搬型発電機付きの計測器で測定するパラメータ

図-1

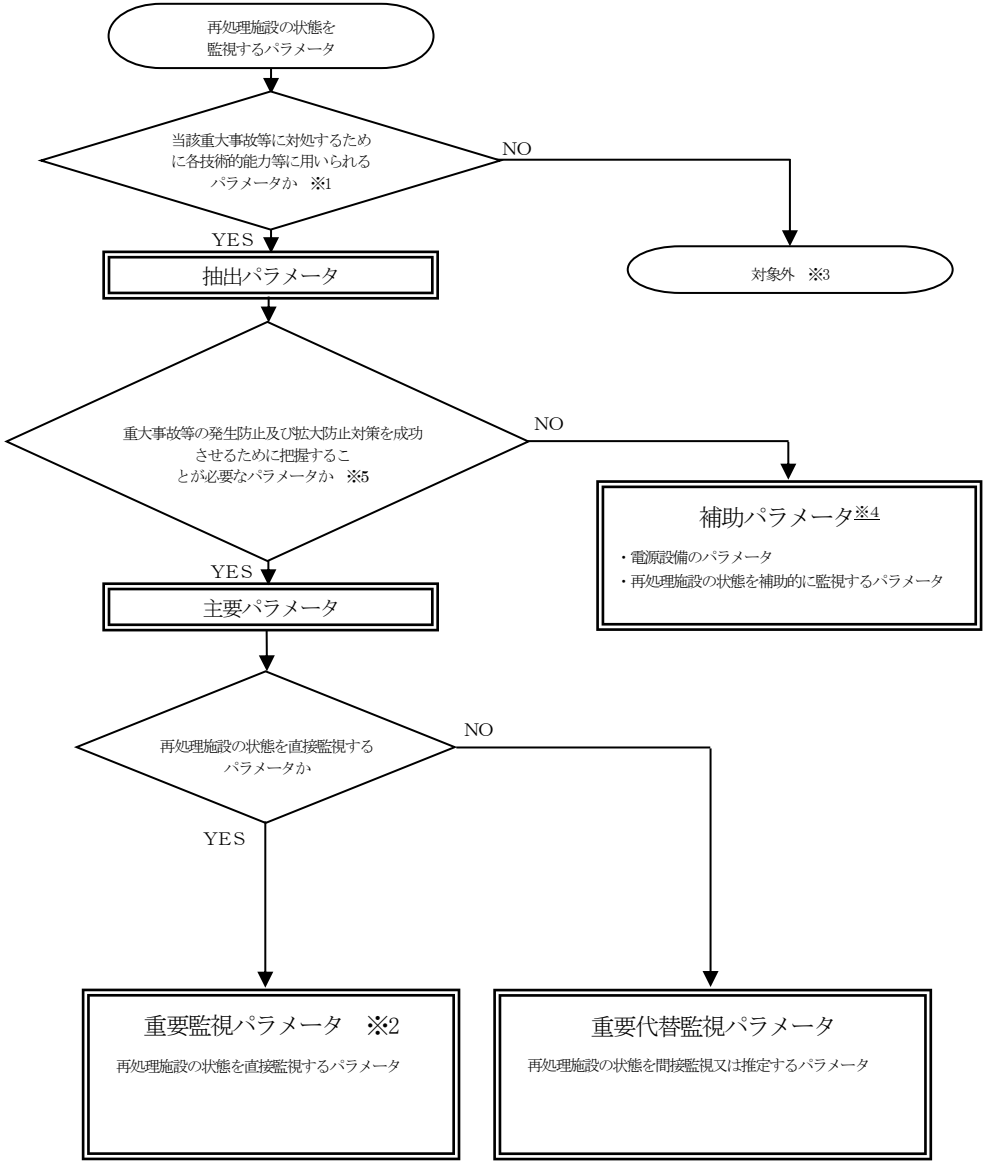

※1　当該重大事故等に対処するために各技術的能力等に用いられる，以下に示すパラメータ
- 技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10（事業指定基準規則第 34～43 条）の作業手順に用いられるパラメータ。
- 有効性評価の監視項目に係るパラメータ。
- 各技術的能力等で使用する設備（重大事故等対処設備を含む）の運転・動作状態を表示する設備（ランプ表示灯等）についてはパラメータとしては抽出しない。

※2　重要監視パラメータは，重要代替監視パラメータ（当該パラメータ以外の重要監視パラメータ等）による推定手順を整備する。

※3　重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備（ランプ表示灯等）については，事業指定基準規則第 34～43 条の事業指定基準規則 第 33 条への適合状況のうち，(2)操作性（事業指定基準規則 第 33 条第 1 項三）にて，適合性を整理する。

※4　補助パラメータのうち，重大事故等対処設備の状態を監視するパラメータは，重大事故等対処設備とする。

※5　重大事故等の発生防止及び拡大防止対策に用いるパラメータのうち，自主対策を行うため必要なパラメータは補助パラメータとする。

第 43．1 図　重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー

図-2

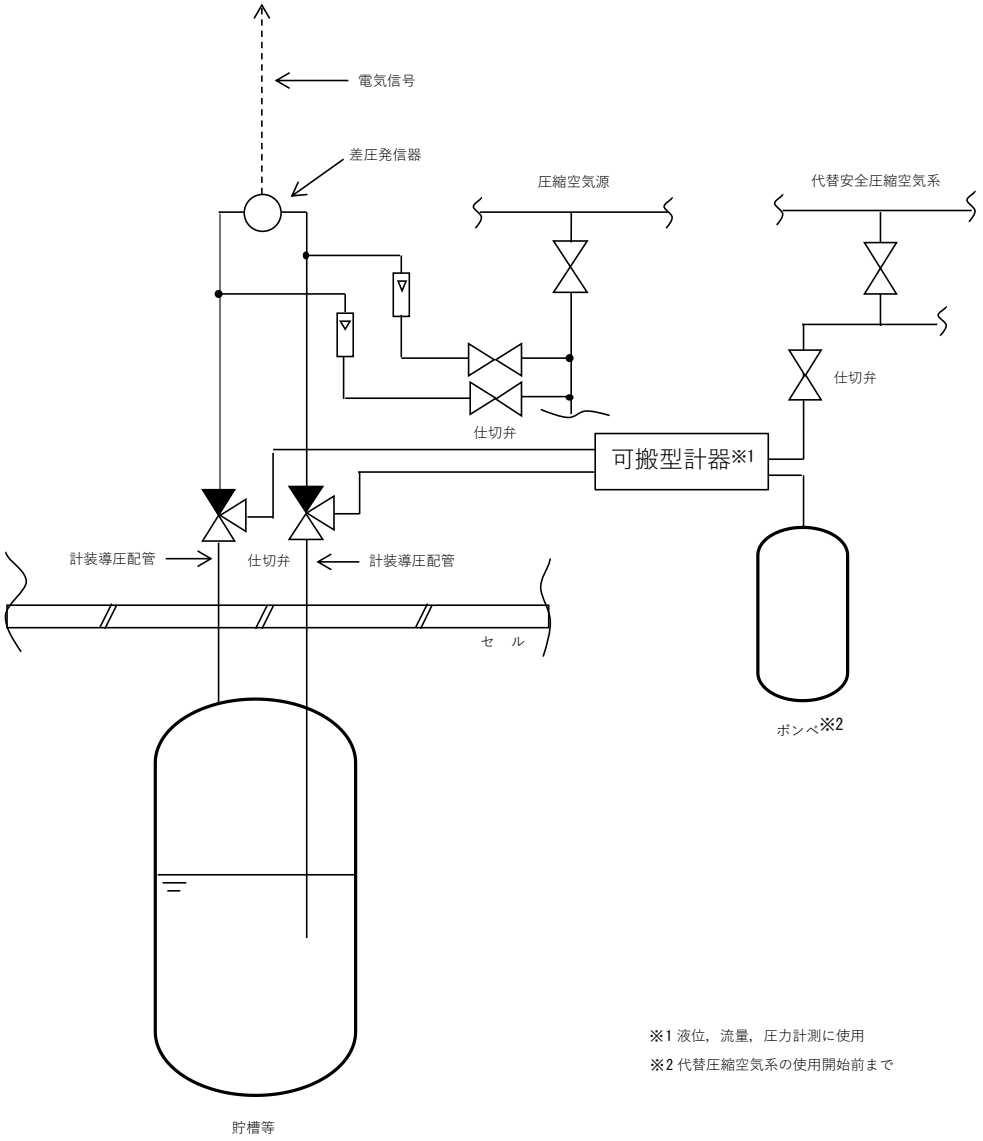

第 43．2 図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（エアパージ式）

図-3

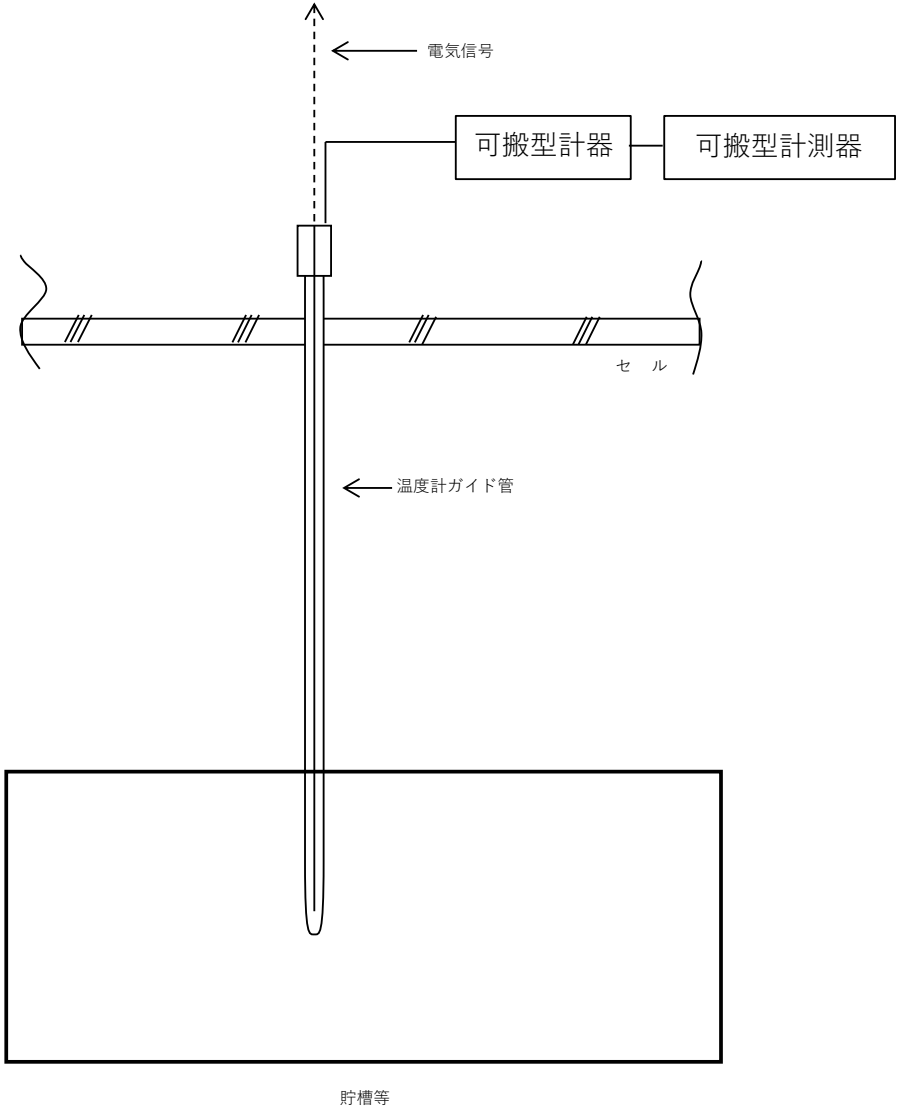

第 43. 3 図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（熱電対／測温抵抗体）

図-4

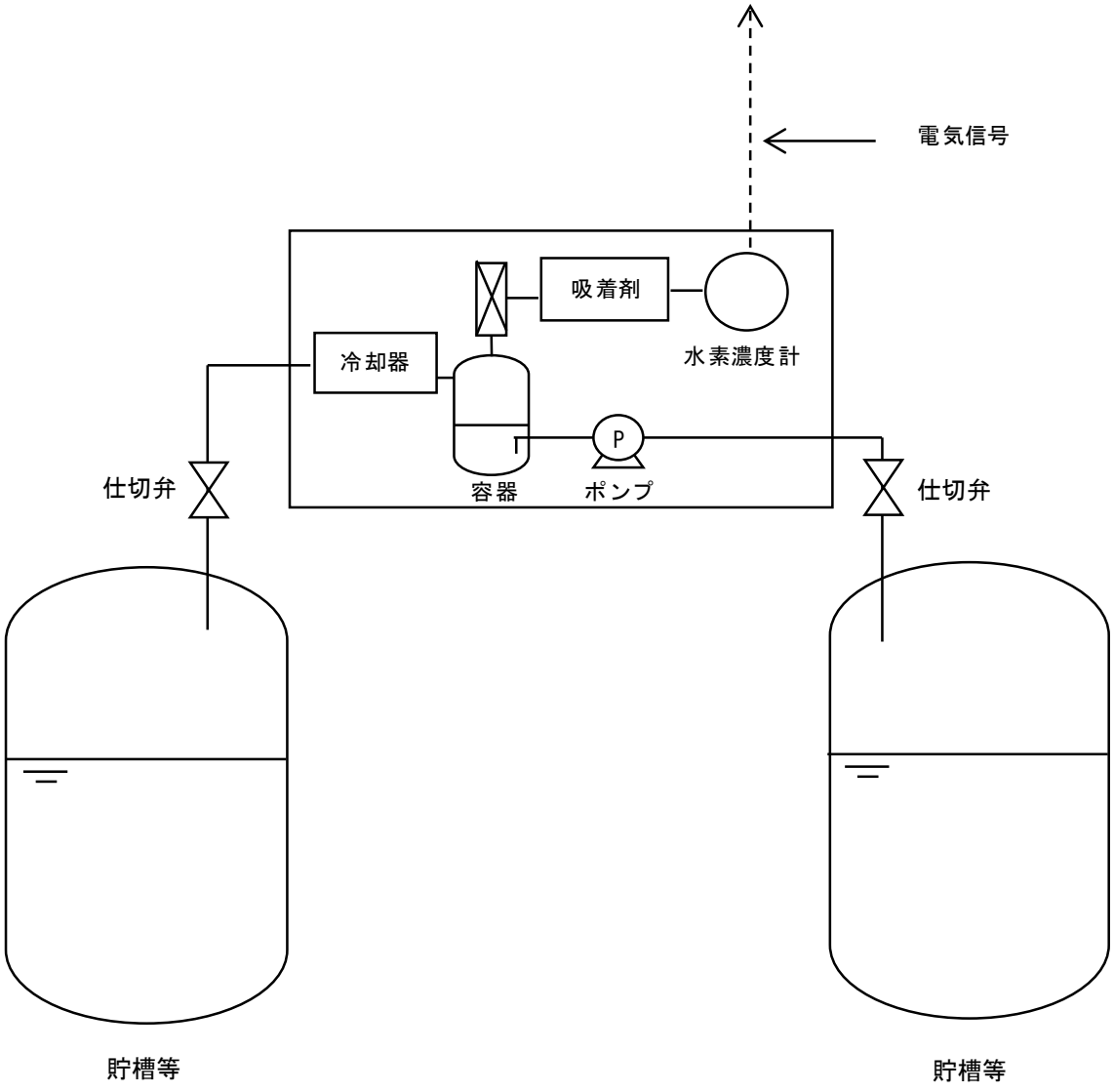

第 43. 4 図　主要パラメータを計測する設備の計測概要図（水素濃度計）

○臨界事故の拡大を防止するための手順等に使用する計装設備の概要

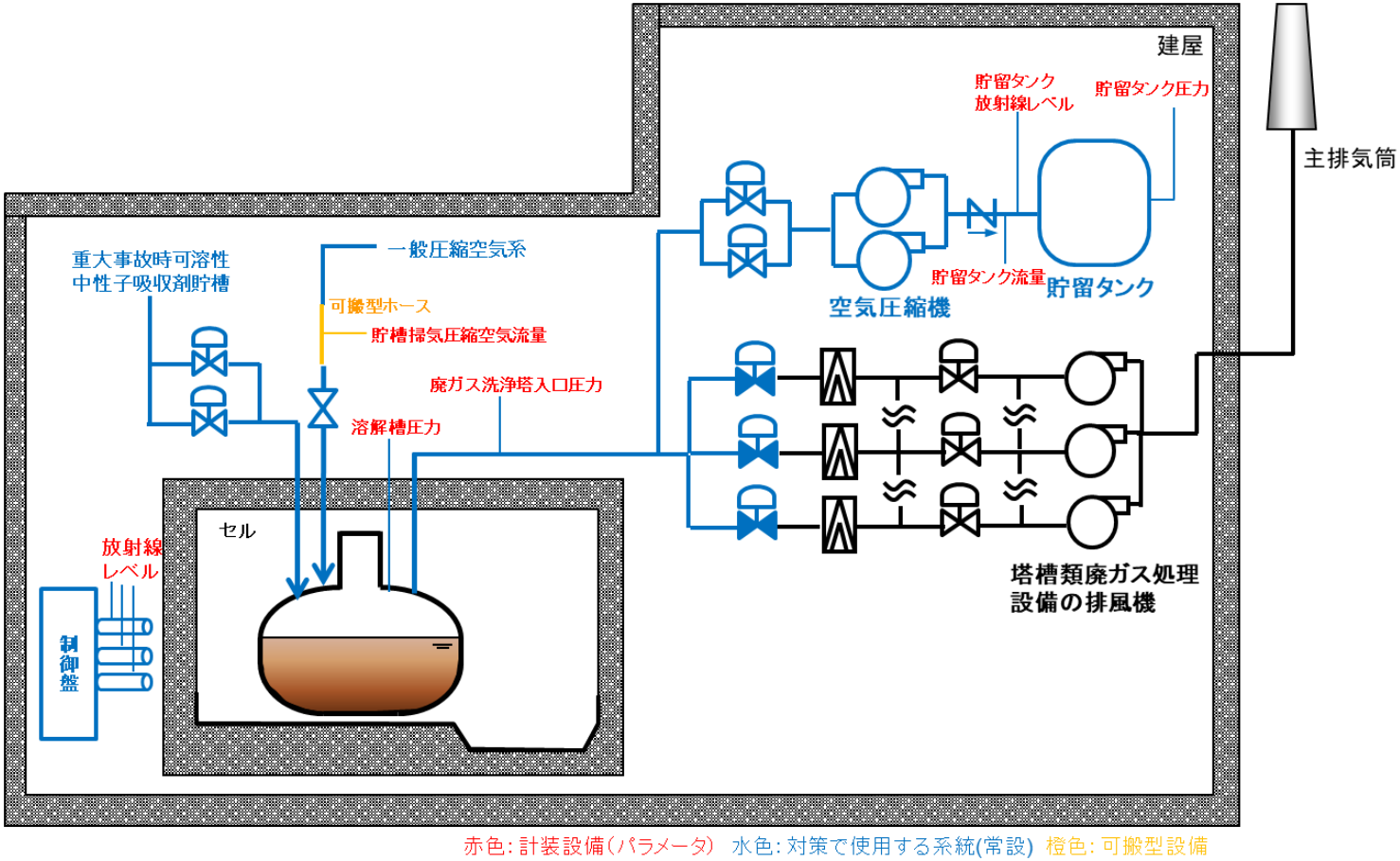

赤色：計装設備（パラメータ）　水色：対策で使用する系統(常設)　橙色：可搬型設備

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（1／7）

図-5

○冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処するための手順等に使用する計装設備の概要

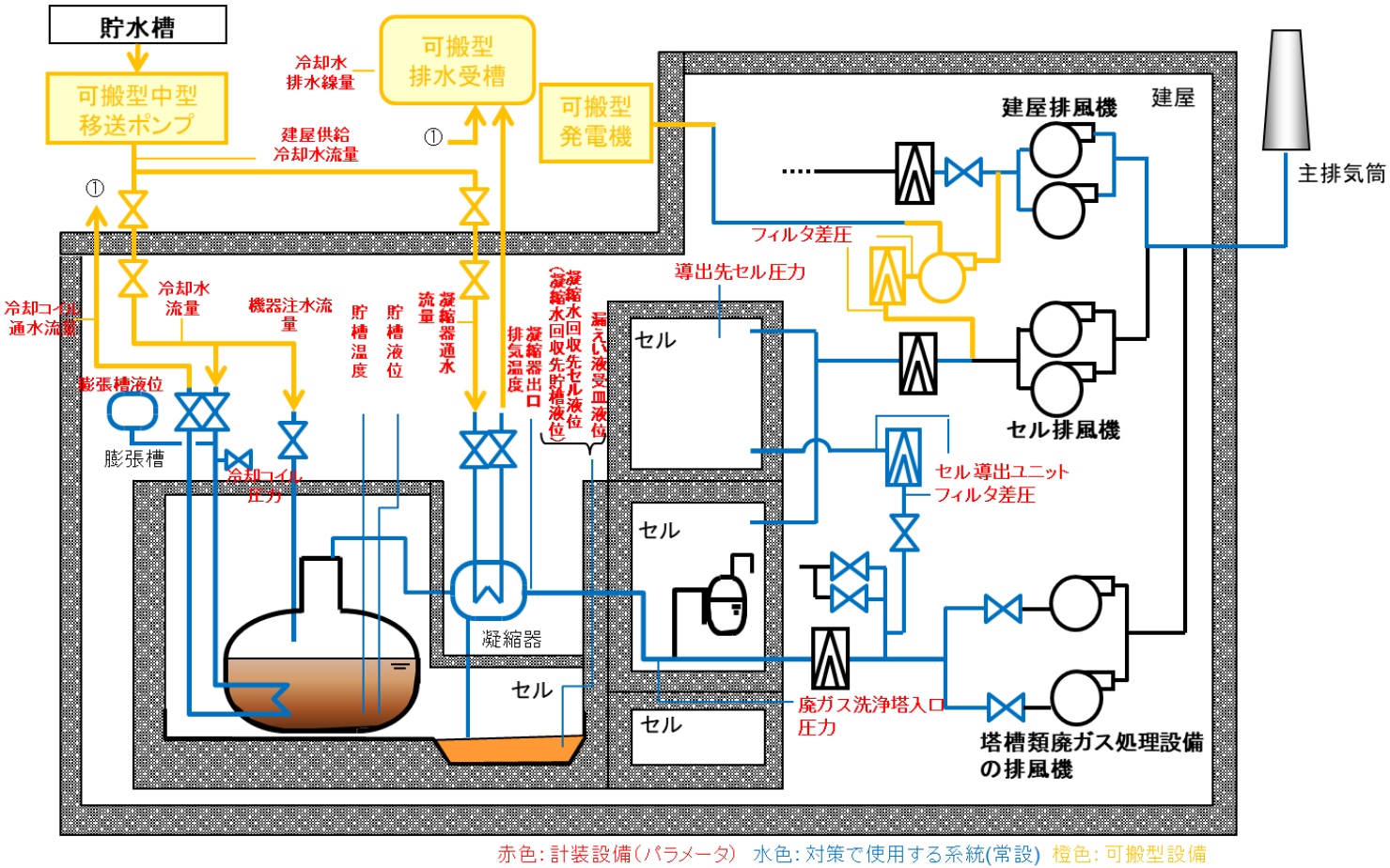

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（２／７）

○放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等に使用する計装設備の概要

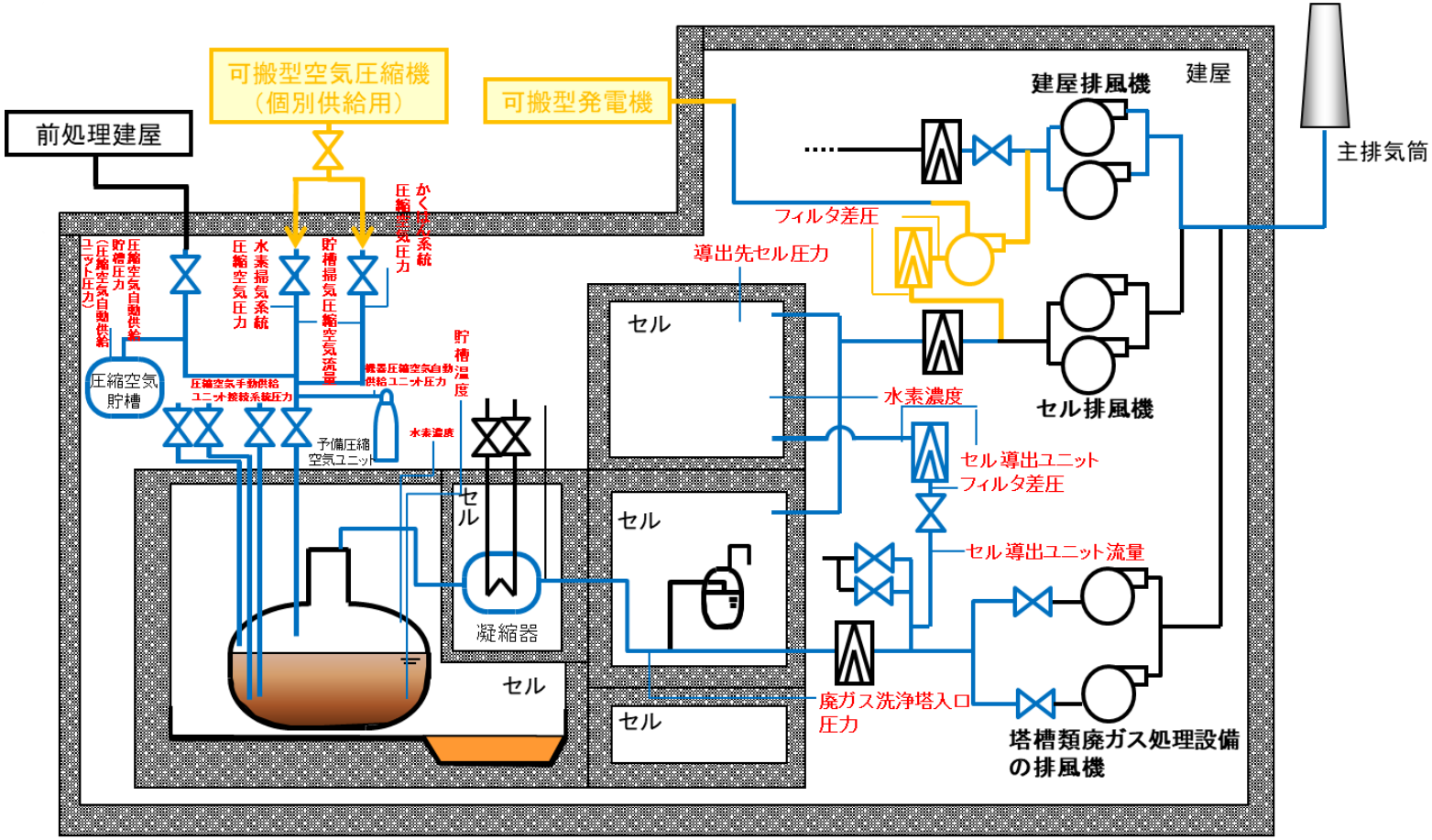

赤色：計装設備（パラメータ）　水色：対策で使用する系統(常設)　橙色：可搬型設備

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（３／７）

図-7

○有機溶媒等による火災又は爆発の対処するための手順等に使用する計装設備の概要

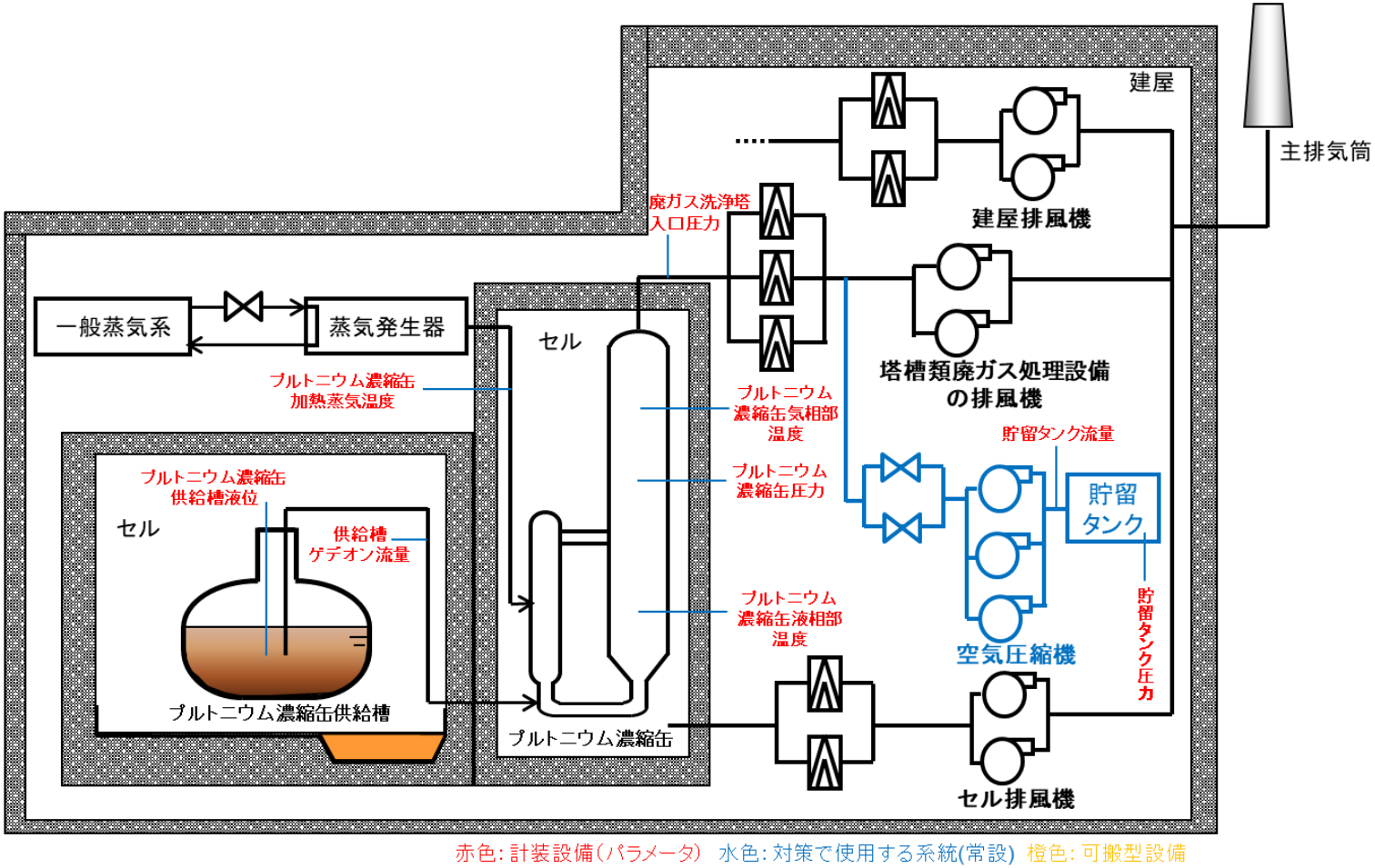

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（４／７）

図-8

○使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等に使用する計装設備の概要

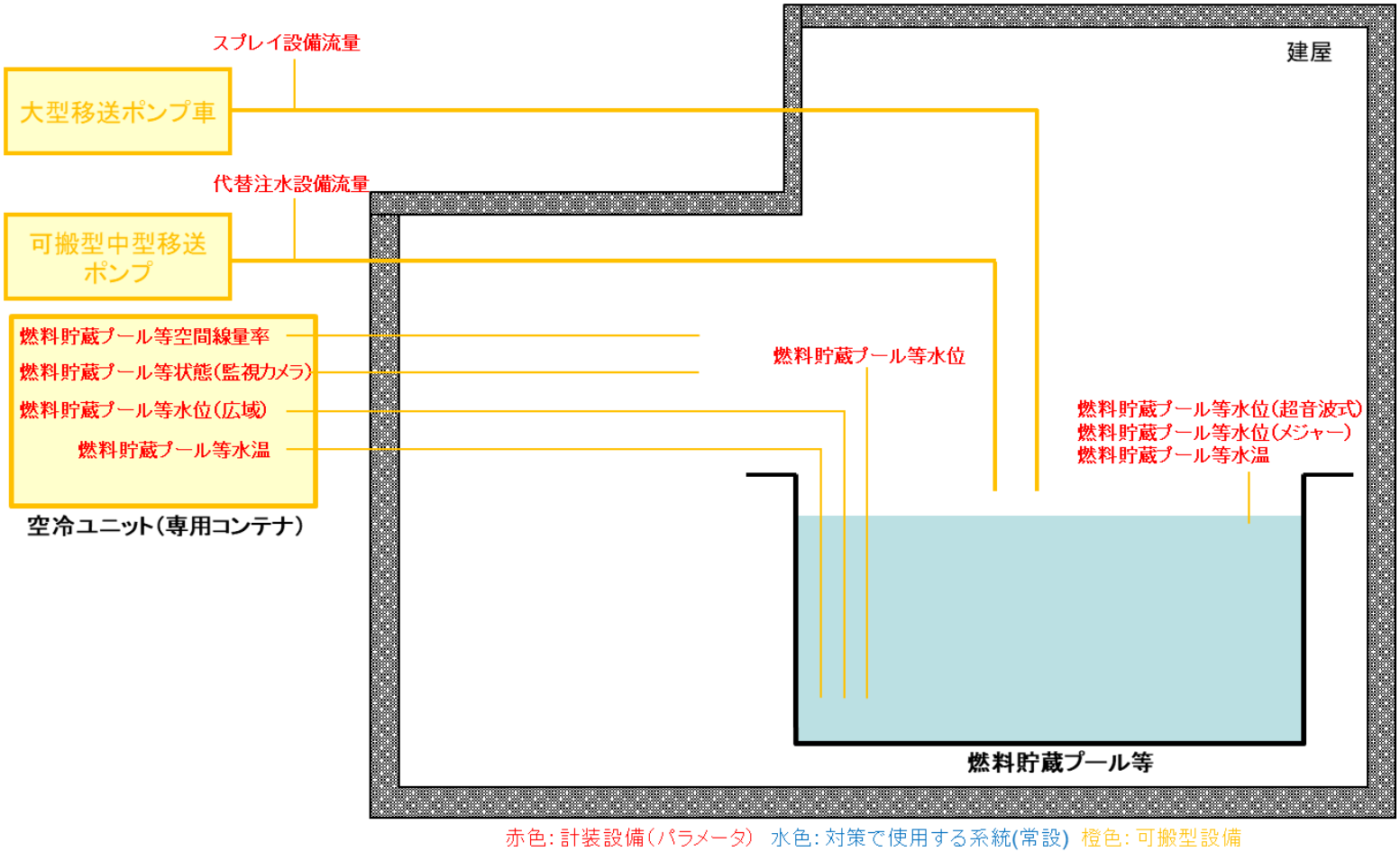

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（5／7）

図-9

○工場等外への放射性物質の放出を抑制するための手順等に使用する計装設備の概要

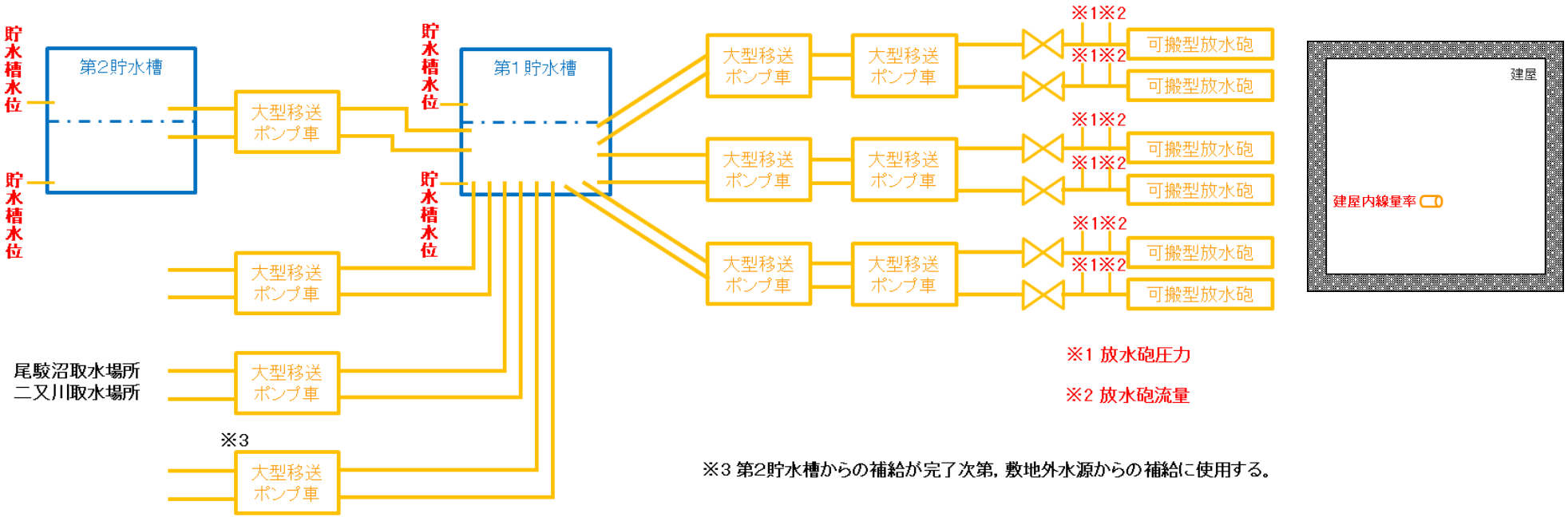

赤色：計装設備（パラメータ）　水色：対策で使用する系統(常設)　橙色：可搬型設備

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（６／７）

図-10

○重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等に使用する計装設備の概要

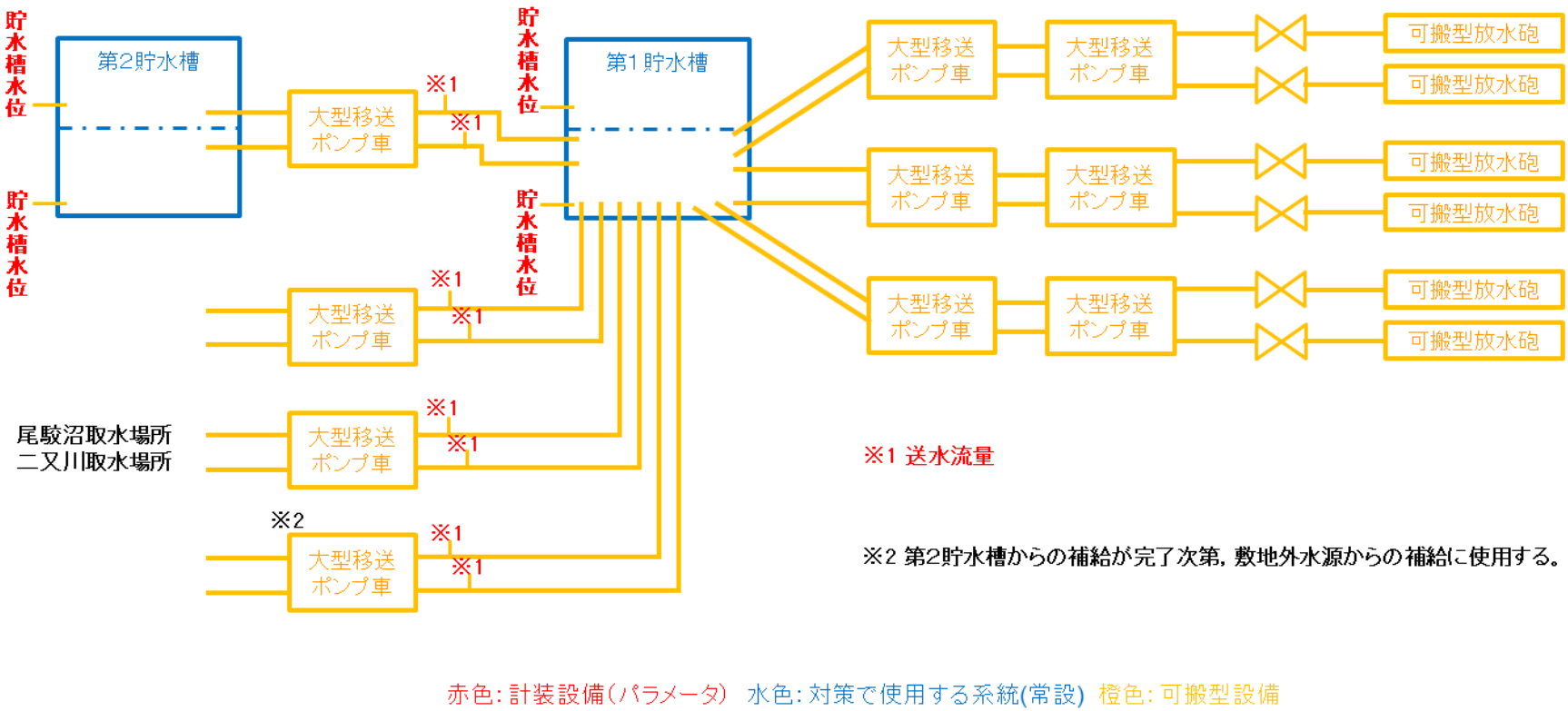

赤色：計装設備（パラメータ） 水色：対策で使用する系統(常設) 橙色：可搬型設備

第 43．5 図　計装設備の系統概要図（７／７）

図-11

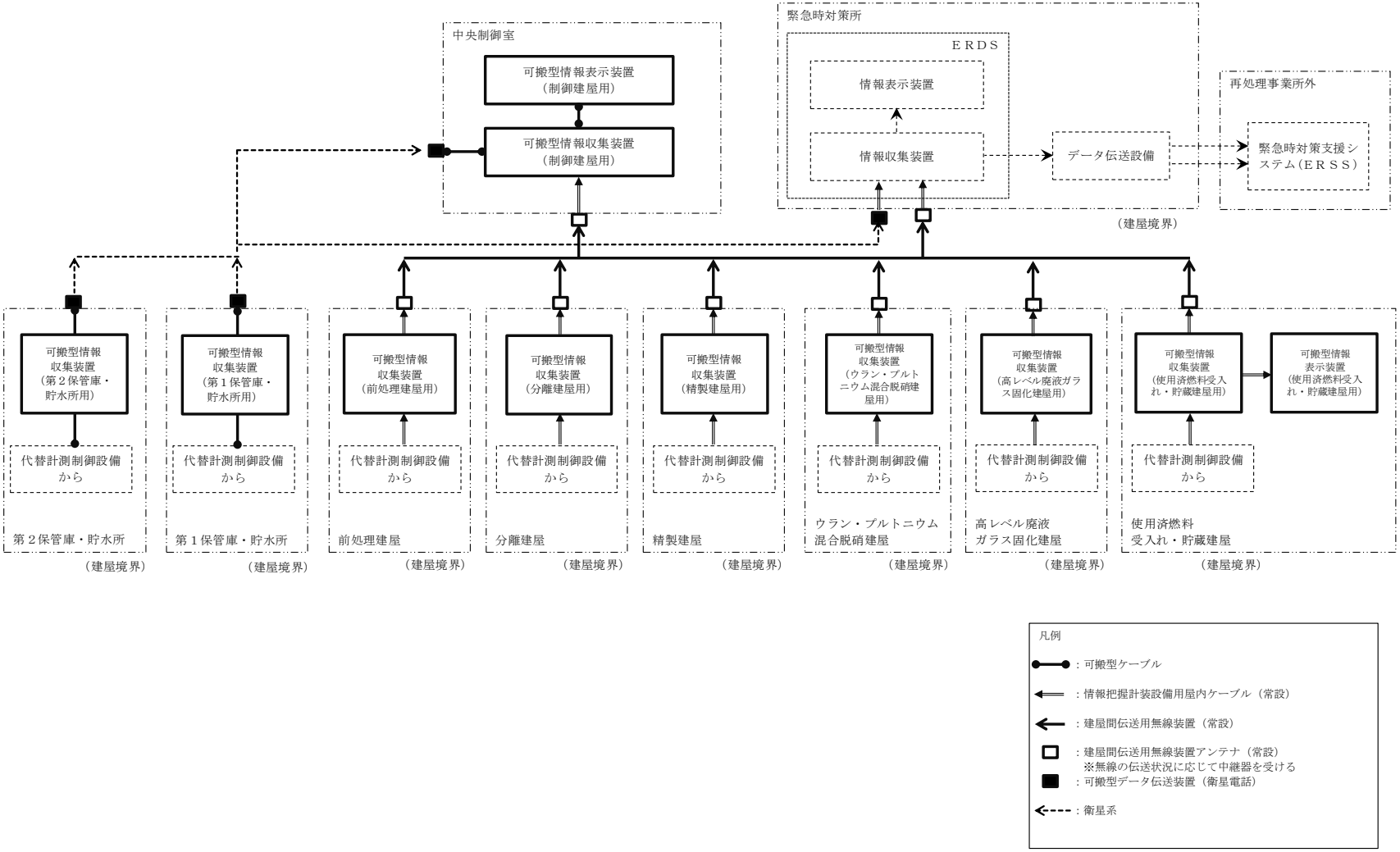

第 43．６図　パラメータの監視及び記録に使用する代替計測制御設備の系統概要図（１／２）

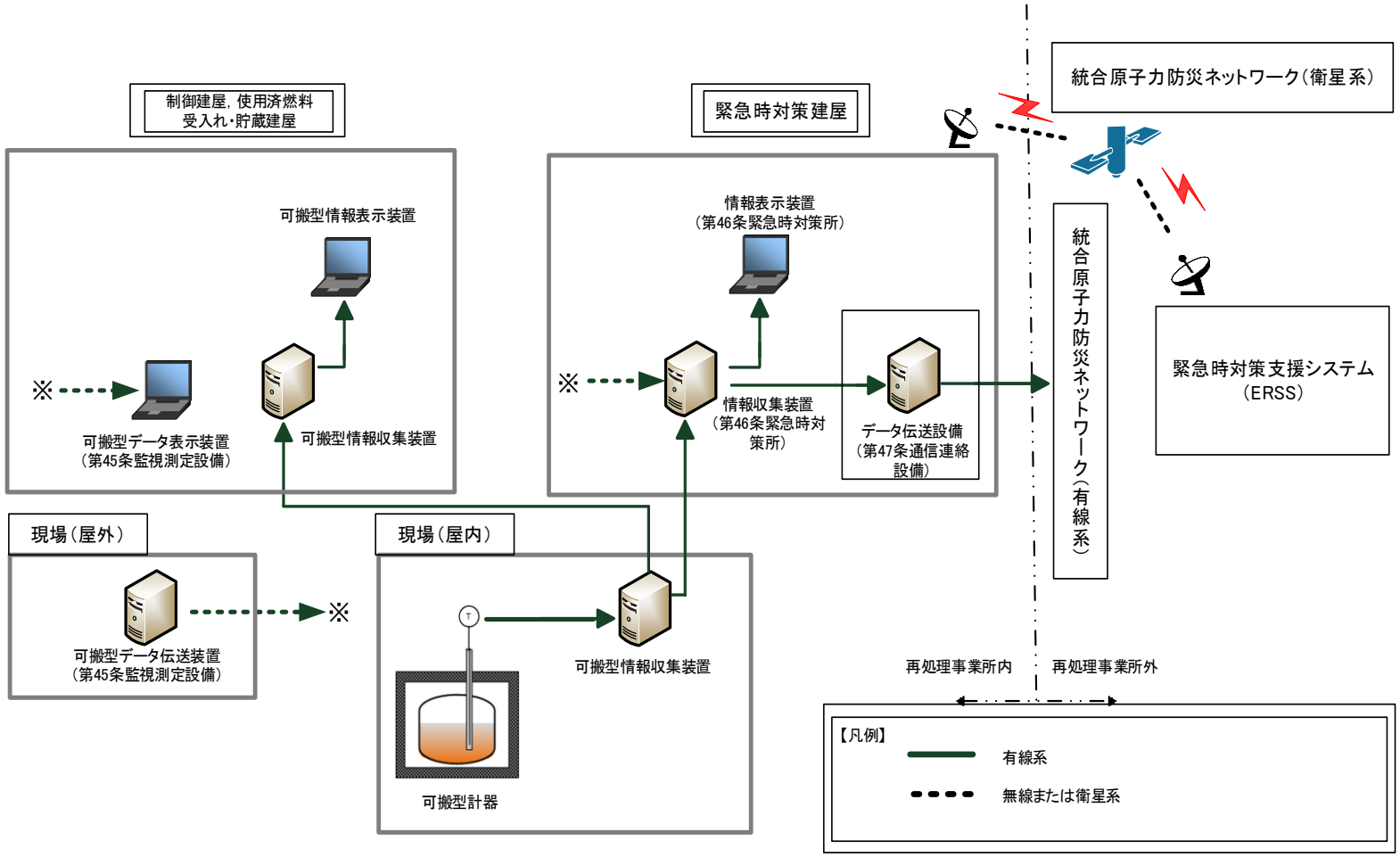

第 43．６図　パラメータの監視及び記録に使用する代替計測制御設備の系統概要図（２／２）

図-14

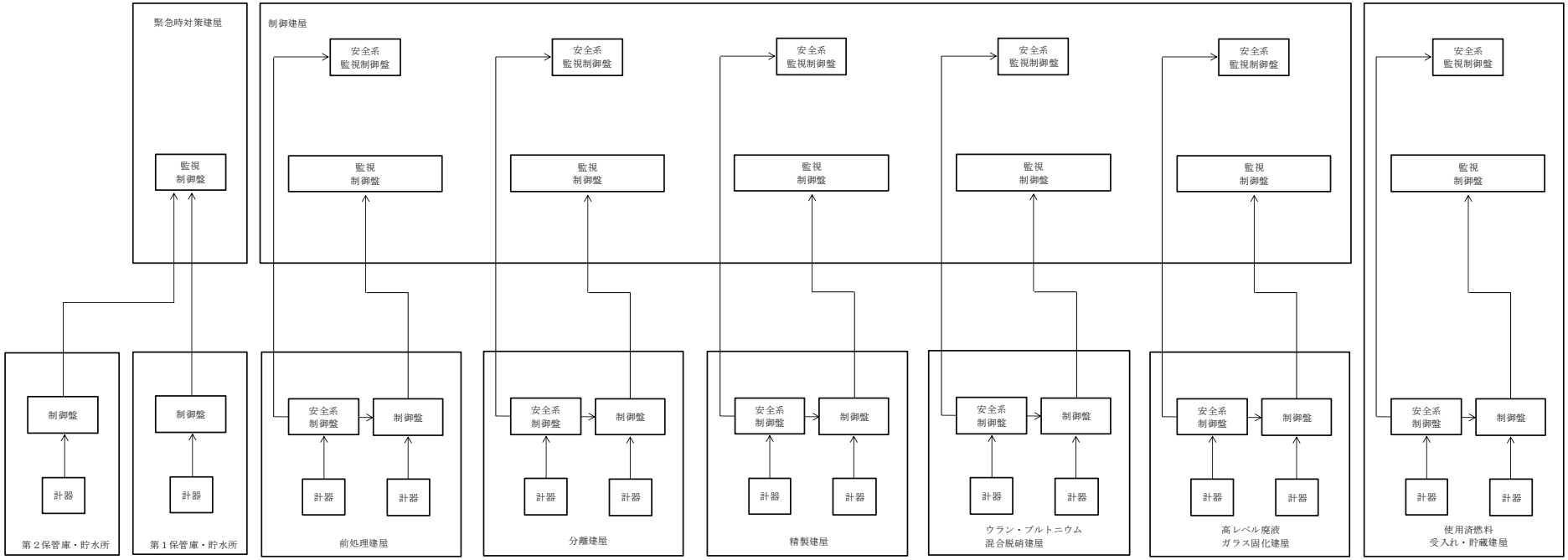

第 43．7 図　パラメータの監視及び記録に使用する計測制御設備の系統概要図（１／２）

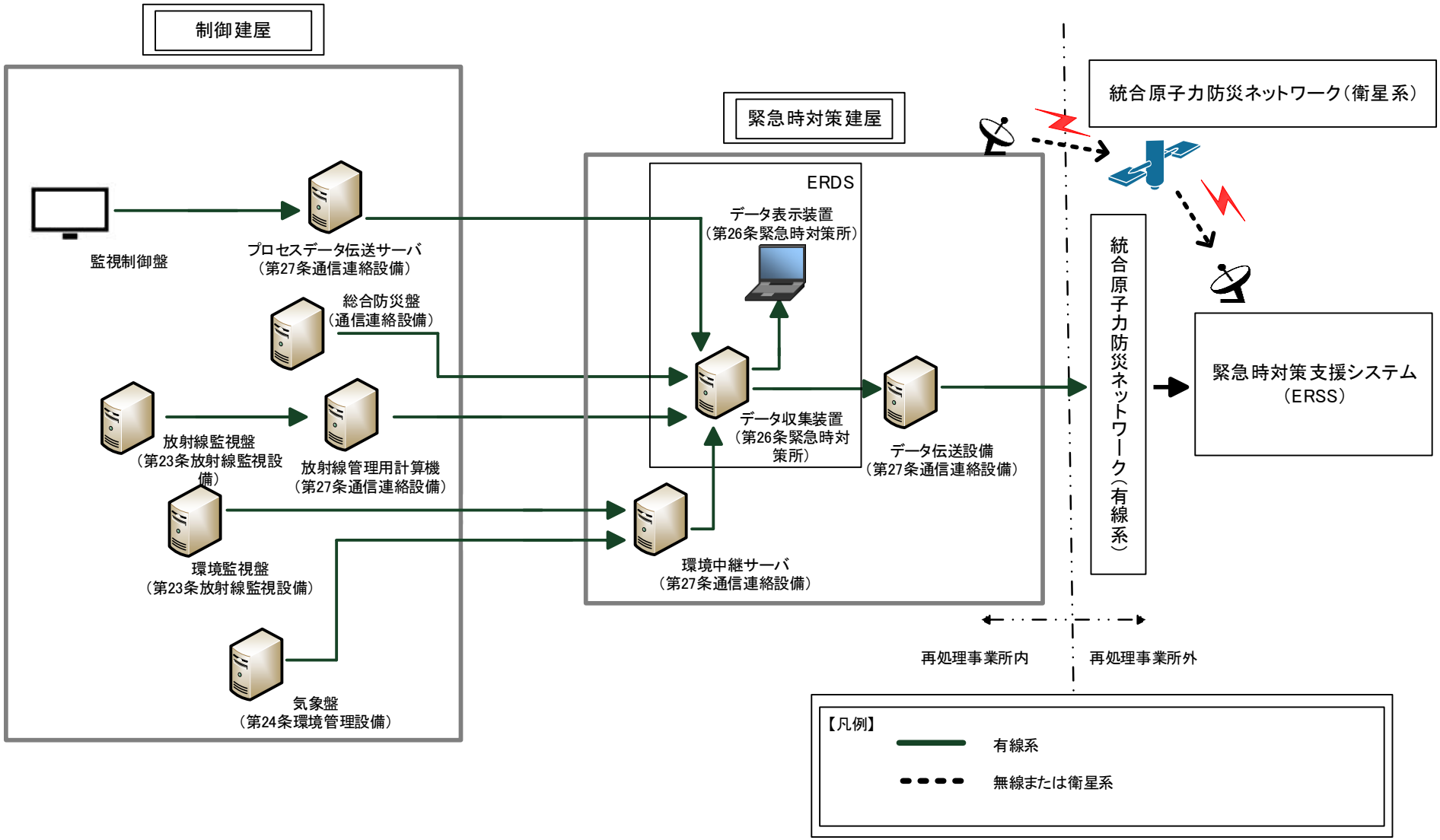

第 43．7 図　パラメータの監視及び記録に使用する計測制御設備の系統概要図（２／２）

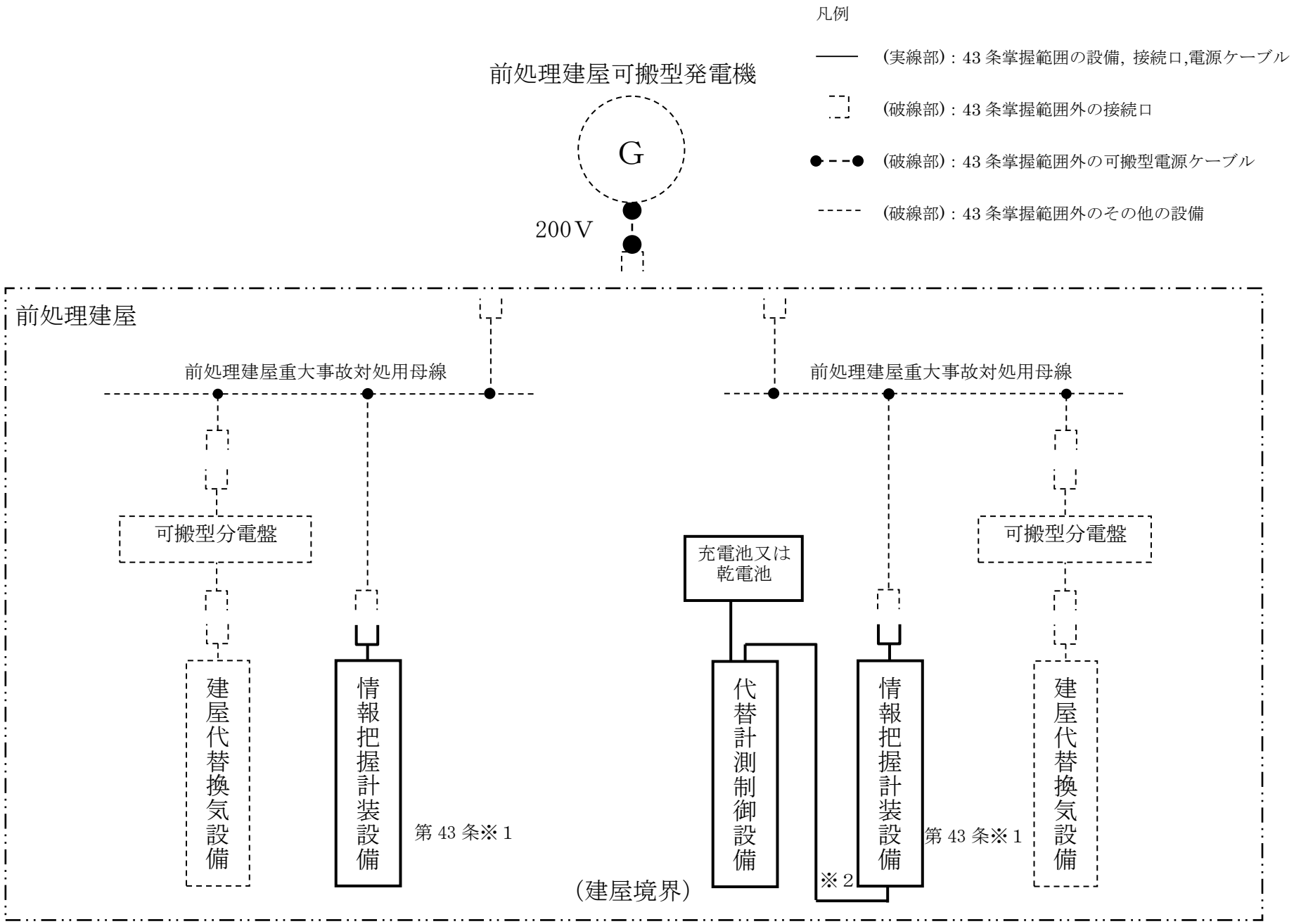

※1　前処理建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※2　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第 43．8 図　情報把握計装設備の供給系統図（１／８）

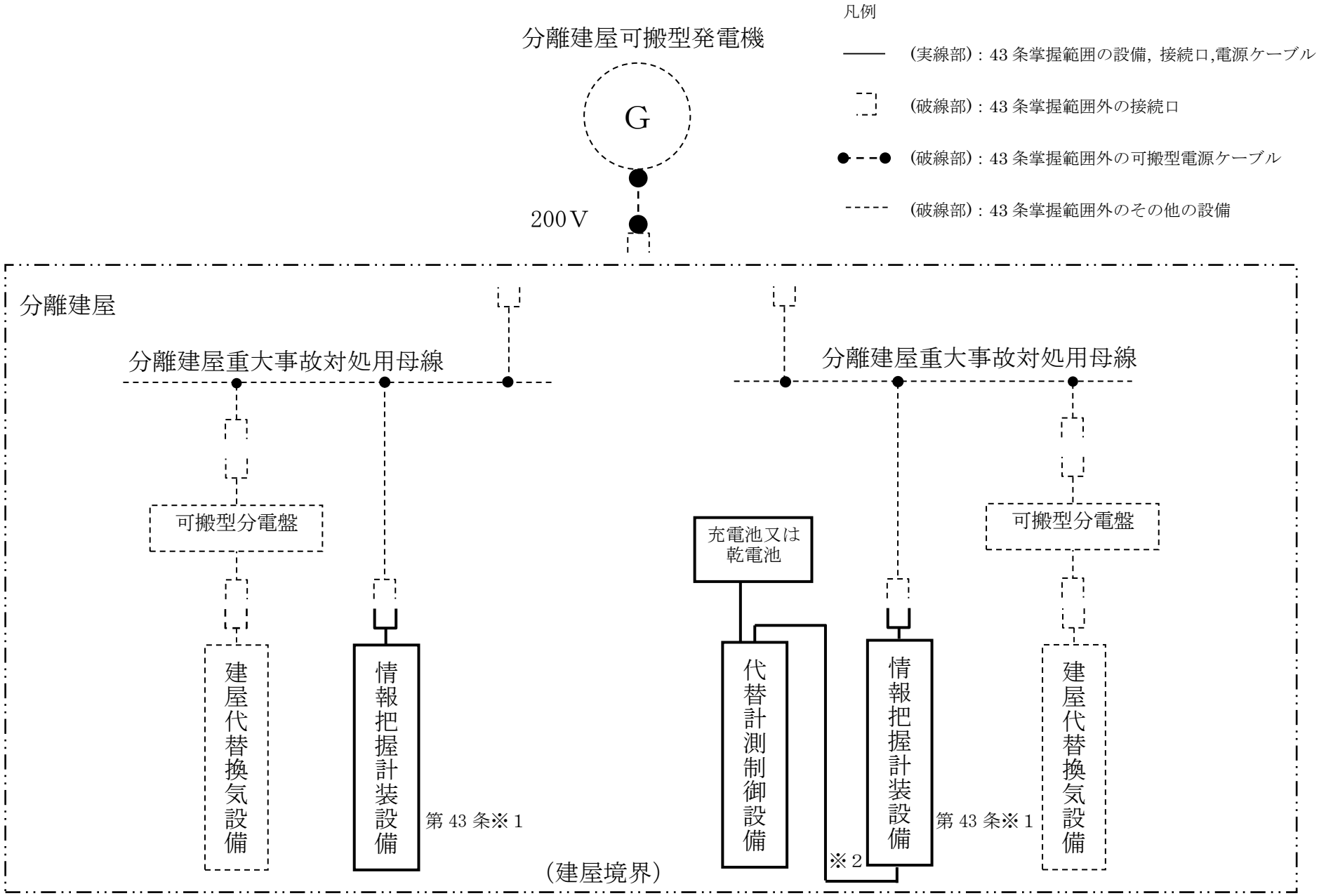

※１　分離建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※２　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第 43.　８図　情報把握計装設備の供給系統図（２／８）

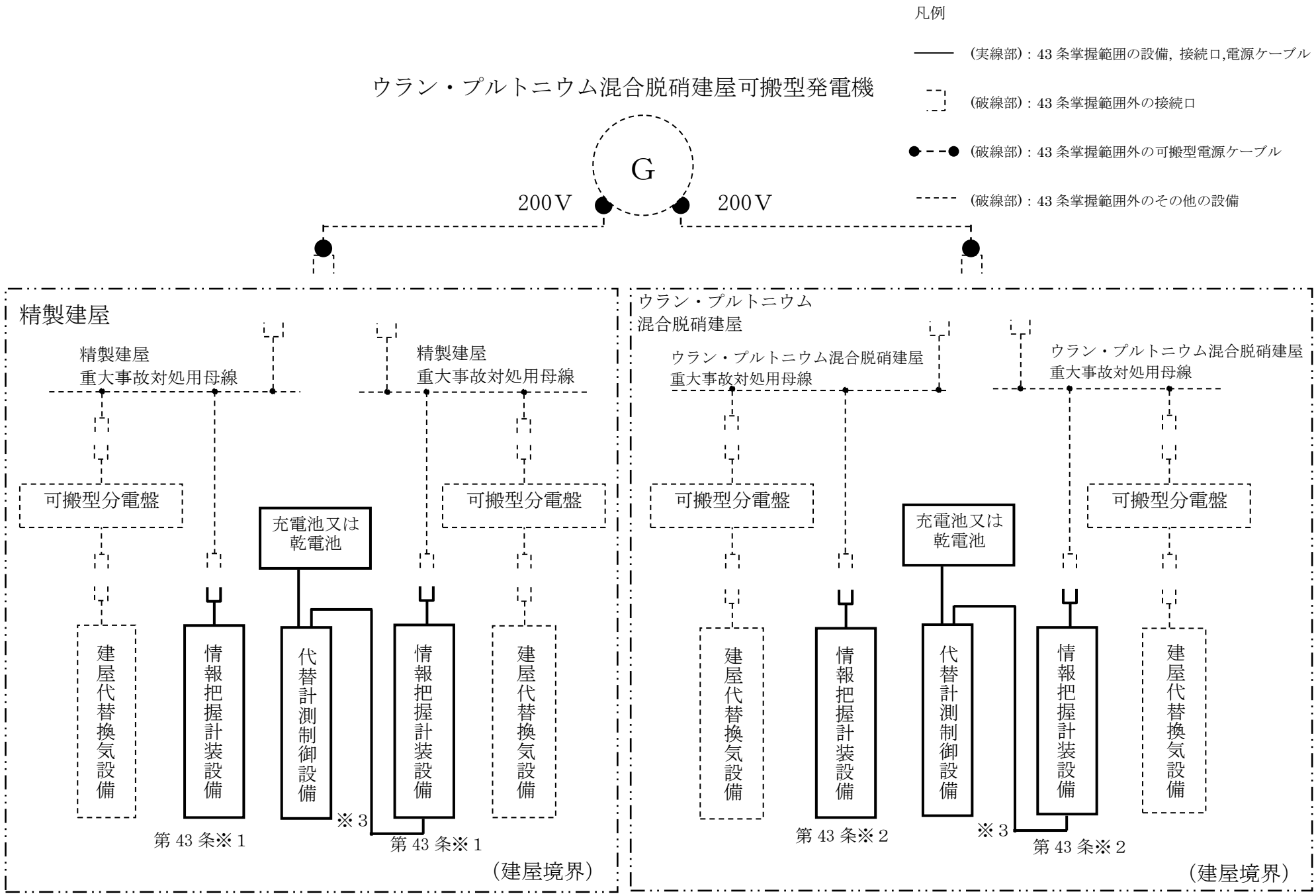

※1　精製建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※2　ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※3　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第 43.　８図　情報把握計装設備の供給系統図（３／８）

図-18

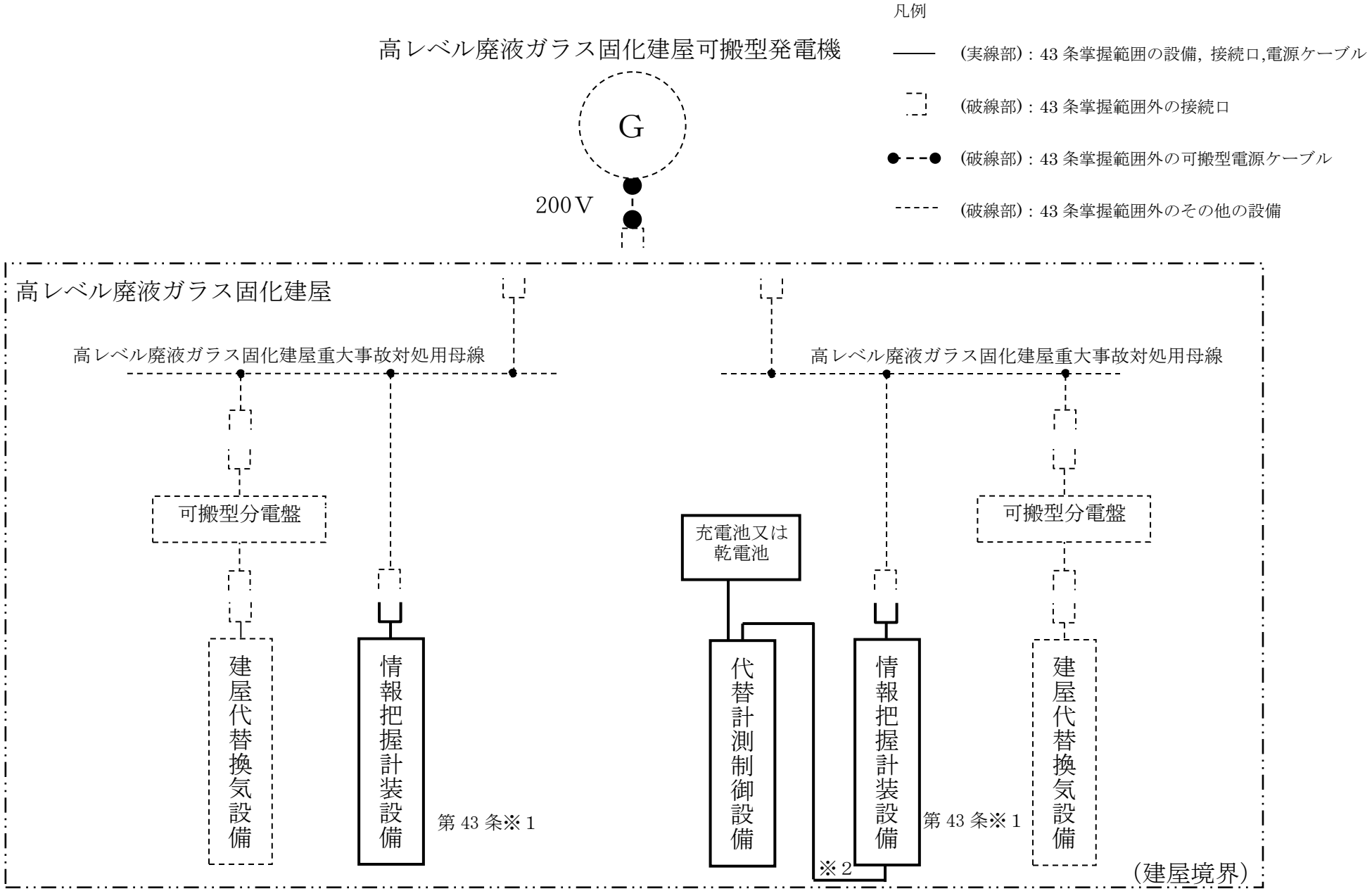

※1　高レベル廃液ガラス固化建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※2　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第 43.　８図　情報把握計装設備の供給系統図（４／８）

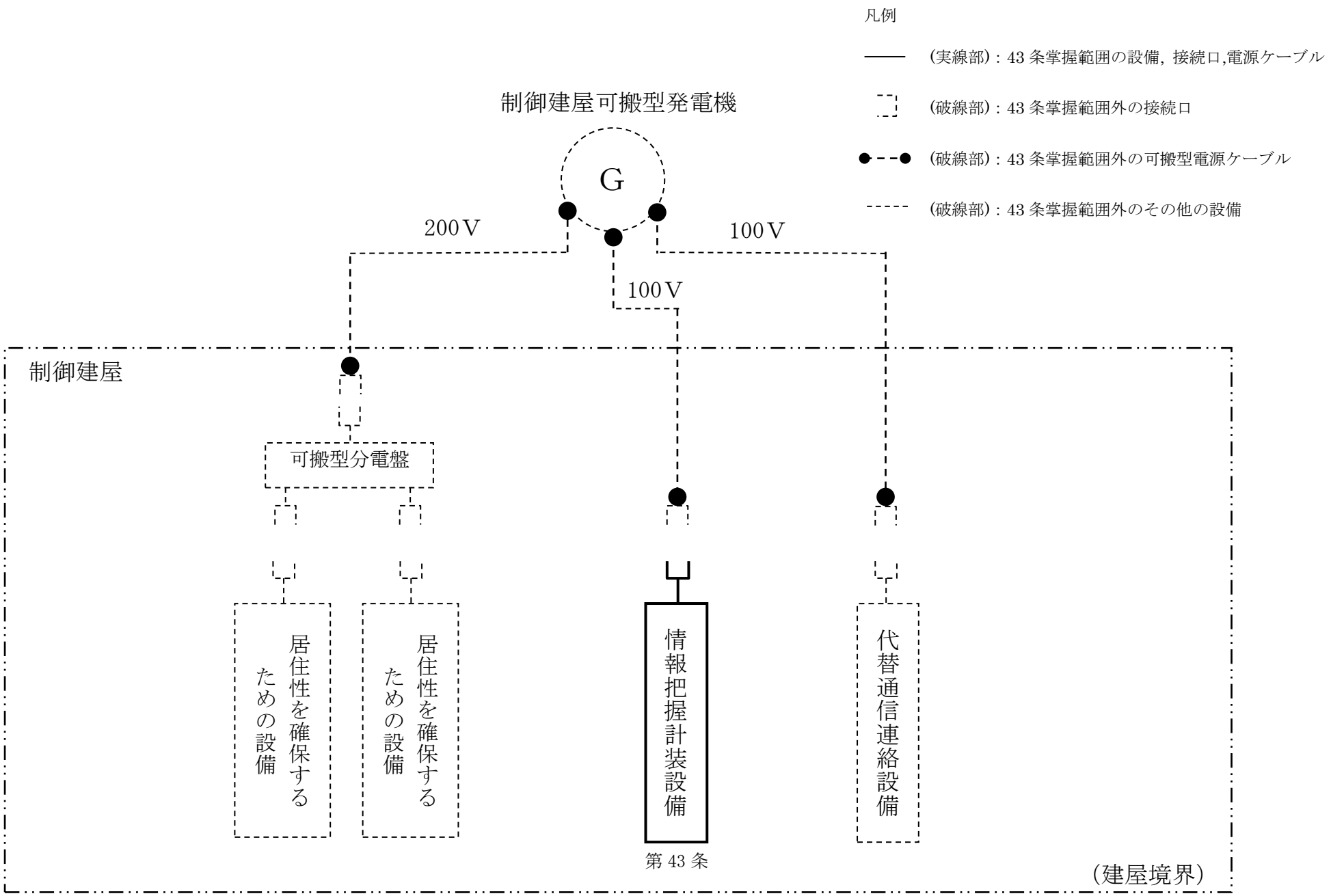

第 43. ８図　情報把握計装設備の供給系統図（５／８）

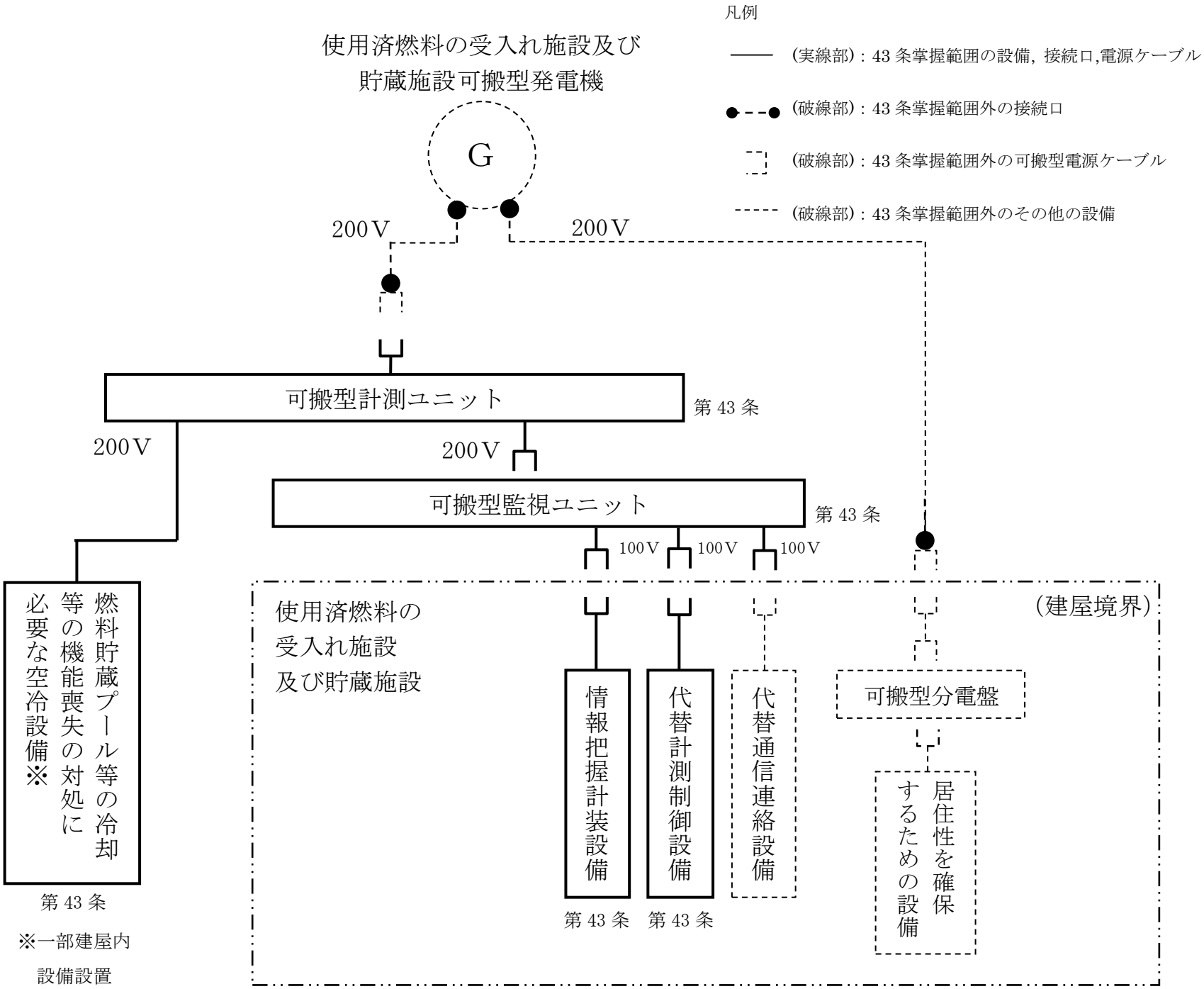

第 43. ８図　情報把握計装設備の供給系統図（６／８）

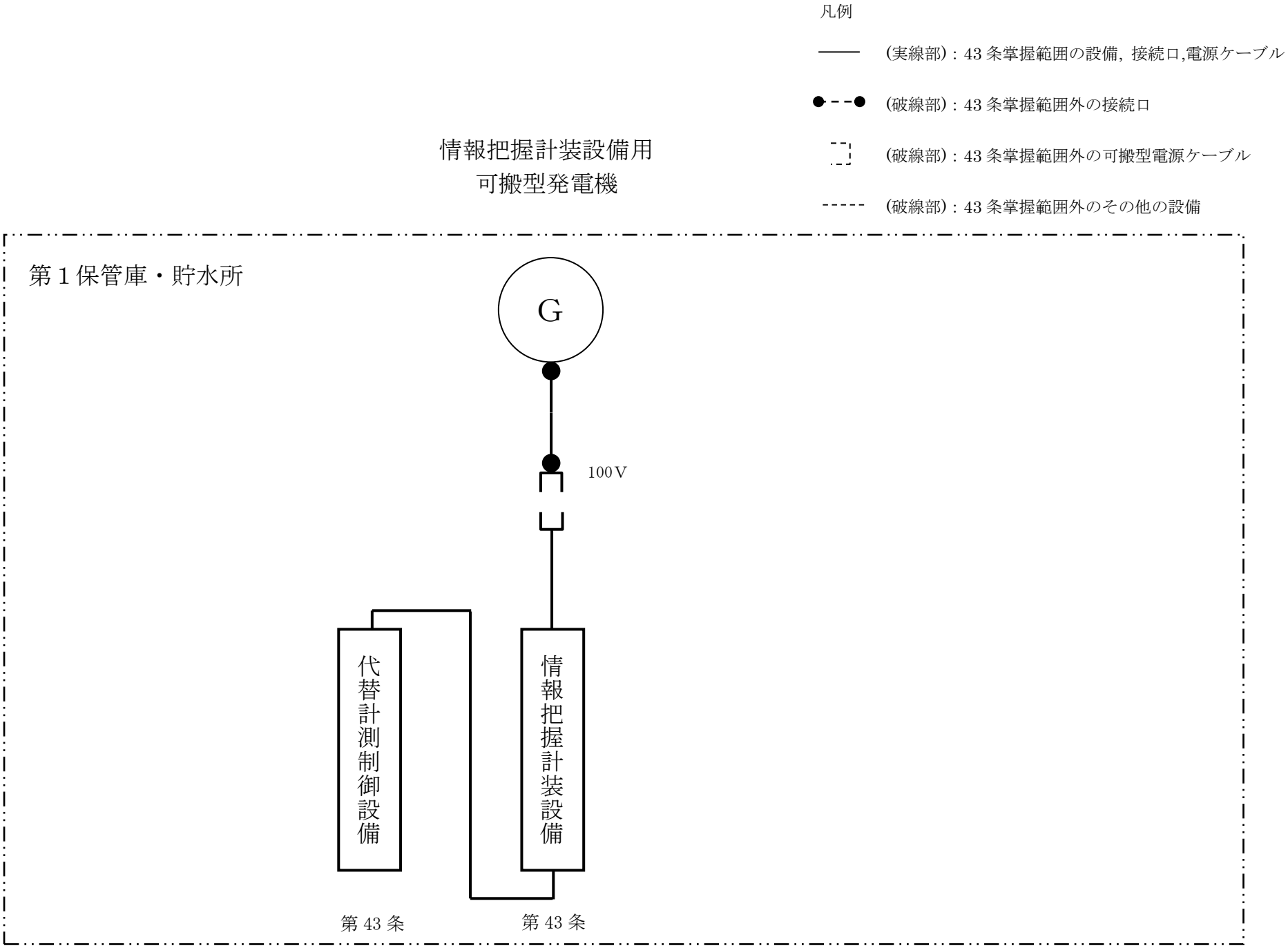

第 43.　８図　情報把握計装設備の供給系統図（７／８）

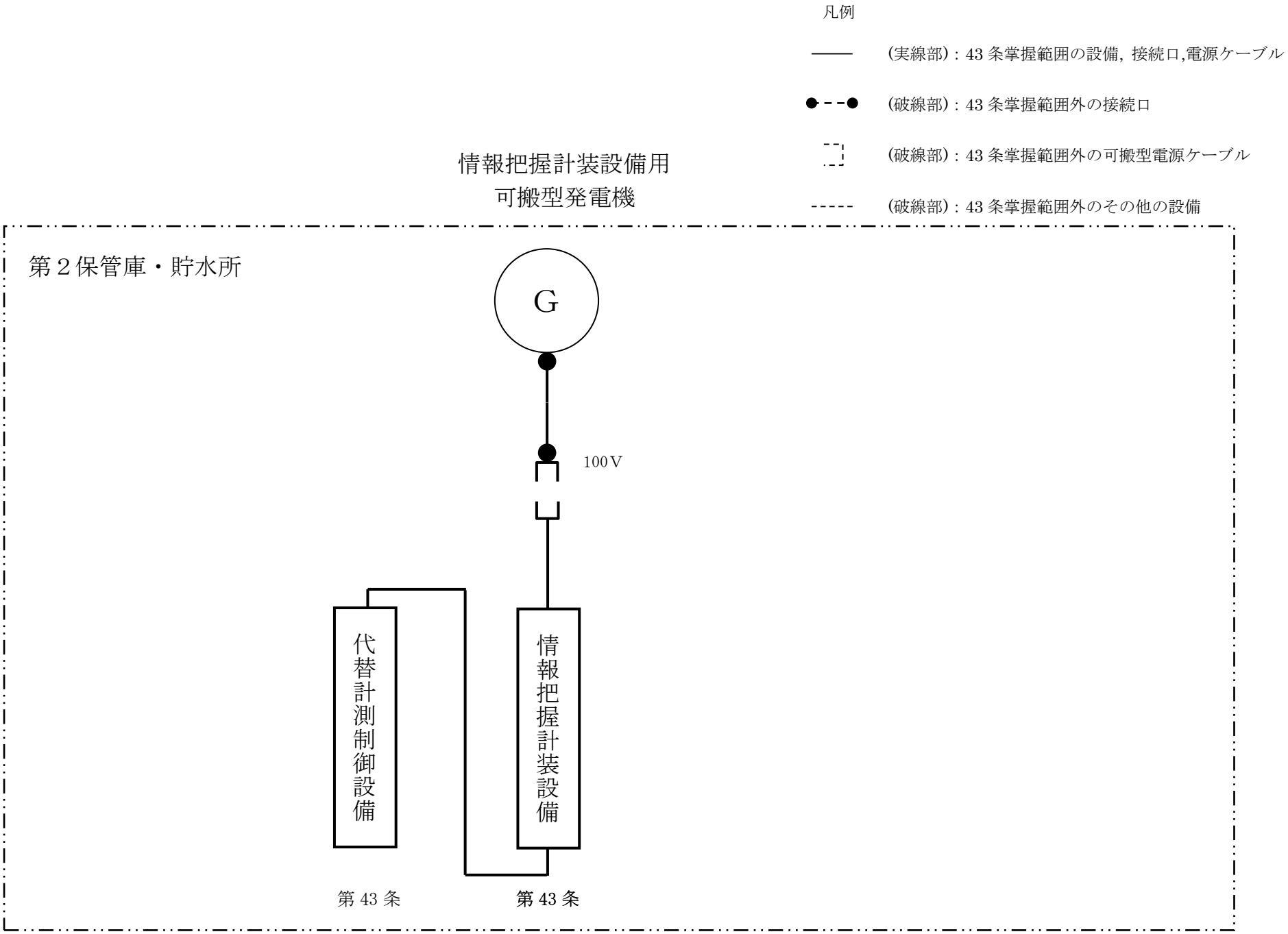

第 43. ８図　情報把握計装設備の供給系統図（８／８）

２章　補足説明資料

第43条：計装設備

注）10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

再処理施設　安全審査　整理資料　補足説明資料				備考（8月提出済みの資料については、資料番号を記載）
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表	3/13	6	資料名称変更、表形式変更
補足説明資料2-2	電源設備の供給系統図	3/13	6	単線結線図として提出していたものを本文図表と内容が重複するため前回削除したが、必要性を考慮し、補足資料として追加。資料名称についても変更
補足説明資料2-3	配置図	12/24	4	新規作成：（精査中）
補足説明資料2-4	系統図（計測原理図）	3/13	6	資料名称変更および計測原理図へ置き換え。以前の内容については本文図へ変更
補足説明資料2-5	試験検査	3/13	4	検査対象機器追加
補足説明資料2-6	容量設定根拠	3/13	8	表修正
補足説明資料2-7	代替パラメータの推定方法	3/13	4	資料名称変更
補足説明資料2-8	計装設備（重大事故等対処設備）の個数について	3/13	7	資料名称変更および2-11との統合
補足説明資料2-9	計装設備（重大事故等対処設備）の耐環境性について	3/13	4	資料名称修正。環境条件表を本文に変更。
補足説明資料2-10	パラメータの抽出について	3/13	4	他の補足説明資料と内容が重複しているため前回削除したが、必要性を考慮し、補足説明資料として追加。
補足説明資料2-11	重大事故等対処のために監視が必要な情報の設定個数の考え方について	12/24	3	2-8と統合し削除
補足説明資料2-12	計装設備の設計方針	12/24	2	本文資料に変更したため削除
補足説明資料2-13	パラメータの監視及び記録について	3/13	3	資料名称変更
補足説明資料2-14	計装設備の仕様と環境	12/24	2	他の仕様・環境等を示す資料と重複するため削除
補足説明資料2-15	乾電池又は充電池による計装設備への給電について	3/13	5	資料名称変更
補足説明資料2-16	水素濃度計による水素濃度の計測実現性について	1/8	0	
補足説明資料2-17	計装設備及び通信設備の系統概要図	3/13	1	
補足説明資料2-18	可搬型計器の接続図	3/13	1	計器追加
補足説明資料2-19	圧縮空気ボンベの容量及び個数について	3/13	0	新規作成

第43条：計装設備

注）10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

再処理施設　安全審査　整理資料　補足説明資料				備考（8月提出済みの資料については、資料番号を記載）
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-20	計測用空気の供給について	3/13	0	新規作成

令和２年３月 13 日　R6

補足説明資料 2-1（４３条）

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性				43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
				(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(1)臨界事故の拡大を防止するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
				a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
				(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(a)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
				臨界検知用放射線検出器	貯留設備の圧力計	貯留設備の流量計	貯留設備の流量計	貯留設備の放射線レベル計	溶解槽圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	可搬型放射線レベル計(γ線)	可搬型放射線レベル計(n線)	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽温度計(熱電対)	貯槽温度計(測温抵抗体)	貯槽温度計(測温抵抗体)	貯槽液位計
第33条 第1項(共通)	第1号		個数	必要数24台	必要数14台	必要数2台	必要数2台	必要数4台	必要数4台	必要数2台	必要数2台	必要数1台(合計3台)	必要数1台(合計3台)	必要数4台(合計18台)	必要数41台	必要数12台	必要数2台	必要数1台
	第1号		容量	1E+0～1E+7μSv/h	0～1MPa	0～68Nm³/h	0～136Nm³/h	1E+0～1E+7μSv/h	-2～2kPa	-2.5～2kPa	-3.5～2kPa	1E-1～1E+6μSv/h	1E-2～1E+4μSv/h	0～30Nm³/h	0～100℃	0～100℃	0～150℃	液位：0～21.74kPa 密度：0.9279～1.3674kPa
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
	第2号	環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
	第2号	環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第2号	環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
	第3号	操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号		試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号		切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
	第6号	悪影響	その他(飛散物)	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号		設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。				・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。				第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
		共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。				・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項(可搬型)	第1号		常設との接続性									対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。				
	第2号		異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)									対象外	対象外	対象外				
	第3号		設置場所(放射線影響の防止)									・遮蔽の設置，線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・遮蔽の設置，線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・遮蔽の設置，線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。				
	第4号		保管場所									・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。				
	第5号		アクセスルート									・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。				
	第6号	共通要因故障防止	自然現象									・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。				
	第6号	共通要因故障防止	人為事象									・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。				
	第6号	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響									・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。				

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性																		
				43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
				(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
				a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
				(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
				貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計
第33条 第1項(共通)	第1号	個数		必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数2台	必要数2台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
		容量		液位:0～21.74kPa 密度:0.9223～1.3592kPa	液位:0～34.201kPa 密度:4.868～7.5454kPa	液位:0～34.201kPa 密度:4.8854～7.5723kPa	液位:0～41.19kPa 密度:3.708～6.245kPa	液位:0～38.98kPa 密度:2.786～4.692kPa	液位:0～38.98kPa 密度:2.767～4.660kPa	液位:0～48.1kPa 密度:0～10kPa	液位:0～51.93kPa 密度:2.786～4.692kPa	液位:0～57.82kPa 密度:2.193～3.897kPa	液位:0～55kPa 密度:2.648～5.001kPa	液位:0～45kPa 密度:0.883～1.275kPa	液位:0～45kPa 密度:1.765～4.707kPa	液位:0～35kPa 密度:2.059～3.825kPa	液位:0～37kPa 密度:1.765～3.53kPa	液位:0～38.59kPa 密度:2.221～3.947kPa
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性																
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)																
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)																
	第4号	保管場所																
	第5号	アクセスルート																
	第6号	共通要因故障防止	自然現象															
			人為事象															
			周辺機器からの悪影響															

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計
第33条 第1項（共通） 第1号 個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第1号 容量	液位：0～31.19kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～51.19kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～33.27kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～34.4kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～34.18kPa 密度：2.648～5.296kPa
第2号 環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第2号 環境条件における健全性 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2号 環境条件における健全性 人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第2号 環境条件における健全性 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第3号 操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第3号 操作性 操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第4号 試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第5号 切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第6号 悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第6号 悪影響 その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第7号 設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項（可搬型） 第1号 常設との接続性					
第3項（可搬型） 第2号 異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					
第3項（可搬型） 第3号 設置場所（放射線影響の防止）					
第3項（可搬型） 第4号 保管場所					
第3項（可搬型） 第5号 アクセスルート					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 自然現象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 人為事象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響					

33条適合性	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計
第33条 第1項（共通） 第1号 個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第1号 容量	液位：0～33.17kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～31.55kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～50.97kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～30kPa 密度：2.635～4.977kPa	液位：0～30kPa 密度：0.883～1.275kPa
第2号 環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第2号 環境条件における健全性 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2号 環境条件における健全性 人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第2号 環境条件における健全性 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第3号 操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第3号 操作性 操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第4号 試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第5号 切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第6号 悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第6号 悪影響 その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第7号 設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項（可搬型） 第1号 常設との接続性					
第3項（可搬型） 第2号 異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					
第3項（可搬型） 第3号 設置場所（放射線影響の防止）					
第3項（可搬型） 第4号 保管場所					
第3項（可搬型） 第5号 アクセスルート					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 自然現象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 人為事象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響					

33条適合性	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計	43条　計装設備 (2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 貯槽液位計
第33条 第1項（共通） 第1号 個数	必要数2台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第1号 容量	液位：0～25kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～22kPa 密度：0.588～1.177kPa	液位：0～28.83kPa 密度：2.184～3.786kPa	液位：0～17.48kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～20.86kPa 密度：2.648～3.825kPa
第2号 環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第2号 環境条件における健全性 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2号 環境条件における健全性 人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第2号 環境条件における健全性 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第3号 操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第3号 操作性 操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第4号 試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第5号 切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第6号 悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第6号 悪影響 その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第7号 設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項（可搬型） 第1号 常設との接続性					
第3項（可搬型） 第2号 異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					
第3項（可搬型） 第3号 設置場所（放射線影響の防止）					
第3項（可搬型） 第4号 保管場所					
第3項（可搬型） 第5号 アクセスルート					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 自然現象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 人為事象					
第3項（可搬型） 第6号 共通要因故障防止 周辺機器からの悪影響					

33条適合性					43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
					(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
					a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
					(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
					貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計
第33条	第1項（共通）	第1号	個数		必要数1台	必要数2台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第33条	第1項（共通）	第1号	容量		液位:0〜25.84kPa 密度:2.648〜5.296kPa	液位:0〜65kPa 密度:3.53〜5.884kPa	液位:0〜64.18kPa 密度:2.648〜5.296kPa	液位:0〜44.77kPa 密度:1.664〜2.997kPa	液位:0〜44.77kPa 密度:1.852〜3.314kPa	液位:0〜44.77kPa 密度:1.870〜3.347kPa	液位:0〜44.77kPa 密度:1.860〜3.329kPa	液位:0〜60kPa 密度:2.783〜4.101kPa	液位:0〜60kPa 密度:2.792〜4.115kPa	液位:0〜45kPa 密度:2.802〜4.130kPa	液位:0〜45kPa 密度:2.789〜4.111kPa	液位:0〜60kPa 密度:2.785〜4.104kPa	液位:0〜47.99kPa 密度:1.756〜3.318kPa	液位:0〜47.98kPa 密度:1.771〜3.346kPa	液位:0〜30.891kPa 密度:1.762〜3.328kPa
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第33条	第1項（共通）	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第33条	第1項（共通）	第3号	操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条	第1項（共通）	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条	第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条	第1項（共通）	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第33条	第1項（共通）	第6号	悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第33条	第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条	第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条	第2項（常設）		共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第33条	第2項（常設）		共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第33条	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性																
第33条	第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）																
第33条	第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）																
第33条	第3項（可搬型）	第4号	保管場所																
第33条	第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート																
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	自然現象															
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	人為事象															
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響															

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性																		
				43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
				(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
				a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
				(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
				貯槽液位計	貯槽液位計	貯槽液位計	凝縮水回収先セル液位計	凝縮水回収先セル液位計	凝縮水回収先セル液位計	凝縮水回収先セル液位計	凝縮水回収先セル液位計	凝縮水回収先貯槽液位計	凝縮水回収先貯槽液位計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	混合廃ガス凝縮器入口圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計
第33条 第1項（共通）	第1号		個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数2台	必要数1台	必要数1台	必要数3台	必要数2台	必要数1台	必要数1台	必要数2台	必要数2台	必要数2台	必要数2台	必要数4台
			容量	液位:0～30.891kPa 密度:1.768～3.339kPa	液位:0～35.69kPa 密度:1.749～3.304kPa	液位:0～35.69kPa 密度:1.752～3.309kPa	0～13.44kPa	0.35～1kPa	0.1～1kPa	0.5～2kPa	0～10.493kPa	液位:0～64.91kPa 密度:2.615～4.066kPa	液位:0～64.95kPa 密度:2.581～4.014kPa	-2.5～2kPa	-2.5～0kPa	-3.5～2kPa	-5～0kPa	-12～0kPa
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
			その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性																
	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）																
	第3号	設置場所（放射線影響の防止）																
	第4号	保管場所																
	第5号	アクセスルート																
	第6号	共通要因故障防止	自然現象															
			人為事象															
			周辺機器からの悪影響															

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
				43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
				(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
				b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
				(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
				可搬型貯槽温度計（熱電対）	可搬型貯槽温度計（測温抵抗体）	可搬型貯槽温度計（テスタ）	可搬型冷却水流量計	可搬型冷却水流量計	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型貯槽液位計	可搬型貯槽液位計	可搬型貯槽液位計	可搬型貯槽液位計	可搬型貯槽液位計
第33条	第1項（共通）	第1号	個数	必要数39台（合計78台）	必要数14台（合計28台）	必要数6台（合計18台）	必要数10台（合計46台）	必要数3台（合計14台）	必要数11台（合計33台）	必要数14台（合計42台）	必要数13台（合計39台）	必要数4台（合計12台）	必要数11台（合計33台）	必要数2台（合計4台）	必要数24台（合計48台）	必要数9台（合計18台）	必要数3台（合計6台）	必要数13台（合計26台）
第33条	第1項（共通）	第1号	容量	0～130℃	0～130℃	－	6～107m^3/h	2.3～40.7m^3/h	0～5.1×$10^{-1}$$m^3$/h	0～2.7m^3/h	0～7.2×$10^{-1}$$m^3$/h	0～2.9×$10^{-1}$$m^3$/h	0～13m^3/h	液位：0～30kPa 密度：0～ 5kPa	液位：0～60kPa 密度：0～10kPa	液位：0～30kPa 密度：0～10kPa	液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～60kPa 密度：0～ 5kPa
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性：重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性：自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性：人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条	第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性：周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
第33条	第1項（共通）	第3号	操作性：操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条	第1項（共通）	第3号	操作性：操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条	第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条	第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条	第1項（共通）	第6号	悪影響：系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
第33条	第1項（共通）	第6号	悪影響：その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
第33条	第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条	第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象															
第33条	第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象															
第33条	第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響															
第33条	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。
第33条	第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条	第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条	第3項（可搬型）	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
第33条	第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止：自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止：人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条	第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止：周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性																	
			43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
			(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
			b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
			(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
			可搬型貯槽液位計	可搬型機器注水流量計	可搬型機器注水流量計	可搬型機器注水流量計	可搬型凝縮器出口排気温度計(熱電対)	可搬型凝縮器出口排気温度計(測温抵抗体)	可搬型凝縮器出口排気温度計(テスタ)	可搬型凝縮器通水流量計	可搬型凝縮器通水流量計	可搬型凝縮器通水流量計	可搬型凝縮水回収先セル液位計	可搬型凝縮水回収先セル液位計	可搬型凝縮水回収先セル液位計	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計
第33条 第1項(共通)	第1号	個数	必要数2台(合計4台)	必要数11台(合計50台)	必要5台(合計23台)	必要数13台(合計59台)	必要数4台(合計8台)	必要数2台(合計4台)	必要数5台(合計15台)	必要数2台(合計10台)	必要数2台(合計10台)	必要数1台(合計5台)	必要数1台(合計2台)	必要数3台(合計6台)	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	必要数10台(合計20台)
	第1号	容量	液位:0～60kPa 密度:0～30kPa	0.04～15.9m^3/h	0.1～40.7m^3/h	0.27～107m^3/h	0～130℃	0～130℃	–	2.3～40.7m^3/h	6～107m^3/h	31.9～572m^3/h	0～5kPa	0～15kPa	0～20kPa	液位:0～80kPa 密度:0～ 5kPa	0～1.0kPa
	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号 悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象															
		人為事象															
		周辺機器からの悪影響															
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号 共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性					43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
					(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
					b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
					(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
					可搬型フィルタ差圧計	可搬型膨張槽液位計	可搬型冷却コイル圧力計	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計 可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計	可搬型導出先セル圧力計	可搬型漏えい液受皿液位計	可搬型漏えい液受皿液位計	可搬型漏えい液受皿液位計	可搬型建屋供給冷却水流量計	可搬型冷却水排水線量計	可搬型圧縮空気ボンベ	圧縮空気自動供給貯槽圧力計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計
第33条	第1項（共通）	第1号	個数		必要数10台（合計20台）	必要数7台（合計14台）	必要数9台（合計18台）	必要数6台（合計12台）	必要数10台（合計20台）	必要数1台（合計2台）	必要数7台（合計14台）	必要数1台（合計2台）	必要数5台（合計15台）	必要数5台（合計10台）	必要数9台（合計18台）	必要数2台	必要数20台	必要数4台	必要数2台
			容量		0～1.0kPa	0～10m	0～1.6MPa	-5～10kPa	-5～5kPa	0～5kPa	0～15kPa	0～20kPa	0～480m^3/h	1E-1～1E+6μSv/h	―	0～1.2MPa	0.25～0.8Nm^3/h	0.35～1.0Nm^3/h	1.5～5.0Nm^3/h
		第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
				自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
		第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
				操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
		第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
		第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
				その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
		第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象												・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象												第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
				周辺機器からの悪影響												・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外				
		第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外				
		第3号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。				
		第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。				
		第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。				
		第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。				
				人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。				
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性															
	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備
	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	貯槽掃気圧縮空気流量計	水素掃気系統圧縮空気圧力計	水素掃気系統圧縮空気圧力計	水素掃気系統圧縮空気圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計	廃ガス洗浄塔入口圧力計
第33条 第1項（共通） 第1号 個数	必要数1台	必要数2台	必要数3台	必要数4台	必要数4台	必要数1台	必要数1台	必要数2台	必要数2台	必要数3台	必要数1台	必要数4台	必要数1台	必要数2台	必要数2台
第1号 容量	0.4～1.2Nm^3/h	0.45～1.5Nm^3/h	0.5～1.5Nm^3/h	0.55～1.5Nm^3/h	0.65～2Nm^3/h	1.0～2.5Nm^3/h	2.85～8.0Nm^3/h	4.0～11Nm^3/h	5.0～15Nm^3/h	18～45Nm^3/h	0～1.1MPa	0～1MPa	0～1.5MPa	-2.5～2kPa	-12～0kPa
第2号 環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第2号 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2号 人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第2号 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第3号 操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第3号 操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第4号 試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第5号 切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第6号 悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第6号 その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第7号 設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設） 共通要因故障防止 自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第2項 人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第2項 周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項（可搬型） 第1号 常設との接続性															
第2号 異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）															
第3号 設置場所（放射線影響の防止）															
第4号 保管場所															
第5号 アクセスルート															
第6号 共通要因故障防止 自然現象															
第6号 人為事象															
第6号 周辺機器からの悪影響															

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性			43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
			(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	(3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
			a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
			(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(a)計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
			貯槽温度計(熱電対)	貯槽温度計(熱電対)	貯槽温度計(測温抵抗体)	貯槽温度計(測温抵抗体)	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型水素濃度計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数39台	必要数1台	必要数10台	必要数1台	必要数2台（合計4台）	必要数1台（合計2台）	必要数3台（合計6台）	必要数7台（合計14台）	必要数12台（合計36台）	必要数11台（合計33台）	必要数2台（合計6台）	必要数16台（合計48台）	必要数5台（合計15台）	必要数3台（合計9台）	必要数7台（合計21台）
		容量	0〜100℃	0〜200℃	0〜100℃	0〜150℃	0〜1.6MPa	0〜1.6MPa	0〜1.6MPa	液位：0〜80kPa 密度：0〜10kPa	0〜0.9Nm^3/h	0〜1.2Nm^3/h	0〜6Nm^3/h	0〜3Nm^3/h	0〜30Nm^3/h	0〜60Nm^3/h	0〜25Vol%
	第2号	環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号	操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
		その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。											
		人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。											
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水，化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。											
第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性					容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。
	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所（放射線影響の防止）					・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所					・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート					・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止 自然現象					・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		人為事象					・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		周辺機器からの悪影響					・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性			43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型セル導出ユニット流量計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型フィルタ差圧計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型導出先セル圧力計	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型貯槽温度計（熱電対）	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型貯槽温度計（測温抵抗体）	43条　計装設備 (3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型貯槽温度計（テスタ）
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台（合計2台）	必要数5台（合計10台）	必要数3台（合計6台）	必要数5台（合計15台）	必要数10台（合計20台）	必要数10台（合計20台）	必要数2台（合計4台）	必要数10台（合計20台）	必要数38台（合計76台）	必要数11台（合計22台）	必要数6台（合計18台）
第33条 第1項（共通）	第1号	容量	0～0.16MPa	0～1.6MPa	0～1.6MPa	0～35Nm^3/h	0～1.0kPa	0～1.0kPa	-5～10kPa	-5～5kPa	0～130℃	0～130℃	-
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象											
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象											
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響											
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性			43条　計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	43条　計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 供給槽ゲデオン流量計	43条　計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 プルトニウム濃縮缶圧力計	43条　計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 プルトニウム濃縮缶気相部温度計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第33条 第1項（共通）	第1号	容量	0.0131～3.145m^3	0～0.14m^3/h	-24～2kPa	0～200℃
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性				
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）				
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）				
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所				
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート				
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	自然現象				
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	人為事象				
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性				43条 計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 プルトニウム濃縮缶液相部温度計	43条 計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計	43条 計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)代替計測制御設備 貯留設備の圧力計	43条 計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)代替計測制御設備 貯留設備の流量計	43条 計装設備 (4)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 廃ガス洗浄塔入口圧力計	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 燃料貯蔵プール等水位計	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 燃料貯蔵プール等温度計	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)計測制御設備 燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c)放射線監視設備 燃料貯蔵プール等空間線量率計	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）	43条 計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）
第33条 第1項（共通）	第1号	個数		必要数1台	必要数2台	必要数10台	必要数2台	必要数2台	必要数9台	必要数9台	必要数7台	必要数4台	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計3台）	必要数6台（合計12台）	必要数1台（合計3台）	必要数6台（合計12台）
	第1号	容量		0～200℃	0～150℃	0～1MPa	0～136Nm^3/h	-3.5～2kPa	650～1650mm	0～100℃	–	1E-1～1E+4μSv	0～11.5m	0～2m	0～11.5m	0～11.5m	0～100℃	0～100℃
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
	第2号	環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
	第2号	環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第2号	環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
	第3号	操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
	第6号	悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	／	／	／	／	／	／
		共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	／	／	／	／	／	／
		共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	／	／	／	／	／	／
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性		／	／	／	／	／	／	／	／	／	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）		／	／	／	／	／	／	／	／	／	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所（放射線影響の防止）		／	／	／	／	／	／	／	／	／	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所		／	／	／	／	／	／	／	／	／	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート		／	／	／	／	／	／	／	／	／	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	／	／	／	／	／	／	／	／	／	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
	第6号	共通要因故障防止	人為事象	／	／	／	／	／	／	／	／	／	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
	第6号	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	／	／	／	／	／	／	／	／	／	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性					43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備
					可搬型代替注水設備流量計	可搬型スプレイ設備流量計	可搬型空冷ユニットA	可搬型空冷ユニットB	可搬型空冷ユニットC	可搬型空冷ユニットD	可搬型空冷ユニットE	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ
第33条	第1項（共通）	第1号	個数		必要数1台（合計3台）	必要数12台（合計36台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数6台（合計12台）
			容量		0～240m^3/h	0～114m^3/h	－	－	－	－	－	－
		第2号	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）		重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
		第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
		第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
		第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
				その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
		第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象								
				人為事象								
				周辺機器からの悪影響								
	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		第3号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
		第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
		第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
		第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
				人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性					43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備	43条　計装設備 (5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)代替計測制御設備
					可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	可搬型空冷ユニット用ホース	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース	可搬型計測ユニット	可搬型監視ユニット
第33条	第1項（共通）	第1号	個数		必要数6台（合計12台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1式（合計2式）	必要数6台（合計12台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）
			容量		－	1E-1～1E+6μSv/h	1E+3～1E+9μSv/h	－	－	－	－	－
		第2号	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）		重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
		第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
		第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
		第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
				その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
		第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象								
				人為事象								
				周辺機器からの悪影響								
	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		第3号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
		第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
		第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
		第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
				人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性				43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
				(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	(5)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
				b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
				(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
				可搬型計測ユニット用空気圧縮機	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）	可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）	可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）	可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）	可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）	可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）	けん引車
第33条 第1項（共通）	第1号	個数		必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計3台）	必要数1台（合計2台）
第33条 第1項（共通）	第1号	容量		–	–	–	–	–	–	–	–
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第3号	操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
第33条 第1項（共通）	第6号	悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象								
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	人為事象								
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響								
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性				43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
				(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
				a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
				(a)代替計測制御設備	(a)計測制御設備	(c)放射線監視設備	(c)放射線監視設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
				貯水槽水位計	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	燃料貯蔵プール等空間線量率計	建屋内線量率計	可搬型放水砲流量計	可搬型放水砲圧力計	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
第33条 第1項（共通）	第1号	個数		必要数4台	必要数7台	必要数4台	必要数61台	必要数6台（合計18台）	必要数6台（合計12台）	必要数4台（合計8台）
第33条 第1項（共通）	第1号	容量		300～7500mm	–	1E-1～1E+4μSv/h	1E-1～1E+4μSv/h	$0～1800m^3/h$	0～1.6MPa	0～10m
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号	環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第3号	操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
第33条 第1項（共通）	第6号	悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。			
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。			
第33条 第2項（常設）		共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。			
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性						対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）						対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）						・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所						・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート						・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	自然現象					・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	人為事象					・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響					・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性			43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
			(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	(6)工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
			b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
			(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
			可搬型貯水槽水位計(電波式)	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)	可搬型建屋内線量率計	可搬型中型移送ポンプ吐出圧力計
第33条 第1項(共通)	第1号	個数	必要数4台(合計12台)	必要数6台(合計12台)	必要数1台(合計2台)	必要数5台(合計10台)	必要数2台
		容量	300～7500mm	－	1E+3～1E+9 μSv/h	1E+0～3E+5 μSv/h	－
	第2号	環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号	操作性 操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響 系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象					
		人為事象					
		周辺機器からの悪影響					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止 自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

33条適合性			43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
			(7)重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	(7)重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	(7)重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	(7)重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	(8)電源設備
			a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
			(a)計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(c)電気設備の受電開閉設備・受電変圧器
			貯水槽水位計	可搬型貯水槽水位計(ロープ式)	可搬型貯水槽水位計(電波式)	可搬型送水流量計	受電開閉設備154kV受電電圧計
第33条 第1項(共通)	第1号	個数	必要数4台	必要数4台(合計8台)	必要数4台(合計12台)	必要数8台(合計24台)	必要数1台
		容量	300～7500mm	0～10m	300～7500mm	0～1800m³/h	－
	第2号	環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
		その他(飛散物)	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。				・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。				第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。				・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止 自然現象		・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
		人為事象		・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
		周辺機器からの悪影響		・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	

33条適合性			43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
			(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備
			a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
			(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統
			ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電圧計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧計	非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A電圧計	非常用電源建屋6.9kV非常用主母線B電圧計
第33条 第1項(共通)	第1号	個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
		容量	－	－	－	－	－
	第2号	環境条件における健全性 重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性 操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響 系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
		その他(飛散物)	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性					
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)					
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)					
	第4号	保管場所					
	第5号	アクセスルート					
	第6号	共通要因故障防止 自然現象					
		人為事象					
		周辺機器からの悪影響					

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性																			
					43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
					(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備
					a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
					(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内低圧系統	(d)電気設備の所内低圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統
					制御建屋6.9kV非常用母線A電圧計	制御建屋6.9kV非常用母線B電圧計	制御建屋460V非常用母線A電圧計	制御建屋460V非常用母線B電圧計	制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	前処理建屋460V非常用母線A電圧計	前処理建屋460V非常用母線B電圧計	前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	前処理建屋6.9kV非常用母線A電圧計	前処理建屋6.9kV非常用母線B電圧計	分離建屋460V非常用母線A電圧計	分離建屋460V非常用母線B電圧計	分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	精製建屋460V非常用母線A電圧計	精製建屋460V非常用母線B電圧計
第33条	第1項（共通）	第1号	個数		必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
			容量		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
				自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
		第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
				操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
		第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
		第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
				その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
		第7号	設置場所（放射線影響の防止）		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第2項（常設）		共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
				人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
				周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
	第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性																
		第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）																
		第3号	設置場所（放射線影響の防止）																
		第4号	保管場所																
		第5号	アクセスルート																
		第6号	共通要因故障防止	自然現象															
				人為事象															
				周辺機器からの悪影響															

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

項	号	33条適合性	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
			(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備
			a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
			(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統
			精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線B電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A電圧計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第33条 第1項（共通）	第1号	容量	－	－	－	－	－
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性					
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）					
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所					
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	自然現象					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	人為事象					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響					

項	号	33条適合性	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
			(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備
			a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備
			(e)電気設備の所内低圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(e)電気設備の所内低圧系統	(d)電気設備の所内高圧系統	(f)燃料補給設備
			ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線B電圧計	高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A電圧計	高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線B電圧計	高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧計	軽油貯蔵タンク液位計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台	必要数1台
第33条 第1項（共通）	第1号	容量	－	－	－	－	－
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順（再処理工程を停止する）により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性					
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）					
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）					
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所					
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	自然現象					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	人為事象					
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響					

項	号	33条適合性	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備	43条 計装設備
			(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備
			b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
			(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備
			前処理建屋可搬型発電機電圧計	前処理建屋可搬型発電機燃料油計	分離建屋可搬型発電機電圧計	分離建屋可搬型発電機燃料油計	制御建屋可搬型発電機電圧計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台（合計3台、そのうち1台は分離建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計と共用する。）	必要数1台（合計3台、そのうち1台は分離建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計と共用する。）	必要数1台（合計3台、そのうち1台は前処理建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計と共用する。）	必要数1台（合計3台、そのうち1台は前処理建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計と共用する。）	必要数1台（合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計と共用する。）
第33条 第1項（共通）	第1号	容量	－	－	－	－	－
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
第33条 第1項（共通）	第2号 環境条件における健全性	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計，自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
第33条 第1項（共通）	第3号 操作性	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第33条 第1項（共通）	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
第33条 第1項（共通）	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
第33条 第1項（共通）	第6号 悪影響	その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
第33条 第1項（共通）	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象					
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	人為事象					
第33条 第2項（常設）	共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響					
第33条 第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第2号	異なる複数の接続口の確保（再処理施設の外から水等を供給するもの）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
第33条 第3項（可搬型）	第3号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条 第3項（可搬型）	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
第33条 第3項（可搬型）	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
第33条 第3項（可搬型）	第6号 共通要因故障防止	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性				43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
				(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(8)電源設備	(9)制御室における監視設備	(9)制御室における監視設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	
				b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	
				(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(b)代替計測制御設備	(a)制御室	(a)制御室	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	
				制御建屋可搬型発電機燃料油計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計	軽油用タンク　ローリ液位計	監視制御盤	安全系監視制御盤	情報把握計装設備用屋内ケーブル	建屋間伝送用無線装置	可搬型情報収集装置(前処理建屋用)	可搬型情報収集装置(分離建屋用)	可搬型情報収集装置(精製建屋用)	

第33条	号	項目	細目	制御建屋可搬型発電機燃料油計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計	軽油用タンク　ローリ液位計	監視制御盤	安全系監視制御盤	情報把握計装設備用屋内ケーブル	建屋間伝送用無線装置	可搬型情報収集装置(前処理建屋用)	可搬型情報収集装置(分離建屋用)	可搬型情報収集装置(精製建屋用)
第1項(共通)	第1号	個数		必要数1台(合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計と共用する。)	必要数1台(合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、制御建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計と共用する。)	必要数1台(合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、制御建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計と共用する。)	必要数1台(合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、制御建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計と共用する。)	必要数1台(合計3台、そのうち1台は前処理建屋、分離建屋、制御建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計と共用する。)	必要数1台(合計3台)	必要数1台(合計3台)	必要数3台(合計7台)	必要数1式	必要数1式	必要数1式	必要数1式	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)
		容量		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対応する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ○溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては第31条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで悪影響を与えない設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項(常設)		共通要因故障防止	自然現象									・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。			
			人為事象									第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。	第33条第1項第2号の環境条件で整理する。			
			周辺機器からの悪影響									・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水、化学薬品漏えいに対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第29条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第31条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第31条に基づく設計とする。			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外					容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外					対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。					・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。					・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート		・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。					・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。					・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
			人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。					・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。					・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水薬品 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

重大事故等対処設備　規則第33条適合性　一覧表

33条適合性			43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備	43条　計装設備
			(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備	(10)情報把握計装設備
			b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
			(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備	(a)情報把握計装設備
			可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）	可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）	可搬型情報収集装置（制御建屋用）	可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）	可搬型情報表示装置（制御建屋用）	可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）	可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）	可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）	情報把握計装設備用可搬型発電機	情報把握計装設備用可搬型発電機電圧計	情報把握計装設備用可搬型発電機燃料油計
第33条 第1項（共通）	第1号	個数	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数1台（合計2台）	必要数2台（合計5台）	必要数2台（合計5台）	必要数2台（合計5台）
		容量	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	第2号	環境条件における健全性：重大事故等時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		環境条件における健全性：自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		環境条件における健全性：人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		環境条件における健全性：周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 〇溢水薬品 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。 ・化学薬品漏えいの影響を受けない位置への設置、保管、容器への収納等を行う設計とする。
	第3号	操作性：操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		操作性：操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性（本来の用途以外の用途で使用する場合）	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第33条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響：系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
		悪影響：その他（飛散物）	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻（風（台風）含む）に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第2項（常設）	共通要因故障防止	自然現象											
		人為事象											
		周辺機器からの悪影響											
第3項（可搬型）	第1号	常設との接続性	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第2号	異なる複数の接続口の確保 （再処理施設の外から水等を供給するもの）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所（放射線影響の防止）	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止：自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		共通要因故障防止：人為事象	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
		共通要因故障防止：周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 〇溢水薬品 ・被水（被液）防護、溢水高さを考慮して設置する。

令和２年３月 13 日　R6

補足説明資料 2-2（４３条）

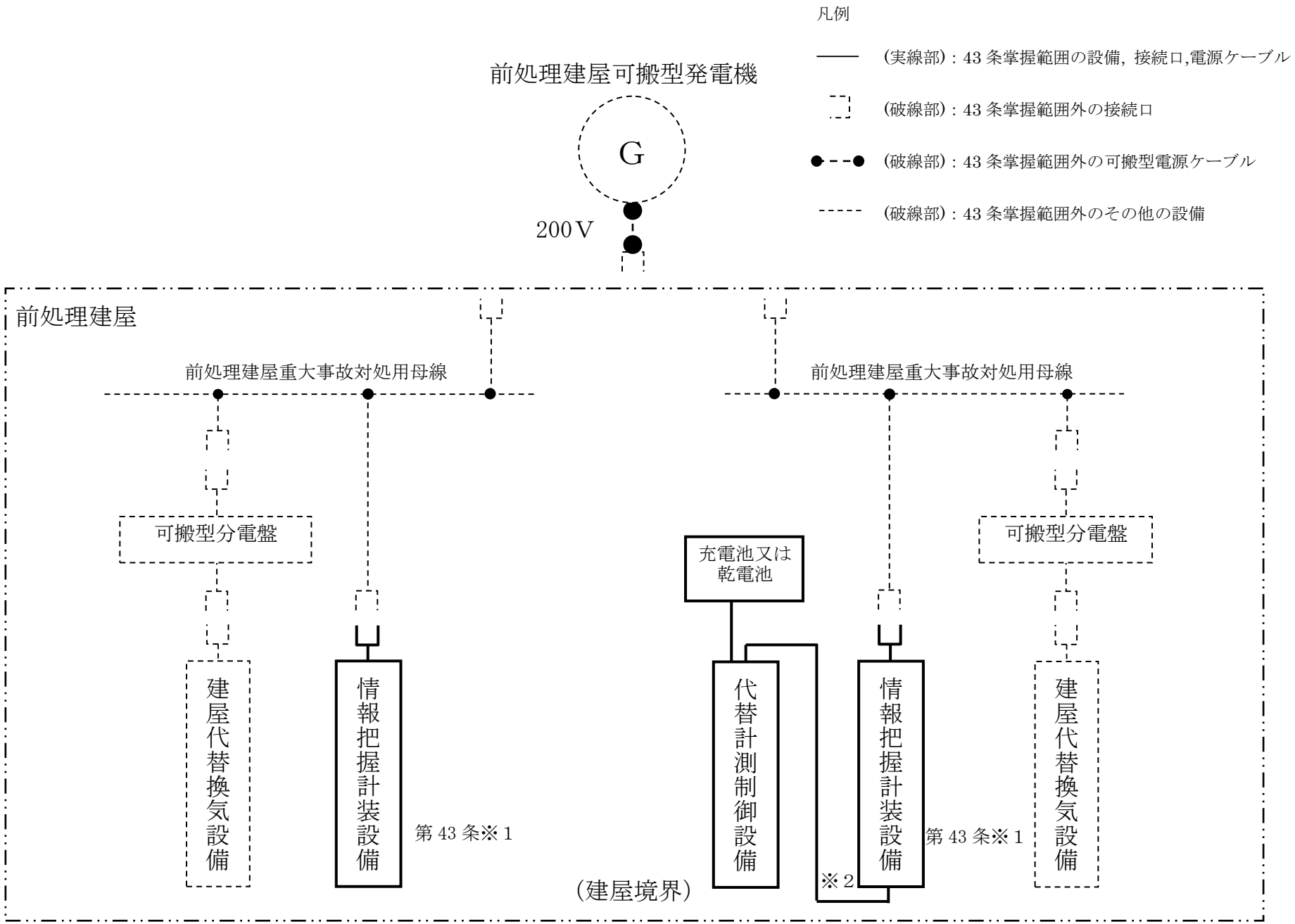

※1　前処理建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※2　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第２－２－１図　電源設備の供給系統図（前処理建屋可搬型発電機～前処理建屋重大事故対処用母線）

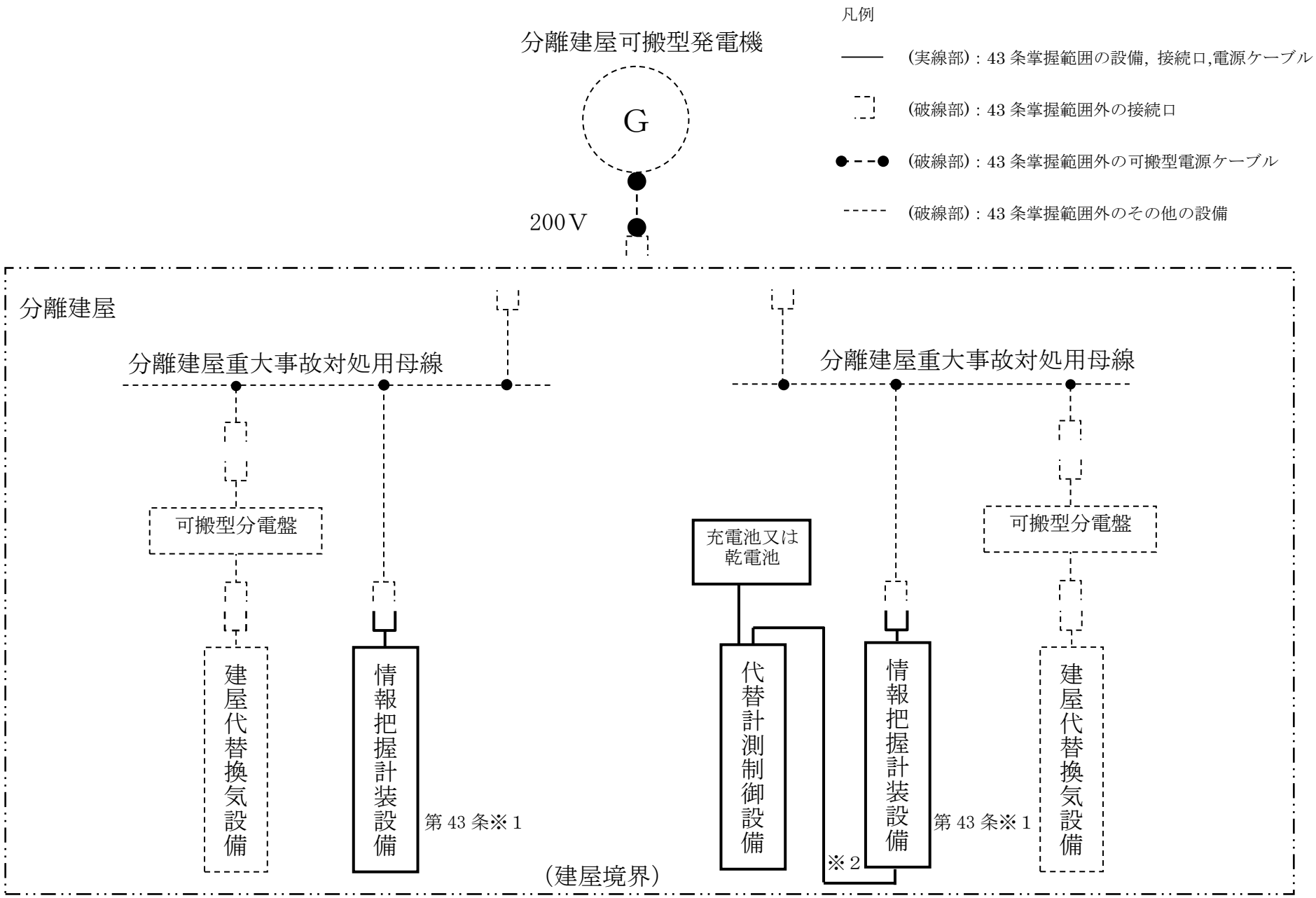

※１　分離建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※２　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第２－２－２図　電源設備の供給系統図（分離建屋可搬型発電機～分離建屋重大事故対処用母線）

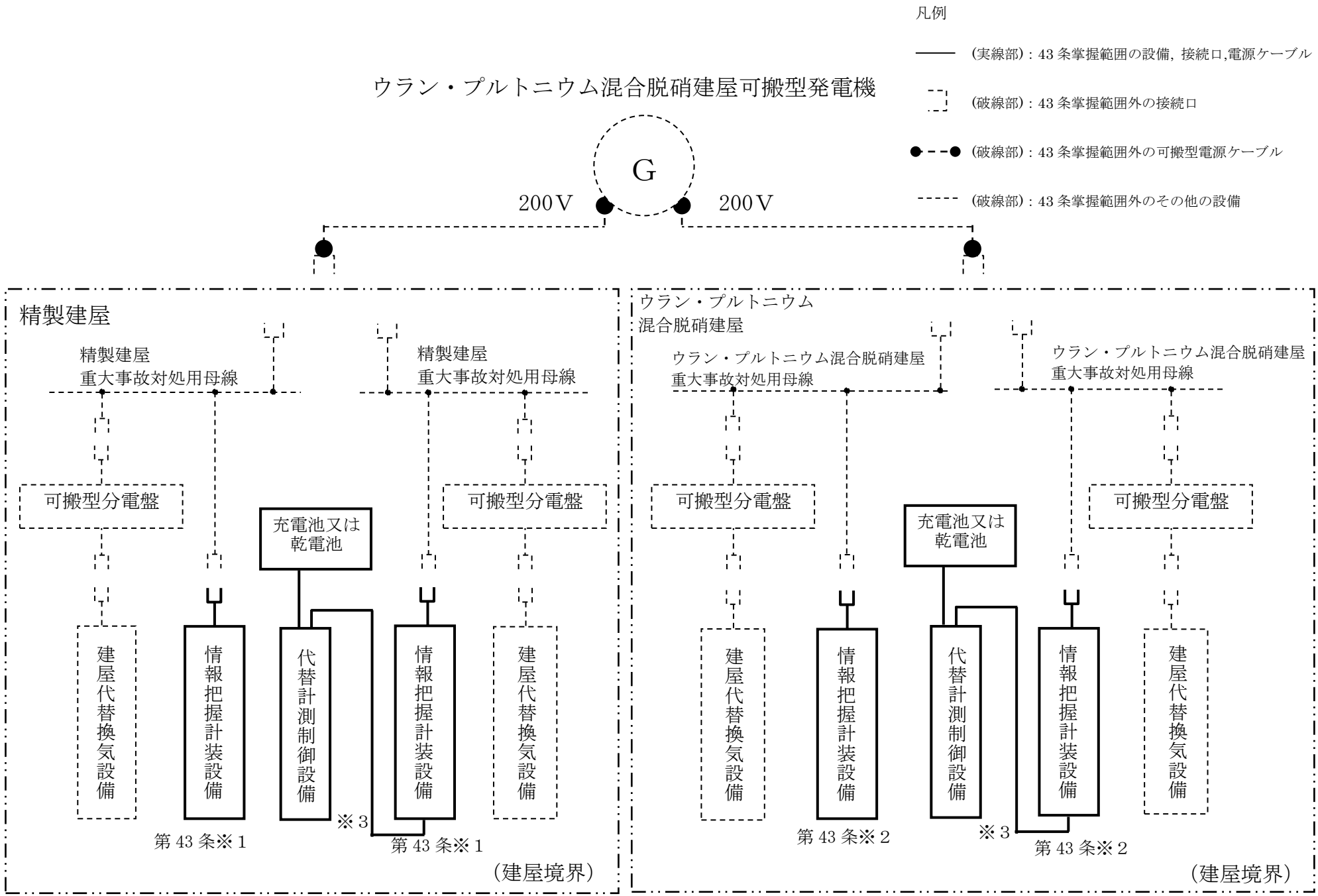

※１　精製建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※２　ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※３　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第２－２－３図　電源設備の供給系統図（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機～
精製建屋重大事故対処用母線及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋重大事故対処用母線）

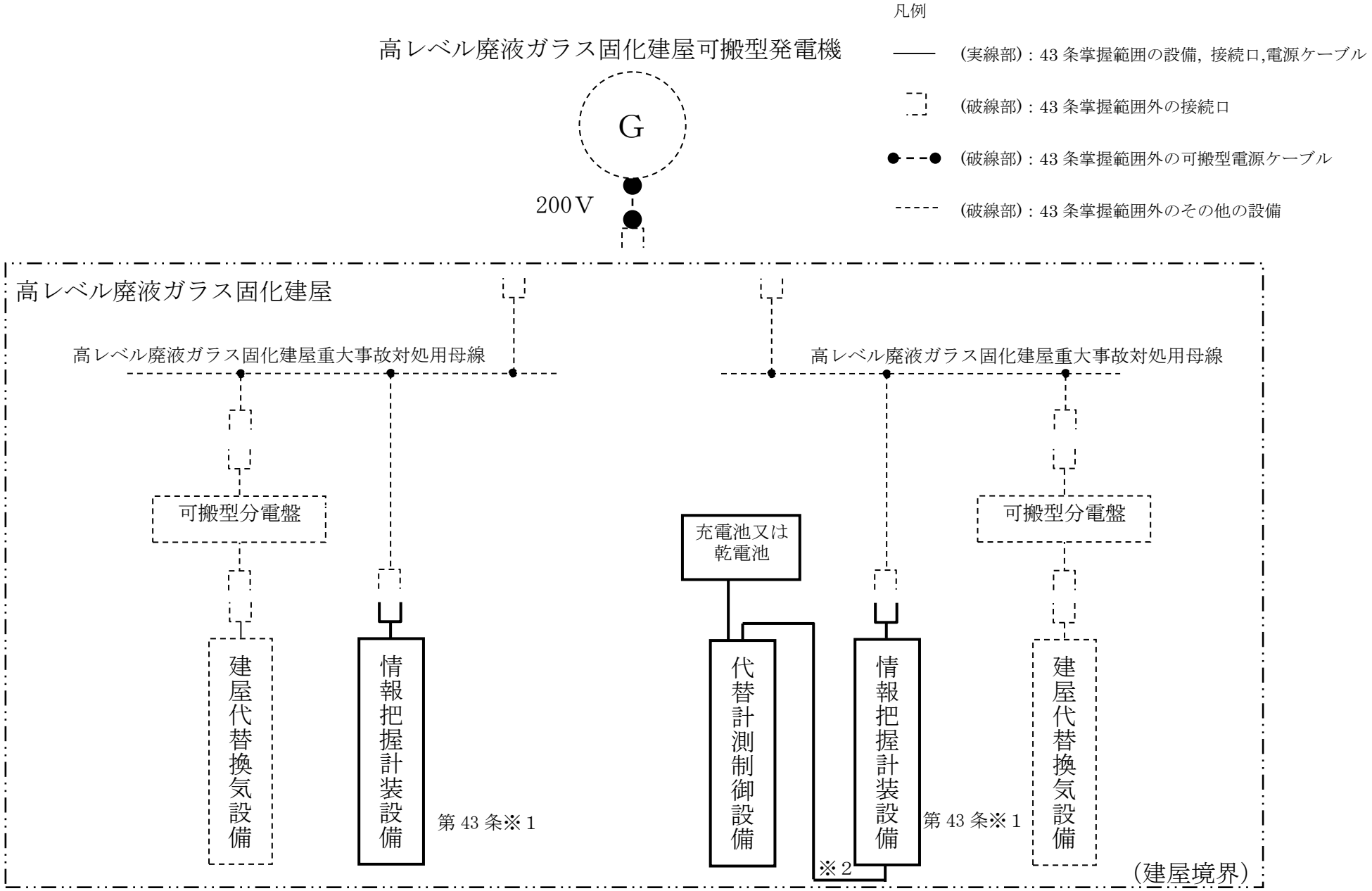

※1　高レベル廃液ガラス固化建屋重大事故対処用母線２系統のうち，何れか１系統を選択して接続する。
※2　情報把握計装設備の設置後は，当該系統より給電する。

第２－２－４図　電源設備の供給系統図（高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機～高レベル廃液ガラス固化建屋重大事故対処用母線）

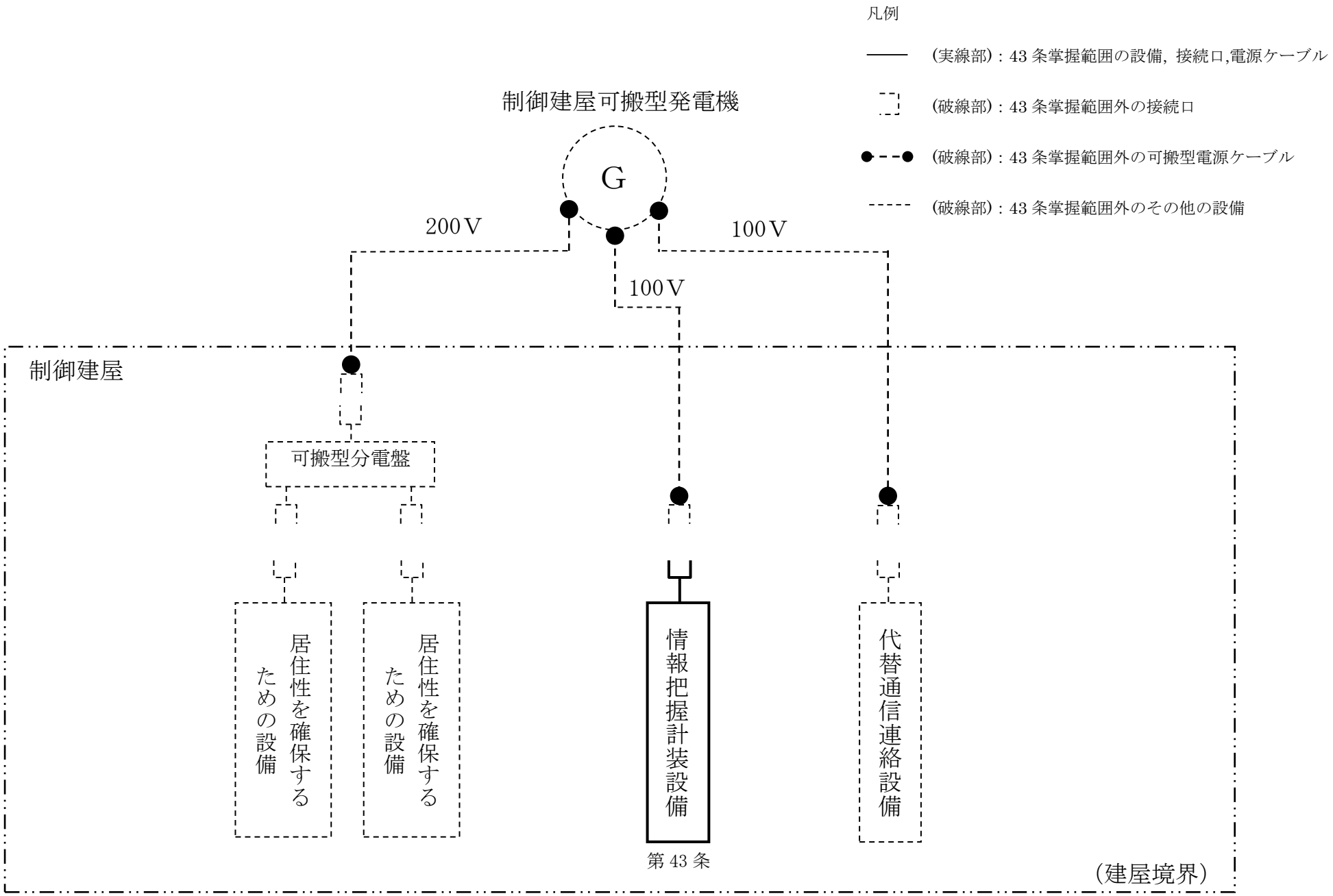

第２－２－５図　電源設備の供給系統図（制御建屋可搬型発電機）

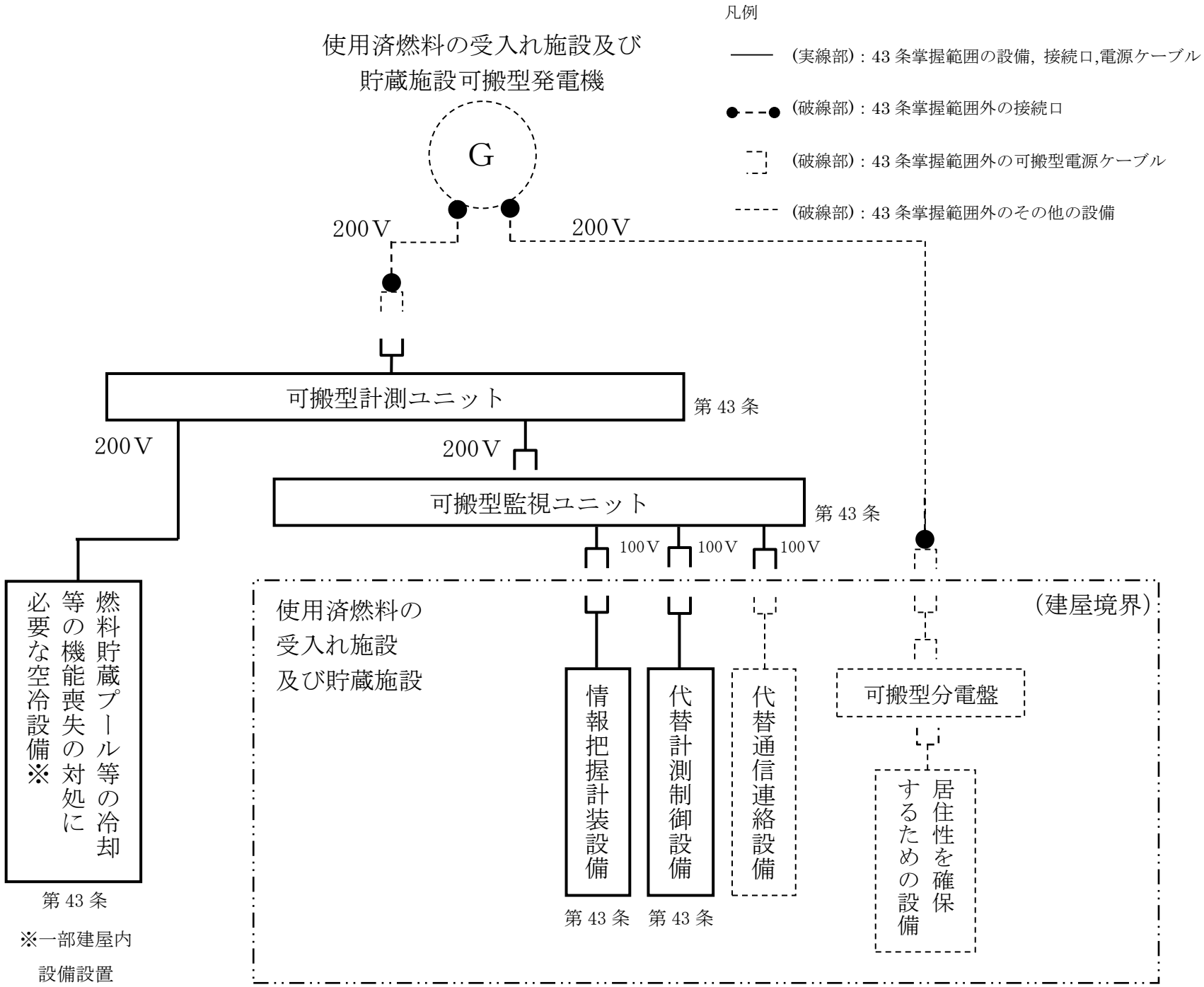

第２－２－６図　電源設備の供給系統図（可搬型発電機～使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）

令和２年３月 13 日　R6

補足説明資料 2-4（４３条）

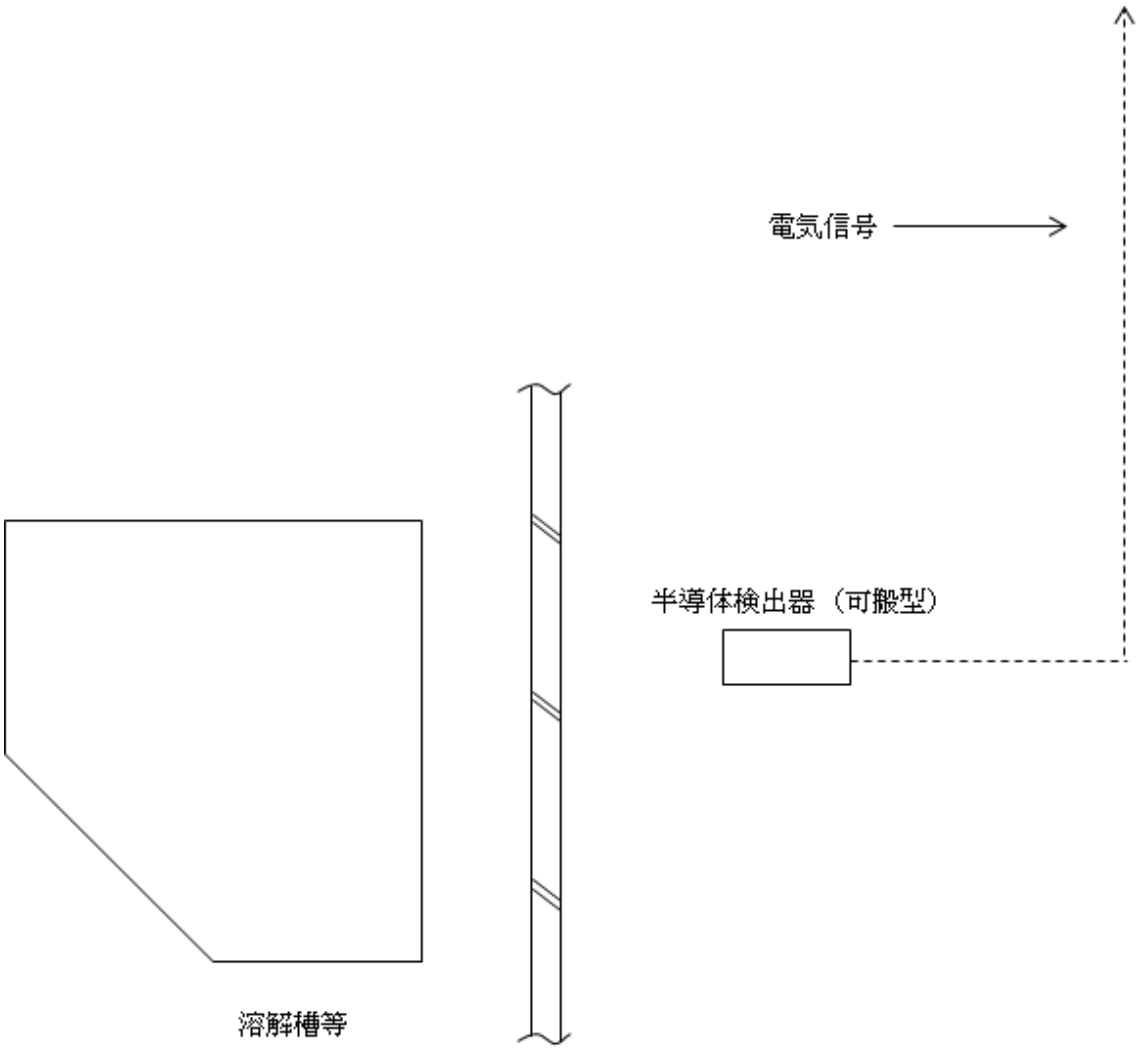

第２－４－１図　放射線レベル（半導体検出器）の計測原理図

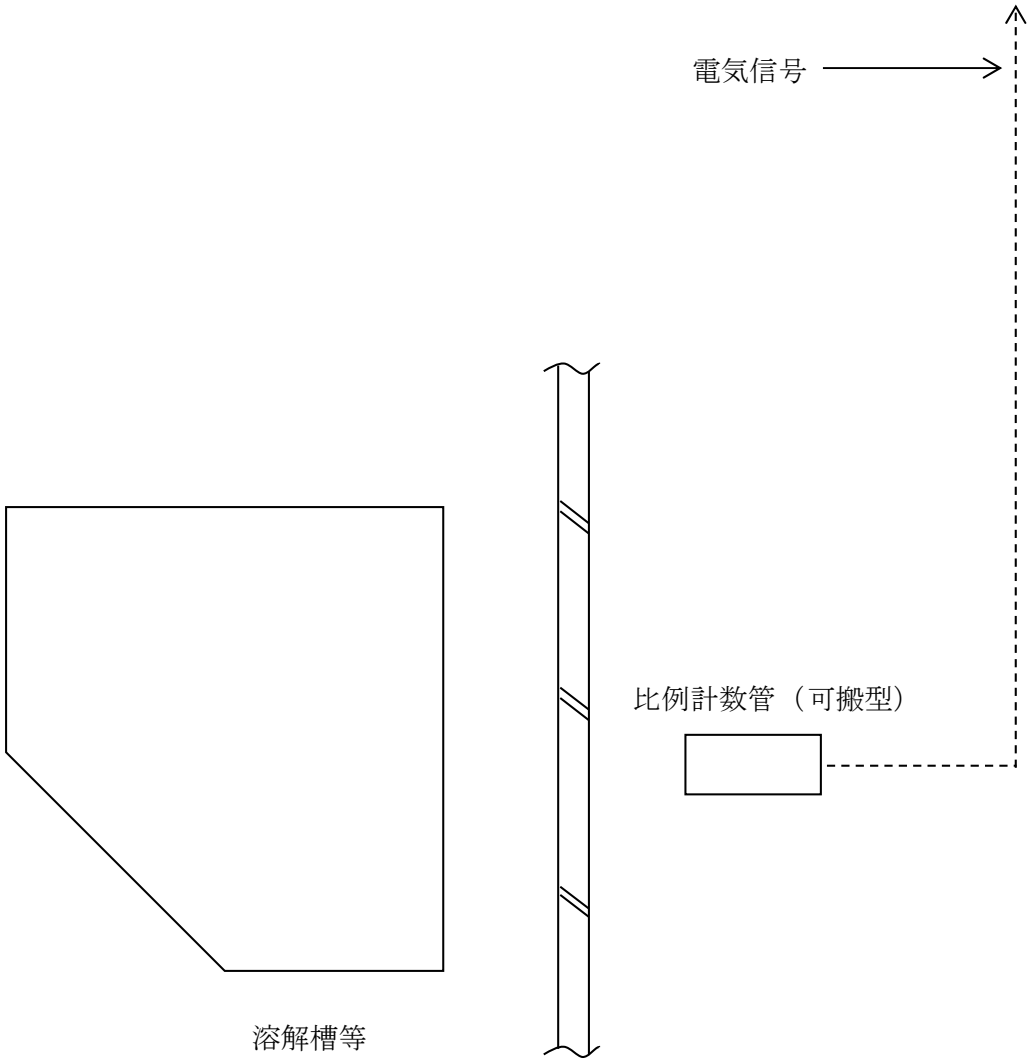

第２－４－２図　放射線レベル（比例計数管）の計測原理図

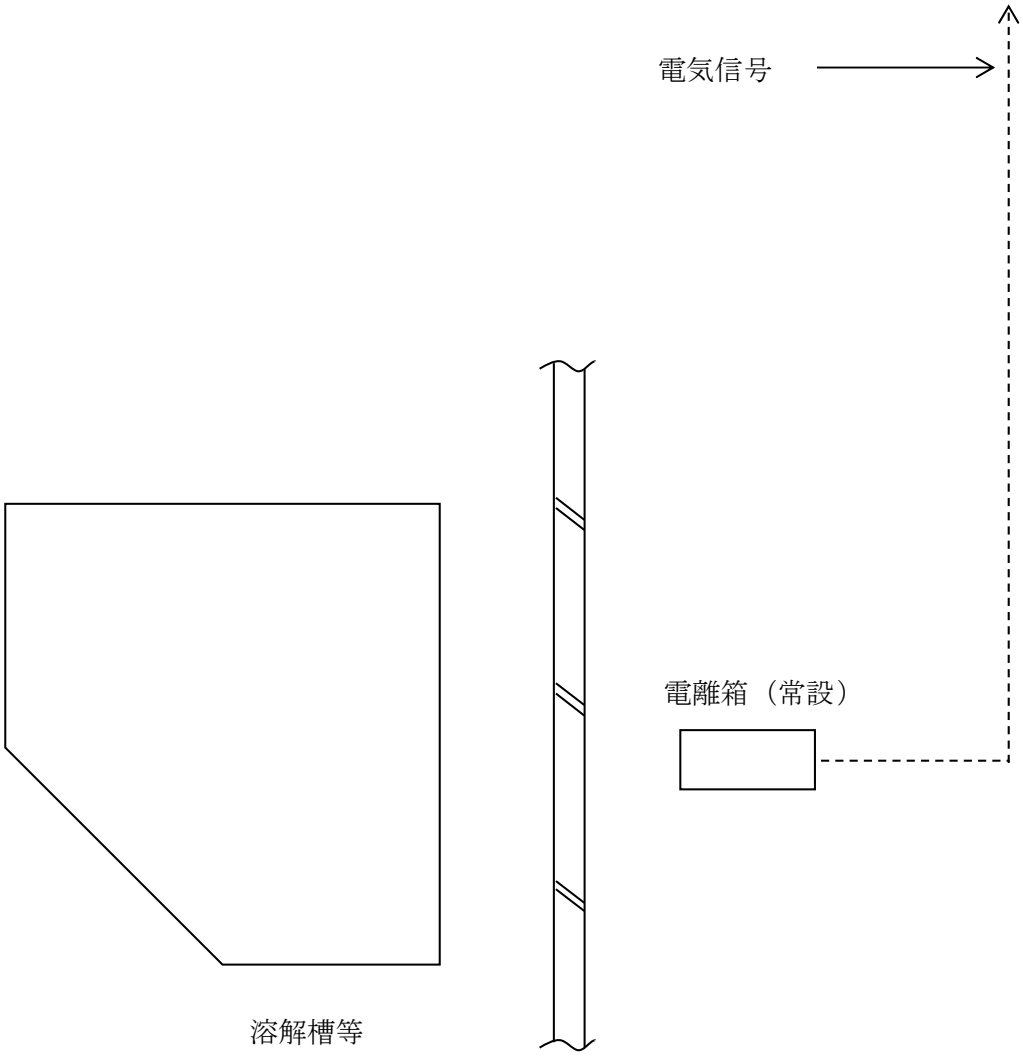

第２－４－３図　放射線レベル（電離箱）の計測原理図

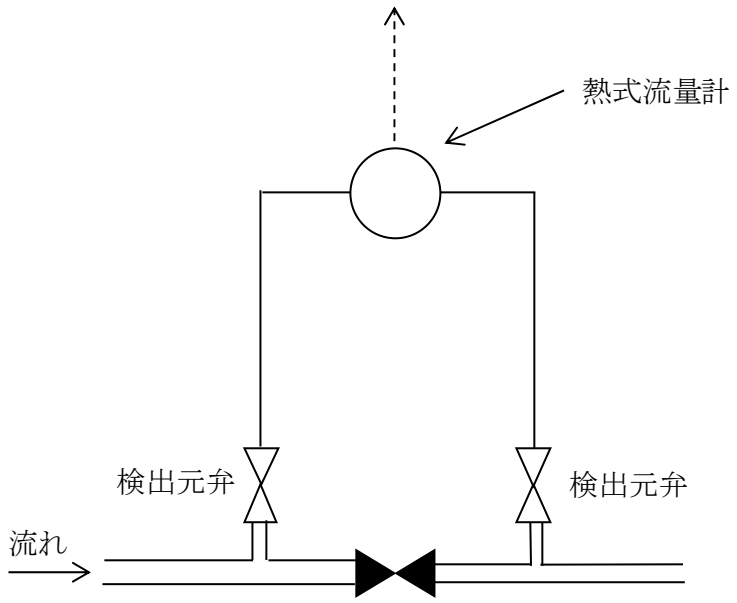

第２－４－４図　貯槽掃気圧縮空気流量（熱式）の計測原理図

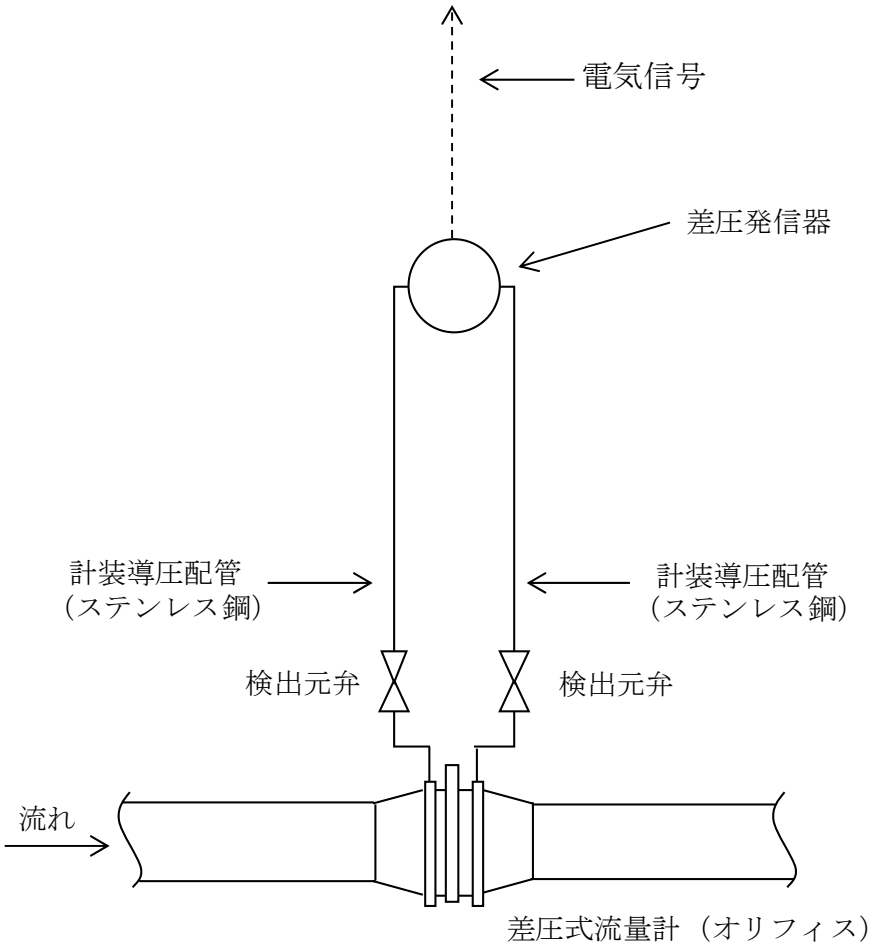

第２－４－５図　廃ガス貯留槽（差圧式）の計測原理図

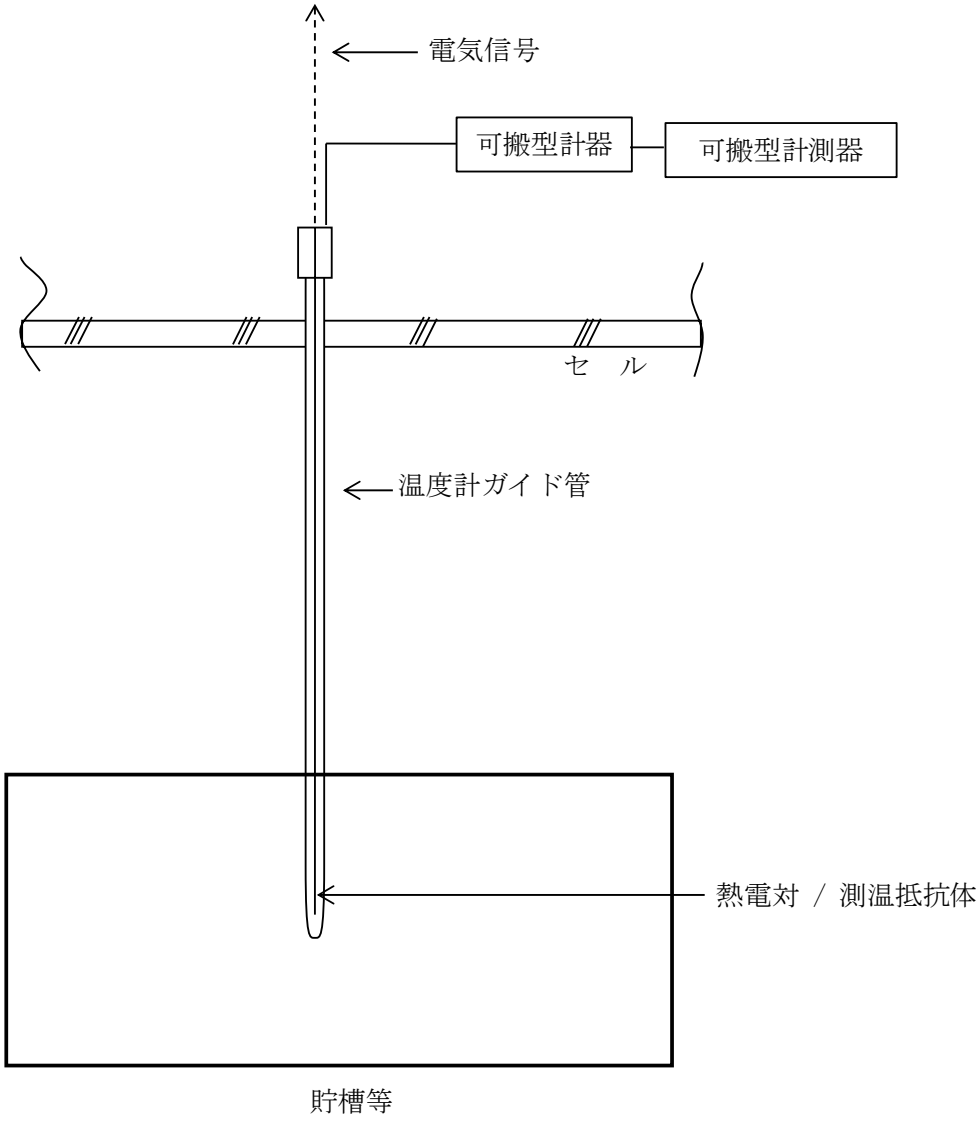

第２－４－６図　貯槽温度（熱電対/測温抵抗体）の計測原理図

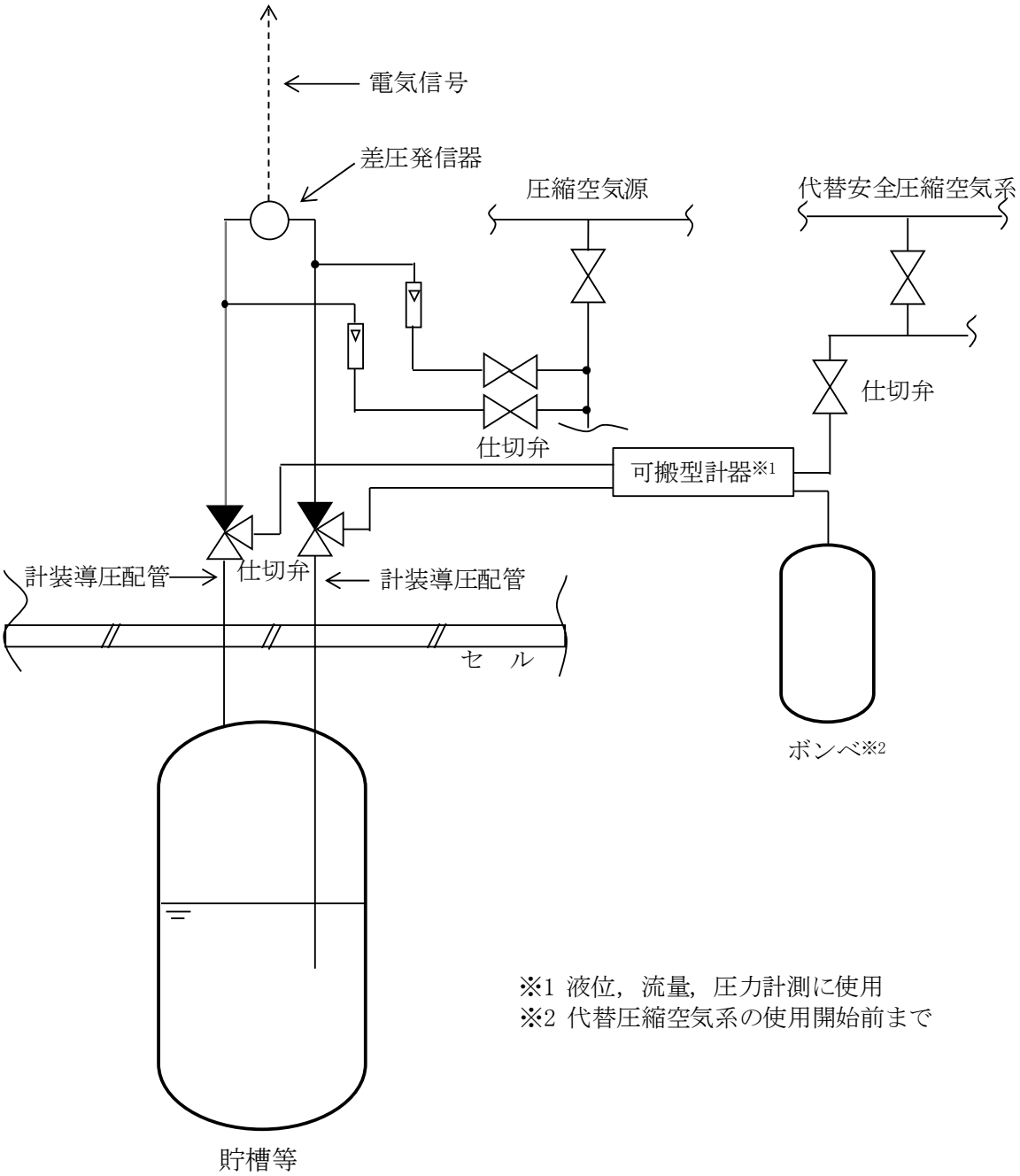

第２－４－７図　貯槽液位（エアパージ式）の計測原理図

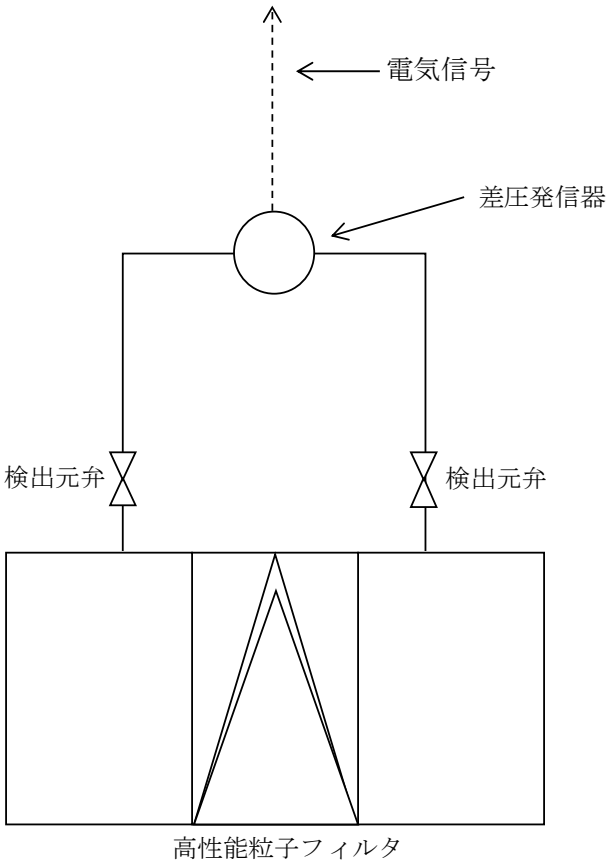

第２－４－８図　フィルタ差圧（差圧式）の計測原理図

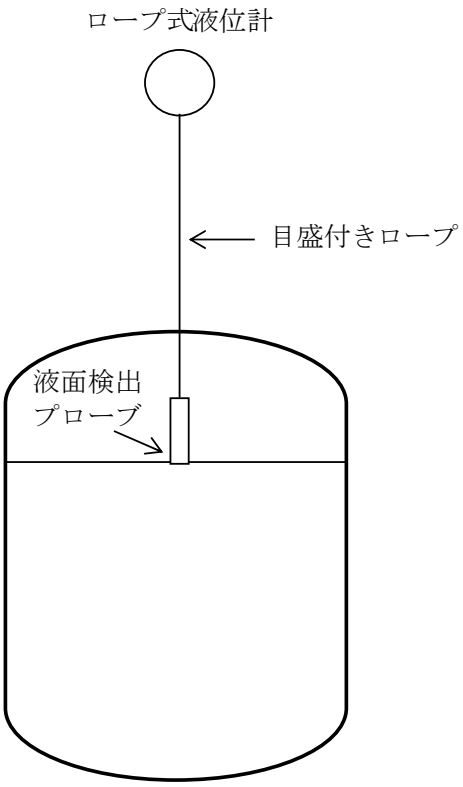

第２－４－９図　膨張槽液位（ロープ式）の計測原理図

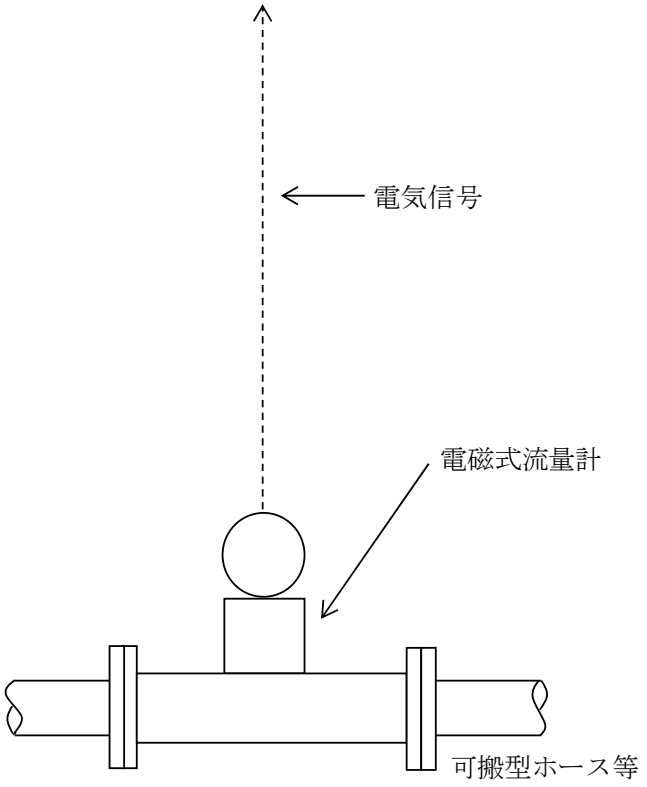

第２－４－10 図　凝縮器通水流量（電磁式）の計測原理図

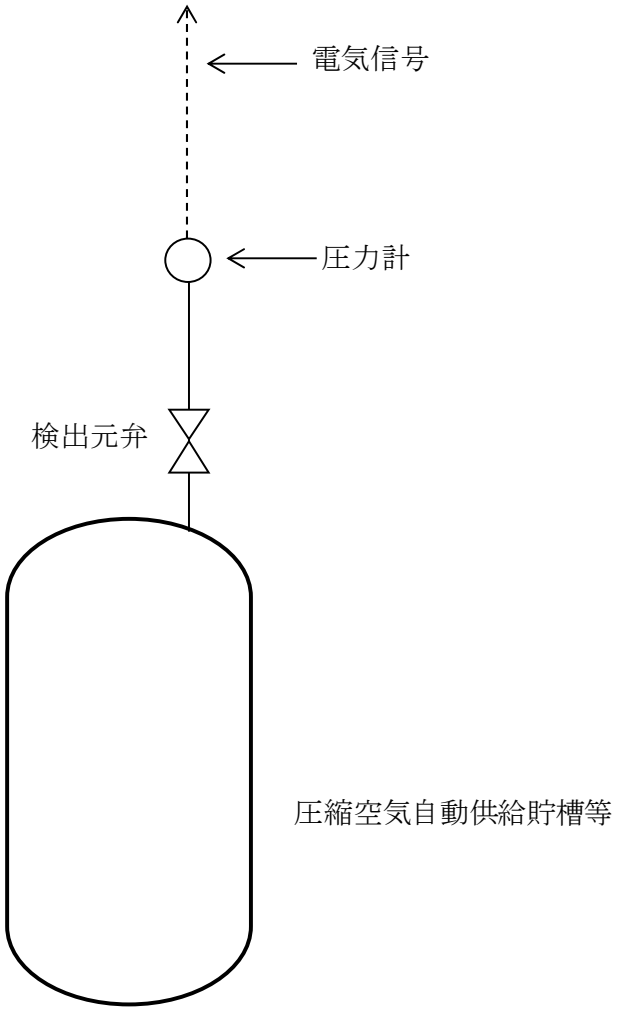

第２－４－11 図　圧縮空気自動供給貯槽圧力（圧力式）の計測原理図

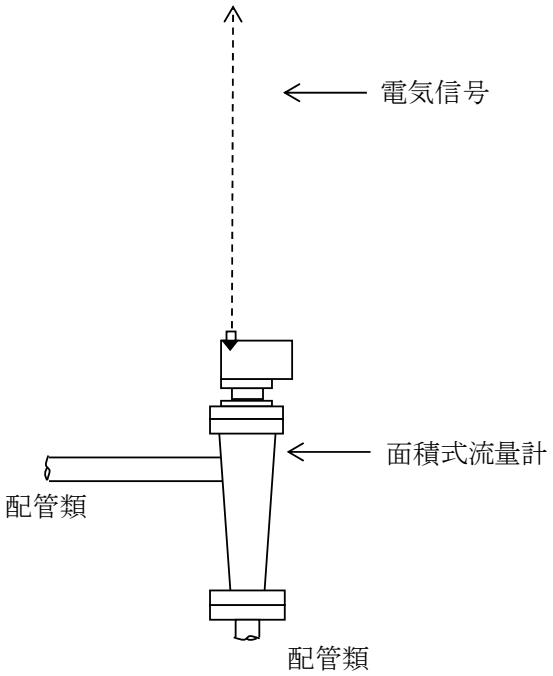

第２－４－12 図　貯槽掃気圧縮空気流量（面積式）の計測原理図

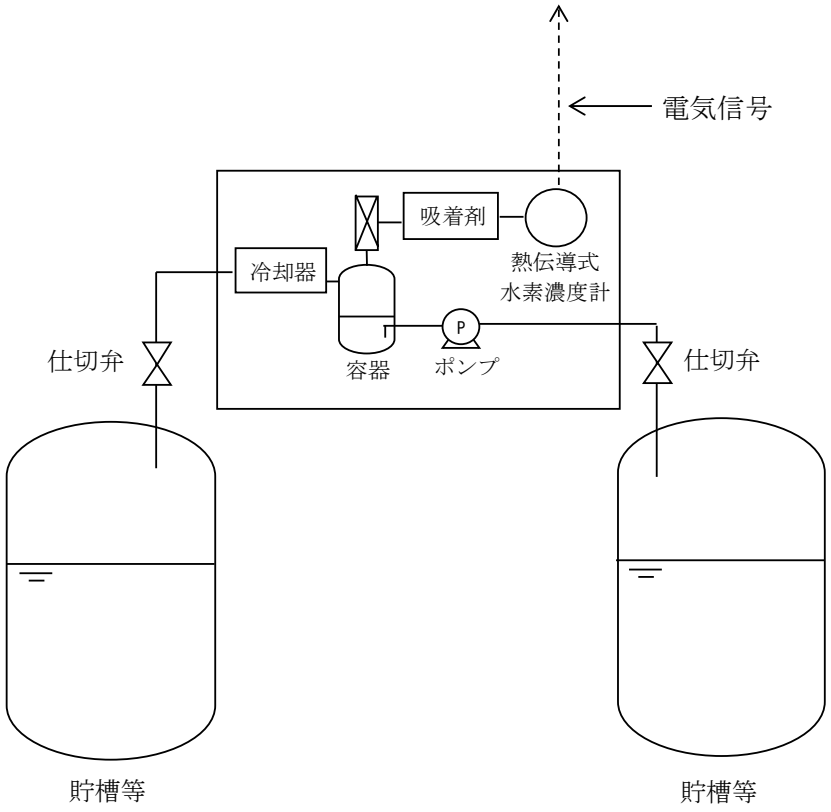

第２－４－13 図　水素濃度（熱伝導式）の計測原理図

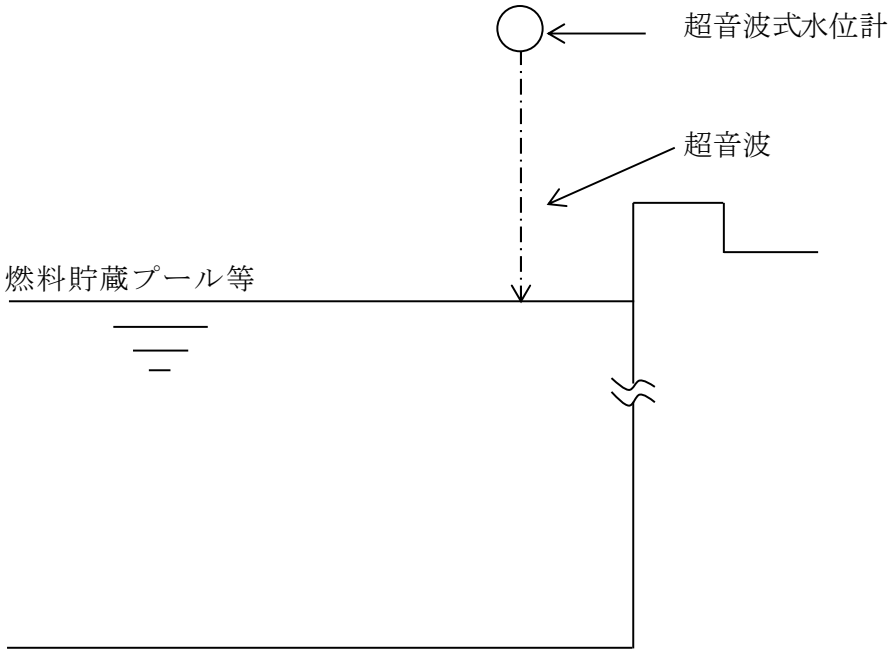

第２－４－14 図　燃料貯蔵プール等水位（超音波式）の計測原理図

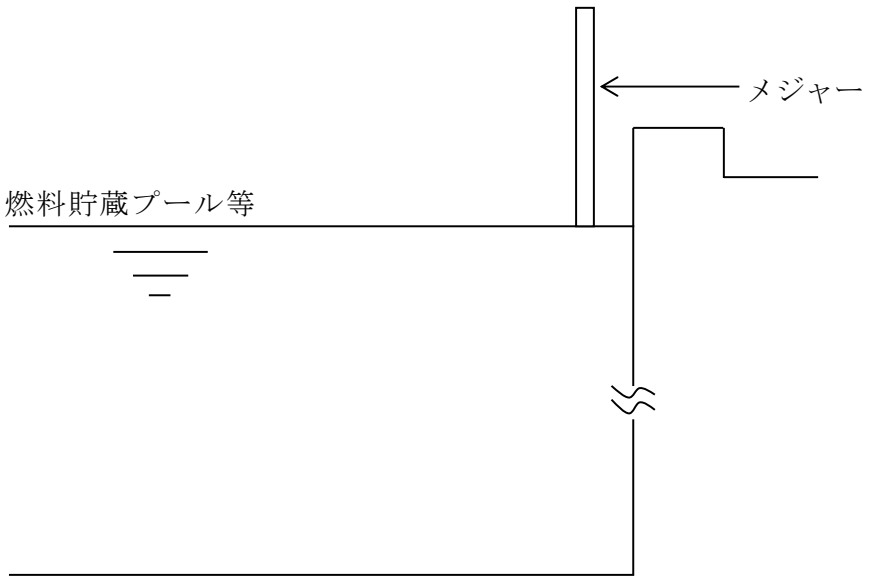

第２－４－15 図　燃料貯蔵プール等水位（メジャー）の計測原理図

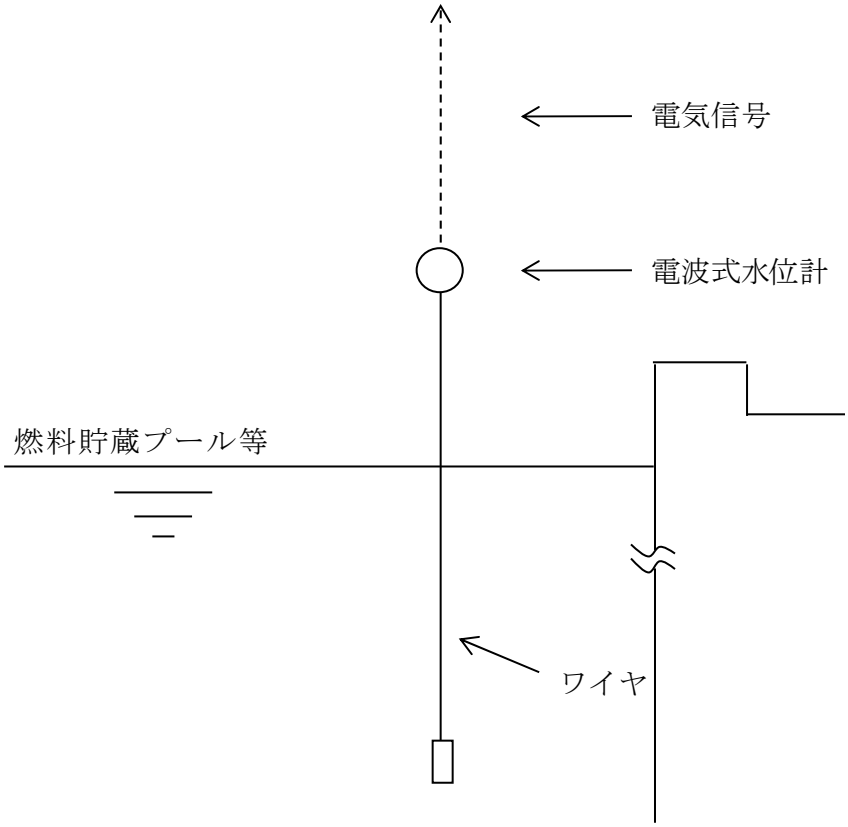

第２－４－16 図　　燃料貯蔵プール等水位（電波式）の計測原理図

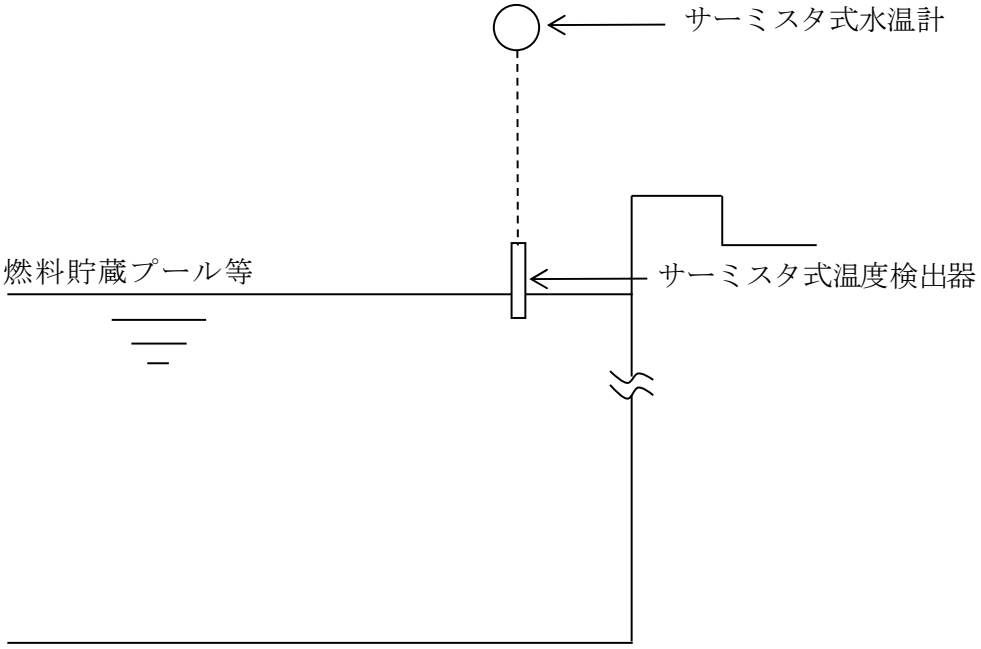

第２－４－17 図　燃料貯蔵プール等水温（サーミスタ）の計測原理図

令和２年３月 13 日　R4

補足説明資料 2-5（４３条）

第 2-5-1 表　試験検査一覧表（１／４）

計器分類	パラメータ	図番号
液位計/水位計	膨張槽液位	第 2－5－1 図
	貯槽液位	
	凝縮水回収先セル液位	
	凝縮水回収先貯槽液位	
	漏えい液受皿液位	
	燃料貯蔵プール等水位	
	貯水槽水位	
差圧計/圧力計	冷却コイル圧力	第 2－5－2 図
	廃ガス洗浄塔入口圧力	
	導出先セル圧力	
	混合廃ガス凝縮器入口圧力計	
	圧縮空気自動供給貯槽圧力	
	圧縮空気自動供給ユニット圧力	
	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	
	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	
	水素掃気系統圧縮空気圧力	
	かくはん系統圧縮空気圧力	
	放水砲圧力	
	廃ガス貯留槽圧力	
	セル導出ユニットフィルタ差圧	
	フィルタ差圧	

第 2-5-1 表　試験検査一覧表（２／４）

計器分類	パラメータ	図番号
流量計	貯槽掃気圧縮空気流量	第 2－5－3 図
	冷却コイル通水流量	
	冷却水流量	
	機器注水流量	
	建屋供給冷却水流量	
	凝縮器通水流量	
	セル導出ユニット流量	
	代替注水設備流量	
	スプレイ設備流量	
	放水砲流量	
	送水流量	
	廃ガス貯留槽流量	
温度計	貯槽温度	第 2－5－4 図
	凝縮器出口排気温度	
	燃料貯蔵プール等温度計	

第 2-5-1 表　試験検査一覧表（３／４）

計器分類	パラメータ	図番号
可搬型 水素濃度計	水素濃度	第 2－5－5 図
放射線レベル計	放射線レベル	第 2－5－6 図
	冷却水排水線量	
	廃ガス貯留槽放射線レベル	
	燃料貯蔵プール等空間線量率（ホース含む）	
	建屋内線量率	
監視ユニット、計測ユニット、空冷ユニット、空冷ユニット用ホース、計測ユニット用空気圧縮機		第 2－5－7 図
可搬型 監視カメラ	燃料貯蔵プール等状態	第 2－5－8 図
電圧計及び燃料計	可搬型発電機電圧計	第 2－5－9 図
	可搬型発電機燃料油計	
機器付計器	計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計	第 2－5－10 図
	空冷ユニット出口圧力計	
	空冷ユニット用冷却装置圧力計	
	空冷ユニットバルブユニット流量計	
	可搬型監視カメラ入口空気流量計	
	可搬型線量計入口空気流量計	
	中型移送ポンプの吐出圧力計	

第 2-5-1 表　試験検査一覧表（４／４）

計器分類	パラメータ	図番号
軽油用タンクローリ液位計		第 2－5－11 図
軽油貯蔵タンク液位計		第 2－5－12 図
監視制御盤、安全系監視制御盤		第 2－5－13 図
情報把握計装設備用発電機		第 2－5－14 図
情報把握監視設備		第 2－5－15 図

○計装設備の試験検査について

重大事故等対処設備として用いる計測機器は，健全性及び能力を確認するため，定期的に保守点検，試験又は検査（校正）を模擬入力による機能・性能の確認及び校正をする。

具体的な機能・性能の確認及び校正方法は第 2-5-1～2-5-15 図のとおりである。

※計器類は，校正の他に校正された計器を定期的に交換する場合もある。

なお，重大事故等対処設備として使用する設計基準の設備については，設計基準の範囲内で試験検査を実施しているため，本補足説明資料での説明からは除外する。

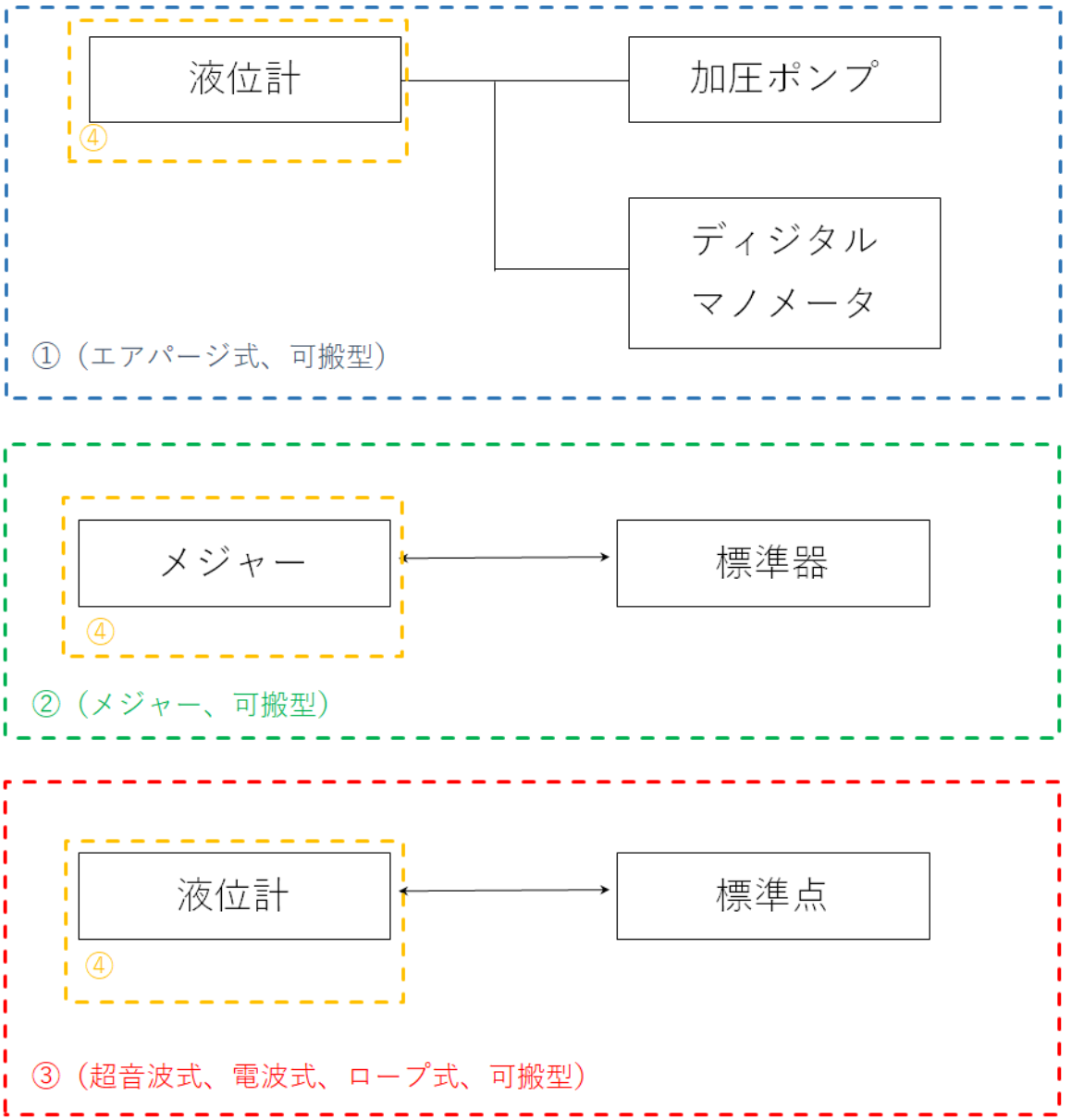

①加圧ポンプにより圧力を印加し、計器の単体試験及び校正を実施（検査・校正）
②標準器との比較により、計器の単体試験を実施（検査）
③基準点の実測により、計器の単体試験および校正を実施（検査・校正）
④対象計器の外観検査を実施（検査）

第 2－5－1 図　液位計/水位計の試験検査

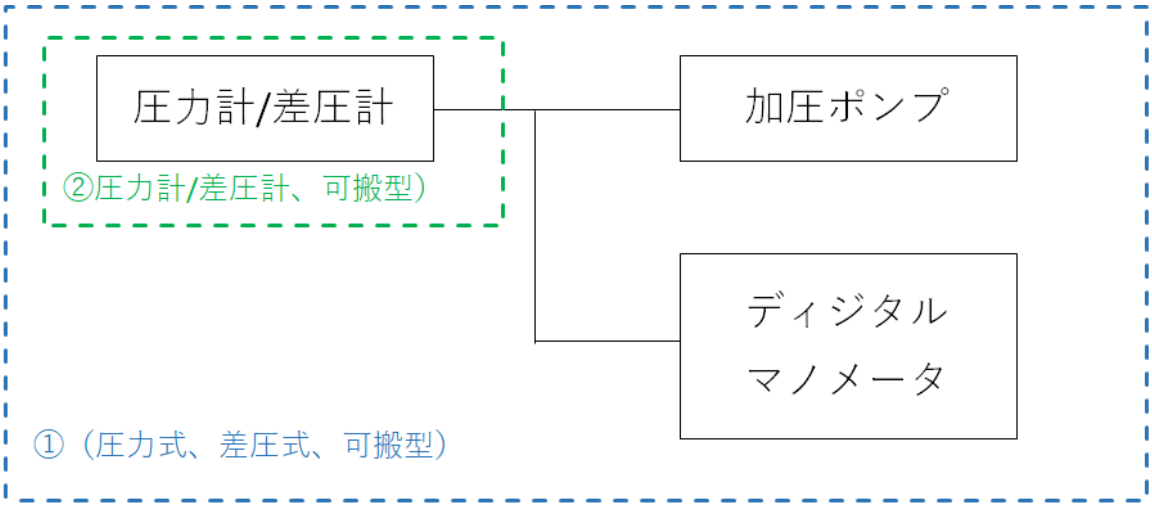

①加圧ポンプにより圧力計/差圧計に圧力を印加し、計器の単体試験及び校正を実施
（検査・校正）
②圧力計/差圧計の外観検査を実施（検査）

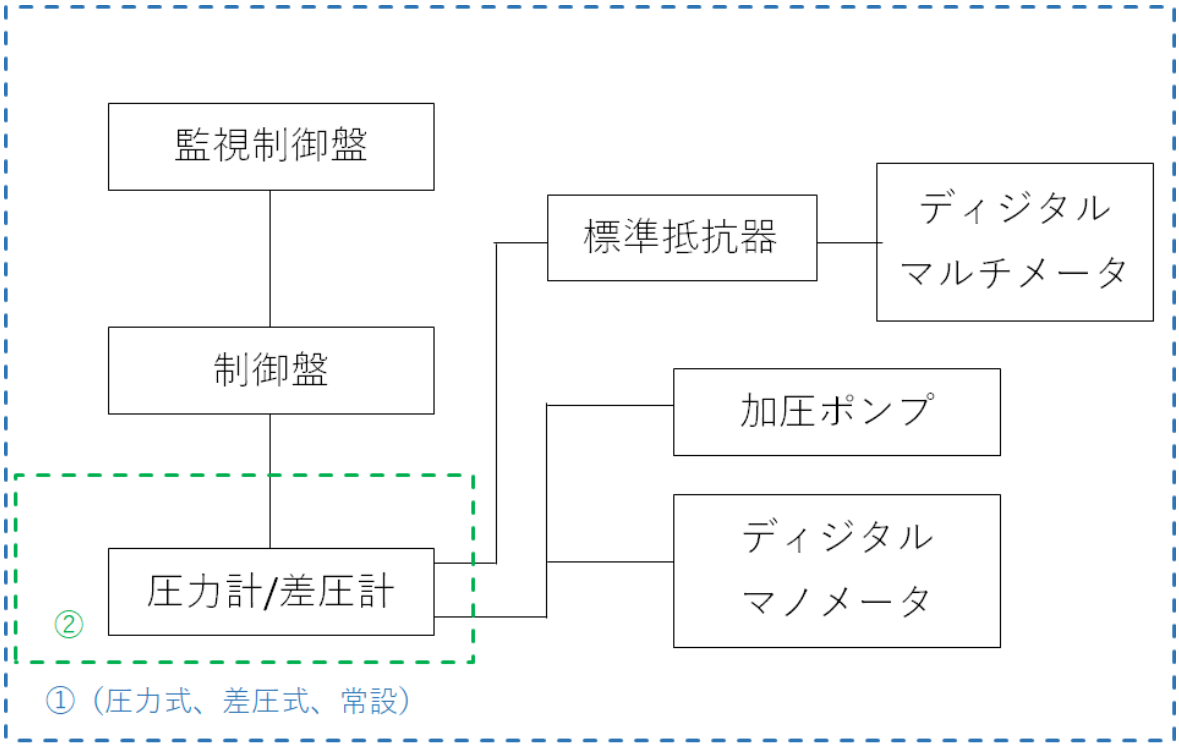

①加圧ポンプにより圧力計/差圧計に圧力を印加し、計器の単体・ループ試験及び校正を実施
（検査・校正）
②圧力計/差圧計の外観検査を実施。（検査）

第 2－5－2 図　差圧計/圧力計の試験検査

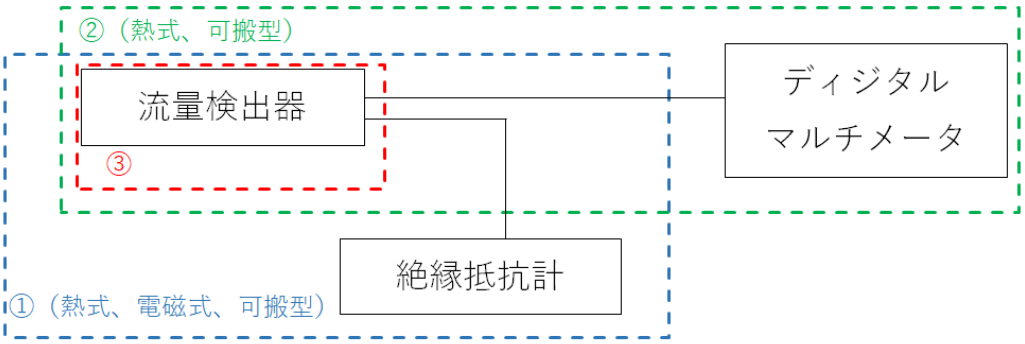

①流量計の絶縁抵抗値を測定（検査）
②流量計の抵抗値を測定（検査）
③流量計の外観検査を実施（検査）

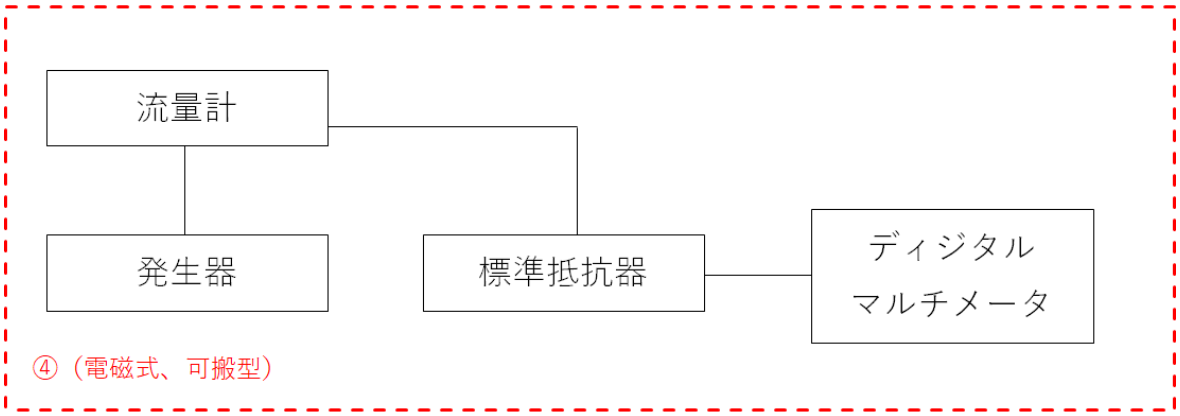

④発生器により流量計に模擬入力を与え、計器の単体試験及び校正を実施（検査・校正）

第２－５－３図　流量計の試験検査（１／２）

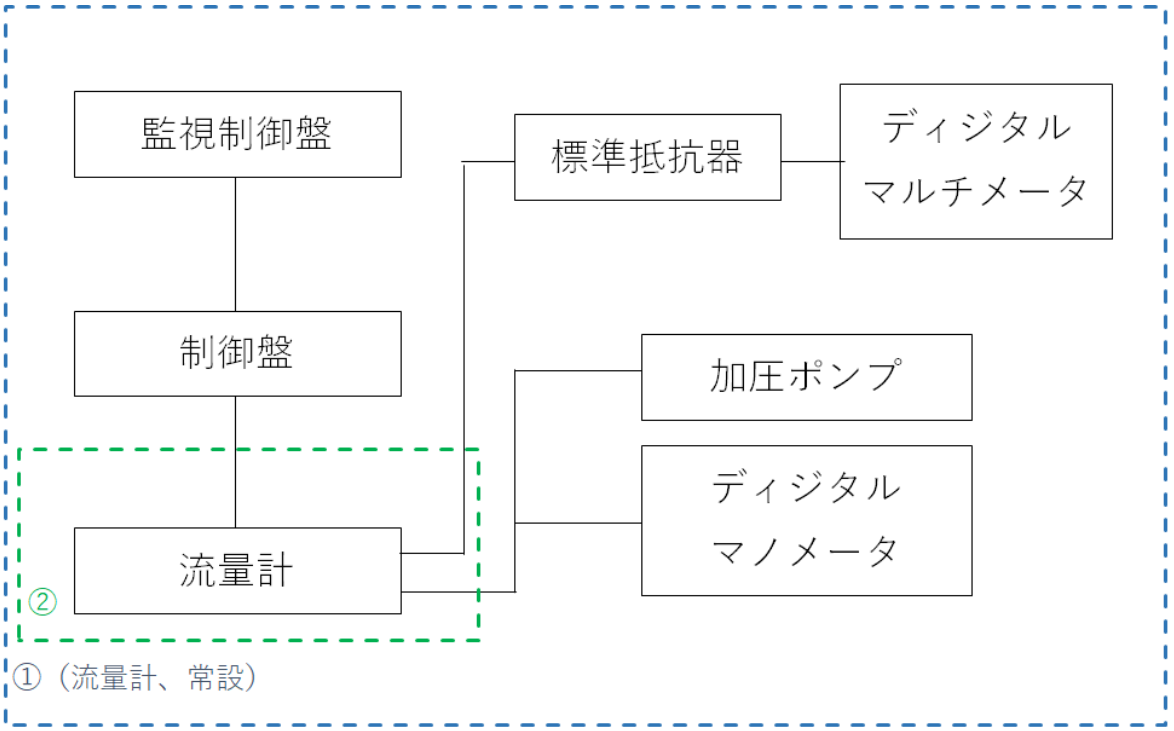

①加圧ポンプにより流量計に圧力を印加し、計器の単体・ループ試験及び校正を実施
（検査・校正）
②流量計の外観検査を実施。（検査）

第２－５－３図　流量計の試験検査（２／２）

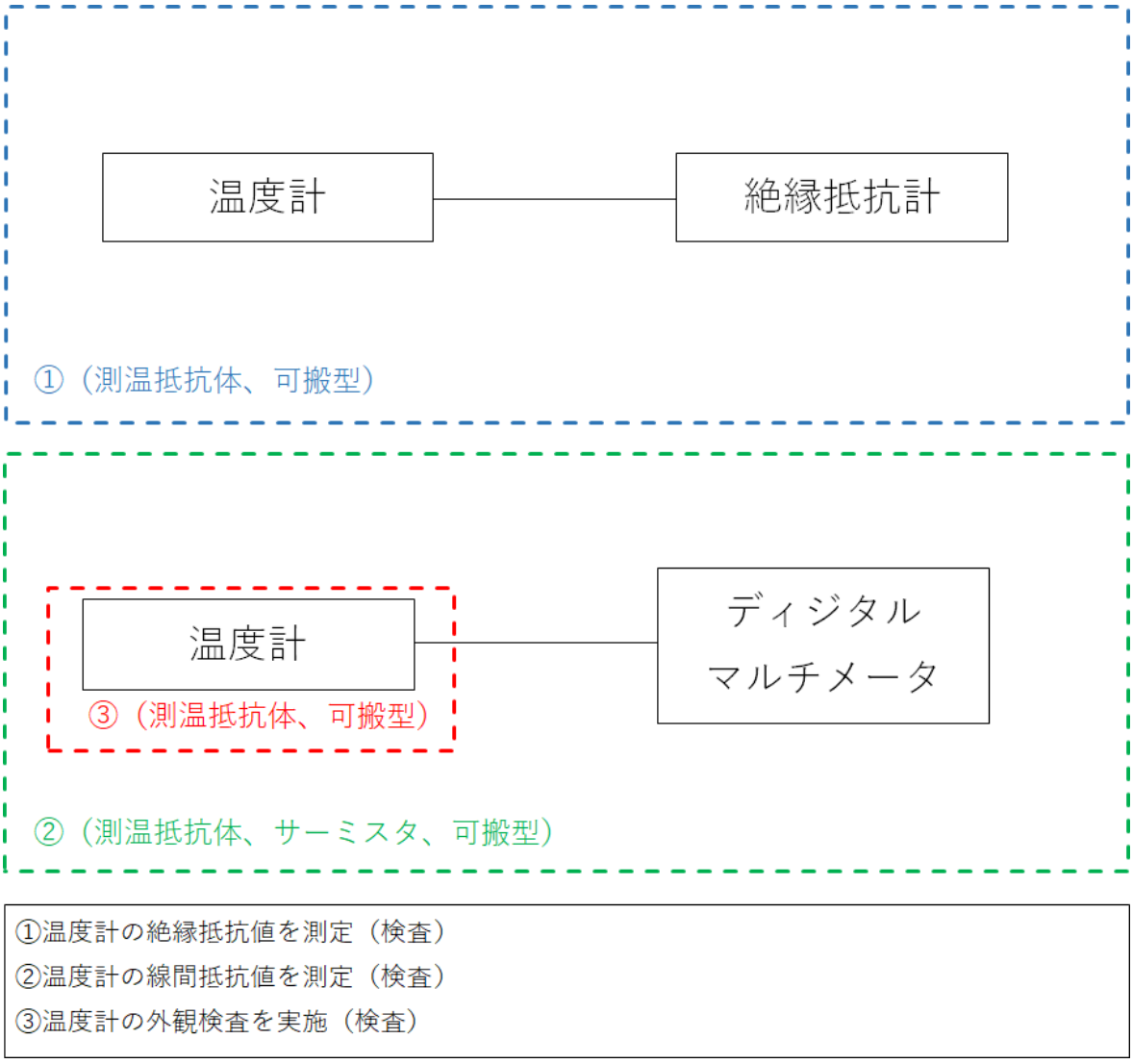

①温度計の絶縁抵抗値を測定（検査）
②温度計の線間抵抗値を測定（検査）
③温度計の外観検査を実施（検査）

第２－５－４図　温度計の試験検査（１／２）

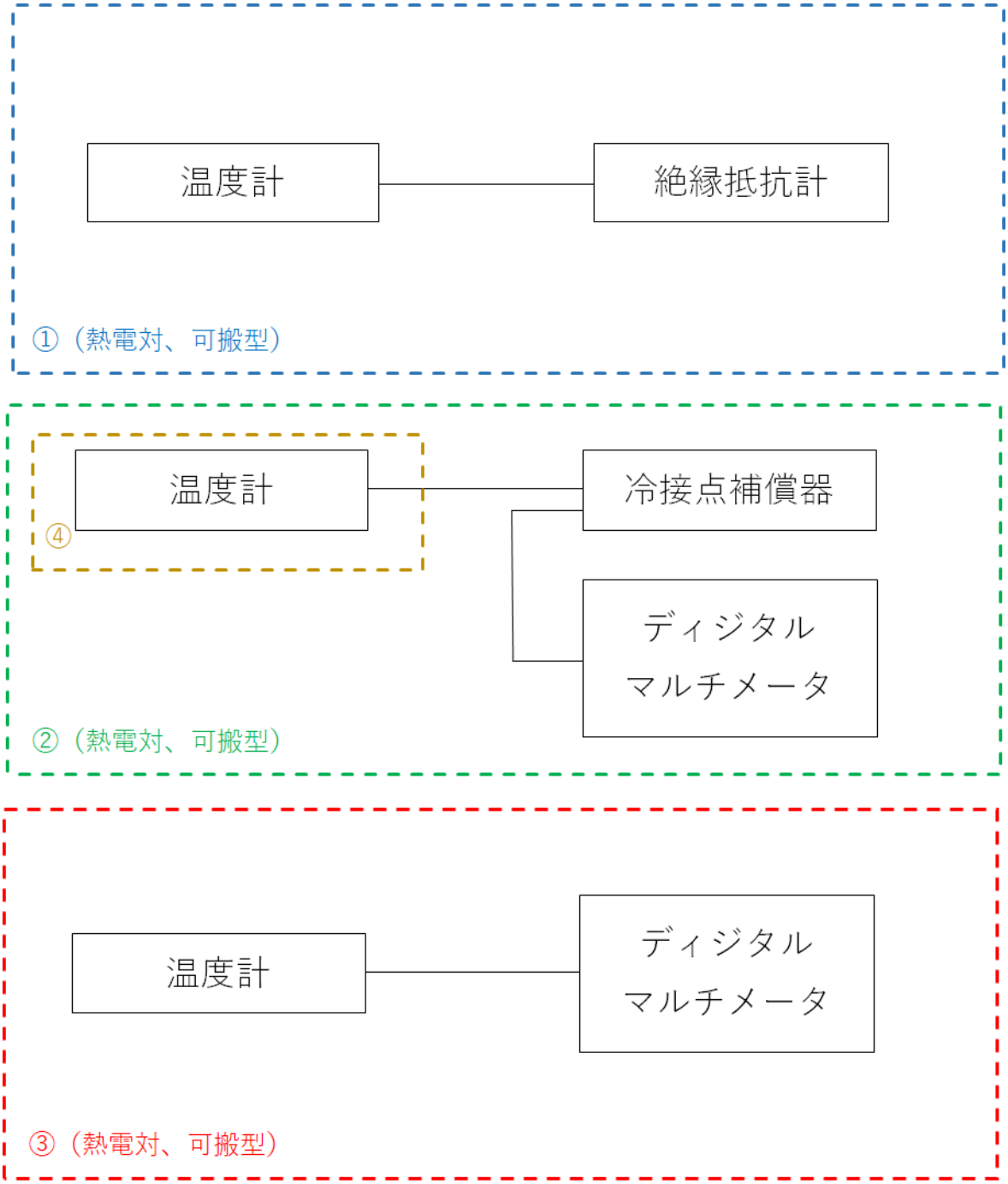

①温度計の絶縁抵抗値を測定（検査）
②温度計（熱起電力）の熱起電力を測定（検査）
③温度計の線間抵抗を測定。（検査）
④温度計の外観検査を実施（検査）

第２－５－４図　温度計の試験検査（２／２）

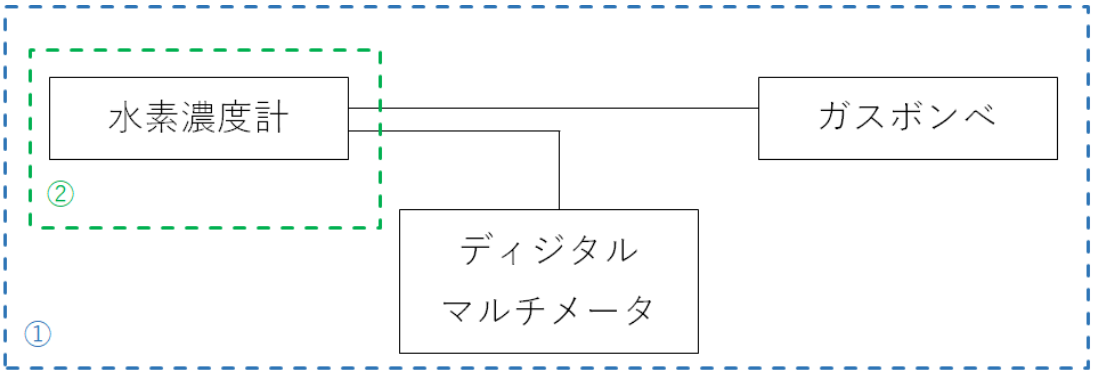

①ガスボンベにより水素濃度計によりサンプルガスを流し、計器の単体試験校正を実施（検査・校正）
②水素濃度計の外観検査を実施（検査）

第 2－5－5 図　可搬型水素濃度計の試験検査

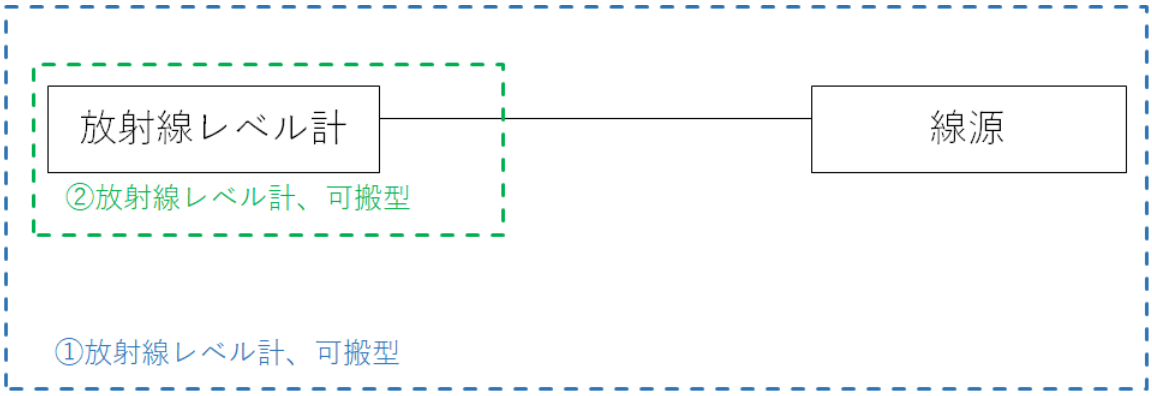

①線源を放射線レベル計に照射し、計器の単体試験及び校正を実施（検査・校正）
②放射線レベル計の外観検査を実施（検査）

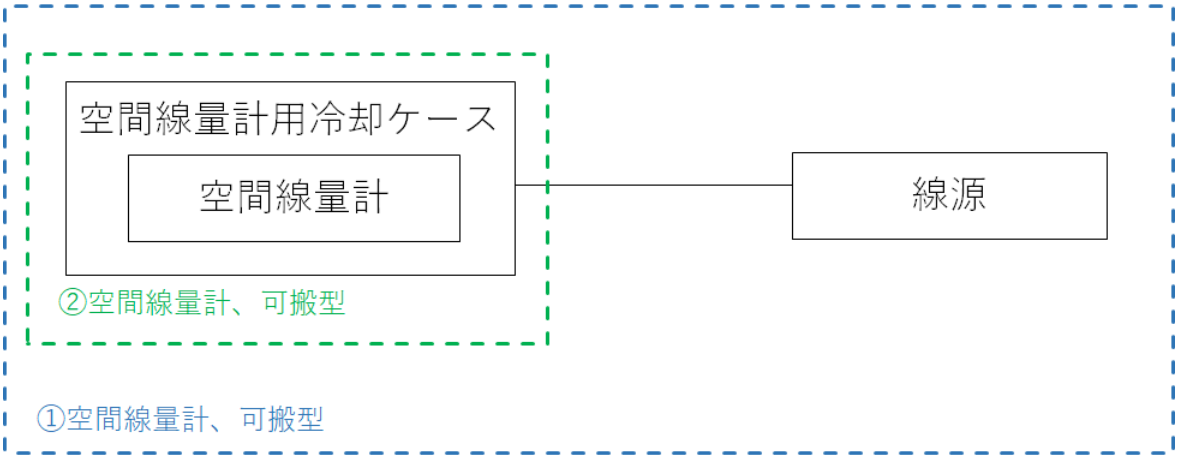

①線源を空間線量計に照射し、計器の単体試験及び校正を実施（検査・校正）
②空間線量計、空間線量計用冷却ケースの外観検査を実施（検査）

第２－５－６図　放射線レベル計の試験検査（１／２）

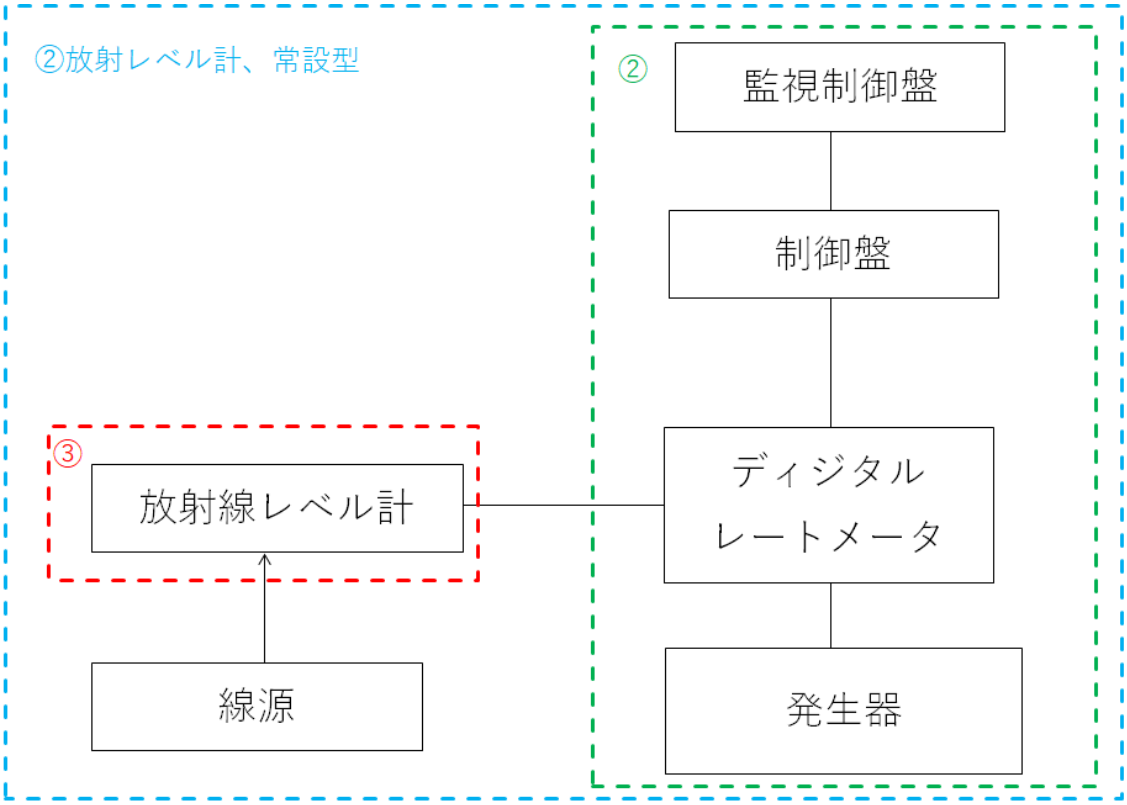

①線源を放射線検出器に照射し、計器のループ試験及び校正を実施（検査・校正）
②発生器において、模擬入力を行い単体試験及び校正を実施（検査・校正）
③放射線レベル計の外観検査を実施する。（検査）

第２－５－６図　放射線レベル計の試験検査（２／２）

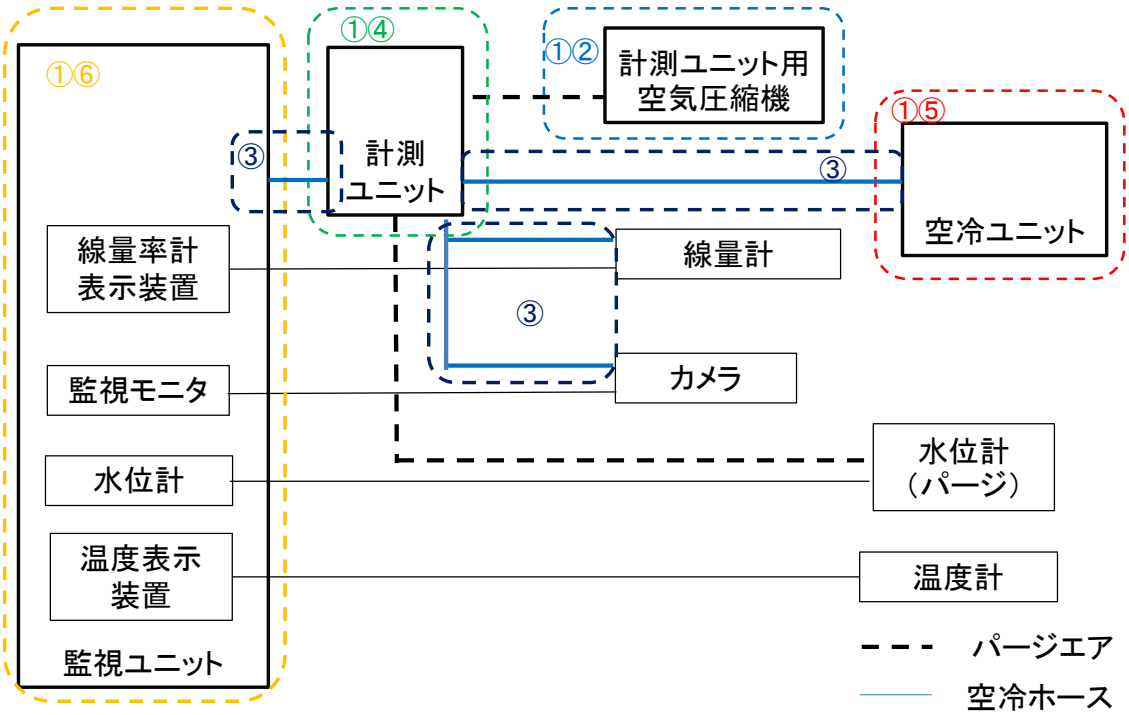

①空冷ユニット、監視ユニット、計測ユニット、計測ユニット用空気圧縮機の　外観検査を行う。（検査）
②計装ユニット用空気圧縮機を起動し、正常に動作することを確認（動作確認）
③空冷ユニット用ホースの外観検査を行う（検査）
④計測ユニットを起動し、正常に動作することを確認（動作確認）
⑤冷却ユニットを起動し、正常に動作することを確認（動作確認）
⑥監視ユニットを起動し、正常に動作することを確認（動作確認）

第 2－5－7 図　監視ユニット、計測ユニット、空冷ユニット、空冷ユニット用ホース、計測ユニット用空気圧縮機の試験検査

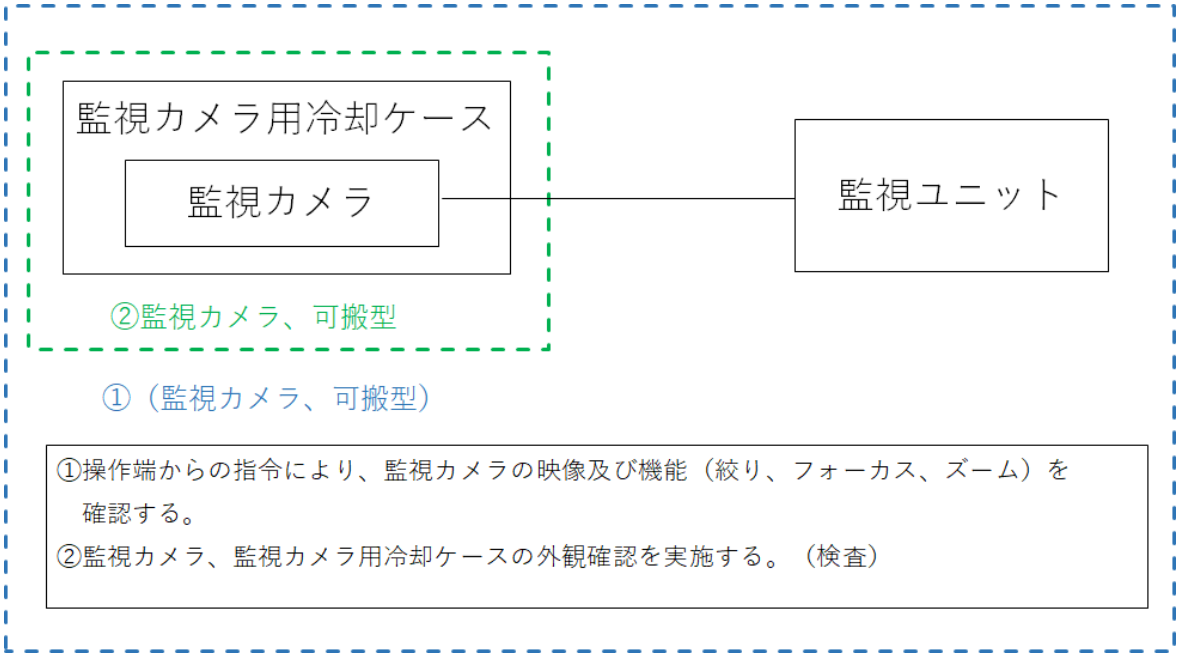

①操作端からの指令により、監視カメラの映像及び機能（絞り、フォーカス、ズーム）を確認する。
②監視カメラ、監視カメラ用冷却ケースの外観確認を実施する。（検査）

第 2－5－8 図　可搬型監視カメラ、監視カメラ用冷却ケースの試験検査

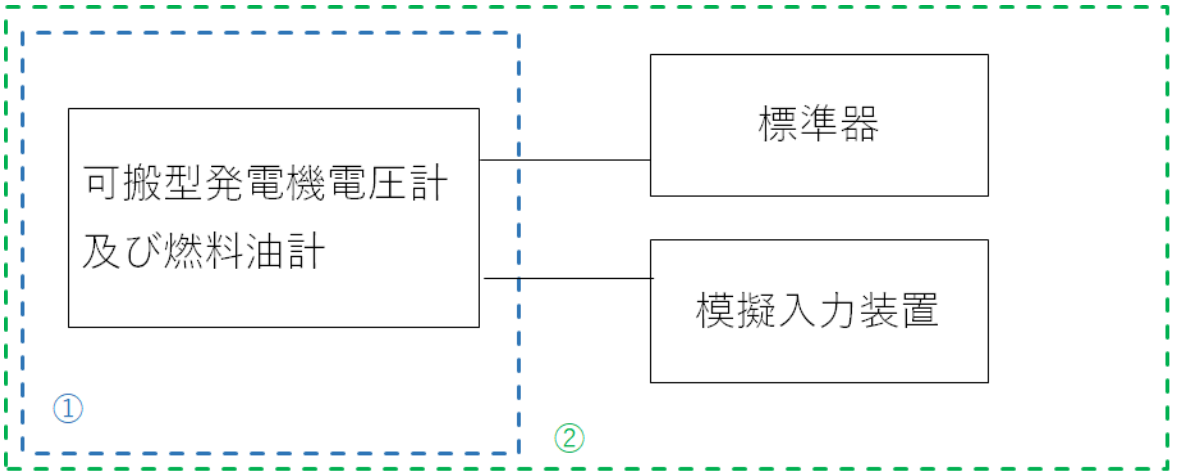

①可搬型発電機電圧計及び燃料油計の外観検査を行う。（検査）
②可搬型発電機電圧計及び燃料油計に模擬入力または、標準器を使用しての単体試験を行う。
（検査）

第 2－5－9 図　可搬型発電機電圧計及び燃料油計の試験検査

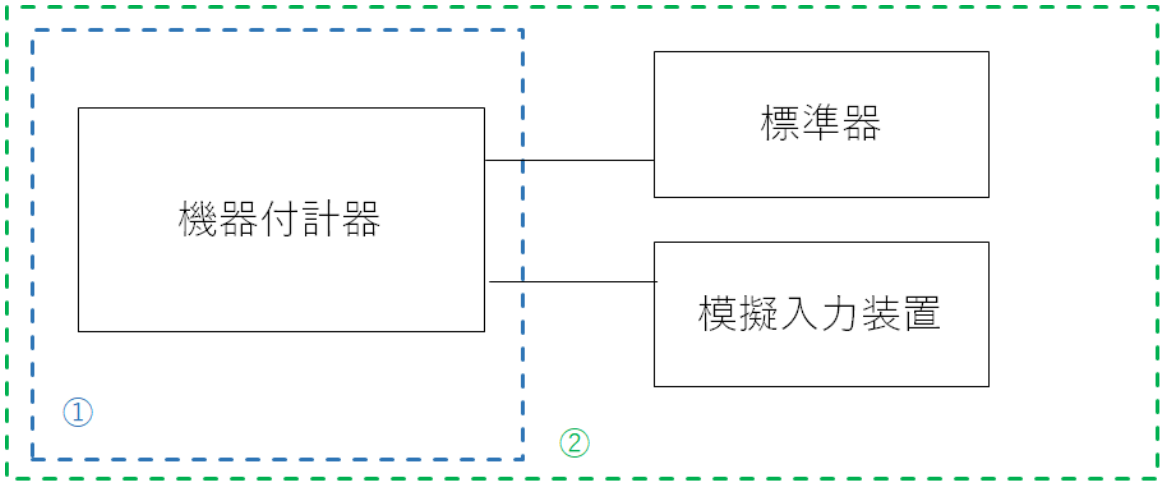

①機器付計器の外観検査を行う。（検査）
②機器付計器に模擬入力または、標準器を使用しての単体試験を行う。
（検査）

第 2－5－10 図　機器付計器の試験検査

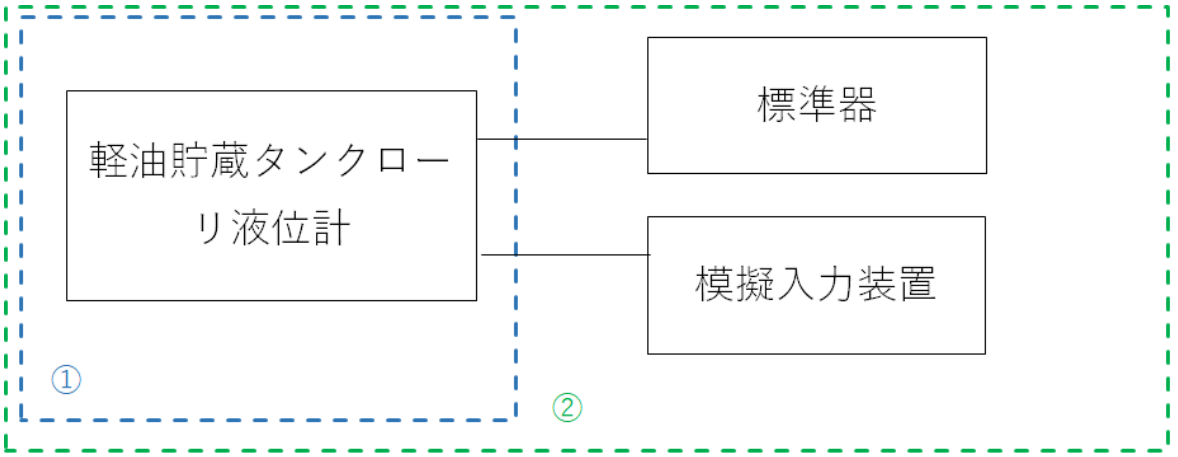

①軽油貯蔵タンクローリ液位計の外観検査を行う。（検査）
②軽油貯蔵タンクローリ液位計に模擬入力または、標準器を使用しての単体試験を行う。（検査）

第 2－5－11 図　軽油用タンクローリ液位計の試験検査

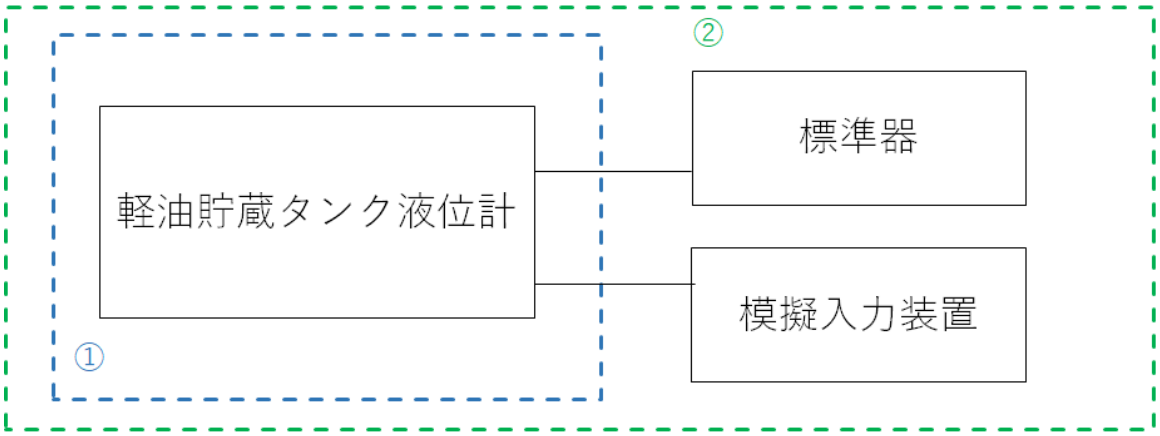

①軽油貯蔵タンク液位計の外観検査を行う。（検査）
②軽油貯蔵タンク液位計に模擬入力または、標準器を使用しての単体試験を行う。（検査）

第 2－5－12 図　軽油貯蔵タンク液位計の試験検査

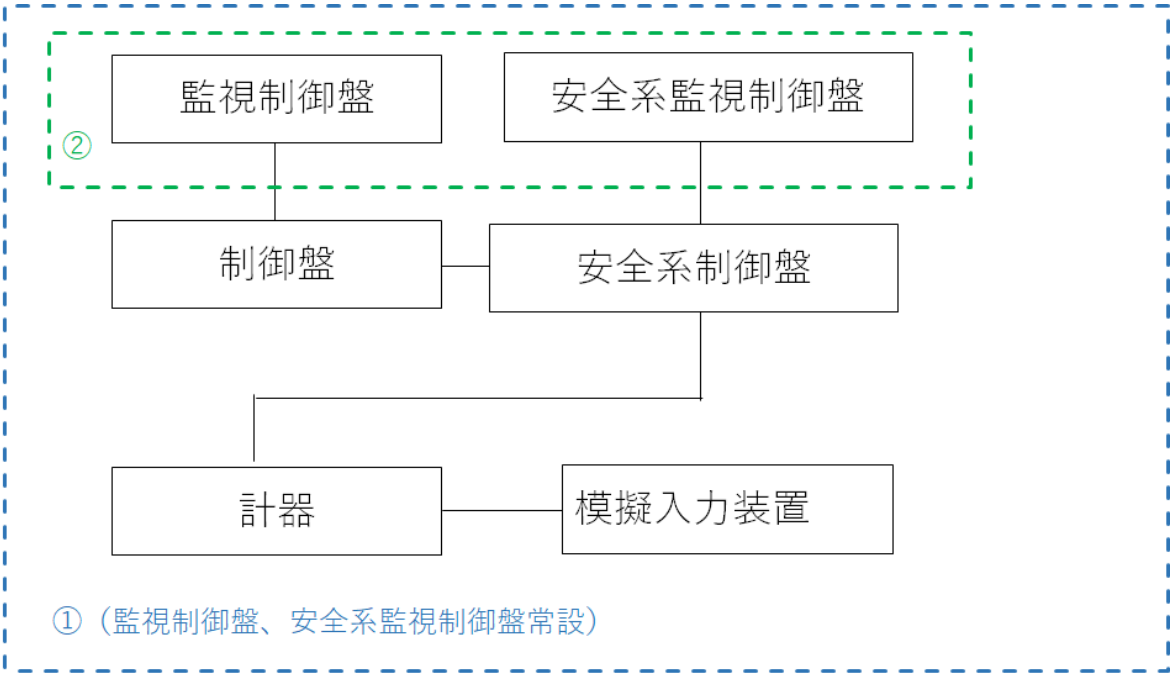

①計器に模擬入力を行い、監視制御盤、安全系監視制御盤の動作確認を実施。（検査）
②監視制御盤、安全系監視制御盤の外観検査を実施。（検査）

第 2－5－13 図　監視制御盤、安全系監視制御盤の試験検査

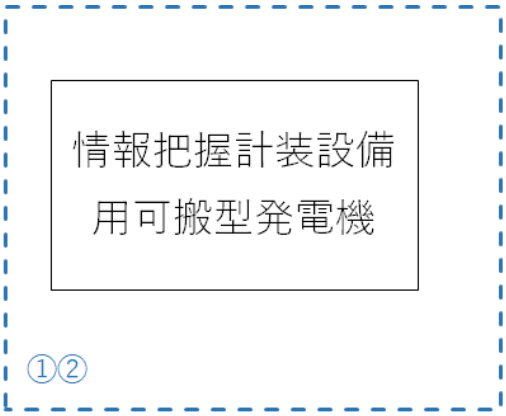

①情報把握計装設備用可搬型発電機を動作させ、機能に問題がないことを確認。（検査）
②情報把握計装設備用可搬型発電機の外観検査を行う。（検査）

第 2－5－14 図　情報把握計装設備用発電機の試験検査

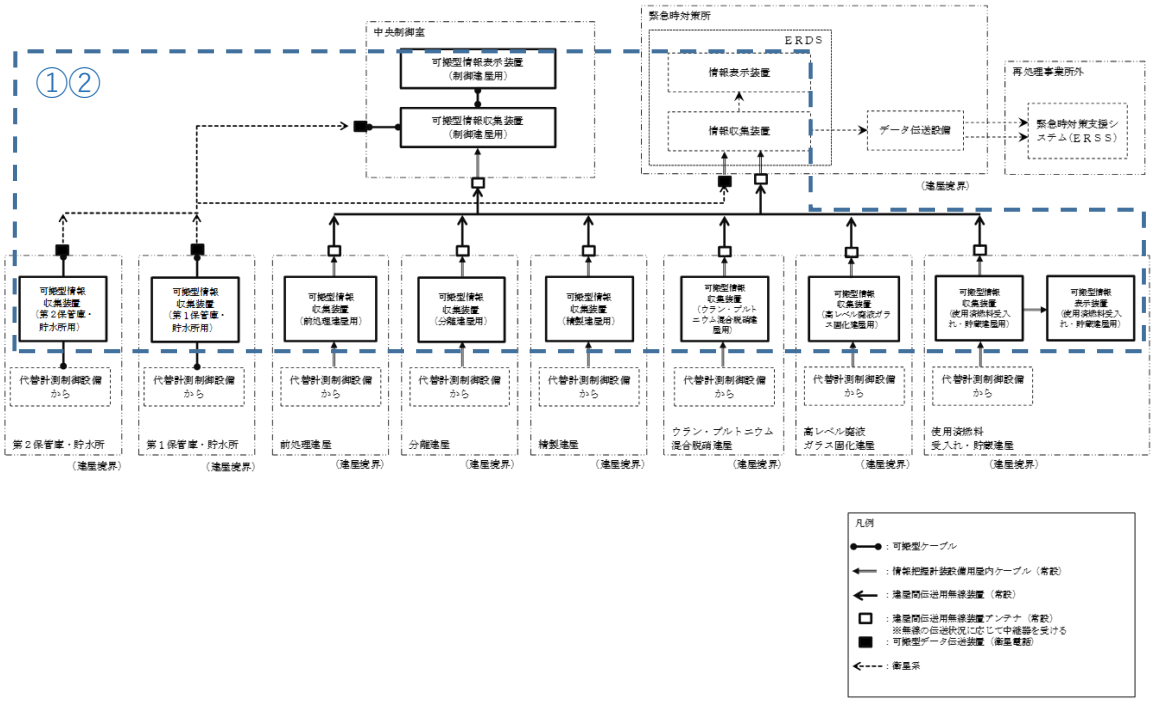

①可搬型情報収集装置に模擬入力装置から模擬信号を入力し、中央制御室の可搬型情報表示装置および緊急時対策所の情報表示装置にて動作・表示を確認（検査）
②可搬型情報収集装置、可搬型情報表示装置、計装把握計装設備用屋内ケーブルの外観検査を実施（検査）

第２－５－15 図　情報把握計装設備の試験検査

令和２年３月 13 日　R8

補足説明資料 2-6（４３条）

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１／１９）

a．臨界事故の拡大を防止するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①貯槽の放射線レベル	放射線レベル	γ線：1E-1～1E+6μSv/h	1E+0～1E+4μSv/h	可搬型	未臨界に移行したことを携行型のサーベイメータを用いてセル周辺の線量率により判断するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		中性子線：1E-2～1E+4μSv/h		可搬型	
		1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	常設	臨界事故の発生を判断するため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
②貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～30Nm^3/h	0～20Nm^3/h	可搬型	水素掃気成功判断のため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
③廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽 圧力※1	0～1MPa	0～0.76MPa	常設	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断/廃ガス貯留槽への貯留完了判断のため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
④廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽 流量※1	0～68Nm^3/h	0～68Nm^3/h	常設	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断のため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～136Nm^3/h	0～136Nm^3/h	常設	
⑤廃ガス貯留槽の放射線レベル	廃ガス貯留槽 放射線レベル	1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	常設	廃ガス貯留槽への貯留（自動）成否判断のため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑥溶解槽の圧力	溶解槽圧力	-2～2kPa	-2～2kPa	常設	溶解槽の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑦廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2	-3.5～2kPa	-3.5～2kPa	常設	廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		-2.5～2kPa	-2.5～2kPa	常設	

※1「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」,「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（２／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①貯槽の温度	貯槽温度※1	0～130℃	29～130℃	可搬型	発生防止対策の成否判断／拡大防止対策の開始判断／異常な水準の放出防止対策の開始判断／貯槽溶液温度の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～100℃		常設	
		0～100℃		常設	
		0～150℃		常設	
		－	－	可搬型	可搬型計測器（テスタ）
②貯槽の液位	貯槽液位※2	液位：0～30kPa 密度：0～5kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9223～1.3674kPa	可搬型	拡大防止対策における機器注水作業の開始判断／機器注水量の決定／拡大防止対策の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		液位：0～30kPa 密度：0～10kPa	液位：0～30kPa 密度：0～5.296kPa	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～5kPa	液位：0～52.43kPa 密度：1.664～3.89kPa	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～10kPa	液位：0～55kPa 密度：0～7.5723kPa	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～30kPa	液位：0～27.46kPa 密度：16.80～22.17kPa	可搬型	
		液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～65kPa 密度：0～5.884kPa	可搬型	
		液位：0～17.48kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～17.48kPa 密度：2.648～3.825kPa	常設	
		液位：0～20.86kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～20.86kPa 密度：2.648～3.825kPa	常設	
		液位：0～21.74kPa 密度：0.9279～1.3674kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9279～1.3674kPa	常設	
		液位：0～21.74kPa 密度：0.9223～1.3592kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9223～1.3592kPa	常設	
		液位：0～22kPa 密度：0.588～1.177kPa	液位：0～22kPa 密度：0～1.177kPa	常設	
		液位：0～25kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～25kPa 密度：0～3.825kPa	常設	
		液位：0～25.84kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～25.84kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～28.83kPa 密度：2.184～3.786kPa	液位：0～28.83kPa 密度：2.184～3.786kPa	常設	

※1 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2 「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（３／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～30kPa 密度：0.883～1.275kPa	液位：0～30kPa 密度：0～1.275kPa	常設	拡大防止対策における機器注水作業の開始判断／機器注水量の決定／拡大防止対策の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		液位：0～30kPa 密度：2.635～4.977kPa	液位：0～30kPa 密度：0～5.001kPa	常設	
		液位：0～30.891kPa 密度：1,762～3.328kPa	液位：0～26.36kPa 密度：1,96～2.59kPa	常設	
		液位：0～30.891kPa 密度：1,768～3.339kPa	液位：0～26.36kPa 密度：1.96～2.59kPa	常設	
		液位：0～31.19kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～31.19kPa 密度：2.059～3.825kPa	常設	
		液位：0～31.55kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～31.55kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～33.17kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～33.17kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～33.27kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～33.27kPa 密度：2.648～3.825kPa	常設	
		液位：0～34.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～34.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～34.201kPa 密度：4.868～7.5454kPa	液位：0～17.02kPa 密度：4.868～7.5454kPa	常設	
		液位：0～34.201kPa 密度：4.8854～7.5723kPa	液位：0～17.02kPa 密度：4.8854～7.5723kPa	常設	
		液位：0～34.4kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～34.4kPa 密度：2.648～3.825kPa	常設	
		液位：0～35kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～35kPa 密度：0～3.825kPa	常設	
		液位：0～35.69kPa 密度：1.749～3.304kPa	液位：0～27.46kPa 密度：16.80～22.17kPa	常設	
		液位：0～35.69kPa 密度：1.752～3.309kPa	液位：0～27,46kPa 密度：16.80～22.17kPa	常設	
		液位：0～37kPa 密度：1.765～3.53kPa	液位：0～37kPa 密度：0～3.53kPa	常設	

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（４／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～38.59kPa 密度：2.221～3.947kPa	液位：0～38.59kPa 密度：0～3.947kPa	常設	拡大防止対策における機器注水作業の開始判断／機器注水量の決定／拡大防止対策の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		液位：0～38.98kPa 密度：2.767～4.660kPa	液位：0～19.6kPa 密度：2.767～4.660kPa	常設	
		液位：0～38.98kPa 密度：2.786～4.692kPa	液位：0～19.6kPa 密度：2.786～4.692kPa	常設	
		液位：0～41.19kPa 密度：3.708～6.245kPa	液位：0～22.48kPa 密度：3.708～6.245kPa	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.664～2.997kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.664～2.997kPa	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.852～3.314kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.852～3.314kPa	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.870～3.347kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.870～3.347kPa	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.860～3.329kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.860～3.329kPa	常設	
		液位：0～45kPa 密度：0.883～1.275kPa	液位：0～45kPa 密度：0～1.275kPa	常設	
		液位：0～45kPa 密度：1.765～4.707kPa	液位：0～45kPa 密度：0～4.707kPa	常設	
		液位：0～45kPa 密度：2.802～4.130kPa	液位：0～40.13kPa 密度：2.94～3.89kPa	常設	
		液位：0～45kPa 密度：2.789～4.111kPa	液位：0～40.13kPa 密度：2.94～3.89kPa	常設	
		液位：0～47.98kPa 密度：1.771～3.346kPa	液位：0～37.12kPa 密度：1.96～2.59kPa	常設	
		液位：0～47.99kPa 密度：1.756～3.318kPa	液位：0～37.12kPa 密度：1.96～2.59kPa	常設	
		液位：0～48.1kPa 密度：0～10kPa	液位：0～32.14kPa 密度：2.786～4.692kPa	常設	
		液位：0～50.97kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～50.97kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～51.19kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～51.19kPa 密度：2.648～3.825kPa	常設	
		液位：0～51.93kPa 密度：2.786～4.692kPa	液位：0～29.3kPa 密度：2.786～4.692kPa	常設	

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（５／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～55kPa 密度：2.648～5.001kPa	液位：0～55kPa 密度：0～5.001kPa	常設	拡大防止対策における機器注水作業の開始判断／機器注水量の決定／拡大防止対策の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		液位：0～57.82kPa 密度：2.193～3.897kPa	液位：0～37.5kPa 密度：0～3.897kPa	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.783～4.101kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.88～3.80kPa	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.792～4.115kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.92～3.85kPa	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.785～4.104kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.93～3.87kPa	常設	
		液位：0～64.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～64.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	常設	
		液位：0～65kPa 密度：3.53～5.884kPa	液位：0～65kPa 密度：0～5.884kPa	常設	
③凝縮器出口の排気温度	凝縮器出口 排気温度	0～130℃	29～130℃	可搬型	発生蒸気の凝縮効果を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲および蒸気発生元である貯槽温度の上限値までを監視可能とする。
				可搬型	
		―	―	可搬型	可搬型計測器（テスタ）
④セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニット フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	可搬型	セル導出ユニットフィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑤フィルタの差圧	フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	可搬型	フィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（６／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位	凝縮水回収先セル 液位※1	0～5kPa	液位：0.5～2kPa	可搬型	沸騰蒸気が冷却され凝縮水が発生していることを把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～15kPa	液位：0～1.05kPa	可搬型	
		0～20kPa	液位：0～0.85kPa	可搬型	
		0.35～1kPa	0～1kPa	常設	
		0.1～1kPa	0～1.05kPa	常設	
		0.5～2kPa	0.5～2kPa	常設	
		0～10.493kPa	0～0.97kPa	常設	
		0～13.44kPa	0～0.85kPa	常設	
	凝縮水回収先貯槽 液位	液位：0～80kPa 密度：0～5kPa	液位：0～64.91kPa 密度：2.615～4.066kPa	可搬型	沸騰蒸気が冷却され凝縮水が発生していることを把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		液位：0～64.91kPa 密度：2.615～4.066kPa		常設	
		液位：0～64.95kPa 密度：2.581～4.014kPa		常設	
⑦膨張槽の液位	膨張槽液位	0～10m	0～2.071m	可搬型	通水配管に損傷が無く，ループ通水作業が開始できることを判断するため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。

※1「⑪漏えい液受皿の液位」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（７／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑧冷却コイルの圧力	冷却コイル圧力	0～1.6MPa	0～0.98MPa	可搬型	通水配管に損傷が無く，コイル通水作業が開始できることを判断するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑨廃ガス洗浄塔入口の圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2 混合廃ガス凝縮器 入口圧力	-5～10kPa	-5～10kPa	可搬型	セル導出時における廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		-12～0kPa	-4.7～3kPa	常設	
		-5～0kPa	-2.5～10kPa	常設	
		-3.5～2kPa	-4.7～0.5kPa	常設	
		-2.5～0kPa	-5～10kPa	常設	
		-2.5～2kPa	-4.7～0.5kPa	常設	
⑩導出先セルの圧力	導出先セル圧力※1	-5～5kPa	-4.7～3kPa	可搬型	可搬型排風機起動の判断に用いるため，導出先セルの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」，「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（８／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑪漏えい液受皿の液位	漏えい液受皿液位※1	0～5kPa	液位：0～4.698kPa	可搬型	セル内漏えいの有無を確認するため，漏えい液受皿の重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～15kPa	液位：0～15kPa	可搬型	
		0～20kPa	液位：0～13.44kPa	可搬型	
⑫冷却水排水の線量	冷却水排水線量	1E-1～1E+6μSv/h	1E-1～1E+6μSv/h	可搬型	注水ラインの循環運転開始判断のため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。
⑬凝縮器の通水流量	凝縮器通水流量	2.3～40.7m^3/h	0～6m^3/h	可搬型	凝縮器通水流量の調整／冷却水供給が継続されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		6～107m^3/h	0～30m^3/h	可搬型	
		31.9～572m^3/h	0～45m^3/h	可搬型	
⑭冷却コイル通水流量	冷却コイル通水流量	0～5.1×$10^{-1}m^3$/h	0～5.1×$10^{-1}m^3$/h	可搬型	冷却水供給が継続されていることの監視および冷却水通水流量を調整するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～2.7m^3/h	0～2.7m^3/h	可搬型	
		0～7.2×$10^{-1}m^3$/h	0～7.2×$10^{-1}m^3$/h	可搬型	
		0～2.9×$10^{-1}m^3$/h	0～2.9×$10^{-1}m^3$/h	可搬型	
		0～13m^3/h	0～13m^3/h	可搬型	

※1「⑥凝縮水回収先セルの液位」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（９／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑮冷却水流量	冷却水流量	6～107m^3/h	0～17m^3/h	可搬型	冷却水供給が継続されていることの監視および冷却水通水流量を調整するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		2.3～40.7m^3/h	0～2.9m^3/h	可搬型	
⑯機器注水流量	機器注水流量	0.04～15.9m^3/h	0～7.3×10^{-2}m^3/h	可搬型	機器注水量の調整／機器注水に必要な水供給ができていることの成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0.1～40.7m^3/h	0～1.1×10^{-1}m^3/h	可搬型	
		0.27～107m^3/h	0～1.9m^3/h	可搬型	
⑰建屋供給冷却水の流量	建屋供給冷却水流量	0～480m^3/h	0～180m^3/h	可搬型	各建屋に供給する冷却水流量の調整/各建屋に必要な水供給ができていることの確認のため，重大事故時に想定される変動範囲監視可能とする。

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１０／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①圧縮空気自動供給貯槽の圧力	圧縮空気自動供給貯槽 圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	可搬型	圧縮空気自動供給貯槽から圧縮空気が供給されている状態を把握するため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～1.2MPa		常設	
②圧縮空気自動供給ユニットの圧力	圧縮空気自動供給 ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	可搬型	圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給されている状態を把握するため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力	機器圧縮空気自動供給 ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	可搬型	機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気が供給されている状態を把握するため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力	圧縮空気手動供給 ユニット接続系統 圧力	液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～64.18kPa 密度：0～5.296kPa	可搬型	圧縮空気手動供給ユニット接続系統が健全であり，掃気開始可能であるかの判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１１／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑤貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～0.9Nm^3/h	0～0.5Nm^3/h	可搬型	発生防止対策及び拡大防止対策の成否判断／水素掃気機能が維持されていることの監視／拡大防止対策の開始判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～1.2Nm^3/h	0～0.7Nm^3/h	可搬型	
		0～3Nm^3/h	0～1.6Nm^3/h	可搬型	
		0～6Nm^3/h	0～3.0Nm^3/h	可搬型	
		0～30Nm^3/h	0～10Nm^3/h	可搬型	
		0～60Nm^3/h	0～32Nm^3/h	可搬型	
		0.25～0.8Nm^3/h	0～0.8Nm^3/h	常設	
		0.35～1.0Nm^3/h	0～0.7Nm^3/h	常設	
		0.4～1.2Nm^3/h	0～0.8Nm^3/h	常設	
		0.45～1.5Nm^3/h	0～0.9Nm^3/h	常設	
		0.5～1.5Nm^3/h	0～1.0Nm^3/h	常設	
		0.55～1.5Nm^3/h	0～1.1Nm^3/h	常設	
		0.65～2Nm^3/h	0～1.0Nm^3/h	常設	
		1.0～2.5Nm^3/h	0～1.6Nm^3/h	常設	
		1.5～5.0Nm^3/h	0～3.0Nm^3/h	常設	
		2.85～8.0Nm^3/h	0～5.7Nm^3/h	常設	
		4.0～11Nm^3/h	0～7.3Nm^3/h	常設	
		5.0～15Nm^3/h	0～10Nm^3/h	常設	
		18～45Nm^3/h	0～32Nm^3/h	常設	

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１２／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力	水素掃気系統圧縮空気圧力	0～0.16MPa	0～0.098MPa	可搬型	水素掃気用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～1.6MPa	0～0.97MPa	可搬型	
		0～1MPa		常設	
		0～1.1MPa		常設	
		0～1.5MPa		常設	
⑦かくはん系統圧縮空気の圧力	かくはん系統圧縮空気圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	可搬型	かくはん用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されていることの状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑧セル導出ユニットの流量	セル導出ユニット流量	0～35Nm^3/h	0～32Nm^3/h	可搬型	機器への圧縮空気供給の成否判断を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑨水素の濃度	水素濃度	0～25Vol%	0～8Vol%	可搬型	機器内及びセル内の水素濃度の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑩セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	可搬型	セル導出ユニットフィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑪フィルタの差圧	フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	可搬型	フィルタの目詰まりによる系統切替の判断に用いるため，フィルタの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１３／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	重大事故等対処設備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑫廃ガス洗浄塔入口の圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※2	-5～10kPa	-4.7～3kPa	可搬型	セル導出時における廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		-2.5～2kPa		常設	
		-12～0kPa		常設	
⑬導出先セルの圧力	導出先セル圧力※1	-5～5kPa	-4.7～3kPa	可搬型	可搬型排風機起動の判断に用いるため，導出先セルの重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑭貯槽の温度	貯槽温度※3	0～130℃	29～130℃	可搬型	発生防止対策及び拡大防止対策における貯槽の温度監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
		0～130℃		可搬型	
		0～100℃		常設	
		0～200℃		常設	
		0～100℃		常設	
		0～150℃		常設	
		－	－	可搬型	可搬型計測器

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※3「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１４／１９）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位	プルトニウム濃縮缶 供給槽液位※1	0.0131～3.145m^3	0.04～3m^3	常設	濃縮缶への供給停止の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
	［供給槽ゲデオン流量］	0～0.14m^3/h	0～0.12m^3/h	常設	プルトニウム濃縮缶供給槽の液位によりプルトニウム濃縮缶への供給が停止していることを判断するため，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの流量計の指示値がゼロであることを確認可能とする。
②プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度	プルトニウム濃縮缶 加熱蒸気温度	0～150℃	40～143℃	常設	加熱蒸気の停止の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
③プルトニウム濃縮缶の圧力	プルトニウム濃縮缶 圧力	-24～2kPa	-2～2kPa	常設	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，拡大防止対策の実施以降（事象発生の検知から約５秒）に想定される変動範囲を監視可能とする。なお，事象発生から約３秒までは測定範囲を超えるが，監視開始以前の状態であるため，要求は満足する。 また、事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は、測定範囲内に警報設定値を設け、この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。
④プルトニウム濃縮缶気相部の温度	プルトニウム濃縮缶 気相部温度	0～200℃	100～200℃	常設	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，拡大防止対策の実施以降（事象発生の検知から約５秒）に想定される変動範囲を監視可能とする。なお，事象発生から約３秒までは測定範囲を超えるが，監視開始以前の状態であるため，要求は満足する。 また、事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は、測定範囲内に警報設定値を設け、この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。
⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度	プルトニウム濃縮缶 液相部温度※2	0～200℃	100～137℃	常設	拡大防止対策が機能していることの確認に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 また、事象発生の判断／濃縮缶への供給停止の実施／加熱蒸気の停止着手の判断／貯留設備による放射性物質の貯留の実施判断に用いる際は、測定範囲内に警報設定値を設け、この警報の発報に基づき判断・動作を行うため要求は満足する。

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※2「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１５／１９）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
⑥廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽 圧力※1	0～1MPa	0～0.76MPa	常設	貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備を用いた対応／放出低減対策の判断に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑦廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽 流量※1	0～136Nm^3/h	0～80Nm^3/h	常設	貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備を用いた対応に用いるため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑧廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2	-3.5～2kPa	-3.5～0kPa	常設	廃ガス洗浄塔の状態を把握するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用する設備
※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１６／１９）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時におけるプロセスの変動範囲	重大事故等対処設備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①燃料貯蔵プール等の水位	燃料貯蔵プール等水位（超音波式）	0～11.5m	0～11.5m	可搬型	燃料が冠水していることの確認／燃料貯蔵プール等への注水の開始･停止判断／燃料貯蔵プール等への注水の成否判断／対策の移行判断／燃料貯蔵プール等の水位監視のため,超音波式は重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 なおメジャーについては重大事故等発生初期の水位は基本的には左記計測範囲（2m）内で変動すること､燃料貯蔵プールの水面に揺らぎ等がなければ超音波式を使用して計測することから、プロセス変動範囲が計測範囲を上回っていても要求は満足する。 〔携行型〕
	燃料貯蔵プール等水位（メジャー）	0～2m		可搬型	
	燃料貯蔵プール等水位（電波式）	0～11.5m		可搬型	燃料が冠水していることの確認／燃料貯蔵プール等への注水の開始･停止判断／燃料貯蔵プール等への注水の成否判断／対策の移行判断／燃料貯蔵プール等の水位監視のため,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
	燃料貯蔵プール等水位（エアパージ式）			可搬型	
	燃料貯蔵プール等水位	650～1650mm		常設	
②燃料貯蔵プール等の温度	燃料貯蔵プール等水温（サーミスタ）	0～100℃	25～100℃	可搬型	燃料貯蔵プール等の水温を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕
	燃料貯蔵プール等水温（測温抵抗体）	0～100℃		可搬型	燃料貯蔵プール等の水温を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
	燃料貯蔵プール等水温	0～100℃		常設	

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１７／１９）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
③代替注水設備の流量	代替注水設備流量	0～240m^3/h	0～240m^3/h	可搬型	燃料貯蔵プール等への注水量の確認／水供給が継続されていることの監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
④スプレイ設備の流量	スプレイ設備流量	0～114m^3/h	0～114m^3/h	可搬型	スプレイヘッダへの供給流量の監視のため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。
⑤空間の線量率	燃料貯蔵プール等 空間線量率※1	1E-1～1E+6μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	可搬型	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕
		1E+3～1E+9μSv/h		可搬型	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
		1E-1～1E+4μSv/h		常設	
⑥燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態 （監視カメラ）※1	－	－	可搬型	燃料貯蔵プール等の状態を監視可能とする。
				常設	

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１８／１９）

f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①放水砲の流量	放水砲流量	0～1800m^3/h	0～900m^3/h	可搬型	可搬型放水砲の放水量を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。
②放水砲の圧力	放水砲圧力	0～1.6MPa	0～1.2MPa	可搬型	放水時の圧力を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。
③貯水槽の水位	貯水槽水位※1	0～10m	0～6750mm	可搬型	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕
		300～7500mm		可搬型	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
				常設	
④空間の線量率	燃料貯蔵プール等 空間線量率※2	1E+3～1E+9μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	可搬型	燃料貯蔵プール等の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
		1E-1～1E+4μSv/h		常設	
⑤燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態 （監視カメラ）※2	－	－	可搬型	燃料貯蔵プール等の状態を監視可能とする。
				常設	
⑥建屋内の線量率	建屋内線量率	1E+0～3E+5μSv/h	2.5E+5～3E+5μSv/h	可搬型	建屋内の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 ［可搬型］
		1E-1～1E+4μSv/h		常設	建屋内の線量率を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 ［常設型］

※1 「g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」と兼用する設備
※2 「e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用する設備

第２－６－１表　計装設備(重大事故等対処設備)計測範囲（１９／１９）

g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①貯水槽の水位	貯水槽水位※1	0～10m	0～6750mm	可搬型	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔携行型〕
		300～7500mm		可搬型 常設	貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 〔パラメータ伝送型〕
②水源補給の流量	送水流量	0～1800m^3/h	0～900m^3/h	可搬型	大型移送ポンプ車から吐出流量を監視するため，重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

令和２年３月 13 日　R4

補足説明資料 2-7（４３条）

代替パラメータの推定方法について、以下の通り整理する。

本資料は本文図表の第 43．2 表　代替パラメータの推定の詳細について記載するものである。

代替パラメータの推定方法（１／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	貯槽の放射線レベル		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	放射線レベル	1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h
重要代替監視	a.放射線レベル（他チャンネル）	1E+0～1E+7μSv/h	－
計測目的	・未臨界に移行したことをセル周辺の線量率により判断		
推定方法 1	＜放射線レベル（他チャンネル）による推定＞ 放射線レベルが監視不能になった場合は，他チャンネルの放射線レベル計を用いて，パラメータを採取する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの放射線レベル計により，セル周辺の放射線レベルの計測が可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する放射線レベル計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（２／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	廃ガス貯留槽の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス貯留槽圧力	0～1MPa	0～0.76MPa
重要代替監視	a.廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）	0～1MPa	－
計測目的	・貯留設備への放射性物質の導出開始及び完了を判断		
推定方法 1	＜廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，廃ガス貯留槽圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス貯留槽の圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（３／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	廃ガス貯留槽の流量		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス貯留槽流量	0～136Nm^3/h	0～136Nm^3/h
重要代替監視	a.廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）	0～136Nm^3/h	－
計測目的	・貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断		
推定方法 1	＜廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの流量計により，廃ガス貯留槽流量を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの流量計で廃ガス貯留槽の流量を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する流量計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（４／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	廃ガス貯留槽の放射線レベル		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス貯留槽放射線レベル	1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h
重要代替監視	a.廃ガス貯留槽放射線レベル （他チャンネル）	1E+0～1E+7μSv/h	－
計測目的	・貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断		
推定方法 1	＜廃ガス貯留槽放射線レベル（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの放射線レベル検出器により，廃ガス貯留槽放射線レベルを測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの放射線レベル検出器で廃ガス貯留槽の放射線レベルを確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する放射線レベル検出器が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（５／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	溶解槽の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	溶解槽圧力	-2～2kPa	-2～2kPa
重要代替監視	a.溶解槽圧力（他チャンネル）	-2～2kPa	－
計測目的	・溶解槽の状態を把握		
推定方法 1	＜溶解槽圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，溶解槽圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で溶解槽圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（６／32）

事象分類	a．臨界事故の拡大を防止するための設備		
分類	廃ガス洗浄塔の入口圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス洗浄塔入口圧力	-3.5～2kPa	-3.5～2kPa
重要代替監視	a.廃ガス洗浄塔入口圧力 （他チャンネル）	-3.5～2kPa	－
計測目的	・廃ガス洗浄塔の状態を把握		
推定方法 １	＜廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。		
推定方法 ２			
推定方法 ３			
推定方法 ４			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス洗浄塔入口圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（７／32）

<table>
<tr><td>事象分類</td><td colspan="3">b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="3">貯槽の温度</td></tr>
<tr><td></td><td>監視パラメータ</td><td>計測範囲</td><td>重大事故時における
プロセスの変動範囲</td></tr>
<tr><td>重要監視</td><td>貯槽温度</td><td>0～150℃</td><td>29～130℃</td></tr>
<tr><td rowspan="4">重要代替監視</td><td>a.貯槽温度（他チャンネル）</td><td>0～150℃</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b.冷却コイル通水流量</td><td>0～13m^3/h</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b.冷却水流量</td><td>2.3～107m^3/h</td><td>－</td></tr>
<tr><td>c.貯槽液位</td><td>液位：0～80kPa
密度：0～30kPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計測目的</td><td colspan="3">・発生防止対策（内部ループへの通水）の成否判断
・拡大防止対策（冷却コイル等への通水）の成否判断
・発生防止対策及び拡大防止対策実施時の状態監視</td></tr>
<tr><td>推定方法
1</td><td colspan="3">＜貯槽温度（他チャンネル）による推定＞
他チャンネルの温度計ガイド管を使用し，貯槽温度を測定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
2</td><td colspan="3">＜冷却コイル通水流量による推定＞
冷却コイル通水流量が計画値どおりとなっていることを確認することで貯槽温度を推定する。
貯槽温度の換算図を別紙１に示す。</td></tr>
<tr><td>推定方法
3</td><td colspan="3">＜冷却水流量による推定＞
冷却水流量が計画値どおりとなっていることを確認することで貯槽温度を推定する。
貯槽温度の換算図を別紙２に示す。</td></tr>
<tr><td>推定方法
4</td><td colspan="3">＜貯槽液位による推定＞
貯槽液位が低下していないことをもって，貯槽温度が沸点未満であることを推定する。</td></tr>
<tr><td>推定の評価</td><td colspan="3">＜推定方法１について＞
他チャンネルの温度計ガイド管で貯槽温度を確認することが可能である。
＜誤差による影響について＞
使用する温度計ガイド管が異なっても，計測する可搬型計器の誤差は変わらないため，計測に影響はない。

＜推定方法２，３について＞
貯槽温度は，溶液の崩壊熱，冷却水流量及び冷却水温度を用いて算出される。
計画した冷却水流量が通水できていることを確認することにより，使用済燃料の再処理計画に基づく溶液の崩壊熱の算出又は再処理運転中に実施される分析に基づく溶液の崩壊熱の特定，冷却水温度から貯槽温度を推定することが可能である。
＜誤差による影響について＞
算出に用いる冷却水流量の誤差（±0.5%RD）及び冷却コイル通水流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。

＜推定方法４について＞
貯槽液位が低下していないことで貯槽温度が沸点未満であることを確認することが可能である。</td></tr>
</table>

別紙１　高レベル濃縮廃液貯槽（高レベル濃縮廃液）の貯槽温度換算図
（その１）

	崩壊熱密度(W／m3)		
	3200	2400	1600
冷却水入口温度(℃)	内包液温度(℃)		
29	59	52	45
35	65	58	51
40	70	63	55
45	75	68	60

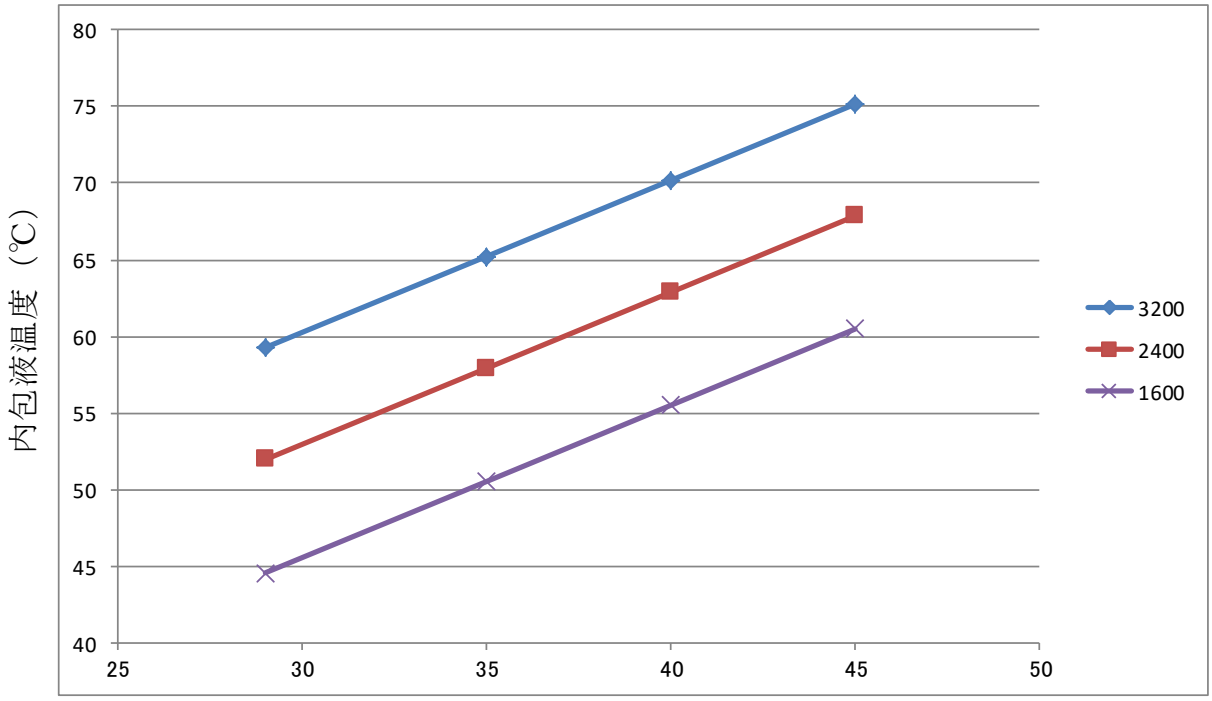

冷却水入口温度（℃）

別紙１　希釈槽（プルトニウム濃縮液）の貯槽温度換算図
（その２）

	崩壊熱密度（W／m3）			
	8600	8500	8400	8100
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）			
29	53	53	53	52
35	59	59	59	58
40	64	64	64	63
45	69	69	69	68

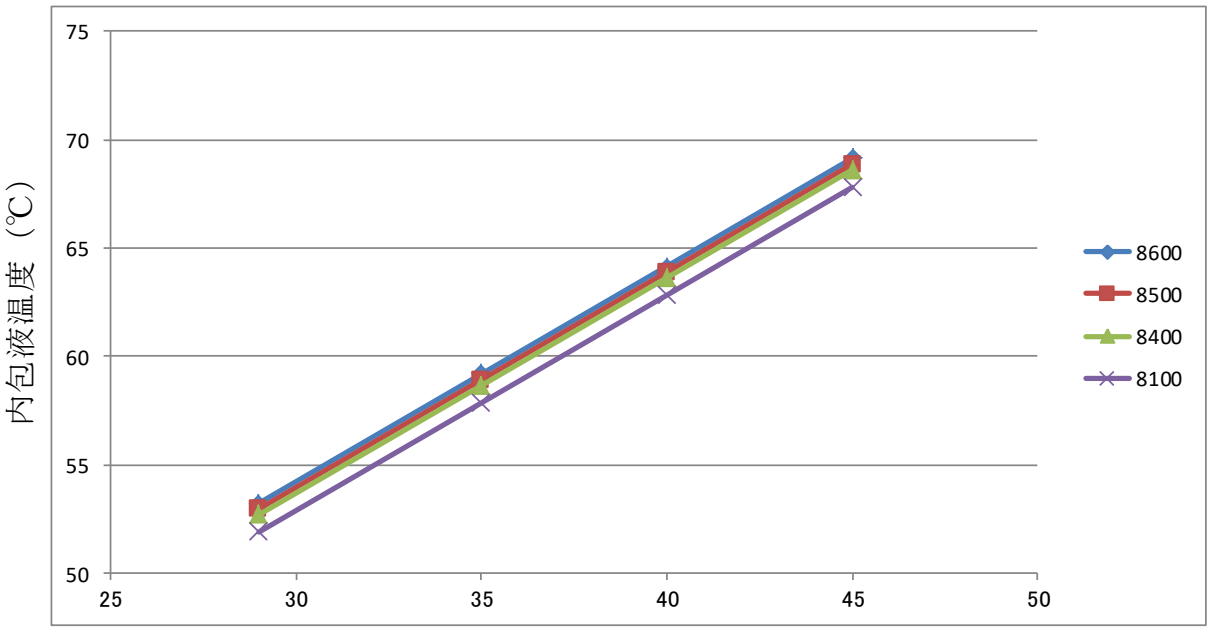

冷却水入口温度（℃）

別紙１　抽出廃液受槽（抽出廃液）の貯槽温度換算図
（その４）

	崩壊熱密度（W／m3）		
	930	700	470
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）		
29	49	44	39
35	55	50	45
40	59	55	50
45	64	60	55

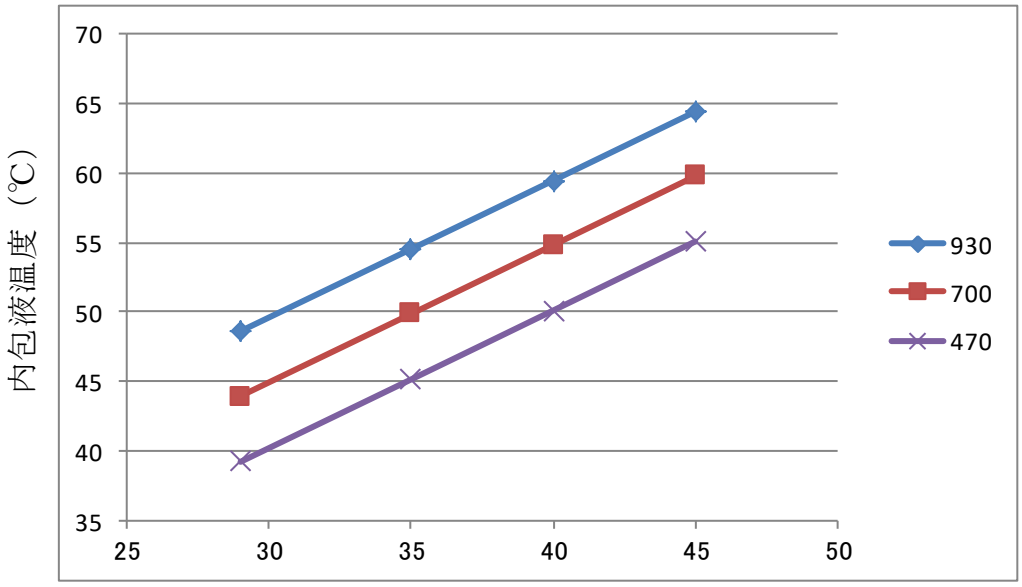

冷却水入口温度（℃）

別紙１　中継槽（溶解液）の貯槽温度換算図
（その５）

	崩壊熱密度(W／m3)		
	600	450	300
冷却水入口温度(℃)	内包液温度(℃)		
29	36	34	33
35	42	40	39
40	47	45	44
45	52	50	49

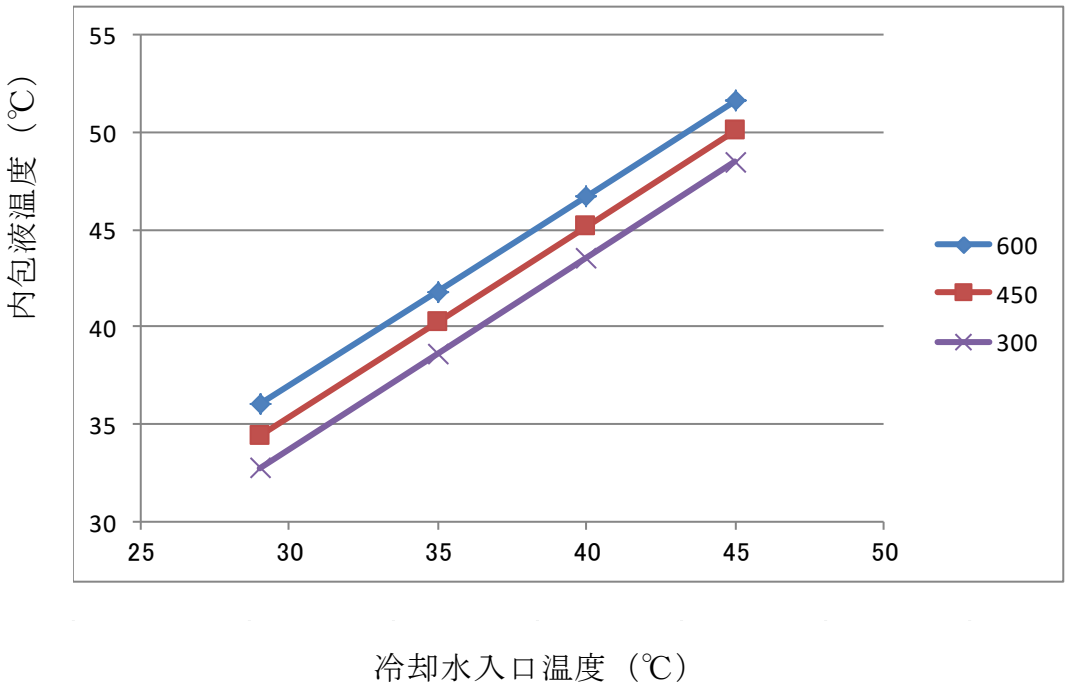

別紙２　高レベル濃縮廃液貯槽（高レベル濃縮廃液）の貯槽温度換算図
（その１）

	崩壊熱密度（W／m3）		
	3200	2400	1600
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）		
29	82	69	57
35	88	75	63
40	92	80	68
45	97	85	73

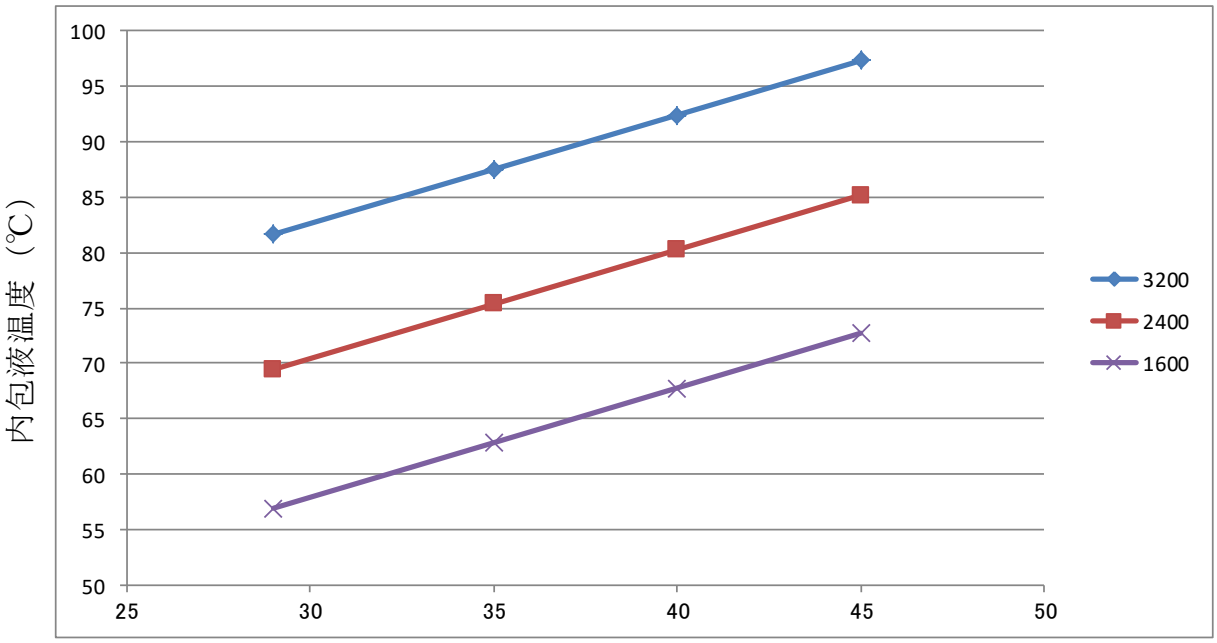

冷却水入口温度（℃）

別紙２　希釈槽（プルトニウム濃縮液）の貯槽温度換算図
（その２）

	崩壊熱密度（W／m3）			
	8600	8500	8400	8100
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）			
29	67	67	66	65
35	73	73	72	71
40	78	78	77	76
45	83	82	82	81

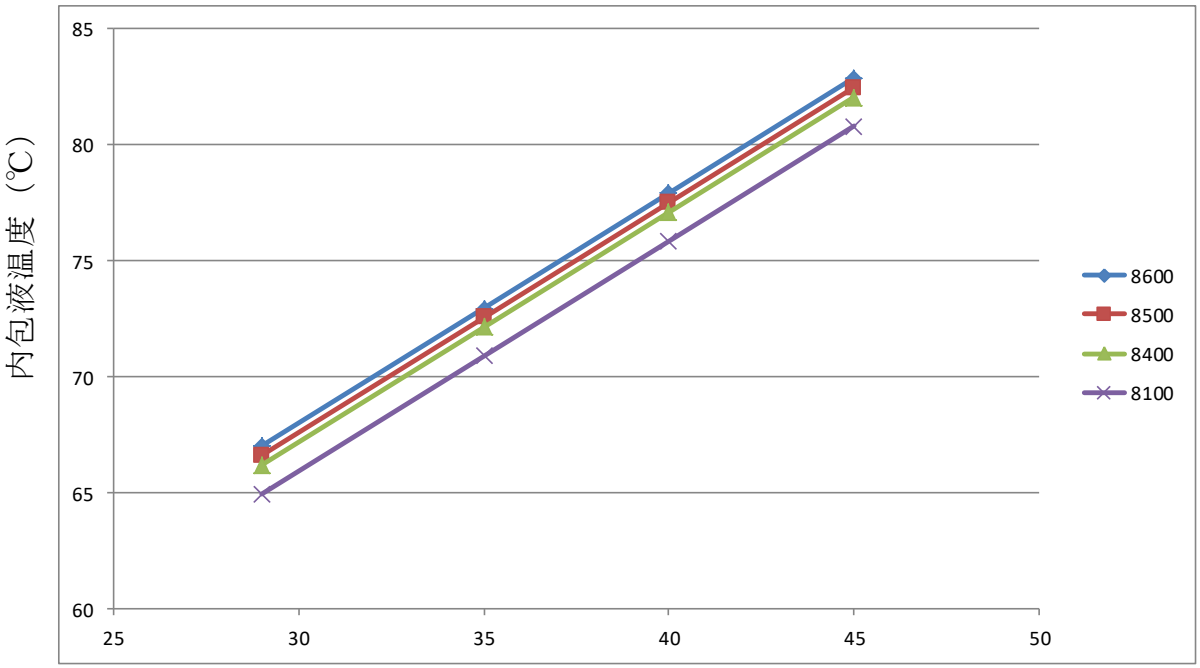

冷却水入口温度（℃）

別紙２　抽出廃液受槽（抽出廃液）の貯槽温度換算図
（その３）

	崩壊熱密度（W／m3）		
	290	220	150
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）		
29	57	50	44
35	63	56	50
40	68	61	55
45	73	66	60

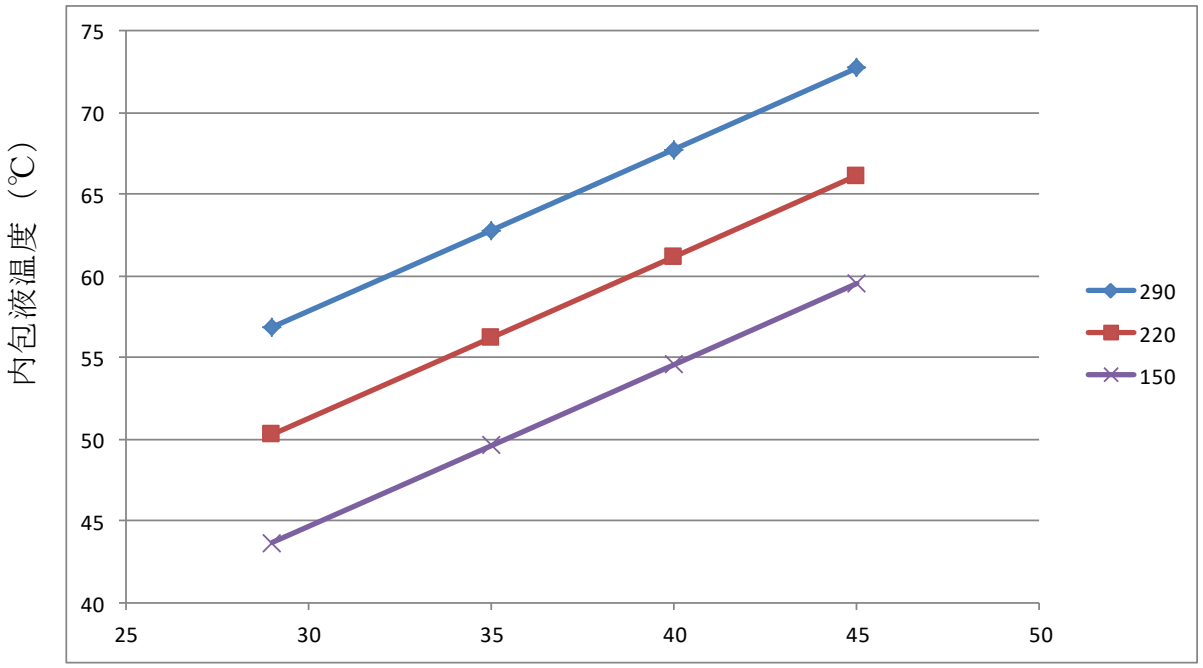

冷却水入口温度（℃）

別紙２　中継槽（溶解液）の貯槽温度換算図
（その４）

	崩壊熱密度（W／m3）		
	600	450	300
冷却水入口温度（℃）	内包液温度（℃）		
29	62	54	46
35	68	60	52
40	73	65	57
45	78	70	62

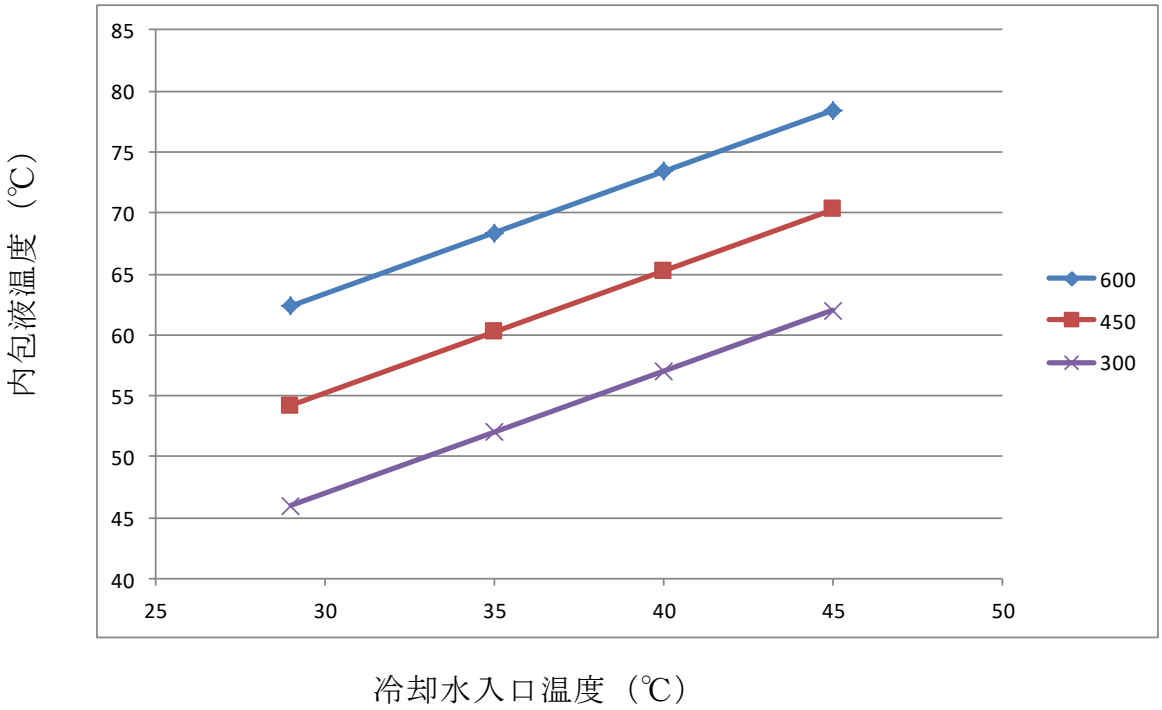

代替パラメータの推定方法（８／32）

<table>
<tr><td>事象分類</td><td colspan="3">b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="3">貯槽の液位</td></tr>
<tr><td></td><td>監視パラメータ</td><td>計測範囲</td><td>重大事故時における
プロセスの変動範囲</td></tr>
<tr><td>重要監視</td><td>貯槽液位</td><td>液位：0～80kPa
密度：0～30kPa</td><td>液位：0～65kPa
密度：0～22.17kPa</td></tr>
<tr><td rowspan="5">重要代替監視</td><td>a.貯槽液位（他チャンネル）</td><td>液位：0～80kPa
密度：0～30kPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b1,b2.貯槽温度</td><td>0～150℃</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b1,b2.凝縮水回収先セル液位</td><td>0～20kPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b1,b2.凝縮水回収先貯槽液位</td><td>液位：0～80kPa
密度：0～5kPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b2.機器注水流量</td><td>0.04～107m^3/h</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計測目的</td><td colspan="3">・拡大防止対策（貯槽等への注水）の成否判断
・貯槽等への注水量の設定</td></tr>
<tr><td>推定方法
1</td><td colspan="3">＜貯槽液位（他チャンネル）による推定＞
他チャンネルの計装導圧配管を使用し，貯槽液位を測定する。
液位の計測はエアパージしている配管の差圧から換算している。液位計の計装導圧配管の損傷により液位計測が不可となった場合は，隣接する密度計の計装導圧配管の差圧を計測し，液位を推定する。
貯槽液位の換算について別紙１に示す</td></tr>
<tr><td>推定方法
2</td><td colspan="3">＜貯槽温度及び凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位による推定＞
貯槽の温度を確認することにより,貯槽の液位が低下していないことを推定する。
貯槽の温度が沸点に至っている場合には，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位の上昇率から貯槽液位を推定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
3</td><td colspan="3">＜貯槽温度，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位及び機器注水流量による推定＞
貯槽の温度が沸点に至っている場合には，凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位の上昇率及び機器注水流量から貯槽液位を推定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
4</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>推定の評価</td><td colspan="3">＜推定方法１について＞
他チャンネルの計装導圧配管で貯槽液位を確認することできる。また，液位計の計装導圧配管の差圧による液位計測が不可能になったとしても,隣接する計装導圧配管を用いることによって差圧の計測は可能であり，貯槽の液位を推定することが可能である。
＜誤差による影響について＞
使用する計装導圧配管が異なっても，計測する可搬型計器の誤差は変わらないため，計測に影響はない。

＜推定方法２，３について＞
貯槽内の液量の低下量は，凝縮水発生量とほぼ１対１の関係にあることから，凝縮水発生量から貯槽液位を推定することが可能である。
＜誤差による影響について＞
算出に用いる貯槽温度の誤差（JIS クラス 1，JIS A 級），凝縮水回収先セル液位の誤差（±0.5%F.S）及び凝縮水回収先貯槽液位の誤差（±0.5%F.S）を算出結果に反映し換算することで影響はない。</td></tr>
</table>

別紙１　貯槽液位の換算について

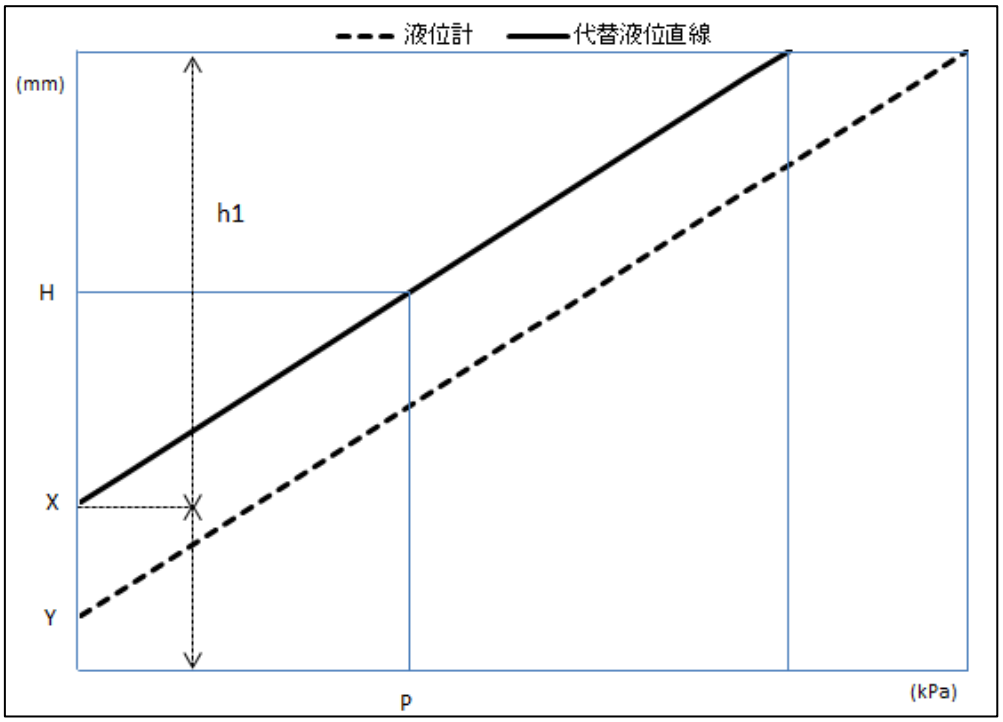

図　液位と圧力の関係

・計装導圧配管からの測定圧力は貯槽密度により変化することから，密度ρを設定した上で下記式により液位に換算する。

Ｈ＝Ｐ÷（ρ×ｇ×ｈ1÷１０００÷１０００）×ｈ1＋Ｘ（mm）

Ｈ　：液位［mm］
Ｐ　：測定圧力［kPa］
ρ　：密度［kg/m^3］
ｇ　：重力加速度 9.80665［m/s^2］
Ｘ　：密度計計装導圧配管下限液位［mm］
Ｙ　：液位計計装導圧配管下限液位［mm］
ｈ1：密度計装導圧配管の測定範囲［mm］

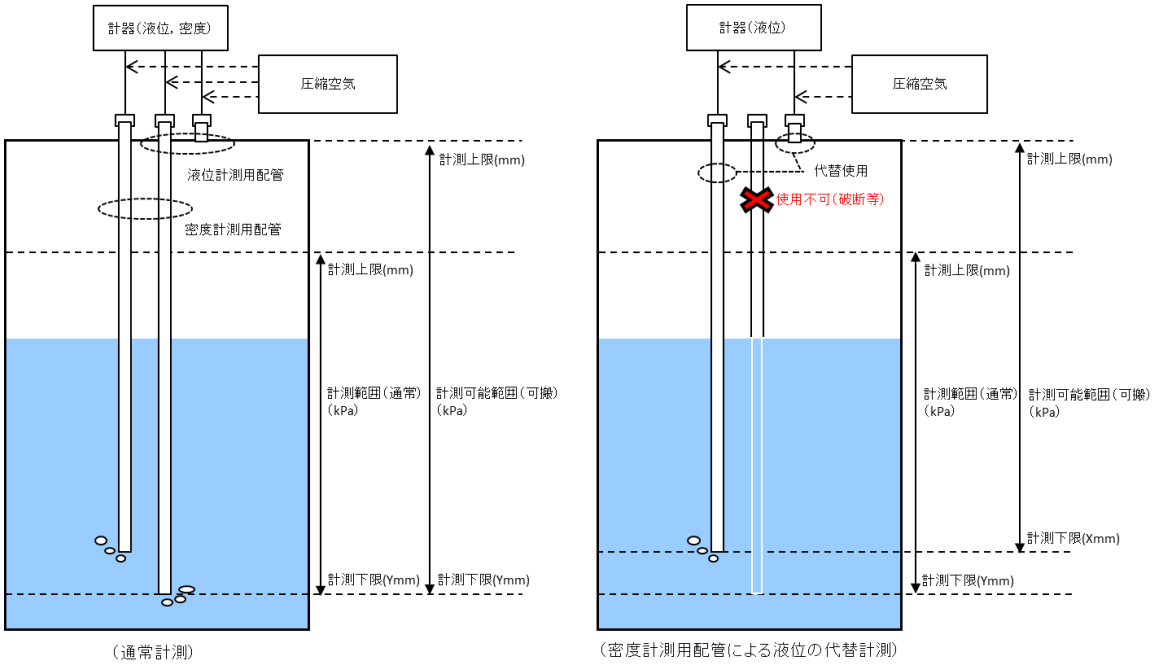

図　貯槽の概要図

代替パラメータの推定方法（９／32）

事象分類	b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		
分類	凝縮器出口の排気温度		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	凝縮器出口排気温度	0～130℃	29～130℃
重要代替監視	b.凝縮水回収先セル液位	0～20kPa	－
	b.凝縮水回収先貯槽液位	液位：0～80kPa 密度：0～5kPa	－
	b.貯槽液位	液位：0～80kPa 密度：0～30kPa	－
計測目的	・拡大防止対策（凝縮器への通水）の成否判断，状態監視		
推定方法 1	＜貯槽液位及び凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位による推定＞ 凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽液位及び貯槽液位から，凝縮器が期待する性能を発揮していることを推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽内の液量の低下量は，凝縮水発生量とほぼ１対１の関係にあることから，凝縮水発生量から凝縮器の稼動状況を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる凝縮水回収先セル液位の誤差（±0.5%F.S），凝縮水回収先貯槽液位の誤差（±0.5%F.S）及び貯槽液位の誤差（±0.5%F.S）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（10／32）

事象分類	b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		
分類	凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	凝縮水回収先セル液位 又は凝縮水回収先貯槽液位	0～20kPa 液位：0～80kPa 密度：0～5kPa	0～1.05kPa 液位：0～64.91kPa 密度:2.615～4.066kPa
重要代替監視	b.凝縮器出口排気温度	0～130℃	－
	b.貯槽液位	液位：0～80kPa 密度：0～30kPa	－
計測目的	・拡大防止対策（凝縮器への通水）の成否判断，状態監視		
推定方法 1	＜凝縮器出口排気温度及び貯槽液位による推定＞ 凝縮器出口排気温度を確認することにより，凝縮器が期待する性能を発揮していることを確認した上で，貯槽液位の減少率から凝縮水回収先セル液位又は凝縮水回収先貯槽液位を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽内の液量の低下量は，凝縮水発生量とほぼ１対１の関係にあることから，貯槽液位から凝縮水発生量を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる凝縮器出口排気温度の誤差（JIS クラス 1，JIS A 級），凝縮器通水流量の誤差（±0.5%RD）及び貯槽液位の誤差（±0.5%F.S）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（11／32）

事象分類	b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		
分類	廃ガス洗浄塔の入口圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス洗浄塔入口圧力 混合廃ガス凝縮器入口圧力	-12～10kPa	-5～10kPa
重要代替監視	a.廃ガス洗浄塔入口圧力 （他チャンネル）	-12～10kPa	―
計測目的	・セル導出時における廃ガス洗浄塔および混合廃ガス凝縮器の状態を把握		
推定方法 1	＜廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス洗浄塔入口圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（12／32）

事象分類	b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		
分類	導出先セルの圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	導出先セル圧力	-5～5kPa	-4.7～3kPa
重要代替監視	a.導出先セル圧力 （他チャンネル）	-5～5kPa	―
計測目的	・可搬型排風機起動の判断		
推定方法 1	＜導出先セル圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，導出先セル圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で導出先セル圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（13／32）

事象分類	b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		
分類	漏えい液受皿の液位		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	漏えい液受皿液位	0～20kPa	0～15kPa
重要代替監視	a.漏えい液受皿液位 （他チャンネル）	0～20kPa	－
計測目的	・セル内漏えいの有無を確認		
推定方法 1	＜漏えい液受皿液位（他チャンネル）による推定＞ 漏えい液受皿液位（他チャンネル）に可搬型漏えい液受皿液位計を接続し漏えい液受皿液位を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの液位計で漏えい液受皿液位を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する液位計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（14／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	圧縮空気自動供給貯槽の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	圧縮空気自動供給貯槽圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	－
計測目的	・貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気圧力が確保されていることを確認		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認することにより，圧縮空気自動供給貯槽に必要な圧縮空気が確保されていることを確認する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気自動供給貯槽圧力が確保されていることが，貯槽掃気圧縮空気流量を計測することにより推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（15／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	圧縮空気自動供給ユニットの圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	－
計測目的	・貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気圧力が確保されていることを確認		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認することにより，圧縮空気自動供給ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気自動供給ユニット圧力が確保されていることが，貯槽掃気圧縮空気流量を計測することにより推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（16／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60m^3/h	－
計測目的	・貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気が確保されていることを確認		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 貯槽掃気圧縮空気流量が，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認することにより，機器圧縮空気自動供給ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを確認する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な機器圧縮空気自動供給ユニット圧力が確保されていることが，貯槽掃気圧縮空気流量を計測することにより推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（17／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	圧縮空気手動供給ユニット 接続系統圧力	液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～64.18kPa 密度：0～5.296kPa
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	－
計測目的	・貯槽等に圧縮空気手動供給ユニットから貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な空気が供給されていることを確認		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 貯槽掃気圧縮空気流量計を接続し，必要な流量の圧縮空気が供給されていることを確認する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽掃気圧縮空気流量を計測することにより，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な空気が供給されていることを推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（18／32）

<table>
<tr><td>事象分類</td><td colspan="3">c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="3">貯槽掃気圧縮空気の流量</td></tr>
<tr><td></td><td>監視パラメータ</td><td>計測範囲</td><td>重大事故時における
プロセスの変動範囲</td></tr>
<tr><td>重要監視</td><td>貯槽掃気圧縮空気流量</td><td>0～60Nm^3/h</td><td>0～32Nm^3/h</td></tr>
<tr><td rowspan="4">重要代替監視</td><td>a.貯槽掃気圧縮空気流量
（他チャンネル）</td><td>0～60Nm^3/h</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b1.水素掃気系統圧縮空気圧力</td><td>0～1.6MPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>b2.かくはん系統圧縮空気圧力</td><td>0～1.6MPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>c.セル導出ユニット流量</td><td>0～35Nm^3/h</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計測目的</td><td colspan="3">・槽等の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な流量の圧縮空気が供給されていることを確認</td></tr>
<tr><td>推定方法
1</td><td colspan="3">＜貯槽掃気圧縮空気流量（他チャンネル）による推定＞
他チャンネルの配管を使用し，貯槽掃気圧縮空気流量を測定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
2</td><td colspan="3">＜水素掃気系統圧縮空気圧力による推定＞
下流側の弁の開度が適切に設定されていることを確認したうえで，貯槽掃気圧縮空気流量を水素掃気系統圧縮空気圧力から以下の通り推定する。
$F_{貯槽}=(P_{水素掃気系統}/P_{水素掃気系統0})^{0.5}\times F_{貯槽P水素掃気系統0}$
$F_{貯槽}$　：貯槽掃気圧縮空気流量
$P_{水素掃気系統}$：水素掃気系統圧力
$P_{水素掃気系統0}$：水素掃気系統初期圧力
$F_{貯槽P水素掃気系統0}$：水素掃気系統初期圧力における貯槽掃気圧縮空気流量
※供給する圧縮空気は乱流の領域となるため，乱流を考慮した推定式を適用する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
3</td><td colspan="3">＜かくはん系統圧縮空気圧力による推定＞
下流側の弁の開度が適切に設定されていることを確認したうえで，貯槽掃気圧縮空気流量をかくはん系統圧縮空気圧力から以下の通り推定する。
$F_{貯槽}=(P_{かくはん系統}/P_{かくはん系統0})^{0.5}\times F_{貯槽Pかくはん系統0}$
$F_{貯槽}$　：貯槽掃気圧縮空気流量
$P_{かくはん系統}$：かくはん系統圧力
$P_{かくはん系統0}$：かくはん系統初期圧力
$F_{貯槽Pかくはん系統0}$：かくはん系統初期圧力における貯槽掃気圧縮空気流量
※供給する圧縮空気は乱流の領域となるため，乱流を考慮した推定式を適用する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
4</td><td colspan="3">＜セル導出ユニット流量による推定＞
機器個別の貯槽圧縮空気流量を変化させ，その時のセル導出ユニット流量の変化を確認することにより，貯槽掃気圧縮空気流量を推定する。</td></tr>
</table>

推定の評価	＜推定方法１について＞ 　他チャンネルの流量計で貯槽掃気圧縮空気流量を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 　確認する流量計が異なっても，計測に影響はない。 ＜推定方法２，３，４について＞ 　貯槽掃気圧縮空気流量は，水素掃気系統圧縮空気圧力，かくはん系統圧縮空気圧力及びセル導出ユニット流量により推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 　算出に用いる水素掃気系統圧縮空気圧力の誤差（±1.6%F.S），かくはん系統圧縮空気圧力の誤差（±1.6%F.S）を算出結果に反映し換算することで影響はない。また，セル導出ユニット流量の変化についても誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。

代替パラメータの推定方法（19／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	水素掃気系統圧縮空気の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	水素掃気系統圧縮空気圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa
重要代替監視	b.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	－
計測目的	・機器への圧縮空気供給の成否判断を把握		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 下流側の弁の開度が適切に設定されていることを確認したうえで，水素掃気系統圧縮空気圧力を貯槽掃気圧縮空気流量から以下の通り推定する。 $P_{水素掃気系統}=P_{水素掃気系統0}\times(F_{貯槽}/F_{貯槽P水素掃気系統0})^2$ $P_{水素掃気系統}$：水素掃気系統圧力 $P_{水素掃気系統0}$：水素掃気系統初期圧力 $F_{貯槽}$：貯槽掃気圧縮空気流量 $F_{貯槽P水素掃気系統0}$：水素掃気系統初期圧力における貯槽掃気圧縮空気流量 ※供給する圧縮空気は乱流の領域となるため，乱流を考慮した推定式を適用する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 水素掃気系統圧縮空気圧力と貯槽掃気圧縮空気流量には正の相関関係があり，換算式を用いて水素掃気系統圧縮空気圧力を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（20／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	かくはん系統圧縮空気の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	かくはん系統圧縮空気圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa
重要代替監視	b.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	―
計測目的	・かくはん用安全圧縮空気系へ圧縮空気が供給されていることの状態を把握		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 下流側の弁の開度が適切に設定されていることを確認したうえで，かくはん系統圧縮空気圧力を貯槽掃気圧縮空気流量から以下の通り推定する。 $P_{かくはん系統}=P_{かくはん系統0}\times(F_{貯槽}/F_{貯槽Pかくはん系統0})^2$ $P_{かくはん系統}$：かくはん系統圧力 $P_{かくはん系統0}$：かくはん系統初期圧力 $F_{貯槽}$：貯槽掃気圧縮空気流量 $F_{貯槽Pかくはん系統0}$：かくはん系統初期圧力における貯槽掃気圧縮空気流量 ※供給する圧縮空気は乱流の領域となるため，乱流を考慮した推定式を適用する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ かくはん系統圧縮空気圧力と貯槽掃気圧縮空気流量には正の相関関係があり，換算式を用いてかくはん系統圧縮空気圧力を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（21／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	セル導出ユニットの流量		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	セル導出ユニット流量	0～35Nm^3/h	0～32Nm^3/h
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm^3/h	－
計測目的	・機器への圧縮空気供給の成否判断を把握		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 機器個別の貯槽圧縮空気流量を変化させ，その時のセル導出ユニット流量の変化を確認することにより，貯槽掃気圧縮空気流量を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽掃気圧縮空気流量を計測し，貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気が供給されていることを確認することにより，セル導出ユニット流量を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（22／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	水素の濃度		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	水素濃度	0～25vol%	0～8vol%
重要代替監視	c.貯槽掃気圧縮空気流量	0～60Nm³/h	－
	c.貯槽温度	0～200℃	－
計測目的	・貯槽等の水素濃度が可燃限界濃度未満に維持されていることを確認		
推定方法 1	＜貯槽掃気圧縮空気流量による推定＞ 貯槽掃気圧縮空気流量より，貯槽等を可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気が供給されていることを確認することにより，貯槽等が可燃限界濃度未満であると推定する。		
推定方法 2	＜貯槽温度による推定＞ 貯槽温度が計画値どおりとなっていることを確認することで水素濃度を推定する。 発生防止対策及び拡大防止対策における水素濃度の換算図を別紙１から別紙２に示す。		
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 貯槽掃気圧縮空気流量計により，貯槽等の水素濃度が可燃限界濃度未満に維持されていることを推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽掃気圧縮空気流量の誤差（±0.5%RD）を算出結果に反映し換算することで影響はない。 ＜推定方法２について＞ 貯槽温度の推移を確認することにより，水素発生量と貯槽温度の関係から水素濃度を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる貯槽温度の誤差（JIS クラス 1，JIS A 級）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

別紙１　計量前中間貯槽（溶解液）水素濃度換算図
（前処理建屋：発生防止対策）（その１）

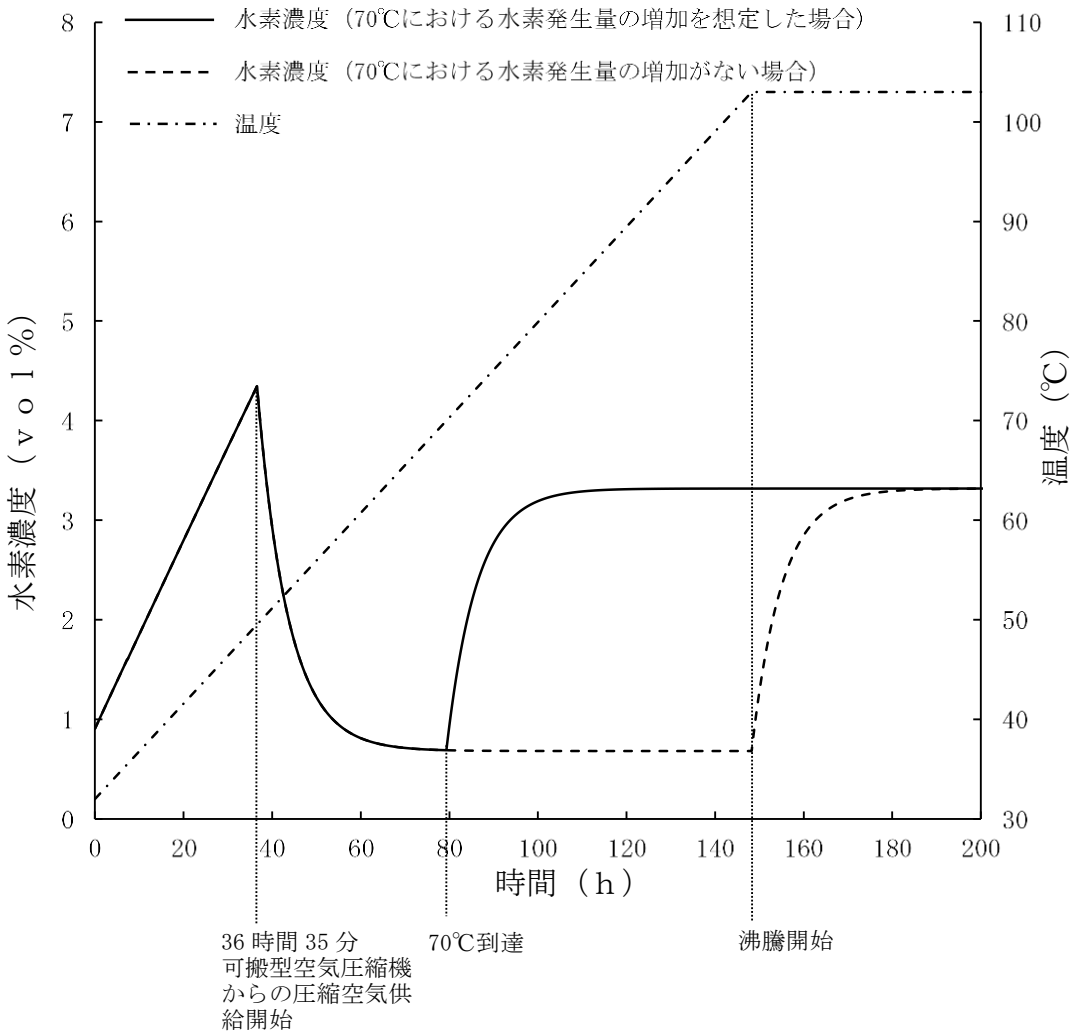

別紙１　高レベル廃液濃縮缶（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（分離建屋：発生防止対策）（その２）

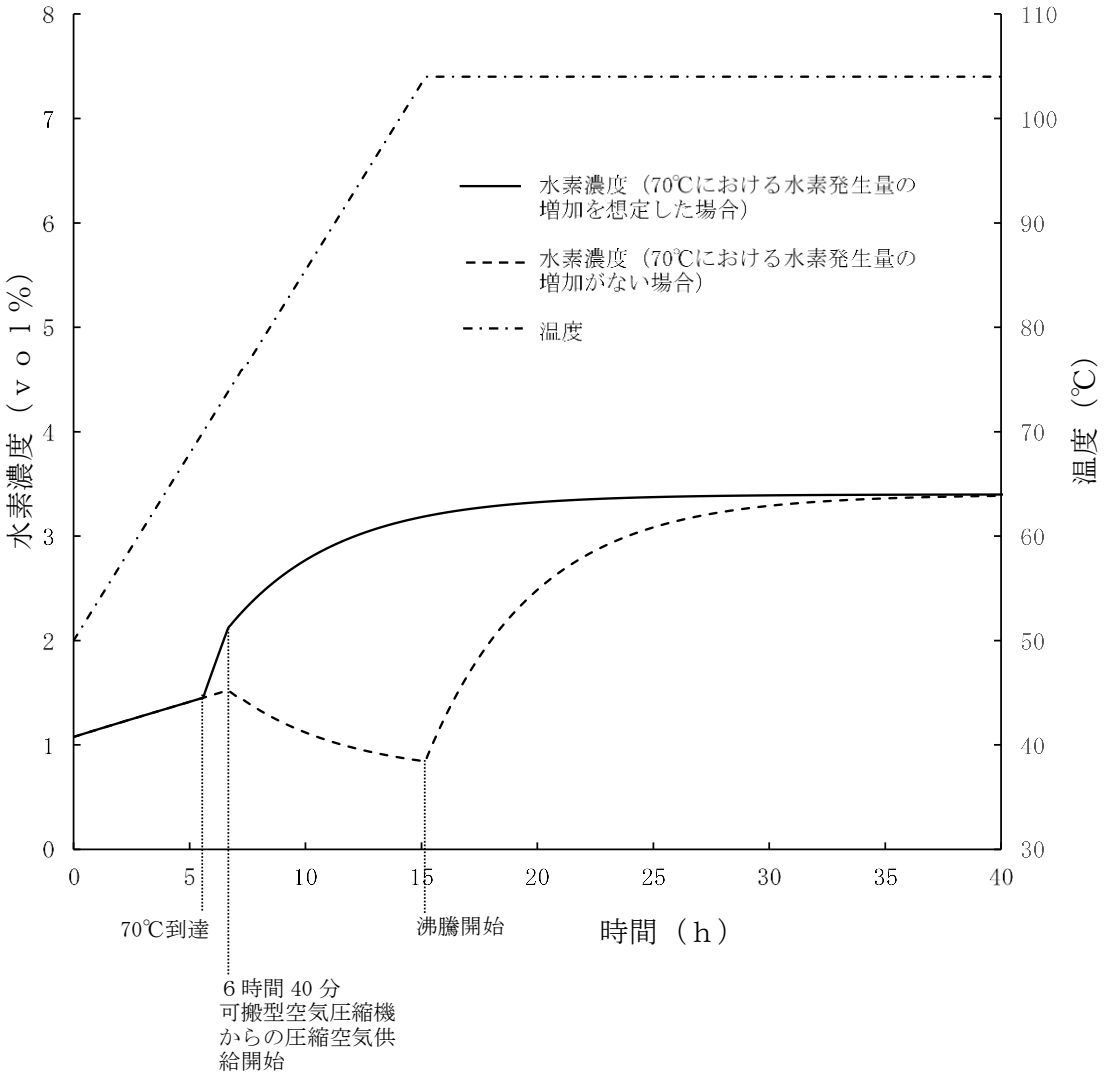

別紙１　プルトニウム濃縮液一時貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（精製建屋：発生防止対策）（その３）

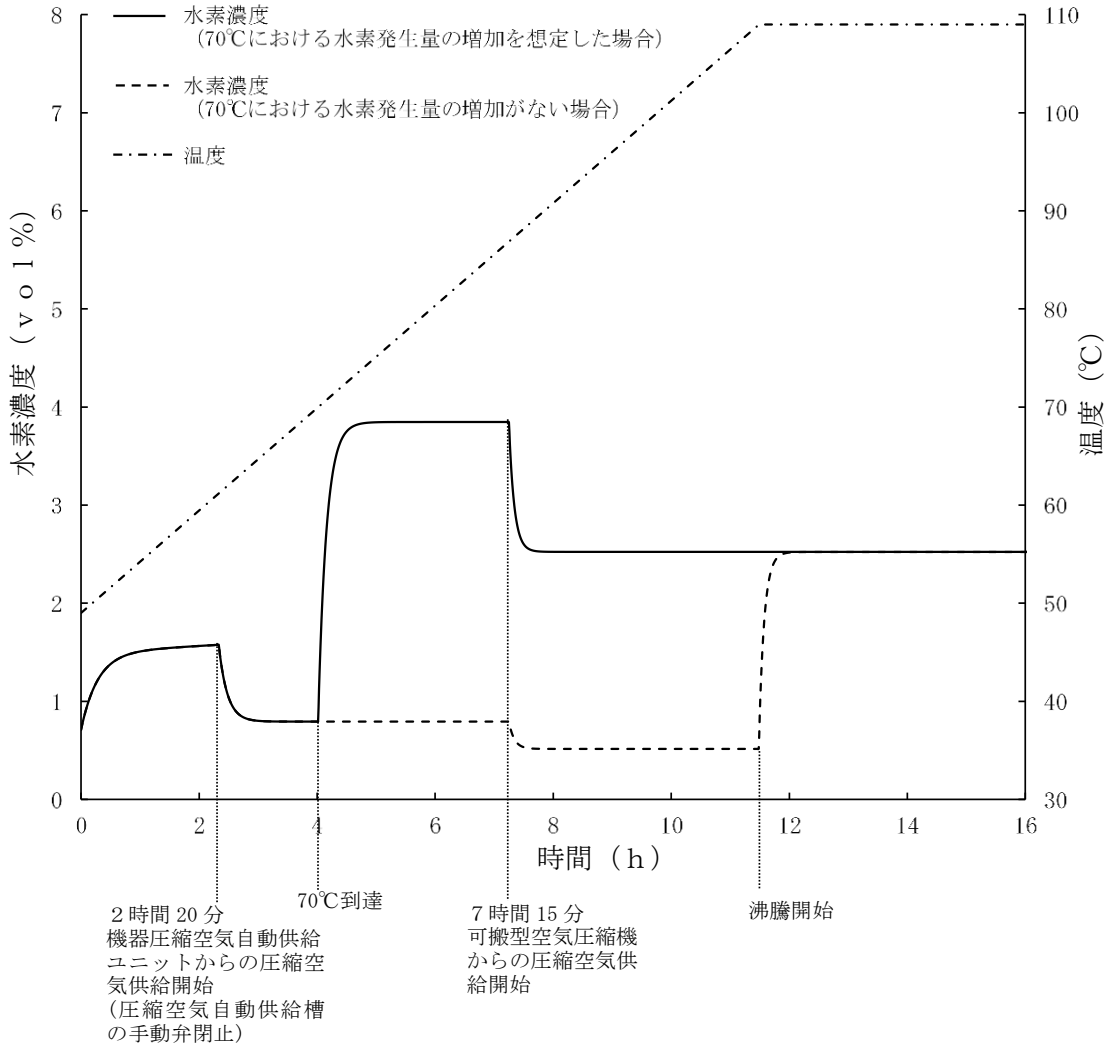

別紙１　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：発生防止対策）（その４）

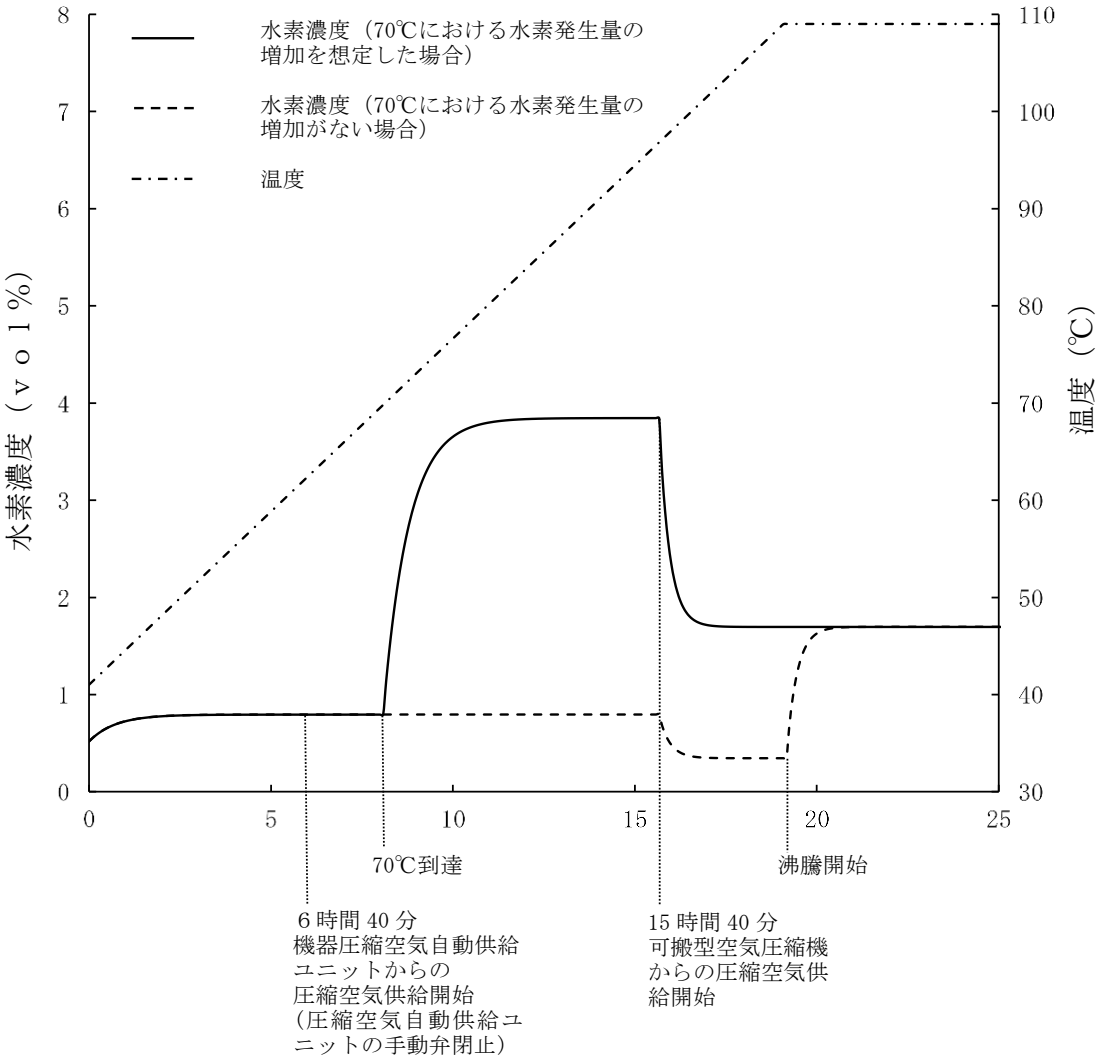

別紙１　高レベル濃縮廃液貯槽（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（高レベル廃液ガラス固化建屋：発生防止対策）（その５）

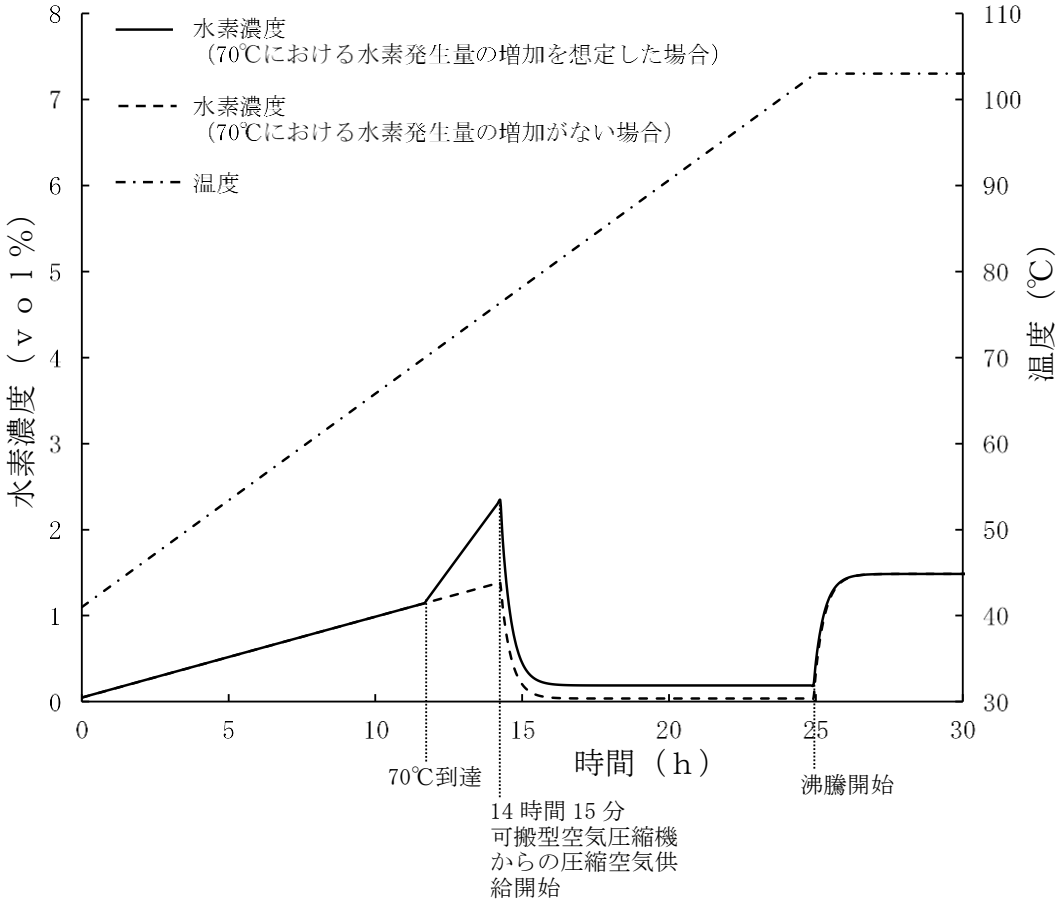

別紙２　計量前中間貯槽（溶解液）水素濃度換算図
（前処理建屋：拡大防止対策）（その１）

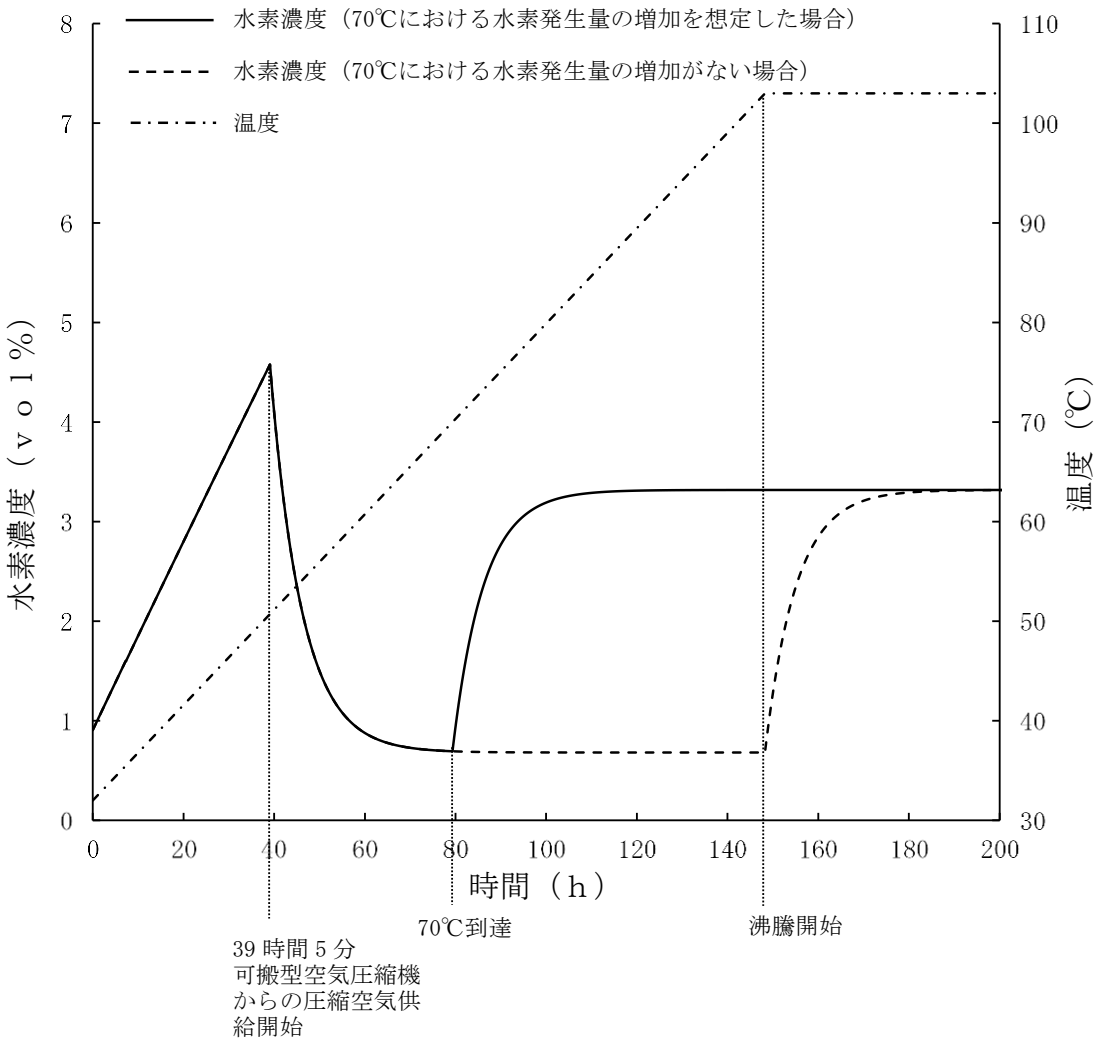

別紙２　高レベル廃液濃縮缶（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（分離建屋：拡大防止対策）（その２）

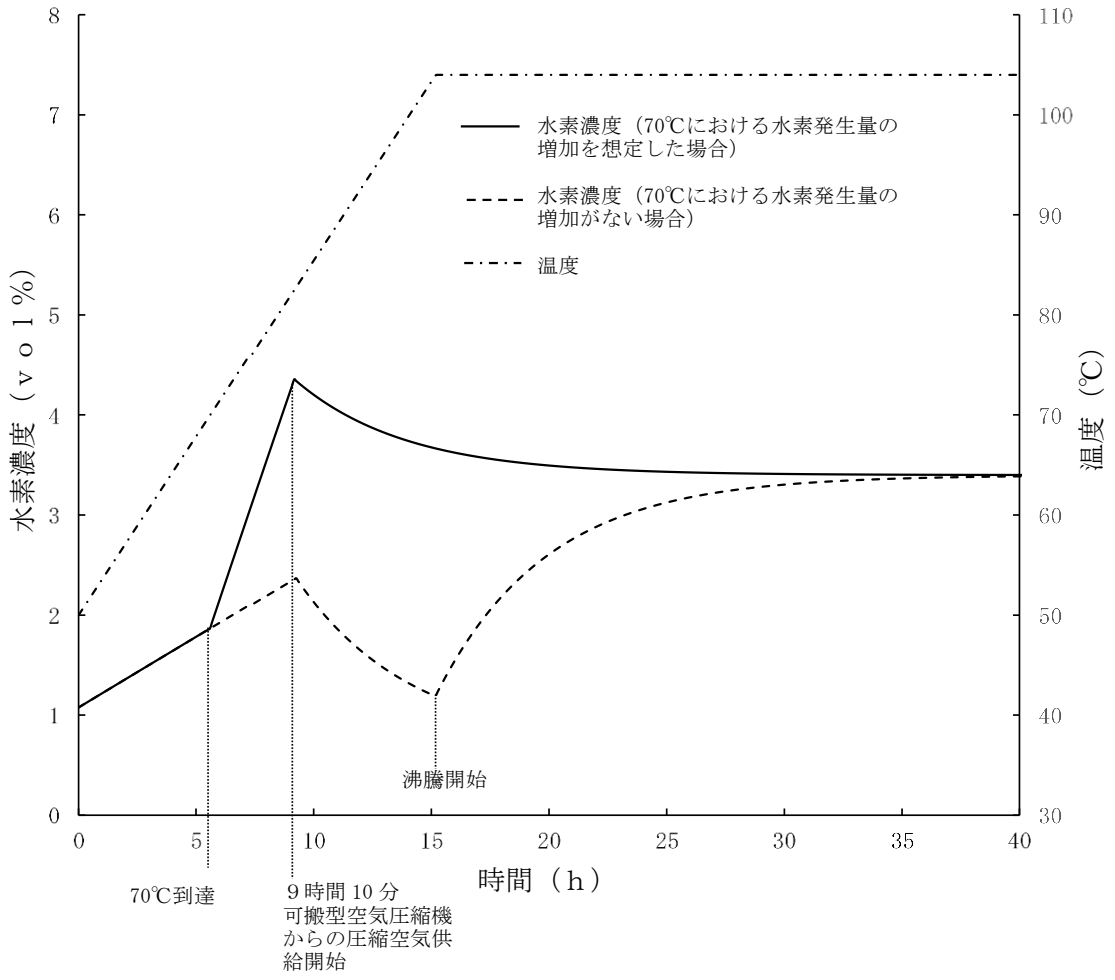

別紙２　プルトニウム濃縮液一時貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（精製建屋：拡大防止対策）（その３）

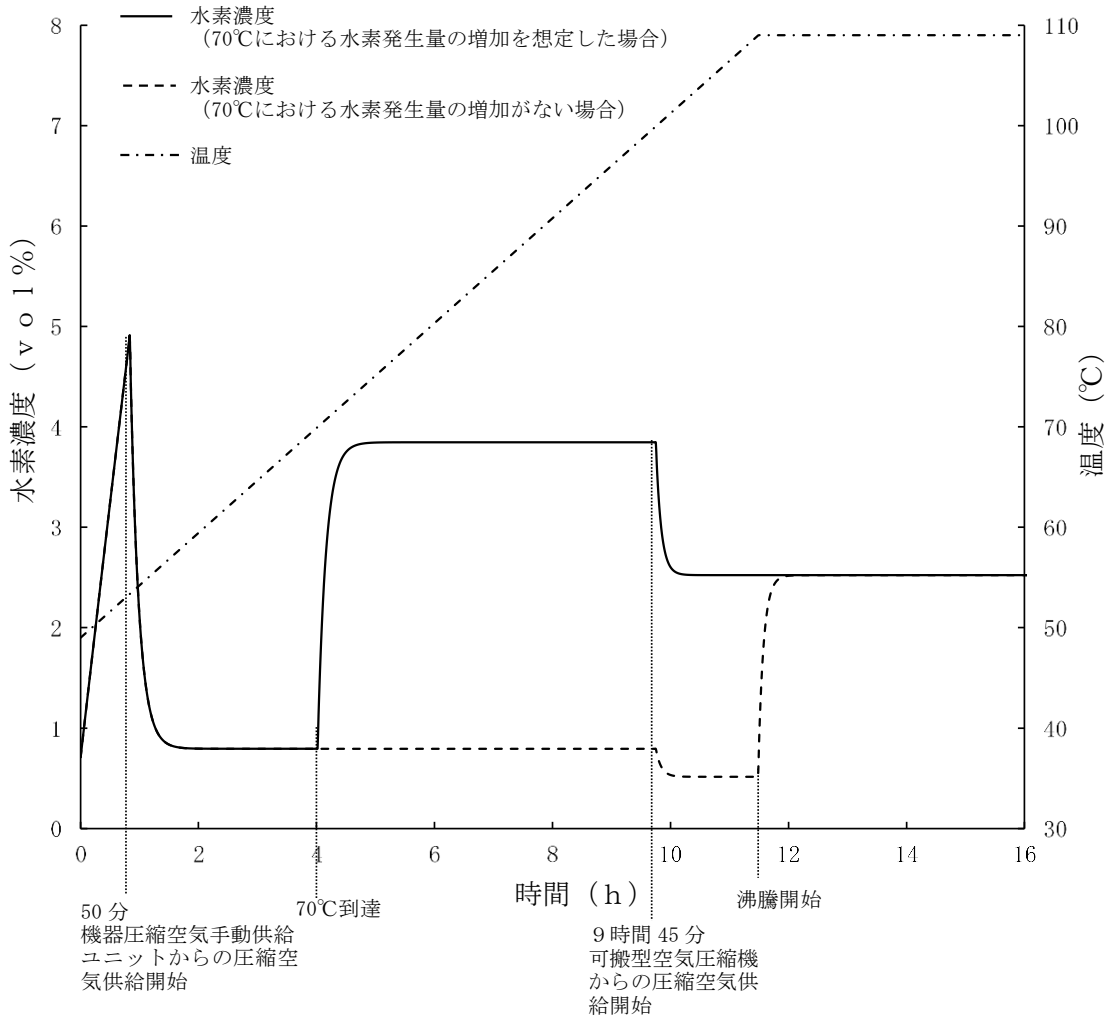

別紙２　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：拡大防止対策）（その４）

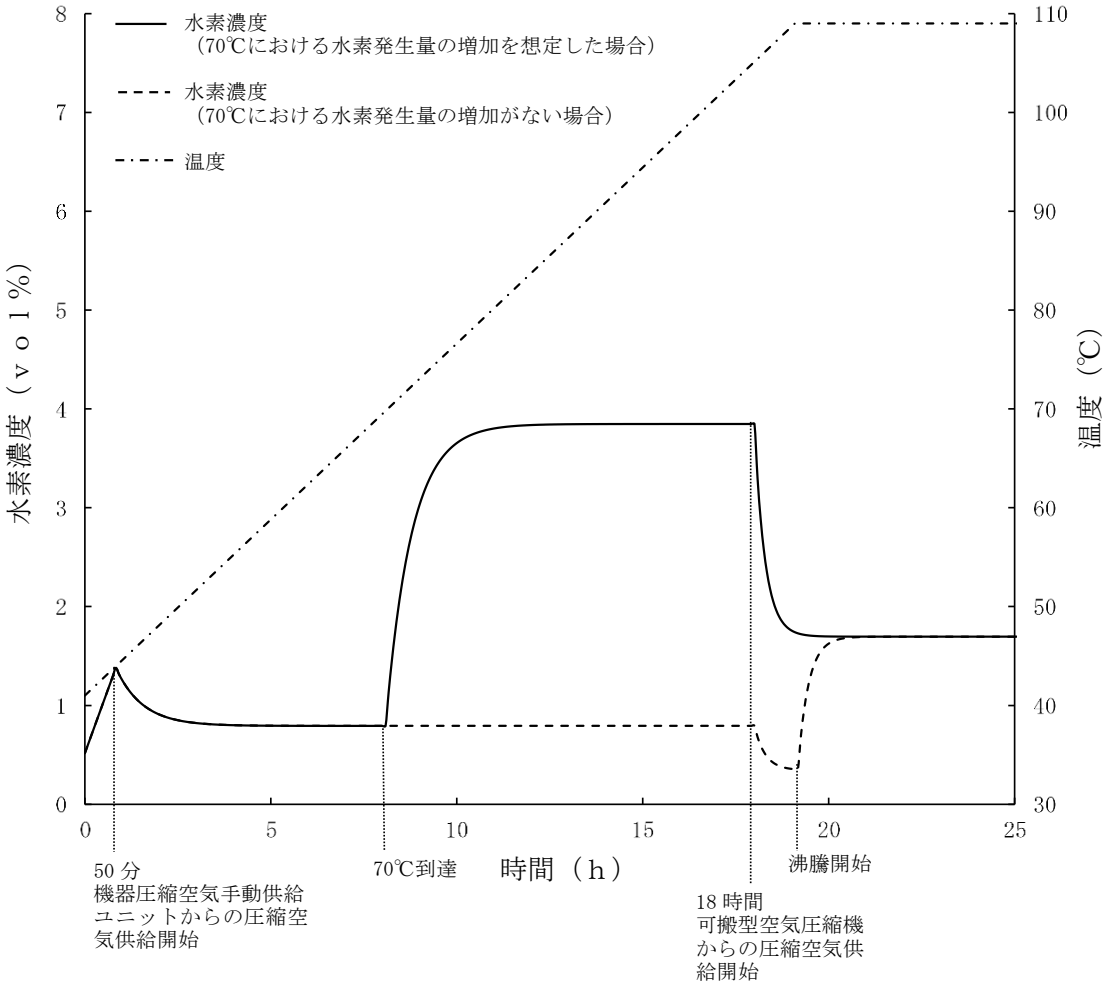

別紙２　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：拡大防止対策）（その５）

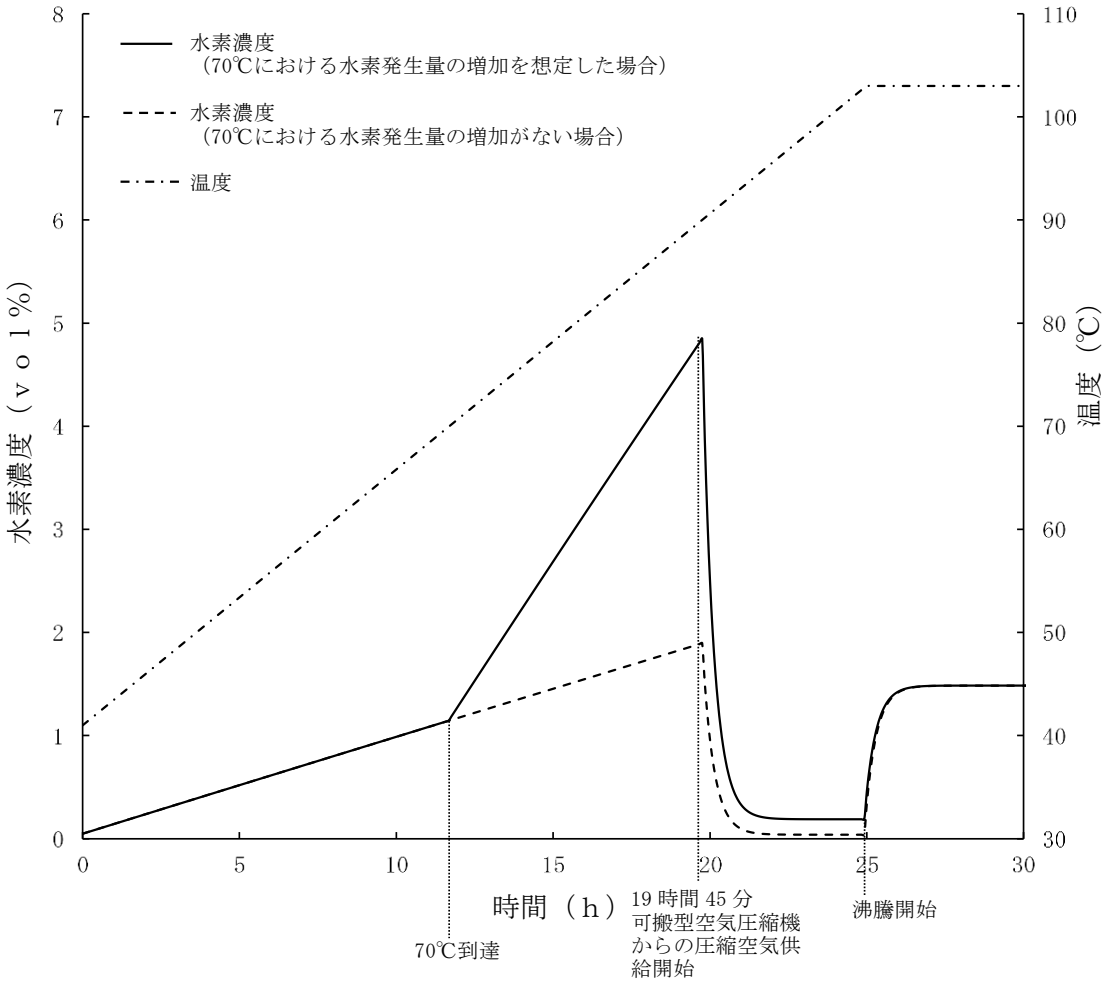

代替パラメータの推定方法（23／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	廃ガス洗浄塔の入口圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス洗浄塔入口圧力	-12～10kPa	-4.7～3kPa
重要代替監視	a.廃ガス洗浄塔入口圧力 （他チャンネル）	-12～10kPa	－
計測目的	・セル導出時における廃ガス洗浄塔の状態を把握		
推定方法 1	＜廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの計装導圧配管（気相部）に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を接続し，廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス洗浄塔入口圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（24／32）

事象分類	c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		
分類	貯槽の温度		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	貯槽温度	0～200℃	29～130℃
重要代替監視	a.貯槽温度（他チャンネル）	0～200℃	－
	b.水素濃度	0～25vol%	－
計測目的	・発生防止対策及び拡大防止対策における貯槽の温度監視		
推定方法 1	＜貯槽温度（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの温度計ガイド管を使用し,貯槽温度を測定する。		
推定方法 2	＜水素濃度による推定＞ 水素濃度が計画値どおりとなっていることを確認することで貯槽温度を推定する。 発生防止対策及び拡大防止対策における貯槽温度の換算図を別紙１から別紙２に示す。		
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの温度計ガイド管で貯槽温度を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 使用する温度計ガイド管が異なっても，計測する可搬型計器の誤差は変わらないため，計測に影響はない。 ＜推定方法２について＞ 貯槽等の水素濃度の推移を確認することにより,水素発生量と貯槽温度の関係から貯槽温度を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる水素の濃度の誤差を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

別紙１　計量前中間貯槽（溶解液）水素濃度換算図
（前処理建屋：発生防止対策）（その１）

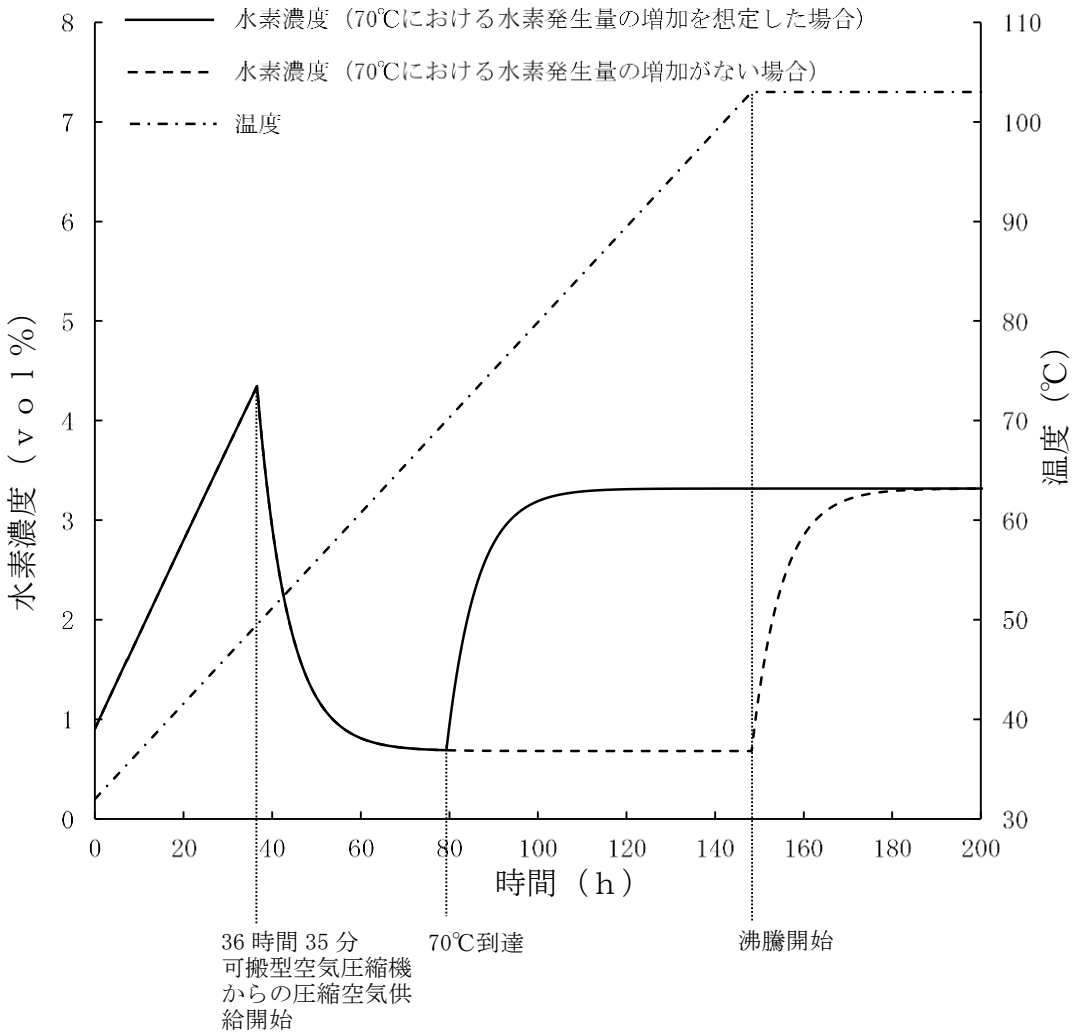

別紙１　高レベル廃液濃縮缶（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（分離建屋：発生防止対策）（その２）

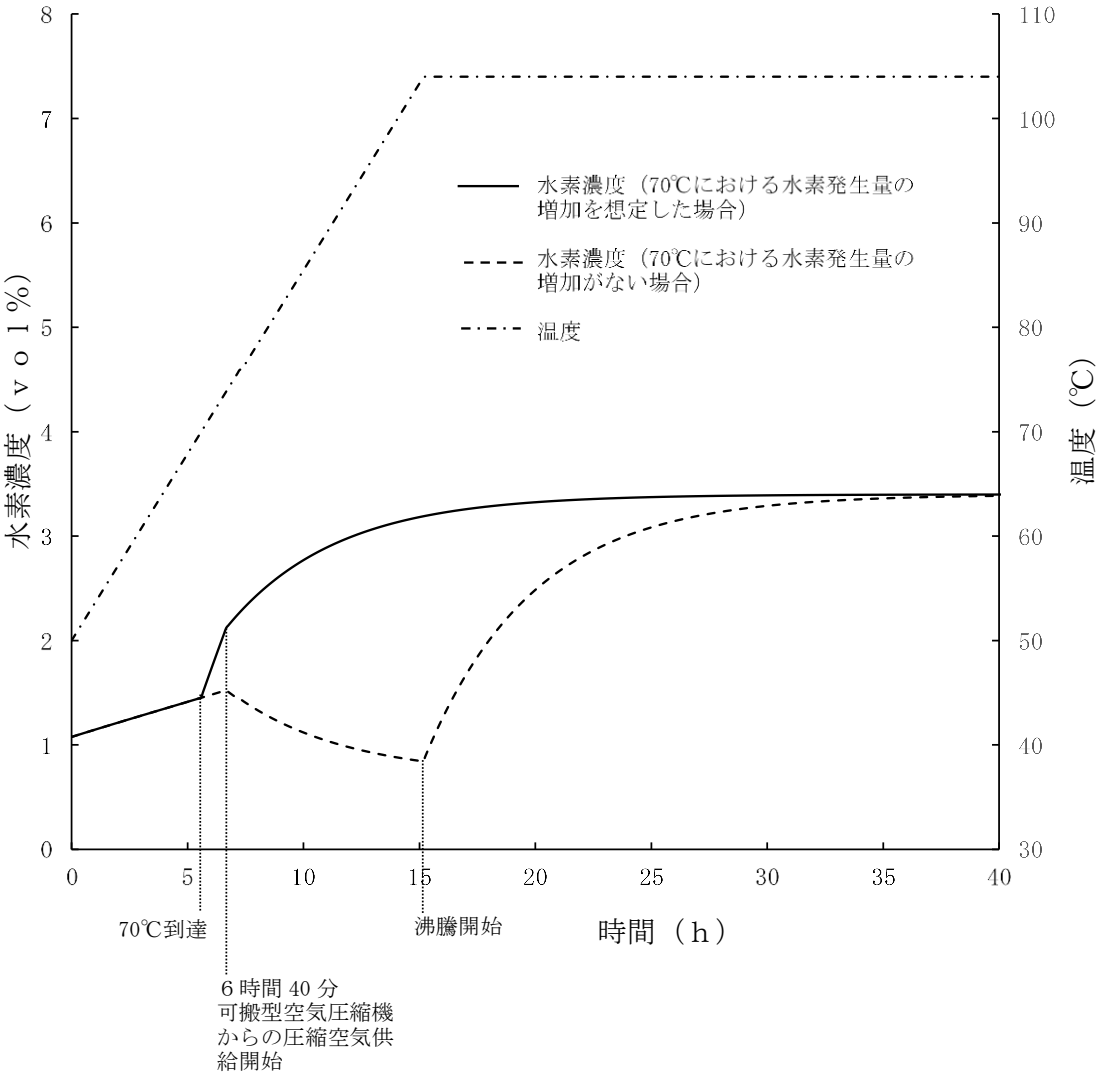

別紙１　プルトニウム濃縮液一時貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（精製建屋：発生防止対策）（その３）

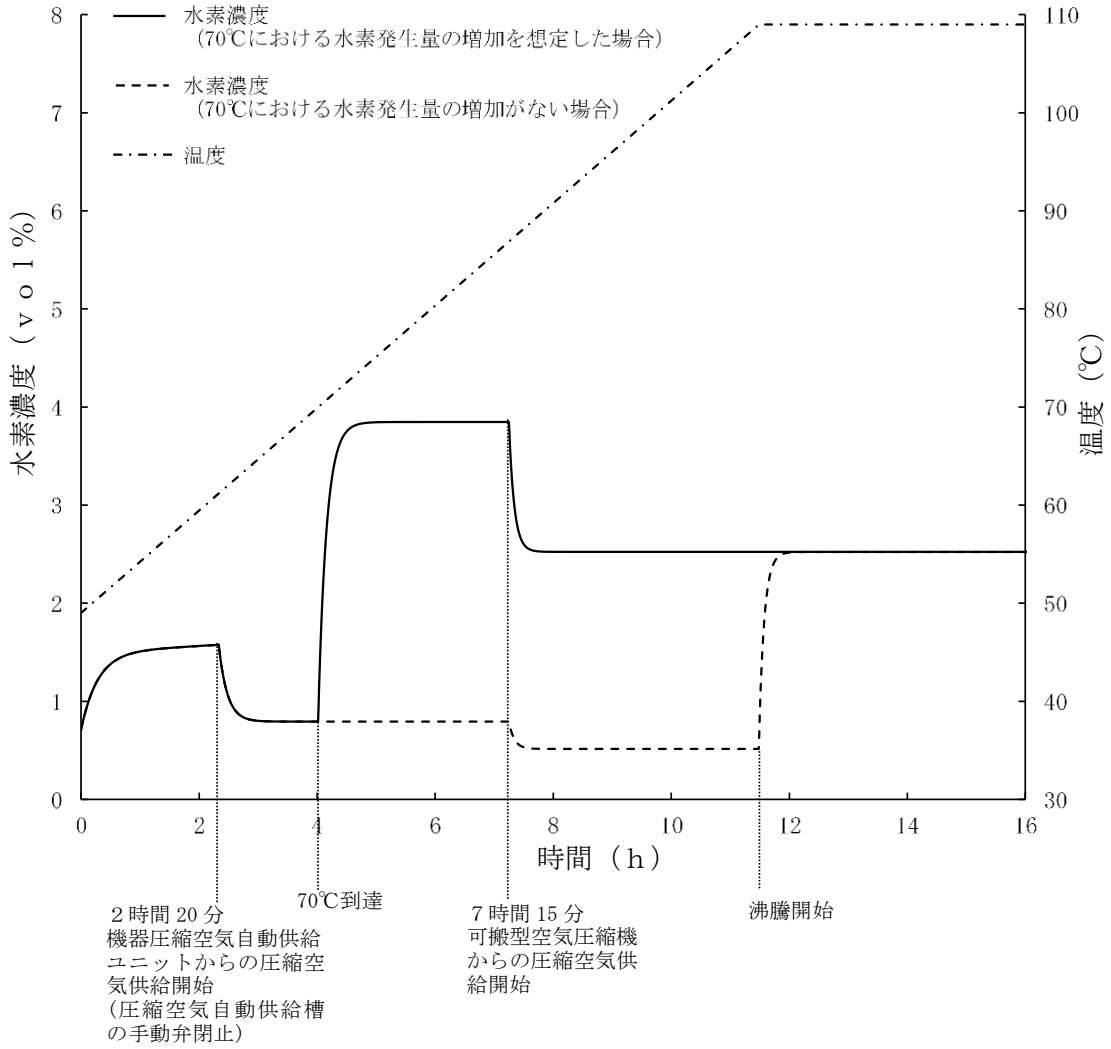

別紙１　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：発生防止対策）（その４）

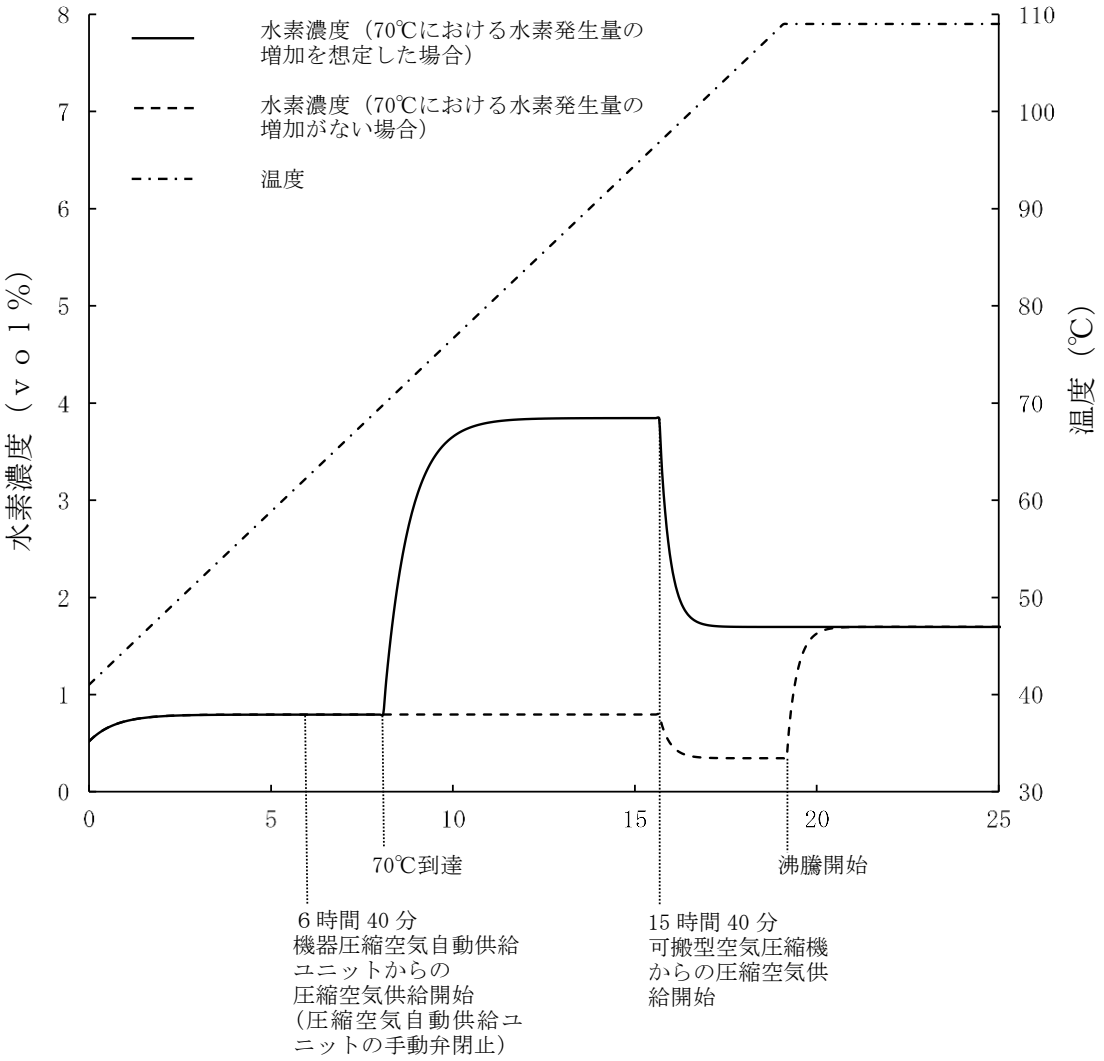

別紙１　高レベル濃縮廃液貯槽（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（高レベル廃液ガラス固化建屋：発生防止対策）（その５）

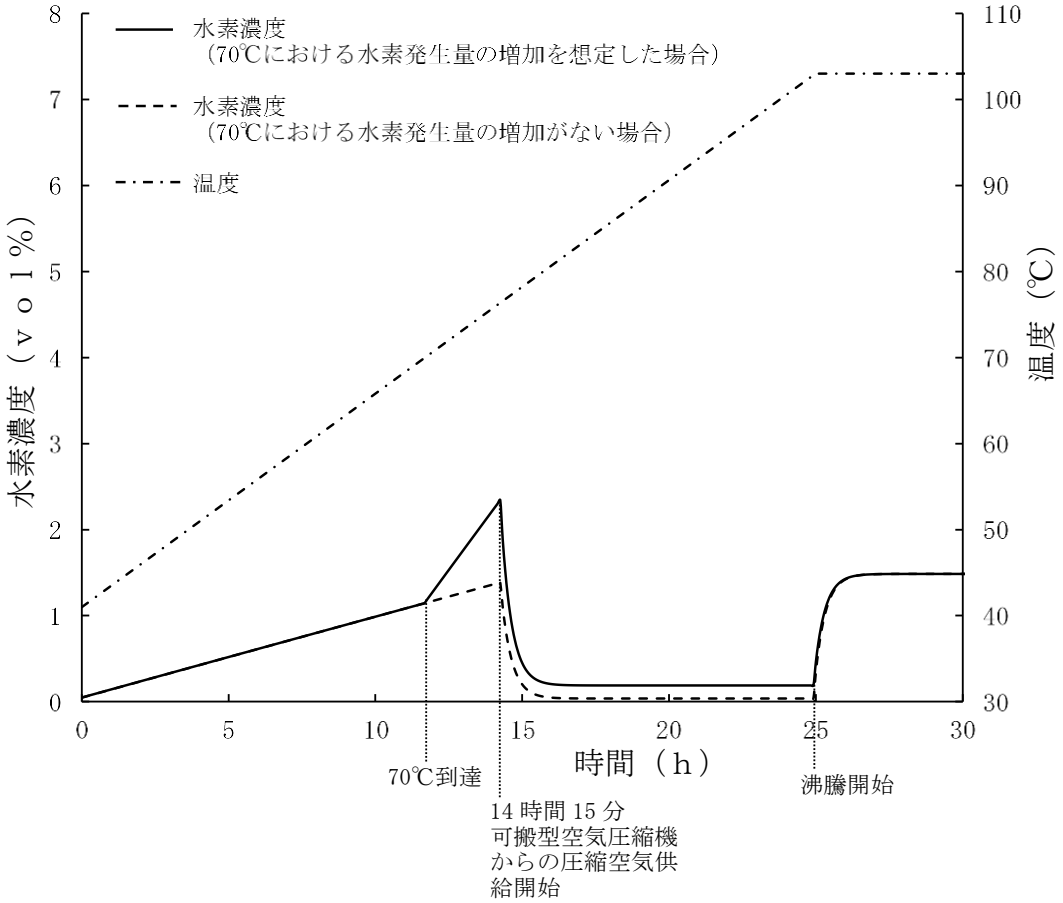

別紙２　計量前中間貯槽（溶解液）水素濃度換算図
（前処理建屋：拡大防止対策）（その１）

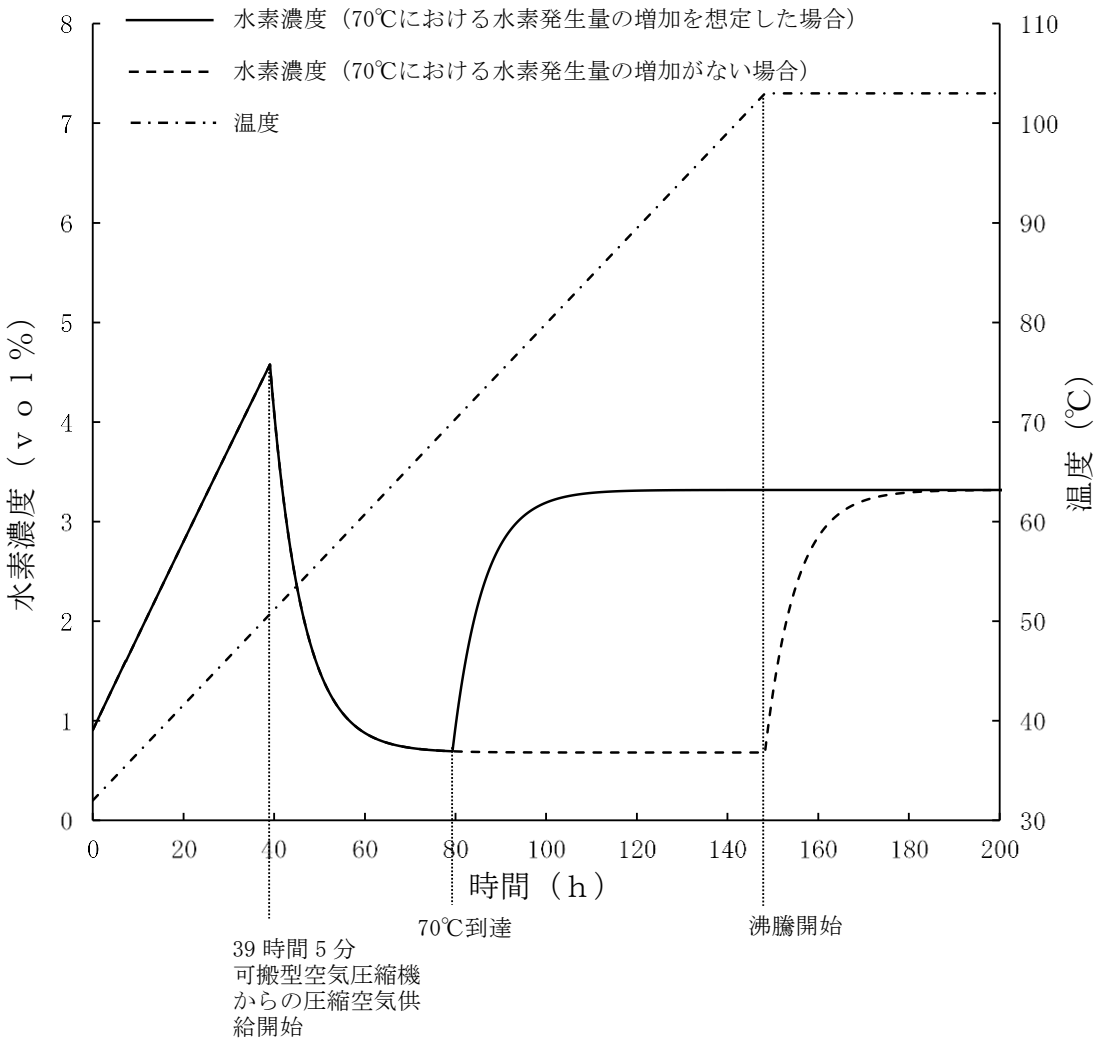

別紙２　高レベル廃液濃縮缶（高レベル濃縮廃液）水素濃度換算図
（分離建屋：拡大防止対策）（その２）

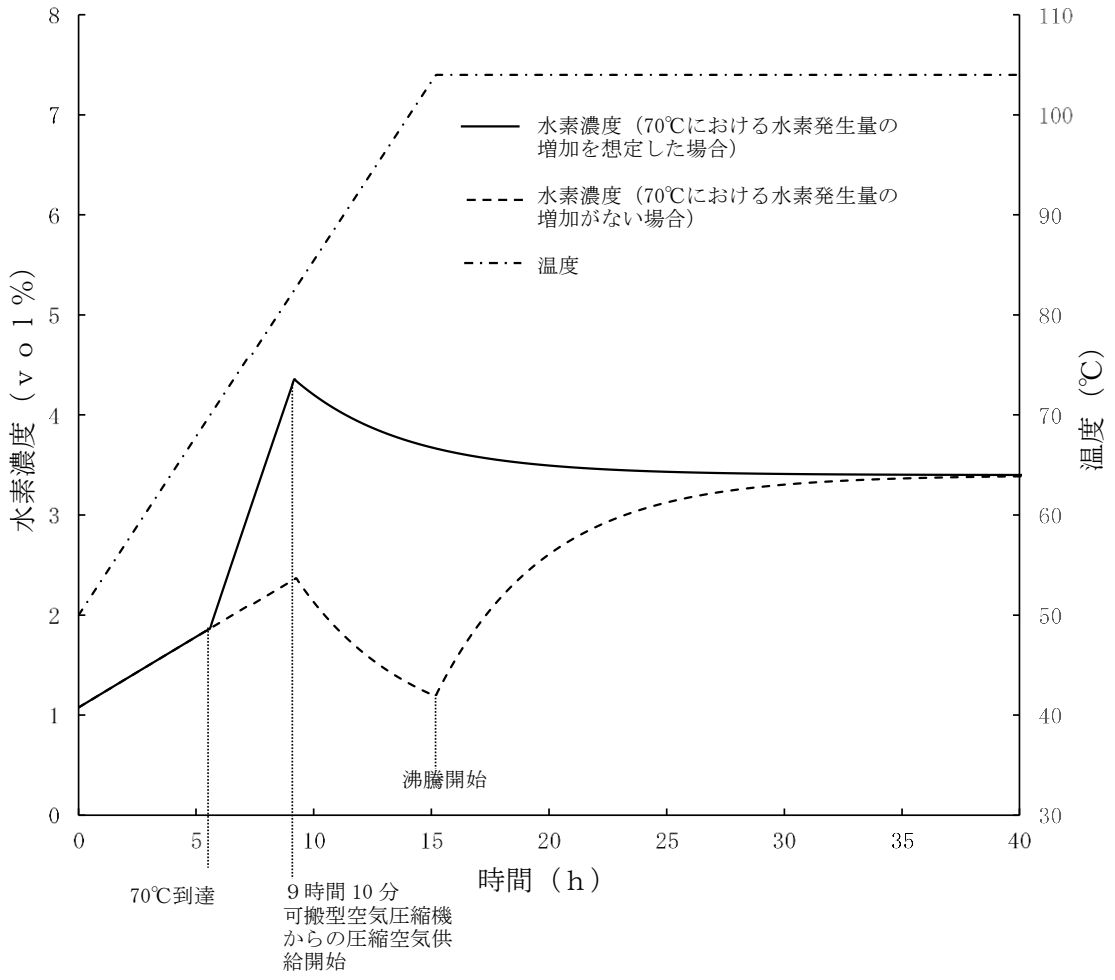

別紙２　プルトニウム濃縮液一時貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（精製建屋：拡大防止対策）（その３）

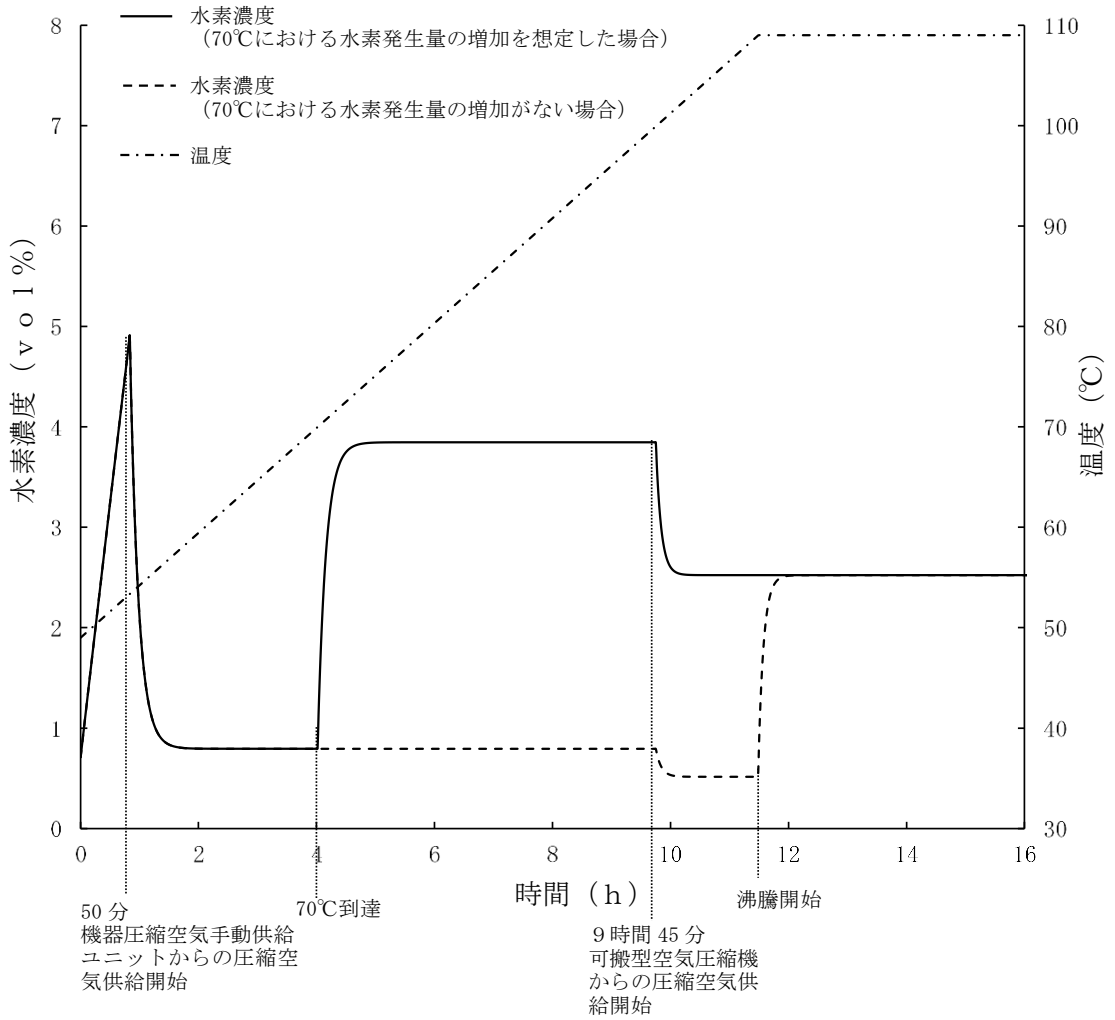

別紙２　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：拡大防止対策）（その４）

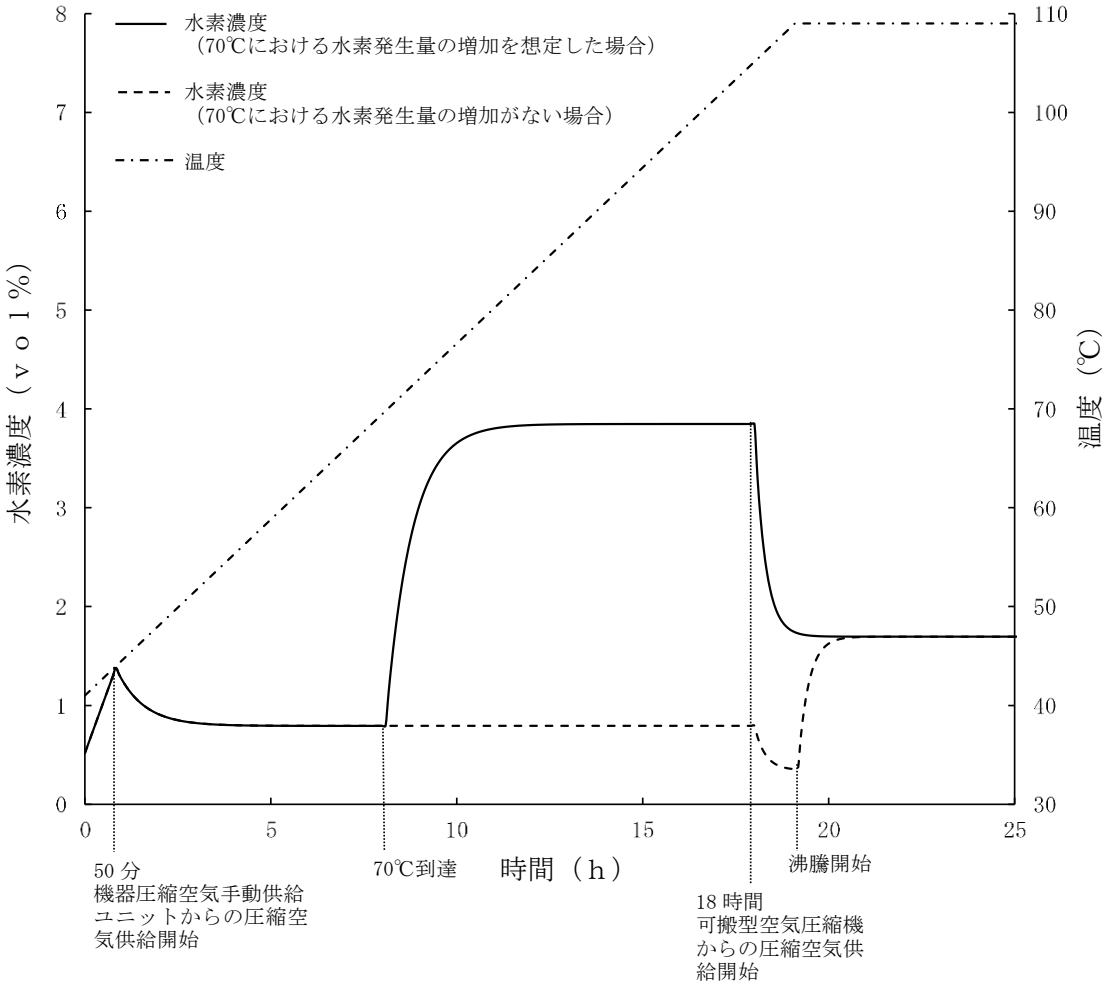

別紙２　硝酸プルトニウム貯槽（プルトニウム濃縮液）水素濃度換算図
（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：拡大防止対策）（その５）

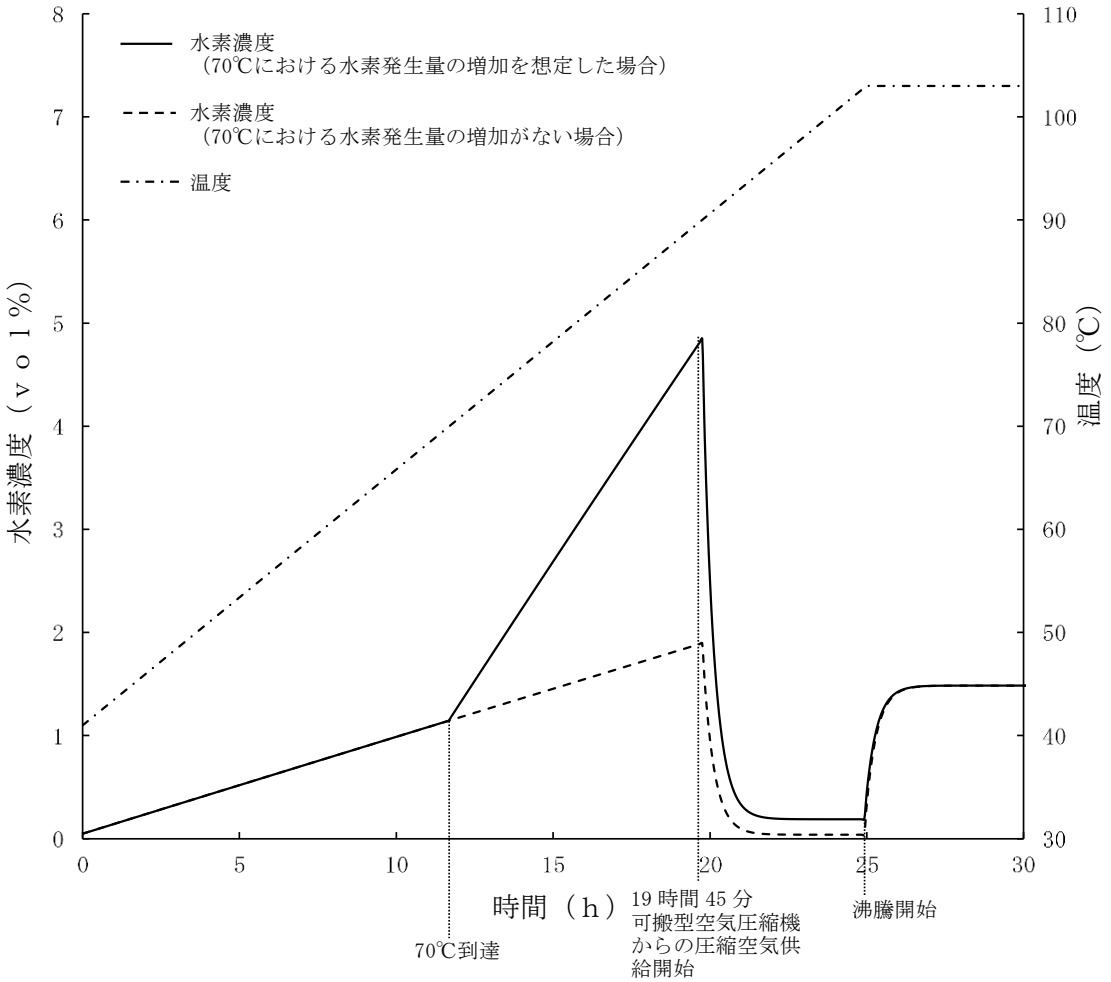

代替パラメータの推定方法（25／32）

事象分類	d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	プルトニウム濃縮缶供給槽の液位		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	プルトニウム濃縮缶供給槽液位	0.0131～3.145m^3	0.04～3m^3
重要代替監視	b.供給槽ゲデオン流量	0～0.14m^3/h	－
計測目的	・拡大防止対策（供給液の供給停止）の成否判断		
推定方法 1	＜供給槽ゲデオン流量による推定＞ プルトニウム濃縮缶供給槽液位を供給槽ゲデオン流量から以下のとおり推定する。 ・プルトニウム濃縮缶へプルトニウム溶液を供給する供給槽ゲデオンの流量を分単位の流量に換算し，これを監視期間にわたり積算することでプルトニウム濃縮缶供給槽の減少量を算出することでプルトニウム濃縮缶液位を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 事象発生時，供給槽ゲデオン流量計及び監視制御盤が使用可能であり，供給槽ゲデオンの流量と時間を掛け合わせることで算出できる液量はプルトニウム濃縮缶供給槽の減少量であるため，プルトニウム濃縮缶供給槽の液位を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いる供給槽ゲデオン流量の誤差（±0.5%F.S）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（26／32）

<table>
<tr><td>事象分類</td><td colspan="3">d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="3">プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度</td></tr>
<tr><td></td><td>監視パラメータ</td><td>計測範囲</td><td>重大事故時における
プロセスの変動範囲</td></tr>
<tr><td>重要監視</td><td>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度</td><td>0～150℃</td><td>40～143℃</td></tr>
<tr><td rowspan="4">重要代替監視</td><td>a.プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度
（他チャンネル）</td><td>0～150℃</td><td>－</td></tr>
<tr><td>c.プルトニウム濃縮缶圧力</td><td>-24～2kPa</td><td>－</td></tr>
<tr><td>c.プルトニウム濃縮缶気相部温度</td><td>0～200℃</td><td>－</td></tr>
<tr><td>c.プルトニウム濃縮缶液相部温度</td><td>0～200℃</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計測目的</td><td colspan="3">・拡大防止対策（加熱蒸気の供給停止）の成否判断</td></tr>
<tr><td>推定方法
1</td><td colspan="3">＜プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度（他チャンネル）による推定＞
他チャンネルの温度計にてプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度を測定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
2</td><td colspan="3">＜プルトニウム濃縮缶圧力，プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度による推定＞
プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度をプルトニウム濃縮缶圧力，プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度から以下のとおり推定する。
・プルトニウム濃縮缶圧力，プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の挙動を監視することで，プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度の挙動を推定する。</td></tr>
<tr><td>推定方法
3</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>推定方法
4</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>推定の評価</td><td colspan="3">＜推定方法１について＞
他チャンネルの温度計で貯槽温度を確認することが可能である。
＜誤差による影響について＞
使用する温度計ガイド管が異なっても，計測する可搬型計器の誤差は変わらないため，計測に影響はない。

＜推定方法２について＞
拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶圧力，プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度がプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度と同様に変動することから，このパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度の挙動を推定することが可能である。
＜誤差による影響について＞
算出に用いるプルトニウム濃縮缶圧力の誤差（±0.5%F.S），プルトニウム濃縮缶気相部温度の誤差（JIS クラス 1）及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の誤差（JIS クラス 1）を算出結果に反映し換算することで影響はない。</td></tr>
</table>

代替パラメータの推定方法（27／32）

事象分類	d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	プルトニウム濃縮缶の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	プルトニウム濃縮缶圧力	-24～2kPa	-2～2kPa
重要代替監視	c.プルトニウム濃縮缶気相部温度	0～200℃	－
	c.プルトニウム濃縮缶液相部温度	0～200℃	－
計測目的	・拡大防止対策が機能していることの確認		
推定方法 1	＜プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度による推定＞ プルトニウム濃縮缶圧力をプルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度から以下のとおり推定する。 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の挙動を監視することでプルトニウム濃縮缶圧力の挙動を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度がプルトニウム濃縮缶圧力と同様に変動することから，このパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶圧力の挙動を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いるプルトニウム濃縮缶気相部温度の誤差（JIS クラス 1）及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の誤差（JIS クラス 1）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（28／32）

事象分類	d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	プルトニウム濃縮缶気相部の温度		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	プルトニウム濃縮缶気相部温度	0～200℃	100～200℃
重要代替監視	c.プルトニウム濃縮缶圧力	-24～2kPa	－
	c.プルトニウム濃縮缶液相部温度	0～200℃	－
計測目的	・拡大防止対策が機能していることの確認		
推定方法 1	＜プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶液相部温度による推定＞ プルトニウム濃縮缶気相部温度をプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶液相部温度から以下のとおり推定する。 ・プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の挙動を監視することでプルトニウム濃縮缶気相部の温度の挙動を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶液相部温度がプルトニウム濃縮缶気相部温度と同様に変動することから，このパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶気相部温度の挙動を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いるプルトニウム濃縮缶圧力の誤差（±0.5%F.S）及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の誤差（JIS クラス 1）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（29／32）

事象分類	d. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	プルトニウム濃縮缶液相部の温度		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	プルトニウム濃縮缶液相部温度	0～200℃	100～137℃
重要代替監視	c.プルトニウム濃縮缶圧力	-24～2kPa	－
	c.プルトニウム濃縮缶気相部温度	0～200℃	－
計測目的	・拡大防止対策が機能していることの確認		
推定方法 1	＜プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度による推定＞ プルトニウム濃縮缶液相部温度をプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度から以下のとおり推定する。 ・プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度の挙動を確認することでプルトニウム濃縮缶液相部温度の挙動を推定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 拡大防止対策の成否によりプルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度がプルトニウム濃縮缶液相部温度と同様に変動することから，このパラメータを監視することでプルトニウム濃縮缶液相部温度を推定することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 算出に用いるプルトニウム濃縮缶圧力の誤差（±0.5%F.S）及びプルトニウム濃縮缶気相部温度の誤差（JIS クラス 1）を算出結果に反映し換算することで影響はない。		

代替パラメータの推定方法（30／32）

事象分類	d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	廃ガス貯留槽の圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス貯留槽圧力	0～1MPa	0～0.76MPa
重要代替監視	a.廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）	0～1MPa	－
計測目的	・貯留設備への放射性物質の導出開始及び完了を判断		
推定方法 1	＜廃ガス貯留槽圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，廃ガス貯留槽圧力を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス貯留槽の圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（31／32）

事象分類	d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	廃ガス貯留槽の流量		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス貯留槽流量	0～136Nm^3/h	0～80Nm^3/h
重要代替監視	a.廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）	0～136Nm^3/h	－
計測目的	・貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断		
推定方法 1	＜廃ガス貯留槽流量（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの流量計により，廃ガス貯留槽流量を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの流量計で廃ガス貯留槽の流量を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する流量計が異なっても，計測に影響はない。		

代替パラメータの推定方法（32／32）

事象分類	d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に必要な計装設備		
分類	廃ガス洗浄塔の入口圧力		
	監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲
重要監視	廃ガス洗浄塔入口圧力	-3.5～2kPa	-3.5～0kPa
重要代替監視	a.廃ガス洗浄塔入口圧力 （他チャンネル）	-3.5～2kPa	－
計測目的	・廃ガス洗浄塔の状態を把握		
推定方法 1	＜廃ガス洗浄塔入口圧力（他チャンネル）による推定＞ 他チャンネルの圧力計により，廃ガス洗浄塔入口を測定する。		
推定方法 2			
推定方法 3			
推定方法 4			
推定の評価	＜推定方法１について＞ 他チャンネルの圧力計で廃ガス洗浄塔入口圧力を確認することが可能である。 ＜誤差による影響について＞ 確認する圧力計が異なっても，計測に影響はない。		

（参考）第２－７－１表　計装設備(重大事故等対処設備)の計器誤差について（１／４）

事象分類	パラメータ名	計測方式	計測範囲	分類	計器単体誤差
a．臨界事故の拡大を防止するための設備	放射線レベル	半導体検出器	γ線：1E-1～1E+6μSv/h	可搬型	±15%
		比例計数管	中性子線：1E-2～1E+4μSv/h	可搬型	±5%
		電離箱	1E+0～1E+7μSv/h	常設	±10% FS
	貯槽掃気圧縮空気流量	熱式	0～30Nm^3/h	可搬型	±2.0% FS
	廃ガス貯留槽圧力	圧力式	0～1MPa	常設	±0.5% FS
	廃ガス貯留槽流量	差圧式	0～136Nm^3/h	常設	±0.5% FS
	廃ガス貯留槽放射線レベル	電離箱	1E+0～1E+7μSv/h	常設	±10% FS
	溶解槽圧力	エアパージ式	-2～2kPa	常設	±0.5% FS
	廃ガス洗浄塔入口圧力	エアパージ式	-3.5～2kPa	常設	±0.5% FS
b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	貯槽温度	熱電対 測温抵抗体	0～130℃	可搬型	JIS クラス１ JIS A級
			0～150℃	常設	
	貯槽液位	エアパージ式	液位：0～80kPa,密度：0～30kPa	可搬型	±0.5% FS
			液位：0～65kPa,密度：0～10kPa	常設	
	凝縮器出口排気温度	熱電対 測温抵抗体	0～130℃	可搬型	JIS クラス１ JIS A級
	セル導出ユニットフィルタ差圧	差圧式	0～1.0kPa	可搬型	±0.5% FS
	フィルタ差圧	差圧式	0～1.0kPa	可搬型	±0.5% FS
	凝縮水回収先セル液位	エアパージ式	0～20kPa	可搬型	±0.5% FS
			0～13.44 kPa	常設	
	凝縮水回収先貯槽液位	エアパージ式	液位：0～80kPa,密度：0～5kPa	可搬型	±0.5% FS
			液位：0～64.95 kPa 密度：2.581～4.066 kPa	常設	
	膨張槽液位	ロープ式	0～10m	可搬型	±30mm
	冷却コイル圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±2.0% FS
	廃ガス洗浄塔入口圧力 混合廃ガス凝縮器入口圧力	圧力式	-5～10kPa	可搬型	±0.5% FS
		エアパージ式	-12～2kPa	常設	±0.5% FS
	導出先セル圧力	圧力式	-5～5kPa	可搬型	±0.5% FS
	漏えい液受皿液位	エアパージ式	0～20kPa	可搬型	±0.5% FS
	冷却水排水線量	半導体検出器	1E-1～1E+6μSv/h	可搬型	±15%
	凝縮器通水流量	電磁式	2.3～～572m^3/h	可搬型	±0.5% RD

（参考）第２－７－１表　計装設備(重大事故等対処設備)の計器誤差について（２／４）

事象分類	パラメータ名	計測方式	計測範囲	分類	計器単体誤差
（つづき）	冷却コイル通水流量	電磁式	0～13m³/h	可搬型	±0.5% RD
	冷却水流量	電磁式	2.3～107m³/h	可搬型	±0.5% RD
	機器注水流量	電磁式	0.04～107m³/h	可搬型	±0.5% RD
	建屋供給冷却水流量	電磁式	0～480m³/h	可搬型	±0.5% RD
c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	圧縮空気自動供給貯槽圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±0.5% FS
			0～1.2MPa	常設	
	圧縮空気自動供給ユニット圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±0.5% FS
	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±0.5% FS
	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	エアパージ式	液位：0～80kPa,密度：0～10kPa	可搬型	±0.5% FS
	貯槽掃気圧縮空気流量	熱式	0～60Nm³/h	可搬型	±2.0% FS
		面積式	0.25～45Nm³/h	常設	±2% FS
	水素掃気系統圧縮空気圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±0.5% FS
			0～1.5MPa	常設	
	かくはん系統圧縮空気圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±0.5% FS
	セル導出ユニット流量	熱式	0～35Nm³/h	可搬型	±2.0% FS
	水素濃度	熱伝導式	0～25Vol%	可搬型	±5%
	セル導出ユニットフィルタ差圧	差圧式	0～1.0kPa	可搬型	±0.5% FS
	フィルタ差圧	差圧式	0～1.0kPa	可搬型	±0.5% FS
	廃ガス洗浄塔入口圧力	圧力式	-5～10kPa	可搬型	±0.5% FS
		エアパージ式	-12～2kPa	常設	±0.5% FS
	導出先セル圧力	圧力式	-5～5kPa	可搬型	±0.5% FS
	貯槽温度	熱電対 測温抵抗体	0～130℃	可搬型	JIS クラス１ JIS A級
			0～200℃	常設	

（参考）第２－７－１表　計装設備(重大事故等対処設備)の計器誤差について（３／４）

事象分類	パラメータ名	計測方式	計測範囲	分類	計器単体誤差
d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	プルトニウム濃縮缶供給槽液位	エアパージ式	0.0131～3.145m^3	常設	±0.5% FS
	供給槽ゲデオン流量	エアパージ式	0～0.14m^3/h	常設	±0.5% FS
	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度	測温抵抗体	0～150℃	常設	JIS A級
	プルトニウム濃縮缶圧力	エアパージ式	-24～2kPa	常設	±0.5% FS
	プルトニウム濃縮缶気相部温度	熱電対	0～200℃	常設	JIS クラス１
	プルトニウム濃縮缶液相部温度	熱電対	0～200℃	常設	JIS クラス１
	廃ガス貯留槽圧力	圧力式	0～1MPa	常設	±0.5% FS
	廃ガス貯留槽流量	差圧式	0～136Nm^3/h	常設	±0.5% FS
	廃ガス洗浄塔入口圧力	エアパージ式	-3.5～2kPa	常設	±0.5% FS
e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	燃料貯蔵プール等水位（超音波式）	超音波式	0～11.5m	可搬型	±1.0% FS
			650～1650mm	常設	
	燃料貯蔵プール等水位（メジャー）	メジャー	0～2m	可搬型	JIS １級
	燃料貯蔵プール等水位（電波式）	電波式	0～11.5m	可搬型	±1.0% FS
	燃料貯蔵プール等水位（エアパージ式）	エアパージ式	0～11.5m	可搬型	±0.5% FS
	燃料貯蔵プール等水温（サーミスタ）	サーミスタ	0～100℃	可搬型	±1.0℃
	燃料貯蔵プール等水温（測温抵抗体）	測温抵抗体	0～100℃	可搬型	JIS A級
	燃料貯蔵プール等水温	熱電対	0～100℃	常設	JIS クラス１
	代替注水設備流量	電磁式	0～240m^3/h	可搬型	±0.5% RD
	スプレイ設備流量	電磁式	0～114m^3/h	可搬型	±0.5% RD
	燃料貯蔵プール等空間線量率	半導体検出器	1E-1～1E+6μSv/h	可搬型	±15%
		半導体検出器	1E+3～1E+9μSv/h	可搬型	±30%
			1E-1～1E+4μSv/h	常設	±10%
	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）	－	－	可搬型	－
				常設	

（参考）第２－７－１表　計装設備(重大事故等対処設備)の計器誤差について（４／４）

事象分類	パラメータ名	計測方式	計測範囲	分類	計器単体誤差
f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	放水砲流量	電磁式	0～1800m^3/h	可搬型	±0.5% RD
	放水砲圧力	圧力式	0～1.6MPa	可搬型	±2.0% FS
	貯水槽水位	ロープ式	0～10m	可搬型	±30mm
		電波式	300～7500mm	可搬型	±1.0% FS
			300～7500mm	常設	
	燃料貯蔵プール等空間線量率	半導体検出器	1E+3～1E+9μSv/h	可搬型	±30%
			1E-1～1E+4μSv/h	常設	±10%
	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）	－	－	可搬型	－
				常設	
	建屋内線量率	半導体検出器	1E+0～3E+5μSv/h	可搬型	±15%
		半導体検出器	1E-1～1E+4μSv/h	常設	±10%
g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	貯水槽水位	ロープ式	0～10m	可搬型	±30mm
		電波式	300～7500mm	可搬型	±1.0% FS
			300～7500mm	常設	
	送水流量	電磁式	0～1800m^3/h	可搬型	±0.5% RD

令和２年３月 13 日　R7

補足説明資料 2-8（４３条）

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１／１９）

a．臨界事故の拡大を防止するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①貯槽の放射線レベル	放射線レベル	γ線：1E-1～1E+6μSv/h	1E+0～1E+4μSv/h	1	2	－	半導体検出器	可搬型	
		中性子線：1E-2～1E+4μSv/h		1	2		比例計数管	可搬型	
		1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	24	－	－	電離箱	常設	
②貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～30Nm^3/h	0～20Nm^3/h	4	8	6	熱式	可搬型	
③廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽 圧力※1	0～1MPa	0～0.76MPa	14	－	－	圧力式	常設	
④廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽 流量※1	0～68Nm^3/h	0～68Nm^3/h	2	－	－	差圧式	常設	
		0～136Nm^3/h	0～136Nm^3/h	2	－	－	差圧式	常設	
⑤廃ガス貯留槽の放射線レベル	廃ガス貯留槽 放射線レベル	1E+0～1E+7μSv/h	1E+0～1E+7μSv/h	4	－	－	電離箱	常設	
⑥溶解槽の圧力	溶解槽圧力	-2～2kPa	-2～2kPa	4	－	－	エアパージ式	常設	
⑦廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2	-3.5～2kPa	-3.5～2kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		-2.5～2kPa	-2.5～2kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	

※1「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」，「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（２／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故 等対処設 備の分類	備考
				個数	バック アップ	待機除 外			
① 貯 槽 の 温 度	貯槽温度※1	0～130℃	29～130℃	39	39	－	熱電対	可搬型	
				14	14	－	測温抵抗体		
		0～100℃		41	－	－	熱電対	常設	
		0～100℃		12	－	－	測温抵抗体	常設	
		0～150℃		2	－	－	測温抵抗体	常設	
		－	－	6	6	6	テスタ	可搬型	可搬型計測器
② 貯 槽 の 液 位	貯槽液位※2	液位：0～30kPa 密度：0～5kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9223～ 1.3674kPa	2	2	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～30kPa 密度：0～10kPa	液位：0～30kPa 密度：0～5.296kPa	9	9	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～5kPa	液位：0～52.43kPa 密度：1.664～3.89kPa	13	13	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～10kPa	液位：0～55kPa 密度：0～7.5723kPa	24	24	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～60kPa 密度：0～30kPa	液位：0～27.46kPa 密度：16.80～22.17kPa	2	2	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～65kPa 密度：0～5.884kPa	3	3	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～17.48kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～17.48kPa 密度：2.648～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～20.86kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～20.86kPa 密度：2.648～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～21.74kPa 密度：0.9279～1.3674kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9279～ 1.3674kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～21.74kPa 密度：0.9223～1.3592kPa	液位：0～16.4kPa 密度：0.9223～ 1.3592kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～22kPa 密度：0.588～1.177kPa	液位：0～22kPa 密度：0～1.177kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～25kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～25kPa 密度：0～3.825kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～25.84kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～25.84kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～28.83kPa 密度：2.184～3.786kPa	液位：0～28.83kPa 密度：2.184～3.786kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	

※1 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備
※2 「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（３／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～30kPa 密度：0.883～1.275kPa	液位：0～30kPa 密度：0～1.275kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～30kPa 密度：2.635～4.977kPa	液位：0～30kPa 密度：0～5.001kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～30.891kPa 密度：1,762～3.328kPa	液位：0～26.36kPa 密度：1,96～2.59kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～30.891kPa 密度：1,768～3.339kPa	液位：0～26.36kPa 密度：1.96～2.59kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～31.19kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～31.19kPa 密度：2.059～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～31.55kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～31.55kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～33.17kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～33.17kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～33.27kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～33.27kPa 密度：2.648～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～34.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～34.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～34.201kPa 密度：4.868～7.5454kPa	液位：0～17.02kPa 密度：4.868～7.5454kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～34.201kPa 密度：4.8854～7.5723kPa	液位：0～17.02kPa 密度：4.8854～7.5723kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～34.4kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～34.4kPa 密度：2.648～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～35kPa 密度：2.059～3.825kPa	液位：0～35kPa 密度：0～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～35.69kPa 密度：1.749～3.304kPa	液位：0～27.46kPa 密度：16.80～22.17kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～35.69kPa 密度：1.752～3.309kPa	液位：0～27,46kPa 密度：16.80～22.17kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～37kPa 密度：1.765～3.53kPa	液位：0～37kPa 密度：0～3.53kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（４／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～38.59kPa 密度：2.221～3.947kPa	液位：0～38.59kPa 密度：0～3.947kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～38.98kPa 密度：2.767～4.660kPa	液位：0～19.6kPa 密度：2.767～4.660kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～38.98kPa 密度：2.786～4.692kPa	液位：0～19.6kPa 密度：2.786～4.692kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～41.19kPa 密度：3.708～6.245kPa	液位：0～22.48kPa 密度：3.708～6.245kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.664～2.997kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.664～2.997kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.852～3.314kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.852～3.314kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.870～3.347kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.870～3.347kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～44.77kPa 密度：1.860～3.329kPa	液位：0～44.77kPa 密度：1.860～3.329kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～45kPa 密度：0.883～1.275kPa	液位：0～45kPa 密度：0～1.275kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～45kPa 密度：1.765～4.707kPa	液位：0～45kPa 密度：0～4.707kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～45kPa 密度：2.802～4.130kPa	液位：0～40.13kPa 密度：2.94～3.89kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～45kPa 密度：2.789～4.111kPa	液位：0～40.13kPa 密度：2.94～3.89kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～47.98kPa 密度：1.771～3.346kPa	液位：0～37.12kPa 密度：1.96～2.59kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～47.99kPa 密度：1.756～3.318kPa	液位：0～37.12kPa 密度：1.96～2.59kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～48.1kPa 密度：0～10kPa	液位：0～32.14kPa 密度：2.786～4.692kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～50.97kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～50.97kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～51.19kPa 密度：2.648～3.825kPa	液位：0～51.19kPa 密度：2.648～3.825kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～51.93kPa 密度：2.786～4.692kPa	液位：0～29.3kPa 密度：2.786～4.692kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（５／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
②貯槽の液位（つづき）	貯槽液位 （つづき）	液位：0～55kPa 密度：2.648～5.001kPa	液位：0～55kPa 密度：0～5.001kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～57.82kPa 密度：2.193～3.897kPa	液位：0～37.5kPa 密度：0～3.897kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.783～4.101kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.88～3.80kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.792～4.115kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.92～3.85kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～60kPa 密度：2.785～4.104kPa	液位：0～52.43kPa 密度：2.93～3.87kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～64.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	液位：0～64.18kPa 密度：2.648～5.296kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～65kPa 密度：3.53～5.884kPa	液位：0～65kPa 密度：0～5.884kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
③凝縮器出口の排気温度	凝縮器出口 排気温度	0～130℃	29～130℃	4	4	－	熱電対	可搬型	
				2	2	－	測温抵抗体	可搬型	
		－	－	5	5	5	テスタ	可搬型	可搬型計測器
④セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニット フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	10	10	－	差圧式	可搬型	
⑤フィルタの差圧	フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	10	10	－	差圧式	可搬型	

※1「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（６／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位	凝縮水回収先セル液位※1	0～5kPa	液位：0.5～2kPa	1	1	－	エアパージ式	可搬型	
		0～15kPa	液位：0～1.05kPa	3	3	－	エアパージ式	可搬型	
		0～20kPa	液位：0～0.85kPa	1	1	－	エアパージ式	可搬型	
		0.35～1kPa	0～1kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		0.1～1kPa	0～1.05kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
		0.5～2kPa	0.5～2kPa	3	－	－	エアパージ式	常設	
		0～10.493kPa	0～0.97kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		0～13.44kPa	0～0.85kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
	凝縮水回収先貯槽液位	液位：0～80kPa 密度：0～5kPa	液位：0～64.91kPa 密度：2.615～4.066kPa	1	1	－	エアパージ式	可搬型	
		液位：0～64.91kPa 密度：2.615～4.066kPa		1	－	－	エアパージ式	常設	
		液位：0～64.95kPa 密度：2.581～4.014kPa		1	－	－	エアパージ式	常設	
⑦膨張槽の液位	膨張槽液位	0～10m	0～2.071m	7	7	－	ロープ式	可搬型	

※1「⑪漏えい液受皿の液位」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（７／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
⑧冷却コイルの圧力	冷却コイル圧力	0～1.6MPa	0～0.98MPa	9	9	－	圧力式	可搬型	
⑨廃ガス洗浄塔入口の圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2 混合廃ガス凝縮器 入口圧力	-5～10kPa	-5～10kPa	6	6	－	圧力式	可搬型	
		-12～0kPa	-4.7～3kPa	4	－	－	エアパージ式	常設	
		-5～0kPa	-2.5～10kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		-3.5～2kPa	-4.7～0.5kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		-2.5～0kPa	-5～10kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
		-2.5～2kPa	-4.7～0.5kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	
⑩導出先セルの圧力	導出先セル圧力※1	-5～5kPa	-4.7～3kPa	10	10	－	圧力式	可搬型	

※1「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」,「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（８／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
⑪漏えい液受皿の液位	漏えい液受皿液位※1	0～5kPa	液位：0～4.698kPa	1	1	－	エアパージ式	可搬型	
		0～15kPa	液位：0～15kPa	7	7	－	エアパージ式	可搬型	
		0～20kPa	液位：0～13.44kPa	1	1	－	エアパージ式	可搬型	
⑫冷却水排水の線量	冷却水排水線量	1E-1～1E+6μSv/h	1E-1～1E+6μSv/h	5	5	－	半導体検出器	可搬型	
⑬凝縮器の通水流量	凝縮器通水流量	2.3～40.7m^3/h	0～6m^3/h	2	4	4	電磁式	可搬型	
		6～107m^3/h	0～30m^3/h	2	4	4	電磁式	可搬型	
		31.9～572m^3/h	0～45m^3/h	1	2	2	電磁式	可搬型	
⑭冷却コイル通水流量	冷却コイル通水流量	0～5.1×$10^{-1}$$m^3$/h	0～5.1×$10^{-1}$$m^3$/h	11	11	11	電磁式	可搬型	
		0～2.7m^3/h	0～2.7m^3/h	14	14	14	電磁式	可搬型	
		0～7.2×$10^{-1}$$m^3$/h	0～7.2×$10^{-1}$$m^3$/h	13	13	13	電磁式	可搬型	
		0～2.9×$10^{-1}$$m^3$/h	0～2.9×$10^{-1}$$m^3$/h	4	4	4	電磁式	可搬型	
		0～13m^3/h	0～13m^3/h	11	11	11	電磁式	可搬型	

※1「⑥凝縮水回収先セルの液位」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（９／１９）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
⑮冷却水流量	冷却水流量	6～107m^3/h	0～17m^3/h	10	20	16	電磁式	可搬型	
		2.3～40.7m^3/h	0～2.9m^3/h	3	6	5	電磁式	可搬型	
⑯機器注水流量	機器注水流量	0.04～15.9m^3/h	0～7.3×10^{-2}m^3/h	11	22	17	電磁式	可搬型	
		0.1～40.7m^3/h	0～1.1×10^{-1}m^3/h	5	10	8	電磁式	可搬型	
		0.27～107m^3/h	0～1.9m^3/h	13	26	20	電磁式	可搬型	
⑰建屋供給冷却水の流量	建屋供給冷却水流量	0～480m^3/h	0～180m^3/h	5	5	5	電磁式	可搬型	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１０／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①圧縮空気自動供給貯槽の圧力	圧縮空気自動供給貯槽圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	2	2	－	圧力式	可搬型	
		0～1.2MPa		2	－	－	圧力式	常設	
②圧縮空気自動供給ユニットの圧力	圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	1	1	－	圧力式	可搬型	
③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	3	3	－	圧力式	可搬型	
④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	液位：0～64.18kPa 密度：0～5.296kPa	7	7	－	エアパージ式	可搬型	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１１／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故 等対処設 備の分類	備考
				個数	バック アップ	待機除 外			
⑤貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	0～0.9Nm^3/h	0～0.5Nm^3/h	12	12	12	熱式	可搬型	
		0～1.2Nm^3/h	0～0.7Nm^3/h	11	11	11	熱式	可搬型	
		0～3Nm^3/h	0～1.6Nm^3/h	16	16	16	熱式	可搬型	
		0～6Nm^3/h	0～3.0Nm^3/h	2	2	2	熱式	可搬型	
		0～30Nm^3/h	0～10Nm^3/h	5	5	5	熱式	可搬型	
		0～60Nm^3/h	0～32Nm^3/h	3	3	3	熱式	可搬型	
		0.25～0.8Nm^3/h	0～0.8Nm^3/h	20	－	－	面積式	常設	
		0.35～1.0Nm^3/h	0～0.7Nm^3/h	4	－	－	面積式	常設	
		0.4～1.2Nm^3/h	0～0.8Nm^3/h	1	－	－	面積式	常設	
		0.45～1.5Nm^3/h	0～0.9Nm^3/h	2	－	－	面積式	常設	
		0.5～1.5Nm^3/h	0～1.0Nm^3/h	3	－	－	面積式	常設	
		0.55～1.5Nm^3/h	0～1.1Nm^3/h	4	－	－	面積式	常設	
		0.65～2Nm^3/h	0～1.0Nm^3/h	4	－	－	面積式	常設	
		1.0～2.5Nm^3/h	0～1.6Nm^3/h	1	－	－	面積式	常設	
		1.5～5.0Nm^3/h	0～3.0Nm^3/h	2	－	－	面積式	常設	
		2.85～8.0Nm^3/h	0～5.7Nm^3/h	1	－	－	面積式	常設	
		4.0～11Nm^3/h	0～7.3Nm^3/h	2	－	－	面積式	常設	
		5.0～15Nm^3/h	0～10Nm^3/h	2	－	－	面積式	常設	
		18～45Nm^3/h	0～32Nm^3/h	3	－	－	面積式	常設	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１２／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故 等対処設 備の分類	備考
				個数	バック アップ	待機除 外			
⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力	水素掃気系統圧縮空気 圧力	0～0.16MPa	0～0.098MPa	1	1	－	圧力式	可搬型	
		0～1.6MPa	0～0.97MPa	5	5	－	圧力式	可搬型	
		0～1MPa		4	－	－	圧力式	常設	
		0～1.1MPa		1	－	－	圧力式	常設	
		0～1.5MPa		1	－	－	圧力式	常設	
⑦かくはん系統圧縮空気の圧力	かくはん系統圧縮空気 圧力	0～1.6MPa	0～0.97MPa	3	3	－	圧力式	可搬型	
⑧セル導出ユニットの流量	セル導出ユニット流量	0～35Nm^3/h	0～32Nm^3/h	5	5	5	熱式	可搬型	
⑨水素の濃度	水素濃度	0～25Vol%	0～8Vol%	7	7	7	熱伝導式	可搬型	
⑩セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニット フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	10	10	－	差圧式	可搬型	
⑪フィルタの差圧	フィルタ差圧※1	0～1.0kPa	0～0.6kPa	10	10	－	差圧式	可搬型	

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１３／１９）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故 等対処設 備の分類	備考
				個数	バック アップ	待機除 外			
⑫廃ガス洗浄塔入口の圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2	-5～10kPa	-4.7～3kPa	2	2	－	圧力式	可搬型	
		-2.5～2kPa		2	－	－	エアパージ式	常設	
		-12～0kPa		2	－	－	エアパージ式	常設	
⑬導出先セルの圧力	導出先セル圧力※1	-5～5kPa	-4.7～3kPa	10	10	－	圧力式	可搬型	
⑭貯槽の温度	貯槽温度※3	0～130℃	29～130℃	38	38	－	熱電対	可搬型	
		0～130℃		11	11	－	測温抵抗体	可搬型	
		0～100℃		39	－	－	熱電対	常設	
		0～200℃		1	－	－	熱電対	常設	
		0～100℃		10	－	－	測温抵抗体	常設	
		0～150℃		1	－	－	測温抵抗体	常設	
		－	－	6	6	6	テスタ	可搬型	可搬型計測器

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※3「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１４／１９）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位	プルトニウム濃縮缶供給槽液位※1	0.0131～3.145m^3	0.04～3m^3	1	－	－	エアパージ式	常設	
	［供給槽ゲデオン流量］	0～0.14m^3/h	0～0.12m^3/h	1	－	－	エアパージ式	常設	
②プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度	0～150℃	40～143℃	2	－	－	測温抵抗体	常設	
③プルトニウム濃縮缶の圧力	プルトニウム濃縮缶圧力	-24～2kPa	-2～2kPa	1	－	－	エアパージ式	常設	
④プルトニウム濃縮缶気相部の温度	プルトニウム濃縮缶気相部温度	0～200℃	100～200℃	1	－	－	熱電対	常設	
⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度	プルトニウム濃縮缶液相部温度※2	0～200℃	100～137℃	1	－	－	熱電対	常設	

※1「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※2「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１５／１９）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
⑥廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽 圧力※1	0～1MPa	0～0.76MPa	10	－	－	圧力式	常設	
⑦廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽 流量※1	0～136Nm^3/h	0～80Nm^3/h	2	－	－	差圧式	常設	
⑧廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔 入口圧力※2	-3.5～2kPa	-3.5～0kPa	2	－	－	エアパージ式	常設	

※1「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用する設備

※2「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１６／１９）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①燃料貯蔵プール等の水位	燃料貯蔵プール等水位 （超音波式）	0～11.5m	0～11.5m	1	1	1	超音波式	可搬型	
	燃料貯蔵プール等水位 （メジャー）	0～2m		1	1	－	メジャー	可搬型	メジャーについては重大事故等発生初期の水位は基本的には左記計測範囲（2m）内で変動すること、燃料貯蔵プールの水面に揺らぎ等がなければ超音波式を使用して計測することから、プロセス変動範囲が計測範囲を上回っていても要求は満足する。
	燃料貯蔵プール等水位 （電波式）	0～11.5m		1	1	1	電波式	可搬型	
	燃料貯蔵プール等水位 （エアパージ式）			6	6	－	エアパージ式	可搬型	
	燃料貯蔵プール等水位	650～1650mm		9	－	－	超音波式	常設	
②燃料貯蔵プール等の温度	燃料貯蔵プール等水温 （サーミスタ）	0～100℃	25～100℃	1	1	1	サーミスタ	可搬型	
	燃料貯蔵プール等水温 （測温抵抗体）	0～100℃		6	6	－	測温抵抗体	可搬型	
	燃料貯蔵プール等水温	0～100℃		9	－	－	熱電対	常設	

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１７／１９）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
③代替注水設備の流量	代替注水設備流量	0～240m^3/h	0～240m^3/h	1	1	1	電磁式	可搬型	
④スプレイ設備の流量	スプレイ設備流量	0～114m^3/h	0～114m^3/h	12	12	12	電磁式	可搬型	
⑤空間の線量率	燃料貯蔵プール等 空間線量率※1	1E-1～1E+6μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	1	1	－	半導体検出器	可搬型	
		1E+3～1E+9μSv/h		1	1	－	半導体検出器	可搬型	
		1E-1～1E+4μSv/h		4	－	－	半導体検出器	常設	
⑥燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態 （監視カメラ）※1	－	－	6	6	－	－	可搬型	
				7	－	－	－	常設	

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１８／１９）

f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①放水砲の流量	放水砲流量	0～1800m^3/h	0～900m^3/h	6	6	6	電磁式	可搬型	
②放水砲の圧力	放水砲圧力	0～1.6MPa	0～1.2MPa	6	6	－	圧力式	可搬型	
③貯水槽の水位	貯水槽水位※1	0～10m	0～6750mm	4	4	－	ロープ式	可搬型	
		300～7500mm		4	4	4	電波式	可搬型	
				4	－	－	電波式	常設	
④空間の線量率	燃料貯蔵プール等 空間線量率※2	1E+3～1E+9μSv/h	5E+1～7.3E+8μSv/h	1	1	－	半導体検出器	可搬型	
		1E-1～1E+4μSv/h		4	－	－	半導体検出器	常設	
⑤燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態 （監視カメラ）※2	－	－	6	6	－	－	可搬型	
				7	－	－	－	常設	
⑥建屋内の線量率	建屋内線量率	1E+0～3E+5μSv/h	2.5E+5～3E+5μSv/h	5	5	－	半導体検出器	可搬型	
		1E-1～1E+4μSv/h		61	－	－	半導体検出器	常設	

※1 「g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」と兼用する設備
※2 「e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用する設備

第２－８－１表　計装設備（重大事故等対処設備）の必要個数整理（１９／１９）

g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

分類	抽出パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故等対処設備 個数			検出器の種類	重大事故等対処設備の分類	備考
				個数	バックアップ	待機除外			
①貯水槽の水位	貯水槽水位※1	0～10m	0～6750mm	4	4	－	ロープ式	可搬型	
		300～7500mm		4	4	4	電波式	可搬型	
				4	－	－	電波式	常設	
②水源補給の流量	送水流量	0～1800m³/h	0～900m³/h	8	8	8	電磁式	可搬型	

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

令和２年３月 13 日　R4

補足説明資料 2-9（４３条）

計装設備（重大事故等対処設備）の耐環境性について

重大事故等対処計装設備のうち可搬型の計測器について耐環境性等を整理した結果は以下の通りである。

1.　再処理施設の建屋内および屋外

重大事故等対処計装設備のうち，可搬型の計測器については，再処理施設の建屋内および屋外の環境条件を考慮し，それぞれの使用場所における重大事故等時の環境条件を考慮し耐環境性を有する設計とする。重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度，放射線を表２－９－１に示す。

2.　燃料貯槽プール等

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失の対処に必要な計装設備については，発生する蒸気からの影響を防止するため，以下の対策を実施している。

（1）重大事故等対処に使用する計測機器

- 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失の対処に用いる計測機器は、全て可搬型である。
- 可搬型の計測機器は、初動対応に用いるものとして、初動要員が携行し、対処場所で直接計測を実施可能なものを配備する。
- さらに、事故進展により燃料貯蔵プール等から水蒸気が発生し、事故対策要員が対処場所へ入域できない場合を想定して、対処場所にセンサを設置し、建屋近傍（屋外）に設置する専用コンテナ内で監視可能なものも配備する。

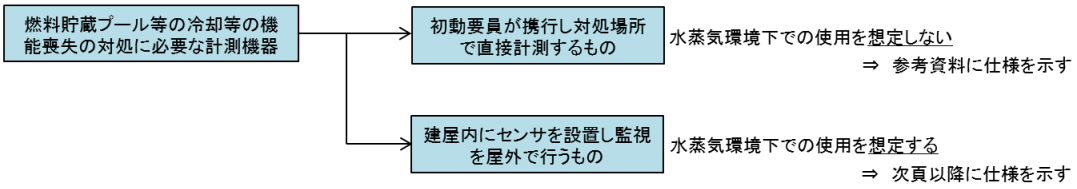

建屋内にセンサを設置し監視を屋外で行うもの（水蒸気環境下での使用を想定する計測機器）

可搬型重大事故等対処設備名	計測器イメージ	計器仕様		水蒸気対策
可搬型燃料貯蔵プール水位計（広域）		方式	パージ式	・燃料貯蔵プール等の上部からパージ管をプール内に入れ計測 ・パージ用エアーは屋外の空気圧縮機から供給 ・差圧伝送器は屋外に設置 ・監視は屋外
		計測範囲	EL.約43.8～EL.約55.3m	
可搬型燃料貯蔵プール温度計		方式	測温抵抗体	・燃料貯蔵プール等の上部から検出部（シース部分）をプール内に入れ計測 ・監視は屋外
		計測範囲	0～100℃	
可搬型燃料貯蔵プール状態監視カメラ		方式	赤外線カメラ	・専用の冷却ケースに入れ燃料貯蔵プール等の近傍に設置 ・冷却空気は屋外から供給 ・監視は屋外
可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計	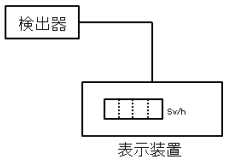	方式	フォトダイオード半導体検出器	・検出器は専用の冷却ケースに入れ燃料貯蔵プール等の近傍に設置 ・冷却空気は屋外から供給 ・監視は屋外
		計測範囲	10μSv／h～1,000Sv／h	

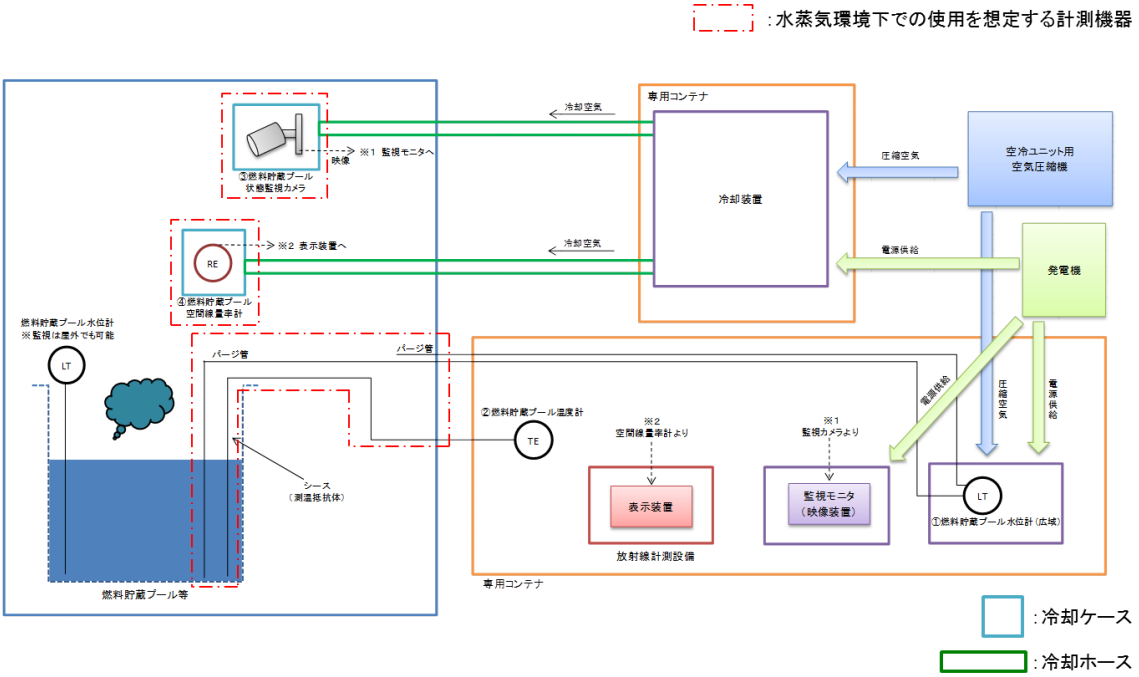

燃料貯蔵プール等の監視設備の全体概要図

①燃料貯蔵プール水位計（広域）、②燃料貯蔵プール温度計

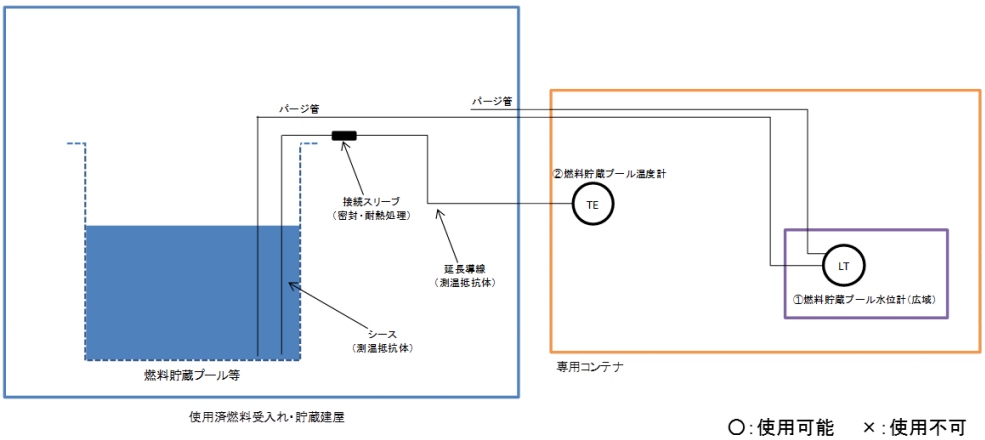

○：使用可能　×：使用不可

可搬型重大事故等対処設備	水蒸気発生前	水蒸気発生後
①燃料貯蔵プール水位計（広域）	○	○
②燃料貯蔵プール温度計	○	○

①は、建屋内はパージ管のみであり、電気、電子部品を有さないため水蒸気環境下においても使用可能である。
②は、建屋内はシース部および延長導線部のみであり、電気、電子部品を有さないため水蒸気環境下においても使用可能である。

③燃料貯蔵プール状態監視カメラ、④燃料貯蔵プール空間線量率計の概要

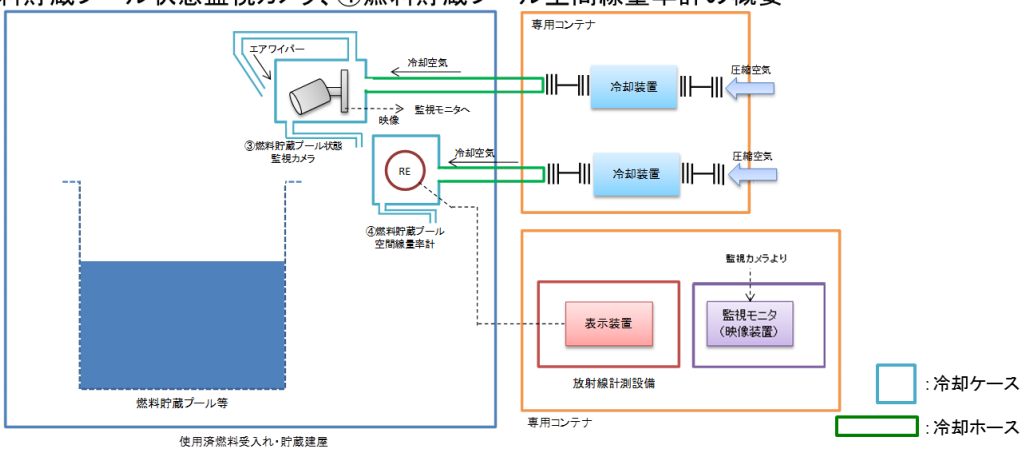

○：使用可能　×：使用不可

可搬型重大事故等対処設備	水蒸気発生前	水蒸気発生後
③燃料貯蔵プール状態監視カメラ	○	○
④燃料貯蔵プール空間線量率計	○	○

③、④は、電気、電子部品を有しており、水蒸気環境下において使用できないことから、専用の冷却ケースに収納し、冷却空気を供給することで水蒸気環境下においても使用可能となるよう考慮している。また、状態監視カメラについては、レンズへの水滴付着防止対策として冷却空気をレンズ面に吹きつける。

- 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失の対処に用いる重大事故等対処設備は、水蒸気環境下において使用可能なように以下の点を考慮している。

  ①建屋内の水蒸気環境下からの電気、電子部品の排除。
  ②水蒸気環境下からの電気、電子部品の排除が困難な場合は、計測機器を専用ケースに収納した上で冷却空気を供給（水蒸気雰囲気からの隔離および機器の冷却）。

- 以上により、水蒸気発生環境下においても必要なパラメータを計測可能である。

表２－９－１　重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線（１／２）

<table>
<tr><th rowspan="3">重大事故等</th><th colspan="8">重大事故等の発生を想定する建屋内
（前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内，高レベル廃液ガラス固化建屋内，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境温度</th><th colspan="2">環境圧力</th><th colspan="2">湿度</th><th colspan="2">放射線</th></tr>
<tr><th>通常</th><th>事故時</th><th>通常</th><th>事故時</th><th>通常</th><th>事故時</th><th>通常</th><th>事故時</th></tr>
<tr><td>臨界事故</td><td rowspan="5">W/G/Y：
10～40℃</td><td>作業場所は通常温度</td><td rowspan="5">W：大気圧
G/Y：
-20Pa[gage]</td><td>W：大気圧
G/Y：-20Pa[gage]
（通常状態）</td><td rowspan="5">外気と運転状態により変化</td><td>外気と運転状態により変化
（通常状態）</td><td rowspan="5">W：
≦1.7μSv/h
G/Y：
≦500μSv/h</td><td>作業場所は
～100mSv/h
※１</td></tr>
<tr><td>冷却機能喪失による蒸発乾固</td><td rowspan="2">約 28℃
～約 80℃
※２</td><td rowspan="2">W：大気圧
G/Y：-20Pa[gage]
（通常状態）
建屋換気停止時は大気圧</td><td rowspan="2">外気と運転状態により変化
（通常状態）
建屋換気設備停止時は外気の湿度となる。</td><td rowspan="2">作業場所は
～10mSv/h
※１</td></tr>
<tr><td>放射線分解により発生する水素による爆発</td></tr>
<tr><td>有機溶媒等による火災又は爆発</td><td>作業場所は通常温度</td><td>W：大気圧
G/Y：-20Pa[gage]
（通常状態）</td><td>外気と運転状態により変化
（通常状態）</td><td>作業場所は通常時と同程度</td></tr>
<tr><td>使用済み燃料の著しい損傷
（想定事故１，想定事故２）</td><td>80℃</td><td>W：大気圧
G/Y：-20Pa[gage]
（通常状態）
建屋換気停止時は大気圧</td><td>100%</td><td>～50μSv/h</td></tr>
</table>

＊　：本表は，有効性評価範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。
※１：10mSv/h を超えるときは，操作時間の制限や遮蔽材を設置する等の措置を講ずる。
※２：環境温度が上昇する前に，設置・接続等の作業を完了させる。

表２－９－１　重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線（２／２）

（つづき）

<table>
<tr><th rowspan="3">重大事故等</th><th colspan="4">重大事故等の発生を想定する建屋以外の建屋
（制御建屋，緊急時対策建屋，主排気筒管理建屋）</th><th colspan="4" rowspan="2">屋外</th></tr>
<tr></tr>
<tr><th>環境温度</th><th>環境圧力</th><th>湿度</th><th>放射線</th><th>環境温度</th><th>環境圧力</th><th>湿度</th><th>放射線</th></tr>
<tr><td>臨界事故</td><td rowspan="5">W/G/Y：10～40℃
（通常状態）</td><td rowspan="5">W：大気圧
G/Y：
-20Pa[gage]
（通常状態）</td><td rowspan="5">外気と運転状態により変化
（通常状態）</td><td rowspan="5">W：
≦1.7μSv/h
G/Y：
≦500μSv/h
（通常状態）</td><td rowspan="5">-16～35℃
（通常の外気状態）</td><td rowspan="5">大気圧
（通常の外気状態）</td><td rowspan="5">最高湿度
90％
（通常の外気状態）</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td>冷却機能喪失による蒸発乾固</td></tr>
<tr><td>放射線分解により発生する水素による爆発</td></tr>
<tr><td>有機溶媒等による火災又は爆発</td></tr>
<tr><td>使用済み燃料の著しい損傷
（想定事故１，想定事故２）</td></tr>
</table>

＊　：本表は，有効性評価範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。

令和２年３月 13 日　R4

補足説明資料 2-10（４３条）

重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータは，パラメータの重要性や計測にあたっての優先順位，およびこれを踏まえた設計条件や手順への展開を考慮し，以下の通りに分類する方針とする。

1．重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータとして，技術的能力に係る審査基準1.1～1.10の作業手順に用いられるパラメータ※1及び有効性評価の監視項目に係るパラメータを抽出した（以下「抽出パラメータ」という。）。

2．抽出パラメータは，当該パラメータの重要性や計測にあたっての優先順位を明確にするとともに，それらを踏まえた設計条件を明確にするために，主要パラメータと補助パラメータに分類した。その方針としては以下のとおりである。

（1） 主要パラメータは，重大事故等の発生防止及び拡大防止対策を成功させるために把握することが必要な再処理施設の状態を直接監視，間接監視又は推定するパラメータである。具体的には以下のとおりである。

a．対策の実施判断に用いるパラメータ

例：貯槽温度，貯槽液位，水素濃度，貯槽の放射線レベル，プルトニウム濃縮缶の圧力，気相部温度，液相部温度，燃料貯蔵プール等水位，建屋内線量率　等

b．機器の状態を監視するパラメータ

例：燃料貯蔵プール等水温，貯槽温度，貯槽掃気圧縮空気流量　等

（2） 補助パラメータは，再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータとして，電源設備の受電状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータである。具体的には以下のとおりである。

a．電源設備の受電状態

例：電源の受電状態

b．再処理施設の状態を補助的に把握するパラメータ

例：漏えい液受皿の液位，モニタリングポスト，主排気筒モニタ等

※1：技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10 における判断の定義を明確化するために，重大事故対策の進展状況に応じて，以下の通りに整理する。

着手判断：重大事故等の対策の準備に着手する判断をいう。

例：安全冷却水系の冷却塔，外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水を循環するためのポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合

実施判断：着手判断以降に，重大事故等の対策に着手する判断をいう。

例：内包する溶液の温度が85℃に至り，かつ温度の上昇傾向が続く場合

＜例＞

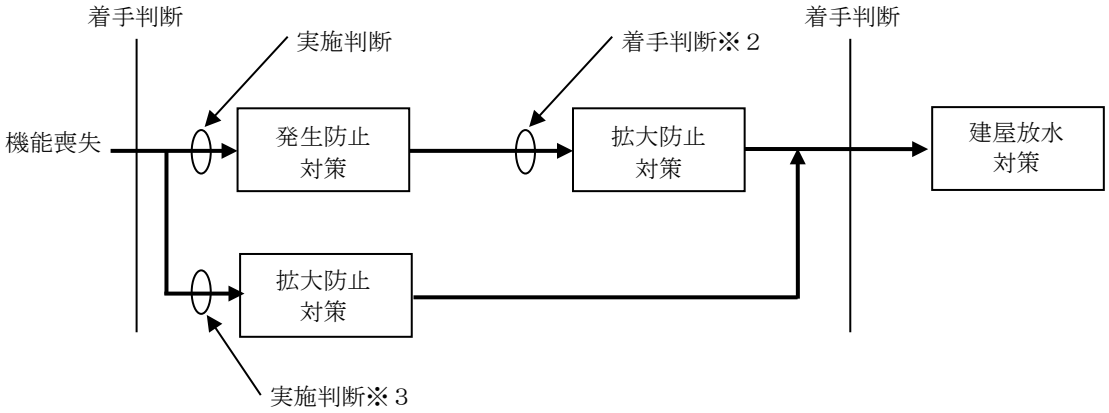

※２：蒸発乾固（冷却コイル等への通水），使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対策（代替補給水設備によるスプレイ対策）については，着手判断として実施する。

※３：臨界事故，有機溶媒等による火災又は爆発については，着手判断と実施判断（事象検知）を同時に行う。

上記の方針に基づき，抽出したパラメータの一覧を第２－１０－１表に示す。

第２－１０－１表　パラメータ抽出表

抽出パラメータ名称	パラメータ区分 重：重要監視パラメータ 代：重要代替監視パラメータ 補：補助パラメータ									重大事故等の対処に係るパラメータ ○：重要監視パラメータとして使用する項目　●重要代替監視パラメータとして使用するパラメータ																	
										34条（1.1）		35条（1.2）		36条（1.3）		37条（1.4）		38条（1.5）		40条（1.7）		41条（1.8）		42条（1.9）		43条（1.10）	
										臨界		蒸発乾固		水素爆発		TBP溶媒火災		プール冷却		放出抑制		水供給		電源		情報把握	
	34条	35条	36条	37条	38条	40条	41条	42条	43条	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作
放射線レベル	重 補									○	○															○	○
貯槽排気圧縮空気流量	重		重 代 補							○	○			○ ●	○ ●											○ ●	○ ●
廃ガス貯留槽圧力	重			重						○	○					○	○									○	○
廃ガス貯留槽流量	重			重							○						○										○
廃ガス貯留槽放射線レベル	重										○																○
貯槽温度	補	重 代 補	重 代									○ ●	○ ●	●	○ ●											○ ●	○ ●
冷却コイル通水流量		重 代										●	○ ●													●	○ ●
冷却水流量		重 代										●	○ ●													●	○ ●
安全冷却水系流量（外部ループ）		補																									
安全冷却水系流量（内部ループ）		補																									
安全冷却水系流量（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）		補																									
運転予備負荷用一般冷却水系流量		補																									
貯槽液位	補	重 代 補	補									○ ●	○ ●													○ ●	○ ●
機器注水流量		重 代										●	○ ●													●	○ ●
凝縮器出口排気温度		重 代										○	○ ●													○	○ ●
セル導出ユニットフィルタ差圧		重	重									○	○	○	○											○	○
フィルタ差圧	補	重	重	補								○	○	○	○											○	○
凝縮水回収先セル液位		重 代										●	○ ●													●	○ ●
凝縮水回収先貯槽液位		重 代										●	○ ●													●	○ ●
圧縮空気自動供給貯槽圧力	補		重 補	補											○												○
圧縮空気自動供給ユニット圧力			重												○												○
機器圧縮空気自動供給ユニット圧力			重												○												○
圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力			重												○												○
水素排気系統圧縮空気圧力			重 代 補											○ ●	○ ●											○ ●	○ ●
かくはん系統圧縮空気圧力			重 代											●	○ ●											●	○ ●
セル導出ユニット流量			重 代											○ ●	○ ●											○ ●	○ ●
水素濃度			重 代											○	○ ●											○	○ ●
プルトニウム濃縮缶供給槽液位				重												○	○									○	○
供給槽ゲデオン流量				代												●	●									●	●
プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度				重												○	○									○	○
プルトニウム濃縮缶圧力				重 代												●	○ ●									●	○ ●
プルトニウム濃縮缶気相部温度				重 代												●	○ ●									●	○ ●
プルトニウム濃縮缶液相部温度				重 代												●	○ ●									●	○ ●
燃料貯蔵プール等水位					重 補													○	○							○	○
燃料貯蔵プール等水温					重														○								○
代替注水設備流量					重														○								○
スプレイ設備流量					重													○	○							○	○
膨張槽液位		重											○														○
安全冷却水系膨張槽液位					補																						
膨張槽液位（外部ループ）		補																									
膨張槽液位（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系）		補																									
運転予備負荷用膨張槽液位		補																									
冷却コイル圧力		重											○														○
廃ガス洗浄塔入口圧力	重	重	重	重							○		○		○		○										○
導出先セル圧力		重	重										○		○												○
溜まり液受皿液位	補	重	補	補									○														○
建屋供給冷却水流量		重				補							○														○
中型移送ポンプ吐出圧力（機器付）						補																					

第２－１０－１表　パラメータ抽出表

抽出パラメータ名称	パラメータ区分 重：重要監視パラメータ 代：重要代替監視パラメータ 補：補助パラメータ									重大事故等の対処に係るパラメータ ○：重要監視パラメータとして使用する項目　●重要代替監視パラメータとして使用するパラメータ																	
										34条（1.1）		35条（1.2）		36条（1.3）		37条（1.4）		38条（1.5）		40条（1.7）		41条（1.8）		42条（1.9）		43条（1.10）	
										臨界		蒸発乾固		水素爆発		TBP溶媒火災		プール冷却		放出抑制		水供給		電源		情報把握	
	34条	35条	36条	37条	38条	40条	41条	42条	43条	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作
冷却水排水線量		重											○														○
凝縮器通水流量		重											○														○
放水砲流量						重														○	○					○	○
放水砲圧力						重														○	○					○	○
溶液密度	補																										
室差圧	補	補	補	補																							
溶解槽圧力	重										○																○
混合廃ガス凝縮器入口圧力		重											○														○
安全冷却水放射線レベル		補																									
プルトニウム濃縮缶液位				補																							
プルトニウム濃縮缶密度				補																							
プール水冷却系ポンプ出口流量					補																						
補給水槽水位					補																						
安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量					補																						
安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度					補																						
貯水槽水位						重 補	重 補														○	○	○			○	○
貯水槽温度							補																				
前処理建屋可搬型発電機電圧								補																			
前処理建屋可搬型発電機燃料油								補																			
分離建屋可搬型発電機電圧								補																			
分離建屋可搬型発電機燃料油								補																			
制御建屋可搬型発電機電圧								補																			
制御建屋可搬型発電機燃料油								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油								補																			
高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧								補																			
高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油								補																			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧								補																			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油								補																			
共通電源車発電機電圧								補																			
受電開閉設備154ｋＶ受電電圧								補																			
非常用電源建屋6.9ｋＶ非常用主母線Ａ電圧								補																			
非常用電源建屋6.9ｋＶ非常用主母線Ｂ電圧								補																			
前処理建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
前処理建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			
前処理建屋6.9ｋＶ運転予備用母線電圧								補																			
精製建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
精製建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			
精製建屋6.9ｋＶ運転予備用母線電圧								補																			
ユーティリティ建屋6.9ｋＶ運転予備用主母線電圧								補																			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧								補																			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧								補																			
制御建屋6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧								補																			
制御建屋6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧								補																			
制御建屋6.9ｋＶ運転予備用母線電圧								補																			
制御建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
制御建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			
前処理建屋6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧								補																			
前処理建屋6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧								補																			
分離建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
分離建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			

第２－１０－１表　パラメータ抽出表

抽出パラメータ名称	パラメータ区分 重：重要監視パラメータ 代：重要代替監視パラメータ 補：補助パラメータ									重大事故等の対処に係るパラメータ ○：重要監視パラメータとして使用する項目　●重要代替監視パラメータとして使用するパラメータ																	
										34条（1.1）		35条（1.2）		36条（1.3）		37条（1.4）		38条（1.5）		40条（1.7）		41条（1.8）		42条（1.9）		43条（1.10）	
										臨界		蒸発乾固		水素爆発		TBP溶媒火災		プール冷却		放出抑制		水供給		電源		情報把握	
	34条	35条	36条	37条	38条	40条	41条	42条	43条	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作	成否判断	操作
分離建屋6.9ｋＶ運転予備用母線電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9ｋＶ非常用母線Ａ電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9ｋＶ非常用母線Ｂ電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9ｋＶ運転予備用母線電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			
高レベル廃液ガラス固化建屋460Ｖ非常用母線Ａ電圧								補																			
高レベル廃液ガラス固化建屋460Ｖ非常用母線Ｂ電圧								補																			
高レベル廃液ガラス固化建屋6.9ｋＶ運転予備用母線　電圧								補																			
第１非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンク液位								補																			
第２非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンク液位								補																			
軽油貯蔵タンク液位								補																			
軽油用タンク　ローリ液位								補																			
Ｄ　／　Ｇ　用燃料油受入れ・貯蔵所（　Ｇ　７　）液位								補																			
建屋内線量率						重															○						○
主排気筒モニタ	補					補																					
北換気筒モニタ						補																					
モニタリングポスト						補																					
エリアモニタ	補																										
燃料貯蔵プール等空間線量率					重	重												○	○		○					○	○
燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）					重	重												○	○		○					○	○
燃料貯蔵プール等漏えい検知装置					補																						
可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力（機器付）					補																						
可搬型空冷ユニット出口圧力（機器付）					補																						
可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力（機器付）					補																						
可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量（機器付）					補																						
監視カメラ入口空気流量（機器付）					補																						
線量率計入口空気流量（機器付）					補																						
情報把握計装設備用可搬型発電機電圧									補																		
情報把握計装設備用可搬型発電機燃料油									補																		
送水流量							重															○	○			○	○

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
臨界事故の拡大の防止のための措置の対応手順	ＳＡ対策	可溶性中性子吸収材の自動供給	異なる３台の臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界に伴って放出されるガンマ線の線量率の上昇を同時に検知し，論理回路により臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が線量率の上昇を同時に検知し，臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	・放射線レベル ※臨界検知用放射線検出器	臨界検知用放射線検出器により臨界事故の発生を検知し，直ちに実施する。	1E+0～1E+7μSv/h	－	－	－	○放射線レベル（SA常設） ○放射線レベル（SA可搬型） ※上記はガンマ線用サーベイ メータ，中性子線用サーベイ メータ 未臨界への移行は，ガンマ線用サーベイ メータ及び中性子線用サーベイ メータを用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し，線量率が平常運転時程度まで低下したことにより判断する。	○放射線レベル（SA常設） ○放射線レベル（SA可搬型） ※上記はガンマ線用サーベイ メータ，中性子線用サーベイ メータ 未臨界への移行は，ガンマ線用サーベイ メータ及び中性子線用サーベイ メータを用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し，線量率が平常運転時程度まで低下したことにより判断する。	○放射線レベル（SA常設） ○放射線レベル（SA可搬型） ※上記はガンマ線用サーベイ メータ，中性子線用サーベイ メータ 可溶性中性子吸収材の自動供給 。 可溶性中性子吸収材の自動供給により速やかに未臨界に移行し，及び未臨界を維持できること。具体的には，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系から供給した可溶性中性子吸収材により臨界事故の発生を想定する機器の実効増倍率が 0.95 以下になること。	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設） ・貯槽温度（常設） ・溶液密度（常設） ・放射線レベル（常設） ・漏えい液受皿液位（常設） ・エリアモニタ（常設） ・室差圧（常設）
	自主対策	可溶性中性子吸収材の手動供給	異なる３台の臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界に伴って放出されるガンマ線の線量率の上昇を同時に検知し，論理回路により臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が線量率の上昇を同時に検知し，臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	・放射線レベル ※臨界検知用放射線検出器	臨界検知用放射線検出器により臨界事故の発生を検知し，直ちに実施する。	1E+0～1E+7μSv/h	－	－	－	・放射線レベル（SA常設） ・放射線レベル（SA可搬型） ※上記はガンマ線用サーベイ メータ，中性子線用サーベイ メータ 未臨界への移行は，ガンマ線用サーベイ メータ及び中性子線用サーベイ メータを用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し，線量率が平常運転時程度まで低下したことにより判断する。	・放射線レベル（SA常設） ・放射線レベル（SA可搬型） ※上記はガンマ線用サーベイ メータ，中性子線用サーベイ メータ 未臨界への移行は，ガンマ線用サーベイ メータ及び中性子線用サーベイ メータを用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し，線量率が平常運転時程度まで低下したことにより判断する。	－	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設） ・貯槽温度（常設） ・溶液密度（常設） ・放射線レベル（常設） ・漏えい液受皿液位（常設） ・エリアモニタ（常設） ・室差圧（常設）
	ＳＡ対策	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気	異なる３台の臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界に伴って放出されるガンマ線の線量率の上昇を同時に検知し，論理回路により臨界事故が発生したと判定した場合。	臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が線量率の上昇を同時に検知し，臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	・放射線レベル ※臨界検知用放射線検出器	臨界検知用放射線検出器により臨界事故の発生を検知し，直ちに実施する。	1E+0～1E+7μSv/h	廃ガス貯留槽の圧力が 0.7MPaに到達した場合。	－	－	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計の指示値が必要空気流量以上であること。	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計の指示値が必要空気流量以上であること。	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気。 臨界事故が発生した貯槽等内の水素濃度が，水素爆発未然防止濃度（ドライ換算８ｖｏｌ％）未満に維持できること 。	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設） ・貯槽温度（常設） ・溶液密度（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（常設） ・室差圧（常設） ・エリアモニタ（常設）
	ＳＡ対策	貯留設備による放射性物質の貯留	異なる３台の臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界に伴って放出されるガンマ線の線量率の上昇を同時に検知し，論理回路により臨界事故が発生したと判定した場合。	臨界検知用放射線検出器のうち，２台以上の臨界検知用放射線検出器が線量率の上昇を同時に検知し，臨界事故の発生を想定する機器において臨界事故が発生したと判定した場合。	・放射線レベル ※臨界検知用放射線検出器	臨界検知用放射線検出器により臨界事故の発生を検知し，直ちに実施する。	1E+0～1E+7μSv/h	－	廃ガス貯留槽の圧力が0.7MPaに到達した場合。	0～1MPa	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） 廃ガス貯留槽の内圧が空気圧縮機の吐出圧力相当の 0.7ＭＰａに達していること。	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） ○廃ガス貯留槽流量（SA常設） ○廃ガス貯留槽放射線レベル（SA常設） ○廃ガス洗浄塔入口圧力（SA常設） ○溶解槽圧力（SA常設）	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） ○廃ガス貯留槽流量（SA常設） ○廃ガス貯留槽放射線モニタ（SA常設） 貯留設備による放射性物質の貯留。 未臨界に移行し，廃ガス貯留槽での貯留が完了したうえで，廃ガス処理設備を起動して平常運転時の放出経路に復旧した状況下での大気中へ放出される放射性物質の放出量がセシウム－137 換算で 100ＴＢｑを下回るものであって，かつ，実行可能な限り低いこと。	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設） ・貯槽温度（常設） ・溶液密度（常設） ・フィルタ差圧（常設） ・室差圧（常設） ・エリアモニタ（常設） ・主排気筒モニタ（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応	ＳＡ対策＊	内部ループ通水による冷却	安全冷却水系の冷却塔，外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水を循環するためのポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，又は，外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）膨張槽水位低警報 ・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV常用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋6.9kV常用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	・膨張槽液位 膨張槽の液位を確認し，健全な系統（膨張槽液位が低下していない系統）を選択する。 ・冷却コイル圧力 ※AB内部ループ圧力は分離建屋蒸発乾固1の内部ループのみ 内部ループ圧力を確認し，健全な系統（内部ループの圧力が低下してない系統）を選択する。	0～10m 0～1.6MPa	○貯槽温度（SA可搬型，SA常設※4） ●冷却コイル通水流量（SA可搬型） ●冷却水流量（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型，SA常設※4） 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることを確認することにより，安全冷却水系の内部ループへの通水による冷却機能が維持されていることを判断する。	○漏えい液受皿液位（SA可搬型） セル内における機器の損傷による漏えいの発生の有無を確認する。 ○冷却水流量（SA可搬型） ○建屋供給冷却水流量（SA可搬型） 通水流量を調整する。 通水時の監視項目。 ○貯槽温度（SA可搬型，SA常設※4） ●冷却コイル通水流量（SA可搬型） ●冷却水流量（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型，SA常設※4） 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることを確認することにより，安全冷却水系の内部ループへの通水による冷却機能が維持されていることを判断する。 通水時の監視項目。 ○冷却水排水線量（SA可搬型） 内部ループに通水した冷却水の汚染の有無を監視する。 汚染発生時の系統切替の実施。 ○膨張槽液位（SA可搬型） 膨張槽の液位を確認し，健全な系統（膨張槽液位が低下していない系統）を選択する。 ○冷却コイル圧力（SA可搬型） ※AB内部ループ圧力は分離建屋蒸発乾固１の内部ループのみ 内部ループ圧力を確認し，健全な系統（内部ループの圧力が低下してない系統）を選択する。	○貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●冷却コイル通水流量(SA可搬型) ●冷却水流量(SA可搬型) ●貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 内部ループへの通水 高レベル廃液等が崩壊熱により温度上昇し，沸騰に至る前に，貯水槽から内部ループに冷却水を通水することで，高レベル廃液等の温度が沸点に至らずに低下傾向を示すこと。	【補助パラメータ】 ・安全冷却水放射線レベル（常設）
	自主対策	共通電源車を用いた冷却機能の回復	外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うことし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV常用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋6.9kV常用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	内部ループ通水の系統とは異なる系統を選択する。	—	・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・貯槽温度（常設） ・安全冷却水系流量（常設：外部ループ） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ） 非常用電源建屋の母線電圧が約6,600V であること，母線電圧低警報が回復することにより確認する	・第2非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンク液位（常設）	—	【補助パラメータ】 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・貯槽温度(常設) ・安全冷却水系流量(常設：外部ループ) ・安全冷却水系流量(常設：内部ループ)
	自主対策	安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却	安全冷却水系の内部ループの安全冷却水ポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，かつ，再処理施設の安全冷却水系の外部ループが運転中の場合。（第1.2－５表） 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うことし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）膨張槽水位低警報	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	内部ループ通水の系統とは異なる系統を選択する。	—	・貯槽温度(常設) 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることにより確認する。 ・安全冷却水系流量(常設：外部ループ) ・安全冷却水系流量(常設：内部ループ)	・貯槽温度(常設) ・安全冷却水系流量(常設：外部ループ) ・安全冷却水系流量(常設：内部ループ) ・膨張槽液位(常設：外部ループ)	—	【補助パラメータ】 ・貯槽温度(常設) ・安全冷却水系流量(常設：外部ループ) ・安全冷却水系流量(常設：内部ループ) ・膨張槽液位(常設：外部ループ)

補2-10-7

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応	自主対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却（再処理設備本体）	再処理施設の安全冷却水系の冷却塔又は外部ループの安全冷却水循環ポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，かつ，使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の安全冷却水系の外部ループが運転中の場合， 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔ファン起動状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ起動状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環流量低警報 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系膨張槽水位低警報	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	内部ループ通水の系統とは異なる系統を選択する。	—	・貯槽温度（常設） 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることにより確認する。 ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	・貯槽温度（常設） ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・膨張槽液位（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	—	【補助パラメータ】 ・貯槽温度（常設） ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・膨張槽液位（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）
	自主対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却（高レベル廃液貯蔵設備）	再処理施設の安全冷却水系の冷却塔又は外部ループの安全冷却水循環ポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，かつ，使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の安全冷却水系の外部ループが運転中の場合， 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔ファン起動状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ起動状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環流量 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系膨張槽水位	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	内部ループ通水の系統とは異なる系統を選択する。	—	・貯槽温度（常設） 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることにより確認する。 ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	・貯槽温度（常設） ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・膨張槽液位（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	—	【補助パラメータ】 ・貯槽温度（常設） ・安全冷却水系流量（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・膨張槽液位（常設：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）
	自主対策	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却	再処理施設の安全冷却水系の冷却塔又は外部ループの安全冷却水循環ポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，かつ，使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の安全冷却水系の外部ループが停止中の場合，かつ，再処理設備本体の運転予備負荷用一般冷却水系が運転中の場合。 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機が全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔ファン停止状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ停止状態 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却水循環流量低警報 ・使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用安全冷却水系膨張槽水位低警報	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	内部ループ通水の系統とは異なる系統を選択する。	—	・貯槽温度（常設） 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることにより確認する。 ・運転予備負荷用一般冷却水系流量（常設） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	・貯槽温度（常設） ・運転予備負荷用一般冷却水系流量（常設） ・運転予備負荷用膨張槽液位（常設） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）	—	【補助パラメータ】 ・貯槽温度（常設） ・運転予備負荷用一般冷却水系流量（常設） ・運転予備負荷用膨張槽液位（常設） ・安全冷却水系流量（常設：内部ループ）

第2-10-3表　パラメータ抽出表（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備及び手順等）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応	SA対策＊	貯水槽から機器への注水	安全冷却水系の冷却塔，外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水を循環するためのポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，又は，外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機が全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）膨張槽水位低警報 ・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV常用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧	・貯槽液位 ・貯槽温度 ・機器注水流量 ・凝縮水回収先セル液位 ・凝縮水回収先貯槽液位 溶液が沸騰に至り，溶液量が公称容量の70%まで減少する前に実施する。※2	液位：0～30kPa 密度：0～5kPa 液位：0～30kPa 密度：0～10kPa 液位：0～60kPa 密度：0～5kPa 液位：0～60kPa 密度：0～10kPa 液位：0～80kPa 密度：0～10kPa	機器の初期保有量に到達した時点	—	—	○貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) ●貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●機器注水流量(SA可搬型) ●凝縮水回収先セル液位(SA可搬型，SA常設※4) ●凝縮水回収先貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 機器の液位から，機器に注水されていることを確認することで，蒸発乾固の進行が防止されていることを確認する。	○貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) ●貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●機器注水流量(SA可搬型) ●凝縮水回収先セル液位(SA可搬型，SA常設※4) ●凝縮水回収先貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 溶液が沸騰に至り，溶液量が公称容量の70%まで減少する前に実施する。 機器の液位から，機器に注水されていることを確認することで，蒸発乾固の進行が防止されていることを確認する。 注水時の監視項目。 ○貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●冷却コイル通水流量(SA可搬型) ●冷却水流量(SA可搬型) ●貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 注水時の監視項目。 ○機器注水流量(SA可搬型) 注水流量を調整する。 注水時の監視項目。	○貯槽液位（SA可搬型，SA常設※4) ●貯槽温度（SA可搬型，SA常設※4) ●機器注水流量（SA可搬型) ●凝縮水回収先セル液位（SA可搬型，SA常設※4) ●凝縮水回収先貯槽液位（SA可搬型，SA常設※4) 貯槽等への注水 高レベル廃液等が沸騰に至ったとしても，貯水槽から貯槽等へ注水することで，貯槽等の液位を一定範囲に維持でいること。	—
蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応	SA対策＊	冷却コイル等への通水による冷却	上記「1．2．3．1（1）内部ループ通水による冷却」を実施したにもかかわらず，安全冷却水系の内部ループへの通水が機能しない場合。	内部ループ通水を実施したにもかかわらず，安全冷却水系の内部ループへの通水が機能しない場合	・貯槽温度 ・安全冷却水流量	・貯槽温度 ・冷却コイル通水流量 ・冷却水流量 ・貯槽液位 溶液温度の上昇率に変動がない場合 ・冷却水流量 計測した流量以上で内部ループへ通水できない場合 準備完了後，直ちに実施する。	0～130℃ 2.3～107m3/h	—	・冷却コイル圧力 冷却コイルを加圧し，冷却コイル圧力計で指示値が低下していないコイルを選択する。	0～1MPa	○貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●冷却コイル通水流量(SA可搬型) ●冷却水流量(SA可搬型) ●貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることを確認することにより，冷却コイル等への通水による冷却が維持されていることを判断する。	○冷却コイル圧力(SA可搬型) 冷却コイルを加圧し，冷却コイル圧力計で指示値が低下していないコイルを選択する。 ○貯槽温度(SA可搬型，SA常設※4) ●冷却コイル通水流量(SA可搬型) ●冷却水流量(SA可搬型) ●貯槽液位(SA可搬型，SA常設※4) 内部ループへの通水の実施にもかかわらず，溶液の温度上昇率に変化がない場合，冷却コイル等への通水の実施を判断する。 機器に内包する溶液の温度が85℃以下で安定していることを確認することにより，冷却コイル等への通水による冷却が維持されていることを判断する。 ○冷却水排水線量(SA可搬型) 冷却コイル等への通水に使用した冷却水は，可搬型冷却水排水線量計を用いて汚染の有無を監視する。 汚染発生時の系統切替の実施。 ○冷却水流量(SA可搬型) 内部ループへの通水流量が計画した流量以上を確保できない場合，冷却コイル等への通水の実施を判断する。 ○冷却コイル通水流量(SA可搬型) ○建屋供給冷却水流量(SA可搬型) 通水流量を調整する。 通水時の監視項目。	○貯槽温度（SA可搬型，SA常設※4) ●冷却コイル通水流量（SA可搬型) ●冷却水流量（SA可搬型) ●貯槽液位（SA可搬型，SA常設※4) 冷却コイル等への通水 高レベル廃液等が沸騰に至ったとしても，冷却コイル等へ通水することにより，高レベル廃液等の温度が沸点から低下傾向を示し，高レベル廃液等が沸騰しない状態を継続して維持できること。	—

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応	自主対策	給水処理設備等から機器への注水	内部故障による多重故障により安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，かつ，蒸発乾固の発生を未然に防止するための対応が機能しなかった場合。 本対応は，重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員に加えて，本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととし，重大事故等対処設備を用いた対応を並行して実施する。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・貯槽温度 ・安全冷却水流量	溶液量が機器容量の最大値の70%未満の場合は直ちに実施する。沸騰後は溶液量が機器容量の最大値の70%まで減少する前に実施する。※2	機器容量に異なる値に到達した時点	—	—	・貯槽液位（常設） 機器の液位から，機器に注水されていることにより確認する。 蒸発乾固の進行が緩和されていることの確認。	・貯槽液位（常設） 機器の液位から，機器に注水されていることにより確認する。	—	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設）
	ＳＡ対策	セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応（全交流動力電源喪失時の対応）	安全冷却水系の冷却塔，外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水を循環するためのポンプが多重故障し，安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合，又は，外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）膨張槽水位低警報 ・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV常用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋6.9kV常用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧	準備完了後，直ちに実施する。 溶液の温度が85℃に至り，温度の上昇傾向が続く場合，セル導出の経路構築作業の実施を判断する。	—	—	バイパスラインへの切り替えの判断 予備系列への切り替えの判断	—	○凝縮器出口排気温度（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型） ●凝縮水回収先セル液位（SA可搬型） ●凝縮水回収先貯槽液位（SA可搬型） 凝縮器出口排気温度が50℃以下となっていることで，凝縮器が所定の性能を発揮していることを判断する。 ○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型）	○凝縮器通水流量（SA可搬型） 凝縮器通水流量の調整。 凝縮器通水時の監視項目。 ○冷却水排水線量（SA可搬型） 凝縮器への通水に使用した冷却水の汚染の有無の確認。 ○凝縮器出口排気温度（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型） ●凝縮水回収先セル液位（SA可搬型） ●凝縮水回収先貯槽液位（SA可搬型） 凝縮器出口排気温度が50℃以下となっていることで，凝縮器が所定の性能を発揮していることを判断する。 凝縮器への通水時における監視項目。 ○フィルタ差圧（SA可搬型） 予備系列への切り替えの判断。 可搬型排風機による管理放出時における監視項目。 ○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） バイパスラインへの切り替えの判断。 セル導出時の監視項目。 ○凝縮水回収先セル液位（SA可搬型） ○凝縮水回収先貯槽液位（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型） ●凝縮器出口排気温度（SA可搬型） 凝縮器への通水時における監視項目。 ○廃ガス洗浄塔入口圧力（SA可搬型） ○混合廃ガス凝縮器入口圧力（SA可搬型） セル導出時の監視項目。 ○導出先セル圧力（SA可搬型） 可搬型排風機による管理放出時における監視項目。	○凝縮水回収先セル液位（SA可搬型） ○凝縮水回収先貯槽液位（SA可搬型） ●貯槽液位（SA可搬型） ●凝縮器出口排気温度（SA可搬型） 凝縮器への通水 事態の収束までに発生する凝縮水の発生量が，凝縮水の回収先セルの漏えい液受皿等の容量を下回ること。 ○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型） 大気中への放射性物質の放出量 冷却コイル等への通水による事態の収束までに大気中へ放出される放射性物質の放出量が，セシウム－137換算で100ＴＢｑを下回るものであって，かつ，実行可能な限り低いこと。	【補助パラメータ】 ・室差圧（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応	SA対策＊	セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応（交流動力電源が健全である場合の対応）	塔槽類廃ガス処理設備の排風機が運転状態を維持し，貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85℃に至り，かつ，温度の上昇傾向が続き，塔槽類廃ガス処理設備の排風機を停止した場合。	以下の①～⑤により冷却機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機が全台故障 ⑤上記①～④の複数同時発生の場合	・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却塔ファン故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（外部ループ）膨張槽水位低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ故障警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環ポンプ吐出圧力 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）冷却水循環流量低警報 ・再処理施設用安全冷却水系（内部ループ）膨張槽水位低警報 ・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV常用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋6.9kV常用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧	・貯槽温度 ・冷却コイル通水流量 ・冷却水流量 ・貯槽液位 内包する溶液の温度が85℃に至り，かつ温度の上昇傾向が続く場合に実施する。※3	0～100℃ 0～200℃	—	バイパスラインへの切り替えの判断 予備系列への切り替えの判断	—	同上	○凝縮器通水流量（SA可搬型） 凝縮器通水流量の調整。 凝縮器通水時の監視項目。 ○冷却水排水線量（SA可搬型） 凝縮器への通水に使用した冷却水の汚染の有無の確認。 ○凝縮器出口排気温度（SA可搬型） ●貯槽液位（SA常設※4） ●凝縮水回収先セル液位（SA常設※4） ●凝縮水回収先貯槽液位（SA常設※4） 凝縮器出口排気温度が50℃以下となっていることで，凝縮器が所定の性能を発揮していることを判断する。 凝縮器への通水時における監視項目。 ○フィルタ差圧（SA可搬型） 予備系列への切り替えの判断。 可搬型排風機による管理放出時における監視項目。 ○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） バイパスラインへの切り替えの判断。 セル導出時の監視項目。 ○凝縮水回収先セル液位（SA常設※4） ○凝縮水回収先貯槽液位（SA常設※4） ●貯槽液位（SA常設※4） ●凝縮器出口排気温度（SA可搬型） 凝縮器への通水時における監視項目。 ○廃ガス洗浄塔入口圧力（SA常設※4） ○混合廃ガス凝縮器入口圧力（SA常設※4） セル導出時の監視項目。 ○導出先セル圧力（SA可搬型） 可搬型排風機による管理放出時における監視項目。	同上	—

※1　供給元の系統が運転中の場合に実施する。
※2　公称容量の70%は，溶液の濃縮による沸点上昇を考慮しても揮発性ルテニウムが発生する120℃に至らない液量を設定する。
※3　沸騰温度に余裕を考慮して，85℃を超える場合には，放出低減対策を実施する。
※4　外的起因時は自主対策設備とする。
＊　**内的SA対策を含む。**

第2-10-4表　パラメータ抽出表（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備及び手順等）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
水素爆発の発生防止対策の対応手順	ＳＡ対策＊	水素爆発を未然に防止するための空気の供給	安全圧縮空気系の空気圧縮機が多重故障し、安全圧縮空気の水素掃気機能が喪失した場合、又は外部電源が喪失し、第２非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第1.3-5表）	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③上記①～②の複数同時発生の場合	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	現場確認結果を踏まえて接続口が健全かつアクセス可能な系統を選択する。	－	水素掃気機能が維持されていること ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1）	○圧縮空気自動供給貯槽圧力（AB,AC）（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○圧縮空気自動供給ユニット圧力（CA）（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○機器圧縮空気自動供給ユニット圧力（AB,AC,CA）（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○かくはん系統圧縮空気圧力（AC,KA）（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○貯槽温度（SA可搬型） ●水素濃度（SA可搬型）	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） 発生防止対策については，圧縮空気の供給により気相部の水素濃度が未然防止濃度に至らず，対策により水素濃度が可燃限界濃度以上の場合は低下傾向を示し可燃限界濃度未満で平衡値となること。	【補助パラメータ】 ・貯槽液位（常設） ・室差圧（常設） ・漏えい液受皿液位（常設）
	自主対策	共通電源車を用いた水素掃気機能の回復	外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第1.3-5表）	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③上記①～②の複数同時発生の場合	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	現場確認結果を踏まえて健全な系統を選択する。	－	非常用電源建屋の母線電圧が約6,600Vであること、母線電圧低警報が回復すること。 ・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧（常設） ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧（常設） ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧（常設） ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋）（常設） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力）（常設） ・貯槽掃気圧縮空気流量（常設）	・非常用電源建屋6.9ｋＶ非常用主母線Ａ電圧（常設） ・非常用電源建屋6.9ｋＶ非常用主母線Ｂ電圧（常設）	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧（常設） ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧（常設） ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧（常設） ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） 圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋）（常設） 水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力）（常設） 貯槽掃気圧縮空気流量（常設）	【補助パラメータ】 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋）（常設） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力）（常設） ・貯槽掃気圧縮空気流量（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
水素爆発の拡大防止対策の対応手順	ＳＡ対策＊	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給	設計基準を超える条件より厳しい条件としての外的事象の「火山」及び内的事象により水素掃気機能が喪失した場合。（第1.3-5表）	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③上記①～②の複数同時発生の場合	①火山起因 ・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	－	－	機器に供給される圧縮空気の流量が機器内の水素を可燃限界濃度未満に希釈できる流量に維持されていること ①火山起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型）	①火山起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型）	①火山起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型）	【補助パラメータ】 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋）（常設） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力）（常設） ・貯槽掃気圧縮空気流量（常設）
					②内的全台故障起因 圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋） 水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） 貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）						機器に供給される圧縮空気の流量が機器内の水素を可燃限界濃度未満に希釈できる流量に維持されていること ②内的全台故障起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1）	②内的全台故障起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○貯槽温度（SA可搬型） ●水素濃度（SA可搬型）	②内的全台故障起因 ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○水素掃気系統圧縮空気圧力（SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA常設※1）	【補助パラメータ】 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋）（常設） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力）（常設） ・貯槽掃気圧縮空気流量（常設）

第2-10-4表　パラメータ抽出表（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備及び手順等）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
水素爆発の拡大防止対策の対応手順	ＳＡ対策＊	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	安全圧縮空気系の空気圧縮機が多重故障し、安全圧縮空気の水素掃気機能が喪失した場合、又は外部電源が喪失し、第２非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第1.3-5表）	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③上記①～②の複数同時発生の場合	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	現場確認結果を踏まえて接続口が健全かつアクセス可能な系統を選択する。	－	第1.3-3表に示す機器に供給される圧縮空気の流量により水素掃気機能が維持されていること ○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1）	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○貯槽温度（SA可搬型，SA常設※1） ●水素濃度（SA可搬型）	○貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ●水素掃気系統圧縮空気圧力（SA可搬型，SA常設※1） ●かくはん系統圧縮空気圧力（SA可搬型） ●セル導出ユニット流量（SA可搬型） ○セル導出ユニット流量（SA可搬型） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） ○水素濃度（SA可搬型） ●貯槽温度（SA可搬型，SA常設※1） ●貯槽掃気圧縮空気流量（SA可搬型，SA常設※1） 拡大防止対策については，圧縮空気の供給により気相部の水素濃度が未然防止濃度に至らず，対策により水素濃度が可燃限界濃度以上の場合は低下傾向を示し可燃限界濃度未満で平衡値となること。 仮に水素爆発を想定した場合の大気中へ放出される放射性物質の放出量と，水素爆発の再発を防止するための空気の供給により大気中へ放出される放射性物質の放出量の合計値がＣｓ－137 換算で100ＴＢｑを下回るものであって，かつ，実行可能な限り低いこと。	－
	ＳＡ対策	セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 （全交流動力電源喪失時の対応）	安全圧縮空気系の空気圧縮機が多重故障し、安全圧縮空気の水素掃気機能が喪失した場合、又は外部電源が喪失し、第２非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第1.3-5表）	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③その他外的要因による静的機器の複数損傷及び上記①～②の複数同時発生の場合	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	パイパスラインへの切り替えの判断 予備系列への切り替えの判断	－	○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型）	○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型） ○廃ガス洗浄塔入口圧力（AA,KA）（SA可搬型） ○導出先セル圧力（SA可搬型）	○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型） 仮に水素爆発を想定した場合の大気中へ放出される放射性物質の放出量と，水素爆発の再発を防止するための空気の供給により大気中へ放出される放射性物質の放出量の合計値がＣｓ－137 換算で100ＴＢｑを下回るものであって，かつ，実行可能な限り低いこと。	－
	ＳＡ対策＊	セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 （交流動力電源が健全である場合の対応）	安全圧縮空気系の空気圧縮機が多重故障した場合。	以下の①～③により水素掃気機能が喪失した場合 ①安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ②外部電源喪失かつ第２非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③上記①～②の複数同時発生の場合	・非常用電源建屋　6.9kV非常用主母線A,B電圧 ・制御建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・前処理建屋　6.9kV非常用母線A,B電圧 ・第２非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第２非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・圧縮空気貯槽圧力（AA建屋） ・水素掃気系統圧縮空気圧力（各建屋入口の圧力） ・貯槽掃気圧縮空気流量（流量低警報）	準備完了後、直ちに実施する。	－	－	パイパスラインへの切り替えの判断 予備系列への切り替えの判断	－	同上	○セル導出ユニットフィルタ差圧（SA可搬型） ○フィルタ差圧（SA可搬型） ○廃ガス洗浄塔入口圧力（AA,KA）（SA常設※1） ○導出先セル圧力（SA可搬型）	同上	－

※１　外的起因時は自主対策設備とする。
＊　　内的SA対策を含む。

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順	ＳＡ対策	プルトニウム濃縮缶への供給停止	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合。	下記３つの警報のうち２つ以上の警報が発報したことを確認し，判断する ・ プルトニウム濃縮缶の圧力高高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の気相部温度高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の液相部温度高警報の発報	・プルトニウム濃縮缶圧力 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度 ・プルトニウム濃縮缶液相部温度	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合，実施する。	-24～2kPa 0～200℃（気相部） 0～200℃（液相部）	－	－	－	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） プルトニウム濃縮缶供給槽液位が一定となっていることにより判断する。	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設）	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又は加熱設備の停止。 プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又はプルトニウム濃縮缶への加熱の停止により，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を速やかに防止できること。	【補助パラメータ】 ・プルトニウム濃縮缶液位（常設） ・プルトニウム濃縮缶密度（常設） ・漏えい液受皿液位（常設） ・室差圧（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（常設）
	ＳＡ対策	プルトニウム濃縮缶への供給停止	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合。 緊急停止系を用いたプルトニウム濃縮缶への供給停止操作及び論理回路を用いたプルトニウム濃縮缶への供給停止は，それぞれ同じ移送機器を停止させることであり，影響を及ぼさない。したがって，論理回路を用いたプルトニウム濃縮缶への供給停止と並行して実施する。	下記３つの警報のうち２つ以上の警報が発報したことを確認し，判断する ・ プルトニウム濃縮缶の圧力高高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の気相部温度高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の液相部温度高警報の発報	・プルトニウム濃縮缶圧力 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度 ・プルトニウム濃縮缶液相部温度	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合，実施する。	-24～2kPa 0～200℃（気相部） 0～200℃（液相部）	－	－	－	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） プルトニウム濃縮缶供給槽液位が一定で低下が確認されないこと。	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ○プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設）	○プルトニウム濃縮缶供給槽液位（SA常設） ●供給槽ゲデオン流量（SA常設） プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又は加熱設備の停止。 プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又はプルトニウム濃縮缶への加熱の停止により，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を速やかに防止できること。	【補助パラメータ】 ・プルトニウム濃縮缶液位（常設） ・プルトニウム濃縮缶密度（常設） ・漏えい液受皿液位（常設） ・室差圧（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（常設）
	ＳＡ対策	加熱蒸気の供給停止	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合。	下記３つの警報のうち２つ以上の警報が発報したことを確認し，判断する ・ プルトニウム濃縮缶の圧力高高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の気相部温度高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の液相部温度高警報の発報	・プルトニウム濃縮缶圧力 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度 ・プルトニウム濃縮缶液相部温度	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合，実施する。	-24～2kPa 0～200℃（気相部） 0～200℃（液相部）	－	－	－	○プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度がＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生する温度未満まで低下すること。	○プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設）	○プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶圧力（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶気相部温度（SA常設） ●プルトニウム濃縮缶液相部温度（SA常設） プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又は加熱設備の停止。 プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止又はプルトニウム濃縮缶への加熱の停止により，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を速やかに防止できること。	【補助パラメータ】 ・プルトニウム濃縮缶液位（常設） ・プルトニウム濃縮缶密度（常設） ・漏えい液受皿液位（常設） ・室差圧（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（常設）
	ＳＡ対策	貯留設備による放射性物質の貯留	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合。	下記３つの警報のうち２つ以上の警報が発報したことを確認し，判断する ・ プルトニウム濃縮缶の圧力高高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の気相部温度高警報の発報 ・ プルトニウム濃縮缶の液相部温度高警報の発報	・プルトニウム濃縮缶圧力 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度 ・プルトニウム濃縮缶液相部温度	プルトニウム濃縮缶圧力の高高警報，プルトニウム濃縮缶気相部の温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部の温度高警報のうち，２つ以上の警報が発報した場合，実施する。	-24～2kPa 0～200℃（気相部） 0～200℃（液相部）	－	廃ガス貯留槽の圧力が0.7MPaに到達した場合。	0～1MPa	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） 廃ガス貯留槽の内圧が空気圧縮機の吐出圧力相当の0.7ＭＰａに達していること。	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） ○廃ガス貯留槽流量（SA常設） ○廃ガス洗浄塔入口圧力（SA常設）	○廃ガス貯留槽圧力（SA常設） ○廃ガス貯留槽流量（SA常設） 大気中への放射性物質の放出量。 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止し，廃ガス貯留槽での貯留が完了したうえで，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を起動して平常運転時の放出経路に復旧した状況下での大気中へ放出される放射性物質の放出量がセシウム－137換算で100ＴＢｑを下回るものであって，かつ，実行可能な限り低いこと。	【補助パラメータ】 ・フィルタ差圧（常設） ・圧縮空気自動供給貯槽圧力（常設）
	ＳＡ対策	放出低減対策	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）及びセルからの排気系の高性能粒子フィルタを用いて大気中への放射性物質の放出を低減する。操作は不要であることから，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）及びセルからの排気系の経路上にある高性能粒子フィルタに対する手順はない。	操作は不要であることから，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）及びセルからの排気系の経路上にある高性能粒子フィルタに対する手順はない。	－	－	－	－	－	－	－	－		【補助パラメータ】 ・フィルタ差圧（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		対策の成功判断に用いるパラメータ	実施判断パラメータ		備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲		操作手順に用いるパラメータ	有効性評価に用いるパラメータ	
使用済燃料の損傷の防止のための対応	SA対策※	代替補給水設備（注水）による注水	以下のいずれかの状況に至った場合。 ・降灰予報が発表され，降灰による全電源喪失のおそれが確認された場合。 ・外部電源喪失し，第1非常用ディーゼル発電機が運転できない。 ・プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能の喪失並びに補給水設備及び給水処理設備の注水機能が喪失した場合。（第1.5-4表）	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	・燃料貯蔵プール等水位 ・燃料貯蔵プール等水温 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧 ・プール水冷却系ポンプ出口流量 ・補給水槽水位 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度 ・安全冷却水系膨張槽液位 ・第1非常用ディーゼル発電機一括故障 ・プール水冷却系ポンプ故障警報 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報 ・補給水設備ポンプ故障警報 ・給水処理設備純水ポンプ故障警報	準備完了後，通常水位又はプール水冷却系の吸込み側配管に設置される越流せきを目安に注水を実施する。	－	通常水位である燃料貯蔵プール底面より11.5m程度又は越流せき位置であるプール底面より11.1m程度まで水位が到達した場合	現場確認結果を踏まえてアクセス及び敷設可能なルートを選択する。	－	○燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型） 燃料貯蔵プール等の水位が回復・維持されていることを確認する。	○代替注水設備流量（SA可搬型） ○燃料貯蔵プール等水温（SA可搬型） ○燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型）	○燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型） 燃料有効長頂部を冠水できる水位（通常水位－7.4m）を確保できること及び放射線を遮蔽できる水位（通常水位－5.0m）※1を確保できること。また，未臨界を維持できること。	－
	自主対策	共通電源車を用いた冷却機能及び注水機能並びに監視機能の回復	外部電源が喪失し，第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第1.5-4表） 本対応を実施するための要員が確保可能な場合に着手することとする。	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	・燃料貯蔵プール等水位 ・燃料貯蔵プール等水温 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧 ・プール水冷却系ポンプ出口流量 ・補給水槽水位 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度 ・安全冷却水系膨張槽液位 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・プール水冷却系ポンプ故障警報 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報 ・補給水設備ポンプ故障警報	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	現場確認結果により，給電可能な系統を選択する。	－	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧（常設） ・プール水冷却系ポンプ出口流量（常設） ・補給水槽水位（常設） ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量（常設） ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度（常設） ・安全冷却水系膨張槽液位（常設） 冷却機能及び注水機能が回復したことにより確認する。	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧（常設） ・プール水冷却系ポンプ出口流量（常設） ・補給水槽水位（常設） ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量（常設） ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度（常設） ・安全冷却水系膨張槽液位（常設）	－	－
	自主対策	消火設備による注水	全交流電源の喪失により，冷却機能及び注水機能が喪失した場合及び消火活動に使用しない場合。（第1.5-4表）	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	・燃料貯蔵プール等水位 ・燃料貯蔵プール等水温 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧 ・プール水冷却系ポンプ出口流量 ・補給水槽水位 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度 ・安全冷却水系膨張槽液位 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・プール水冷却系ポンプ故障警報 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報 ・補給水設備ポンプ故障警報	現場確認結果，消火設備が使用可能と判断された場合，通常水位である燃料貯蔵プール底面より11.5mに対し，-50mmとなった場合，実施する。	－	燃料貯蔵プール等の通常水位である燃料貯蔵プール底面より11.5m程度に到達した場合	現場確認結果により，使用可能な屋内消火栓を選択する。	－	・燃料貯蔵プール等水位（常設） 燃料貯蔵プール等の水位が回復・維持されていることを確認する。	・燃料貯蔵プール等水位（常設）	－	－

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		対策の成功判断に用いるパラメータ	実施判断パラメータ		備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲		操作手順に用いるパラメータ	有効性評価に用いるパラメータ	
使用済燃料の損傷の防止のための対応	SA対策	代替補給水設備（スプレイ）によるスプレイ	可搬型中型移送ポンプによる燃料貯蔵プール等への注水によっても水位低下が継続する場合又は初動対応において，燃料貯蔵プール等の水位の低下量が40mm/30分以上低下している場合。（第1.5-4表）	代替補給水設備（注水）による燃料貯蔵プール等への注水を行っても水位低下が継続する場合又は初動対応による確認の結果，水位低下量が40mm/30分を上回ることを確認した場合	・燃料貯蔵プール等水位 ・代替注水設備流量	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	現場確認結果を踏まえてアクセス及び敷設可能なルートを選択する。	－	○スプレイ設備流量（SA可搬型） 可搬型スプレイヘッダから燃料貯蔵プール等へスプレイされていること。	○代替注水設備流量（SA可搬型） ○スプレイ設備流量（SA可搬型） ○燃料貯蔵プール等水温（SA可搬型，SA常設） ○燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型，SA常設）	－	－
	自主対策	資機材による漏えい緩和	プール水の漏えいが継続している場合で，漏えい箇所の特定及び燃料貯蔵プール等近傍へのアクセスが可能な場合。（第1.5-4表）	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	・燃料貯蔵プール等漏えい検知装置	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	－	－	・燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型） 漏えい量の減少や水位低下が停止したことを確認する。	・燃料貯蔵プール等漏えい検知装置（常	－	－
	SA対策	監視設備による監視	燃料貯蔵プール等の水位，水温，空間線量の計測ができなくなった場合。（第1.5-4表）	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	・燃料貯蔵プール等水位 ・燃料貯蔵プール等水温 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧 ・プール水冷却系ポンプ出口流量 ・補給水槽水位 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度 ・安全冷却水系膨張槽液位 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・プール水冷却系ポンプ故障警報 ・安全冷却水系ポンプ故障警報 ・補給設備ポンプ故障警報 ・給水処理設備ポンプ故障警報	準備完了後，直ちに実施する。	・可搬型水位計（超音波式）：0～11.5m ・可搬型水位計（メジャー）：0～2m ・可搬型燃料貯蔵プール水位計：0～11.5m ・可搬型燃料貯蔵プール水位計（広域）：0～11.5m ・可搬型水温計：0～100℃ ・可搬型燃料貯蔵プール温度計：0～100℃ ・可搬型代替注水設備流量計：0～240m^3/h ・可搬型スプレイ設備流量計：0～114m^3/h ・可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計：1mSv/h～1000Sv/h	－	現場確認結果を踏まえてアクセス及び敷設可能なルートを選択する。	－	－	○燃料貯蔵プール等水位（SA可搬型，SA常設） ○燃料貯蔵プール等水温（SA可搬型，SA常設） ○燃料貯蔵プール等空間線量率（SA可搬型，SA常設） ○燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）（SA可搬型，SA常設）	－	【補助パラメータ】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧（機器付）（SA可搬型） ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力（機器付）（SA可搬型） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧（常設）
	SA対策	監視設備の保護	監視設備の配備が完了次第実施。（第1.5-4表）	・降灰予報が発表された場合。 ・外部電源喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 以下の①～⑤により冷却機能及び注水機能の喪失，プール水位の低下が確認された場合。 ①プール水冷却系ポンプの全台故障 ②安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ③安全冷却水系冷却塔の全台故障 ④補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑤その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び上記①～④の複数同時発生の場合	－	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	現場確認結果を踏まえてアクセス及び敷設可能なルートを選択する。	－	○燃料貯蔵プール等空間線量率（SA可搬型） ○燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）（SA可搬型）	－	－	【補助パラメータ】 ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力（機器付）（SA可搬型） ・可搬型空冷ユニット出口圧力（機器付）（SA可搬型） ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力（機器付）（SA可搬型） ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量（機器付）（SA可搬型） ・監視カメラ入口空気流量（機器付）（SA可搬型） ・線量率計入口空気流量（機器付）（SA可搬型）

＊　内的SA対策を含む。

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	ＳＡ対策＊	放水設備による大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手順	蒸発乾固対象セルを有する建物に水を供給することで蒸発乾固対象セル又はセル近傍を水没させるための着手の判断基準は以下のとおり。 ・前処理建屋対策班長，分離建屋対策班長，精製建屋対策班長，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長，ガラス固化建屋対策班長又は使用済燃料建屋班長が，蒸発乾固の代替安全冷却水系を使用した対処を講じることができない（重要監視パラメータによる対策実施の効果が確認できない）と判断した場合。 可搬型放水砲を用いた大気中への放射性物質の放出を抑制するための着手判断は以下のとおり。 ・前処理建屋対策班長，分離建屋対策班長，精製建屋対策班長，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長，ガラス固化建屋対策班長又は使用済燃料建屋班長が，可搬型サーベイメータにより，建物内の作業継続が困難であると判断した場合，若しくは，重大事故等に対する対処を行うことが困難になり，大気中への放射性物質の放出が発生したと判断した場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	【セル水没手順】 ・各SA対策にて使用する主要パラメータ 【可搬型放水砲を用いた大気中への放射性物質の放出抑制の手順】 ・エリアモニタ ・建屋内線量率	準備完了後、直ちに実施する。	貯水槽水位：0～10m	－	－	－	○放水砲流量（SA可搬型） ○放水砲圧力（SA可搬型）	○貯水槽水位（SA可搬型，SA常設※1） ○放水砲流量（SA可搬型） ○放水砲圧力（SA可搬型） ○建屋内線量率（SA可搬型，SA常設※1） ※建屋内線量率（SA常設）は設計基準のエリアモニタ（γ）	－	【補助パラメータ】 ・主排気筒モニタ ・モニタリングポスト ※上記は第45条監視設備
	自主対策	主排気筒内への散水の対応手順	排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備により監視している，主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況として，28条有効性評価の放出量を超える放出の可能性がある場合。 →「逐条における拡大防止対策が失敗し，モニタリング設備又は～」へ本文変更	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	45条排気モニタリング設備または可搬型排気モニタリング設備により監視している，主排気塔から大気中への放射性物質の放出状況	準備完了後，直ちに実施する。	貯水槽水位：0～10m	－	－	－	・建屋供給冷却水流量（可搬型） ・中型移送ポンプ吐出圧力（SA可搬型：機器付）	・貯水槽水位（常設，可搬型） ・建屋供給冷却水流量（可搬型） ・中型移送ポンプ吐出圧力（SA可搬型：機器付）	－	【補助パラメータ】 ・建屋供給冷却水流量（可搬型）
	ＳＡ対策＊	燃料貯蔵プール等への注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順	燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えいが発生した場合において，建物内の作業（放射線）環境の悪化により，建物内作業の継続が困難であると判断した場合。 →Fのスプレイ着手判断と同タイミング	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	・プール空間線量 ・プール水位 ・プール状態監視カメラ	準備完了後，直ちに実施する。	貯水槽水位：0～10m	－	－	－	○放水砲流量（SA可搬型）	○放水砲流量（SA可搬型） ○貯水槽水位（SA可搬型，SA常設※1） ○燃料貯蔵プール等空間線量率（SA可搬型，SA常設※1） ※燃料貯蔵プール等空間線量率（SA常設）は設計基準のプールエリアに設置しているエリアモニタ（γ）：4台 ○燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）（SA可搬型，SA常設※1） ※燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）（SA常設）は設計基準のプールエリアを監視している監視カメラ	－	【補助パラメータ】 ・北換気筒モニタ ・モニタリングポスト ※上記は第45条監視設備

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	ＳＡ対策＊	海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手順	「1.7.3.1.1　放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手段」の「（1）放水設備による大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手順」に定める「a．手順着手の判断基準」に基づき，放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処を実施した場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	セル水没手順 各SA対策にて使用する主要パラメータ 可搬型放水砲を用いた大気中への放射性物質の放出抑制の手順 可搬型サーベイメータ（手順1.0で使用するサーベイメータ）	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	－	－	－	－	－	
		尾駮沼への可搬型汚濁水拡散防止フェンスの設置するための対応手順	「1.7.3.3.1　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手段」の「（1）海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手順」に定める「a．手順着手の判断基準」に基づき，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対処を実施した後，実施責任者が敷地外への放射性物質の流出抑制への対処が必要と判断した場合。			準備完了後，直ちに実施する。	－	－	－	－	－	－	－	
	自主対策	尾駮沼出口への可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駮沼出口用）の設置するための対応手順	「1.7.3.3.1　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手段」の「（1）海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手順」に定める「a．手順着手の判断基準」に基づき，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制の対処を実施した後，実施責任者が尾駮沼出口への可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駮沼出口用）の設置する対処が必要と判断した場合。			準備完了後，直ちに実施する。	－	－	－	－	－	－	－	
		初期対応における延焼防止措置の対応手順	航空機燃料火災及び化学火災が発生し，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車による初期対応が必要な場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	・自然現象把握カメラ	準備完了後，直ちに実施する。	－	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順に定める可搬型放水砲による消火活動の実施準備が完了した場合。	－	－	－	－	－	
	ＳＡ対策＊	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順	航空機燃料火災及び化学火災が発生し，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車による延焼防止措置で対処が完了せず，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するために可搬型放水砲による火災発生個所への放水を行う必要がある場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	・自然現象把握カメラ	準備完了後，直ちに実施する。	貯水槽水位：0～10m	鎮火確認後	－	－	○放水砲流量（SA可搬型） ○放水砲圧力（SA可搬型）	○貯水槽水位（SA可搬型，SA常設※1） ○放水砲流量（SA可搬型） ○放水砲圧力（SA可搬型）	－	

※1　外的起因時は自主対策設備とする
＊　内的SA対策を含む。

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
重大事故等への対処に必要となる水の供給手順	ＳＡ対策＊	水源及び水の移送ルート確保	「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.1　蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の「(1)　内部ループ通水による冷却」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(1)　貯水槽から機器への注水」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(2)冷却コイル等への通水による冷却」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(4)　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」への着手判断をした場合。 「1.5　使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち，「1.5.3.1　燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時，又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「(1) 燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。 「1.5　使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち，「1.5.3.2　燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「(1)　燃料貯蔵プール等へのスプレイ」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「1.7.3.2.1　燃料貯蔵プール等への注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「(1)　燃料貯蔵プール等への注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「航空機燃料火災」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「建物放水」への着手判断をした場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	各対策に示すとおり。	準備完了後，直ちに実施する。	－	着手判断を行った各対処において，水源及び水の移送ルート確保中に対処を行う必要が無くなった場合。	各水源の確認結果により，使用可能な水源を選択する。	0～10m	－	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） 第１貯水槽又は第２貯水槽が使用可能なことの確認。	－	【補助パラメータ】 ・貯水槽温度（常設）
	ＳＡ対策＊	第1貯水槽を水源とした対応手順	「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.1　蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の「(1)　内部ループ通水による冷却」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(1)　貯水槽から機器への注水」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(2)冷却コイル等への通水による冷却」への着手判断をした場合。 「1.2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「1.2.3.2　蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「(4)　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」への着手判断をした場合。 「1.5　使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち，「1.5.3.1　燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時，又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「(1) 燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。 「1.5　使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち，「1.5.3.2　燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「(1)　燃料貯蔵プール等へのスプレイ」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「1.7.3.2.1　燃料貯蔵プール等への注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「(1)　燃料貯蔵プール等への注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「航空機燃料火災」への着手判断をした場合。 「1.7　工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち，「建物放水」への着手判断をした場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	各対策に示すとおり。	準備完了後，直ちに実施する。	－	－	－	－	－	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） ○貯水槽水位（電波式）（SA可搬型） 第１貯水槽から水が供給可能なことの確認。	－	【補助パラメータ】 ・貯水槽温度（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
重大事故等への対処に必要となる水の供給手順	ＳＡ対策＊	第2貯水槽又は敷地外水源を水源とした，第1貯水槽への水の供給	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処（燃料貯蔵プール等へのスプレイ），燃料貯蔵プール等への注水の対処及び大気中への放射性物質の放出抑制の対処が開始した場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	各対策に示すとおり。	準備完了後，直ちに実施する。	0～10m	第1貯水槽の水位が100%になった場合に供給を停止する。	－	－	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） ○貯水槽水位（電波式）（SA可搬型） ○送水流量（SA可搬型） 第１貯水槽の貯水槽の水位が所定水位となったことを確認する。	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） ○貯水槽水位（電波式）（SA可搬型） ○送水流量（SA可搬型）	－	【補助パラメータ】 ・貯水槽温度（常設）
	自主対策	二又川取水場所A，淡水取水設備貯水池又は敷地内西側資機材跡地内貯水池を水源とした，第1貯水槽への水の供給	第2貯水槽及び敷地外水源が使用できず，二又川取水場所A，淡水取水設備貯水池又は敷地内西側資機材跡地内貯水池が使用できる場合。 敷地外水源からの取水する前に二又川取水場所A，淡水取水設備貯水池又は敷地内西側資機材跡地内貯水池から第1貯水槽への水の補給が実施できると判断した場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	貯水槽液位（メジャー）	準備完了後，直ちに実施する。	0～10m	第1貯水槽の水位が100%になった場合に供給を停止する。	使用可能な水源を選択する。	－	○貯水槽水位（ロープ式）（可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（常設） ○貯水槽水位（電波式）（可搬型） ○送水流量（可搬型） 第１貯水槽の貯水槽の水位が所定水位となったことを確認する。	○貯水槽水位（ロープ式）（可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（常設） ○貯水槽水位（電波式）（可搬型） ○送水流量（可搬型）	—	【補助パラメータ】 ・貯水槽温度（常設）
	ＳＡ対策＊	第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の供給源の切り替え	第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給が行えなくなり，第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合 拡大防止対策が困難となった場合又は建屋内線量有意に上昇し作業継続が困難となった場合	貯水槽液位（電波式）	第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給が行えなくなったことを確認後，直ちに実施する。	0～10m	－	－	－	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） ○貯水槽水位（電波式）（SA可搬型） ○送水流量（SA可搬型） 第１貯水槽の貯水槽の水位が所定水位となったことを確認する。	○貯水槽水位（ロープ式）（SA可搬型） ○貯水槽水位（電波式）（SA常設※1） ○貯水槽水位（電波式）（SA可搬型） ○送水流量（SA可搬型）	－	【補助パラメータ】 ・貯水槽温度（常設）

※1　外的起因時は自主対策設備とする
＊　内的SA対策を含む。

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
電源の確保に関する手順等	ＳＡ対策	可搬型発電機による電源の確保	（ａ）外部電源の喪失及び第2 非常用ディーゼル発電機2 台が同時に自動起動せず，各建屋において電源供給が確認できない場合。 （ｂ）外部電源の喪失及び第1 非常用ディーゼル発電機2 台が同時に自動起動せず，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報	以下を確認後，直ちに実施する。 ①燃料油　既定量以上 ②発電機電圧正常	—	—	アクセルルートが確保されていること。	—	【以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）	【以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）	—	【補助パラメータ，以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）
		火山の影響による降灰に対する電源の確保（外部保管エリアからの運搬）				降灰予報を確認後，直ちに実施する。	—	—	—	—				
		火山の影響による降灰に対する除灰				降灰の確認後，直ちに実施する。	—	—	—	—				
	自主対策	共通電源車を用いた電源の確保	（ａ）外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第2 非常用ディーゼル発電機2 台が同時に自動起動せず，その原因が地震でない場合。（ＧＡ－Ｍ／Ｃ－Ａ（又はＢ）へ給電） （ｂ）外部電源が喪失し，非常用電源建屋の6.9k Ｖ非常用主母線から制御建屋への給電ができない場合は，可搬型発電機により必要な電力を確保する。外部電源の喪失が，地震を要因としない場合，制御建屋の状況に応じた場合。（ＡＧ－Ｍ／Ｃ－Ａ（又はＢ）へ給電） （ｃ）地震等の外部事象を要因としない全交流動力電源の喪失において，電源盤及び電路等が健全である場合。（ＧＣ－Ｍ／Ｃ－Ｃへ給電） （ｄ）外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第1 非常用ディーゼル発電機の2 系統が同時に起動できず，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9k Ｖ非常用母線Ａ，Ｂへの給電せず，その原因が地震でない場合。（ＦＡ－Ｍ／Ｃ－Ａ（又はＢ）へ給電）	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報	準備完了後，設備の状況により実施する。 ①燃料油　既定量以上 ②共通電源車発電機電圧　正常	—	—	現場確認結果及び事故発生直前での電源系統の保守の状況を確認し，給電可能な系列を選択する。	—	非常用電源建屋（又は制御建屋，ユーティリティ建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）の母線電圧が，約6.6k Ｖであること，及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧（常設）	・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・共通電源車発電機電圧（可搬） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・Ｄ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所（Ｇ７）液位（常設）	—	【補助パラメータ】 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・共通電源車発電機電圧（可搬） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・Ｄ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所（Ｇ７）液位（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
電源の確保に関する手順等	自主対策	設計基準事故に対処するための電力設備による電力の確保	（ａ）外部電源が健全であること，（ｂ）非常用ディーゼル発電機2台が待機状態であり，故障警報が出ていないこと。 （ｃ）非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外中であっても，残りの1 台は待機状態で故障警報が出ていないこと。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報	①～③について電気設備の健全性を確認後，直ちに実施する。 ①154KV母線電圧　正常 ②6.9KV非常用主母線　正常 　6.9KV非常用母線　正常 ③非常用ディーゼル発電機関連　警報発生無し	—	—	系統の警報を確認し，対処可能な系統を選択する。	—	・受電開閉設備154KV受電電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧（常設）	・受電開閉設備154KV受電電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧（常設）	—	【補助パラメータ】 ・受電開閉設備154KV受電電圧（常設） ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電（常設） ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧（常設） ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧（常設） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用
	ＳＡ対策	軽油タンクローリへの注油	［軽油貯蔵タンクから軽油用タンクローリへの給油］ 重大事故等の対処に必要となる可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等を使用する場合。 ・可搬型空気圧縮機：運転開始後約18時間（ドラム缶） ・可搬型中型移送ポンプ：運転開始後約6 時間（ドラム缶） ・大型移送ポンプ：運転開始後約16時間（ドラム缶）	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	—	準備完了後，直ちに実施する。	—	—	—	—	・軽油貯蔵タンク燃料油液位（常設） ・軽油用タンクローリ燃料油液位（SA可搬型）	・軽油貯蔵タンク燃料油液位（常設） ・軽油用タンクローリ燃料油液位（SA可搬型）	—	【補助パラメータ】 ・軽油貯蔵タンク液位（常設） ・軽油用タンクローリ液位（SA可搬型）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
電源の確保に関する手順等	ＳＡ対策	可搬型発電機への給油	〔ドラム缶から可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等への給油〕 可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等の運転開始後，建屋対策班２名にて運転状態確認を1 時間30分以内に1 回実施し，可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等の燃料が減少していた場合。 各可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。燃料は各可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等に附属する燃料タンクの容量及び燃料消費率を考慮し，各可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等に附属する燃料タンクの燃料が枯渇する前に給油できるよう，予め可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ等の近傍に十分な燃料を保管できるドラム缶を準備し，燃料を補給する。主な設備の運転開始からドラム缶への燃料補給が必要となる時間を以下示す。 ・可搬型発電機：運転開始後約15時間（ドラム缶）	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	—	以下を目視確認後，直ちに実施する。 ①燃料既定量以下	—	—	—	—	【以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・精製建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）	【以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・精製建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）	—	【補助パラメータ，以下は全てSA可搬型】 ・前処理建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・分離建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・制御建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油（機器付） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油（機器付）
	自主対策	共通電源車に対する燃料補給	〔第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（又は第1 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク若しくはＤ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所）から共通電源車の車載タンクへの給油〕 重大事故等の自主対処として共通電源車を使用する場合。	以下の①～⑨により冷却機能又は水素掃気機能が喪失した場合 ①外部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ②外部ループ冷却塔の全台故障 ③同一の内部ループに設置された内部ループ冷却水循環ポンプ全台故障 ④プール水冷却系ポンプの全台故障 ⑤安全冷却水系冷却水循環ポンプの全台故障 ⑥安全冷却水系冷却塔の全台故障 ⑦補給水設備ポンプ及び給水処理設備純水ポンプの全台故障 ⑧外部電源喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障 ⑨上記①～⑧の複数同時発生の場合	・第2非常用ディーゼル発電機故障警報 ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報 ・受電開閉設備154KV受電電圧 ・ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電 ・非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・制御建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・前処理建屋460V非常用母線A，B電圧 ・前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・分離建屋460V非常用母線A，B電圧 ・分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・精製建屋460V非常用母線A，B電圧 ・精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A，B電圧 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A，B電圧 ・高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A，B電圧 ・第1非常用ディーゼル発電機故障 ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位低警報	—	以下を目視確認後，直ちに実施する。 ①燃料既定量以下	—	—	—	—	・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・Ｄ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所（Ｇ７）液位（常設）	・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・Ｄ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所（Ｇ７）液位（常設）	—	【補助パラメータ】 ・第1非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・第2非常用ディーゼル発電機用重油貯蔵タンク液位（常設） ・Ｄ／Ｇ用燃料油受入れ・貯蔵所（Ｇ７）液位（常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
事故時に関する計装	ＳＡ対策＊	パラメータの記録	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは，情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び監視制御盤により，計測結果を監視及び記録するために伝送する。 伝送された計測結果は中央制御室及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型情報表示装置及びデータ表示装置により監視し，可搬型情報収集装置及びデータ収集装置により記録する。 ただし，情報把握計装設備の設置が完了するまでの間および継続監視の必要がないパラメータは，重大事故等通信連絡設備を使用して中央制御室又は緊急時対策所へ情報を伝達し，記録用紙に記録する。	安全機能喪失の確認をした場合。	1.1～1.9の各技術的能力の手順等に示す。	準備が完了後、直ちに実施する。	－	－	監視制御盤，データ収集装置及びデータ表示装置にてパラメータの監視及び記録が可能か確認を行う。	－	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	監視制御盤（SA常設） 可搬型情報収集装置（前処理建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（分離建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（精製建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（制御建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報表示装置（制御建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機電圧計（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機燃料油計（SA可搬型） 情報把握計装設備用屋内ケーブル（SA常設） 建屋間伝送用無線装置（SA常設） データ収集装置（SA常設） 情報収集装置（SA常設）

分類	区分	手順	技術的能力　本文記載	手順着手判断（本文表記載）	手順着手の判断に関連する監視パラメータ（安全機能喪失判断）	実施の判断基準		停止の判断基準	その他の判断　（系統選択の判断）		実施判断パラメータ		有効性評価に用いるパラメータ	備考
						判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	対策の成功判断に用いるパラメータ	操作手順に用いるパラメータ		
事故時に関する計装	ＳＡ対策＊	故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対する必要な情報の把握	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において，情報把握計装設備により中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握する。	大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合。	1.1～1.9の各技術的能力の手順等に示す。	準備が完了後、直ちに実施する。	－	－	情報把握計装設備を設置する優先順位の決定結果に基づき，中央制御室での可搬型情報表示装置の設置を最優先とし，その後各建屋での可搬型情報把握装置の設置を行う。	－	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	（1.1～1.9の各技術的能力の手順等のパラメータ）	監視制御盤（SA常設） 可搬型情報収集装置（前処理建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（分離建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（精製建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（制御建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報表示装置（制御建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）（SA可搬型） 可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機電圧計（SA可搬型） 情報把握計装設備用発電機燃料油計（SA可搬型） 情報把握計装設備用屋内ケーブル（SA常設） 建屋間伝送用無線装置（SA常設） データ収集装置（SA常設） 情報収集装置（SA常設）

＊　内的SA対策を含む。

令和２年３月 13 日　R3

補足説明資料 2-13（４３条）

パラメータの監視及び記録について

重大事故等が発生した場合において、情報把握計装設備が設置される時間までの間は、主要パラメータの計測又は推定を実施組織要員により所定の頻度（1 時間 30 分）で監視を行い「第 47 条　通信連絡を行うために必要な設備」を用いて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室並びに緊急時対策所に情報伝達し，監視することしている。

以下に、所定の頻度（1 時間 30 分）にて実施する考え方を示す。

重大事故等の対処における 1 作業当たりの作業時間は，装備等による作業負荷の観点から 1 時間 30 分を目安に設定している。また，作業を終えた後，次の作業までに移動，休憩のために 1 時間 30 分空けることとしている。これにより，パラメータを継続的に監視する周期は 1 時間 30 分としている。

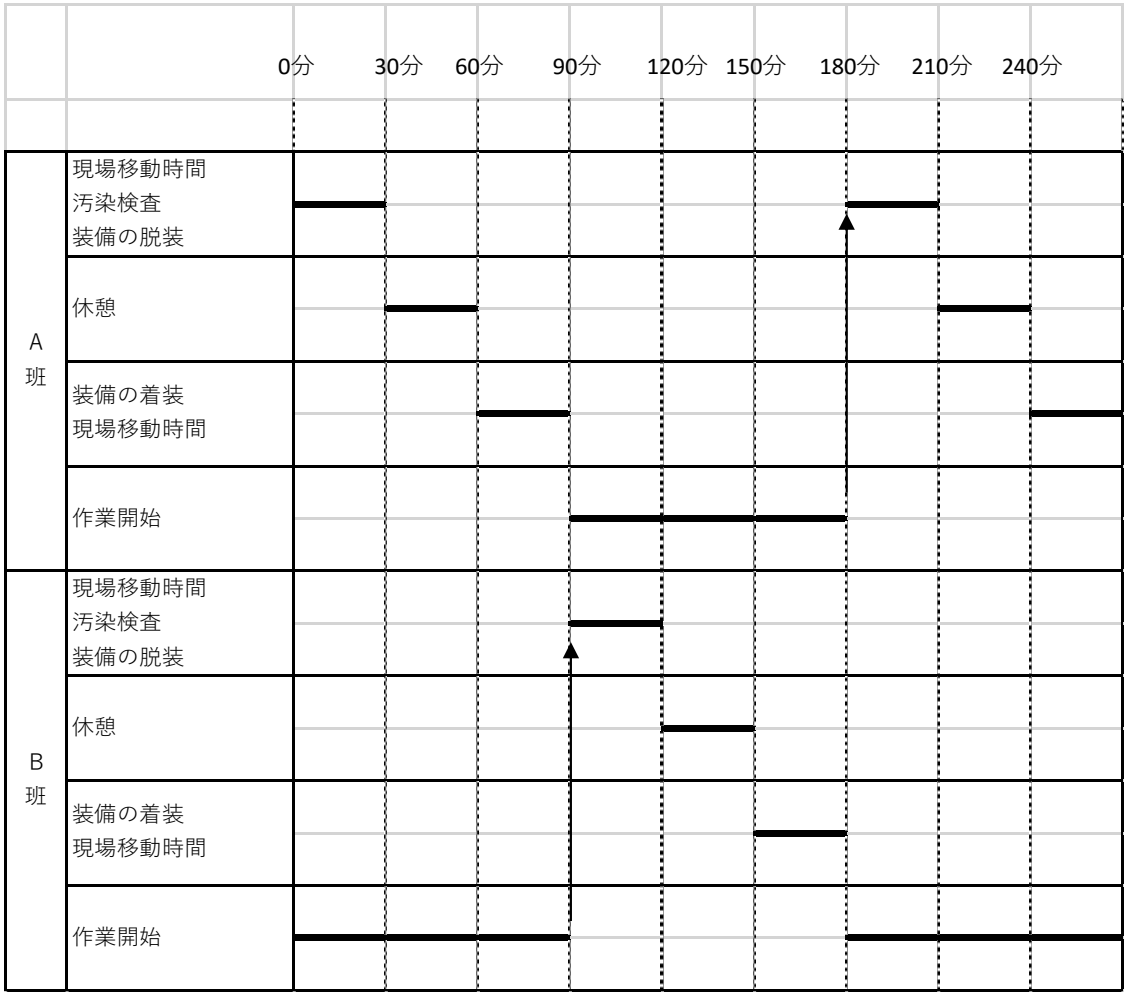

また、情報把握型計装設備が設置されるまでの間に使用する設備を以下に示す。

	情報把握型計装設備が設置されるまでの間に使用する設備	情報把握型計装設備が設置された以降に使用する設備
外的，内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失により発生する重大事故	・再処理事業所内 【代替通信連絡設備】（第 47 条）※3 ・代替通話系統 【可搬型重大事故等対処設備】（第 47 条）※3 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用） ・再処理事業所外 【可搬型重大事故等対処設備】（第 47 条）※3 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	【情報把握計装設備】 可搬型情報収集装置※2 可搬型情報表示装置※1 データ表示装置（第 46 条）※1 情報表示装置（第 46 条）※1 データ収集装置（第 46 条）※2 情報収集装置（第 46 条）※2

※1：監視するために必要となる設備

※2：記録するために必要となる設備

※3：情報伝達により監視および記録様式に記録する

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１／１６）

a．臨界事故の拡大を防止するための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①貯槽の放射線レベル	放射線レベル	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設		データ収集装置	
②貯槽掃気圧縮空気	貯槽掃気圧縮空気流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
③廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽圧力※1	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
④廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽流量※1	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑤廃ガス貯留槽の放射線レベル	廃ガス貯留槽放射線レベル	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑥溶解槽圧力	溶解槽圧力	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑦廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※2	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。

※1 「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2 「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」，「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（２／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①貯槽の温度	貯槽温度※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	［冷却コイル通水流量］	「⑭冷却コイル通水流量」を監視するパラメータと同じ。			
	［冷却水流量］	「⑮冷却水流量」を監視するパラメータと同じ。			
	［貯槽液位］	「②貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
②貯槽の液位	貯槽液位	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	［貯槽温度］	「① 貯槽の温度」を監視するパラメータと同じ。			
	［機器注水流量］	「⑯機器注水流量」を監視するパラメータと同じ。			
	［凝縮水回収先セル液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
	［凝縮水回収先貯槽液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
③凝縮器出口の排気温度	凝縮器出口排気温度	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽液位］	「②貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
	［凝縮水回収先セル液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
	［凝縮水回収先貯槽液位］	「⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

※2　「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（３／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
④セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑤フィルタの差圧	フィルタ差圧※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑥凝縮水回収先セル又は凝縮水回収先貯槽の液位	凝縮水回収先セル液位	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	凝縮水回収先貯槽液位	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設		データ収集装置	
	［貯槽液位］	「② 貯槽の液位」を監視するパラメータと同じ。			
	［凝縮器出口排気温度］	「③凝縮器出口の排気温度」を監視するパラメータと同じ。			
⑦膨張槽の液位	膨張槽液位	可搬型	×	－	設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり、継続監視しないため伝送しない。
⑧冷却コイルの圧力	冷却コイル圧力	可搬型	×	－	設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり、継続監視しないため伝送しない。

※1 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※2 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（４／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
⑨廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※1 混合廃ガス凝縮器入口圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
⑩導出先セルの圧力	導出先セル圧力※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑪漏えい液受皿の液位	漏えい液受皿液位	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑫冷却水排水の線量	冷却水排水線量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑬凝縮器の通水流量	凝縮器通水流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑭冷却コイル通水流量	冷却コイル通水流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑮冷却水流量	冷却水流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。

※1 「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」,「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する設備

※2 「c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（５／１６）

b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
⑯機器注水流量	機器注水流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑰建屋供給冷却水の流量	建屋供給冷却水流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（６／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①圧縮空気自動供給貯槽の圧力	圧縮空気自動供給貯槽圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設※2	○	データ収集装置	
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
②圧縮空気自動供給ユニットの圧力	圧縮空気自動供給ユニット圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力	圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
⑤貯槽掃気圧縮空気の流量	貯槽掃気圧縮空気流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	［水素掃気系統圧縮空気圧力］	「⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
	［かくはん系統圧縮空気圧力］	「⑦かくはん系統圧縮空気の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
	［セル導出ユニット流量］	「⑧セル導出ユニットの流量」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

※2 貯槽掃気圧縮空気の供給元貯槽圧力を示す

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（７／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力	水素掃気系統圧縮空気圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
⑦かくはん系統圧縮空気の圧力	かくはん系統圧縮空気圧力	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
⑧セル導出ユニットの流量	セル導出ユニット流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
⑨水素の濃度	水素濃度	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［貯槽掃気圧縮空気流量］	「⑤貯槽掃気圧縮空気の流量」を監視するパラメータと同じ。			
	［貯槽温度］	「⑭貯槽の温度」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（８／１６）

c．放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
⑩セル導出ユニットフィルタの差圧	セル導出ユニットフィルタ差圧※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑪フィルタの差圧	フィルタ差圧※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑫廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※3	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
⑬導出先セルの圧力	導出先セル圧力※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑭貯槽の温度	貯槽温度※2	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
	［水素濃度］	「⑨水素の濃度」を監視するパラメータと同じ。			

※1 ［　］は重要代替監視パラメータを示す

※2 「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

※3 「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」及び「b．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（９／１６）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位	プルトニウム濃縮缶供給槽液位	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［供給槽ゲデオン流量］	常設	○	データ収集装置	
②プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③ プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「④プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「④ プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１０／１６）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
③プルトニウム濃縮缶の圧力	プルトニウム濃縮缶圧力	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「⑤ プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「⑥ プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１１／１６）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
④プルトニウム濃縮缶気相部の温度	プルトニウム濃縮缶気相部温度	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
	［プルトニウム濃縮缶液相部温度］	「⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			
⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度	プルトニウム濃縮缶液相部温度	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
	［プルトニウム濃縮缶圧力］	「③プルトニウム濃縮缶の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
	［プルトニウム濃縮缶気相部温度］	「④プルトニウム濃縮缶気相部の温度」を監視するパラメータと同じ。			

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１２／１６）

d．有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
⑥廃ガス貯留槽の圧力	廃ガス貯留槽圧力※2	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑦廃ガス貯留槽の流量	廃ガス貯留槽流量※2	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑧廃ガス洗浄塔の入口圧力	廃ガス洗浄塔入口圧力※2	常設	○	データ収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。

※1　［　］は重要代替監視パラメータを示す

※2　「a．臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１３／１６）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①燃料貯蔵プール等の水位	燃料貯蔵プール等水位	可搬型〔携行型〕	×	－	携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。
		可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
②燃料貯蔵プール等の温度	燃料貯蔵プール等水温	可搬型〔携行型〕	×	－	携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。
		可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１４／１６）

e．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
③代替注水設備の流量	代替注水設備流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
④スプレイ設備の流量	スプレイ設備流量	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
⑤空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率※1	可搬型〔携行型〕	×	－	携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。
		可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
⑥燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）※1	可搬型	×	－	映像信号のため伝送しない。
		常設	×	－	

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１５／１６）

ｆ．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①放水砲の流量	放水砲流量	可搬型	×	－	情報把握計装設備の接続が放出抑制対策の柔軟性を損なうことから伝送しない。
②放水砲の圧力	放水砲圧力	可搬型	×	－	情報把握計装設備の接続が放出抑制対策の柔軟性を損なうことから伝送しない。
③貯水槽の水位	貯水槽水位※1	可搬型〔携行型〕	×	－	携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。
		可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
④空間の線量率	燃料貯蔵プール等空間線量率※2	可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
⑤燃料貯蔵プールの状態	燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）※2	可搬型	×	－	映像信号のため伝送しない。
		常設	×	－	
⑥建屋内の線量率	建屋内線量率	可搬型	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	

※1「ｇ．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」と兼用する設備

※2「ｅ．使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用する設備

第２－１３－１表　制御室又は緊急時対策所へ伝送するパラメータ（１６／１６）

g．重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

事象分類	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ	分類	情報把握計装設備への伝送	記録先	伝送の根拠
①貯水槽の水位	貯水槽水位※1	可搬型〔携行型〕	×	－	携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う。
		可搬型〔パラメータ伝送型〕	○	情報収集装置	重大事故等の対策の実施判断に用いるパラメータとして、制御室及び緊急時対策所において把握する必要があるパラメータであるため伝送する。
		常設	○	データ収集装置	
②水源補給の流量	送水流量	可搬型	×	－	設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり、継続監視しないため伝送しない。

※1「f．工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する設備

令和２年３月 13 日　R5

補足説明資料 2-15（４３条）

乾電池又は充電池による計装設備への給電について

１．設計方針

計装設備の可搬型重大等対処設備のうち,電源が必要な設備については,乾電池又は充電池を用いることにより対処するために有効なパラメータを計測できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備の電源は,可搬型重大事故等対処設備の使用頻度を踏まえ、対処に必要なパラメータを把握するのに必要な容量を有する設計とする。

２．給電方式の整理

計装設備の可搬型重大等対処設備のうち,電源が必要な設備の給電方式を第２－１５－１表に示す。

第２－１５－１表　電源が必要な可搬型重大事故等対処設備（１／５）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
臨界事故の拡大を防止するための設備	可搬型放射線レベル計（γ線）	乾電池
	可搬型放射線レベル計（ｎ線）	乾電池
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	充電池 可搬型発電機※1
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	可搬型貯槽温度計※2	可搬型発電機※1
	可搬型貯槽温度計（テスタ）※2	乾電池
	可搬型貯槽液位計※7	可搬型発電機※1
	可搬型凝縮器出口排気温度計	可搬型発電機※1
	可搬型凝縮器出口排気温度計（テスタ）	乾電池
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計※2	可搬型発電機※1
	可搬型フィルタ差圧計※2	可搬型発電機※1

第２－１５－１表　電源が必要な可搬型重大事故等対処設備（２／５）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備（つづき）	可搬型凝縮水回収先セル液位計※8	可搬型発電機※1
	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計	可搬型発電機※1
	可搬型膨張槽液位計	乾電池
	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計※2,4,7	可搬型発電機※1
	可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型導出先セル圧力計※2	可搬型発電機※1
	可搬型漏えい液受皿液位計※9	可搬型発電機※1
	可搬型冷却水排水線量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型凝縮器通水流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型冷却コイル通水流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型冷却水流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型機器注水流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型建屋供給冷却水流量計	乾電池 可搬型発電機※1

第２－１５－１表　電源が必要な可搬型重大事故等対処設備（３／５）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	充電池 可搬型発電機※1
	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計	可搬型発電機※1
	可搬型セル導出ユニット流量計	充電池 可搬型発電機※1
	可搬型水素濃度計	充電池 可搬型発電機※1
	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計※3	可搬型発電機※1
	可搬型フィルタ差圧計※3	可搬型発電機※1
	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計※3,4	可搬型発電機※1
	可搬型導出先セル圧力計※3	可搬型発電機※1
	可搬型貯槽温度計※3,7	可搬型発電機※1
	可搬型貯槽温度計（テスタ）※3,7	乾電池
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）	乾電池
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）	可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）	可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）	乾電池
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）	可搬型発電機

第２－１５－１表　電源が必要な可搬型重大事故等対処設備（４／５）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）	可搬型代替注水設備流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型スプレイ設備流量計	乾電池 可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）※6	充電池
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）※6	可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ※6	可搬型発電機
	可搬型空冷ユニット A～E	可搬型発電機
	可搬型計測ユニット	可搬型発電機
	可搬型監視ユニット	可搬型発電機
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機	可搬型発電機
工場外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	可搬型放水砲流量計	乾電池
	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）※10	乾電池
	可搬型貯水槽水位計（電波式）※10	可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）※5	可搬型発電機※1
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ※5	可搬型発電機
	可搬型建屋内線量率計	充電池 可搬型発電機※1

第２－１５－１表　電源が必要な可搬型重大事故等対処設備（５／５）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）※6	乾電池
	可搬型貯水槽水位計（電波式）※6	可搬型発電機※1
	可搬型送水流量計	乾電池

※1 可搬型発電機はパラメータ伝送時のみ必要。

※2「放射性分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」と兼用する。

※3「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」と兼用する。

※4「臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用する。

※5「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用する。

※6「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」と兼用する。

※7「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と兼用する。

※8「漏えい液受皿の液位」と兼用する。

※9「凝縮水回収先セルの液位」と兼用する。

※10「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」と兼用する。

（１）給電方式の概要

ａ．乾電池

以下の設備の電源は，乾電池として，汎用的な乾電池を電源として用いる設備であり，枯渇した場合は乾電池を交換することにより，継続使用が可能な設備である。

・可搬型放射線レベル計（γ線）

・可搬型放射線レベル計（ｎ線）

・可搬型貯槽温度計（テスタ）

・可搬型凝縮器出口排気温度計（テスタ）

・可搬型膨張槽液位計

・可搬型冷却水排水線量計

・可搬型凝縮器通水流量計

・可搬型冷却コイル通水流量計

・可搬型冷却水流量計

・可搬型機器注水流量計

・可搬型建屋供給冷却水流量計

・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）

・可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）

・可搬型代替注水設備流量計

・可搬型スプレイ設備流量計

・可搬型放水砲流量計

・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）

・可搬型送水流量計

ｂ．充電池

以下の設備の電源は，充電池として，汎用的な充電池を電源として用いる設備であり，枯渇した場合は充電池を充電することにより，継続使用が可能な設備である。

・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計

・可搬型セル導出ユニット流量計

・可搬型水素濃度計

・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）

・可搬型建屋内線量率計

ｃ．可搬型発電機

以下の設備の電源は，電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機を電源として用いる設備であり，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機へ燃料を供給することにより，継続使用が可能な設備である。

・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型貯槽温度計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型貯槽液位計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型凝縮器出口排気温度計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型フィルタ差圧計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型凝縮水回収先セル液位計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型凝縮水回収先貯槽液位計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型混合廃ガス凝縮器入口圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型導出先セル圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型漏えい液受皿液位計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型冷却水排水線量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型凝縮器通水流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型冷却コイル通水流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型冷却水流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型機器注水流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型建屋供給冷却水流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（パラメータ伝送時のみ）
・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型セル導出ユニット流量計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型水素濃度計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）

・可搬型代替注水設備流量計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型スプレイ設備流量計（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ

・可搬型空冷ユニット A～E

・可搬型計測ユニット

・可搬型監視ユニット

・可搬型計測ユニット用空気圧縮機

・可搬型貯水槽水位計（電波式）（パラメータ伝送時のみ）

・可搬型建屋内線量率計（パラメータ伝送時のみ）

３．可搬型重大事故等対処設備への給電の継続性の整理

ａ．考慮事項

・可搬型重大事故等対処設備への給電は，必要なパラメータを把握する期間においても電源が枯渇することのないこと

ｂ．継続性の整理

可搬型重大事故等対処設備への給電の継続性について，第２－１５－２表にまとめた。

第２－１５－２表　乾電池又は充電池による計装設備への給電について（１／３）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式	測定パラメータ数※1	使用時間※2（分）	給電可能時間（分）	継続するための措置
臨界事故の拡大を防止するための設備	可搬型放射線レベル計（γ，ｎ線）	乾電池	1	80	γ：720 n：6000	乾電池交換。 乾電池は速やかに交換可能であり，計測作業に影響しない。
	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	充電池	1	80	2234	建屋内コンセント等からの給電が可能であり計測に影響しない。
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	可搬型貯槽温度計（テスタ）	乾電池	14	1120	480	乾電池交換。 乾電池は速やかに交換可能であり，計測作業に影響しない。
	可搬型凝縮器出口排気温度計（テスタ）	乾電池	2	160	480	
	可搬型膨張槽液位計	乾電池	5	400	1440	
	可搬型冷却水排水線量計	乾電池	1	80	720	
	可搬型凝縮器通水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型冷却コイル通水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型冷却水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型機器注水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型建屋供給冷却水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	

※１　測定パラメータ数は，可搬型重大事故等対処設備１台で測定する数量である。
※２　パラメータの把握に必要な時間として，一測定パラメータあたり５分として設定し，これを９０分毎（重大事故時の１回あたりの作業時間）に１回を情報把握計装設備が設置されるまでの１日間実施することを考慮する。（５分×１６回／日×１日×測定パラメータ数）臨界については，外部電源の喪失は想定しないため考慮しない。

第２－１５－２表　乾電池又は充電池による計装設備への給電について（２／３）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式	測定パラメータ数※1	使用時間※2（分）	給電可能時間（分）	継続するための措置
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	充電池	1	80	2234	
	可搬型セル導出ユニット流量計	充電池	1	80	2234	
	可搬型水素濃度計	充電池	1	80	120	
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）	乾電池	6	480	７日間	
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）	乾電池	6	480	280	乾電池交換。 乾電池は速やかに交換可能であり，計測作業に影響しない。
	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）	可搬型発電機	1	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。
	可搬型代替注水設備流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型スプレイ設備流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）	充電池	1	80	720	
	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	可搬型発電機	1	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。
	可搬型空冷ユニットA～E	可搬型発電機	1	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。
	可搬型計測ユニット	可搬型発電機	－	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。

※１　測定パラメータ数は，可搬型重大事故等対処設備１台で測定する数量である。
※２　パラメータの把握に必要な時間として，一測定パラメータあたり５分として設定し，これを９０分毎（重大事故時の１回あたりの作業時間）に１回を情報把握計装設備が設置されるまでの１日間実施することを考慮する。（５分×１６回／日×１日×測定パラメータ数）臨界については，外部電源の喪失は想定しないため考慮しない。

第２－１５－２表　乾電池又は充電池による計装設備への給電について（３／３）

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式	測定パラメータ数※1	使用時間※2（分）	給電可能時間（分）	継続するための措置
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（つづき）	可搬型監視ユニット	可搬型発電機	－	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。
	可搬型計測ユニット用空気圧縮機	可搬型発電機	－	－	７日間以上	可搬型発電機は７日間以上継続して給電する。
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	可搬型放水砲流量計	乾電池	1	約８年	約８年	
	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	乾電池	1	約８年	約８年	
重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	可搬型送水流量計	乾電池	1	約８年	約８年	

※１　測定パラメータ数は，可搬型重大事故等対処設備１台で測定する数量である。

※２　パラメータの把握に必要な時間として，一測定パラメータあたり５分として設定し，これを９０分毎（重大事故時の１回あたりの作業時間）に１回を情報把握計装設備が設置されるまでの１日間実施することを考慮する。（５分×１６回／日×１日×測定パラメータ数）臨界については，外部電源の喪失は想定しないため考慮しない。

令和２年３月 13 日　R1

補足説明資料 2-17（４３条）

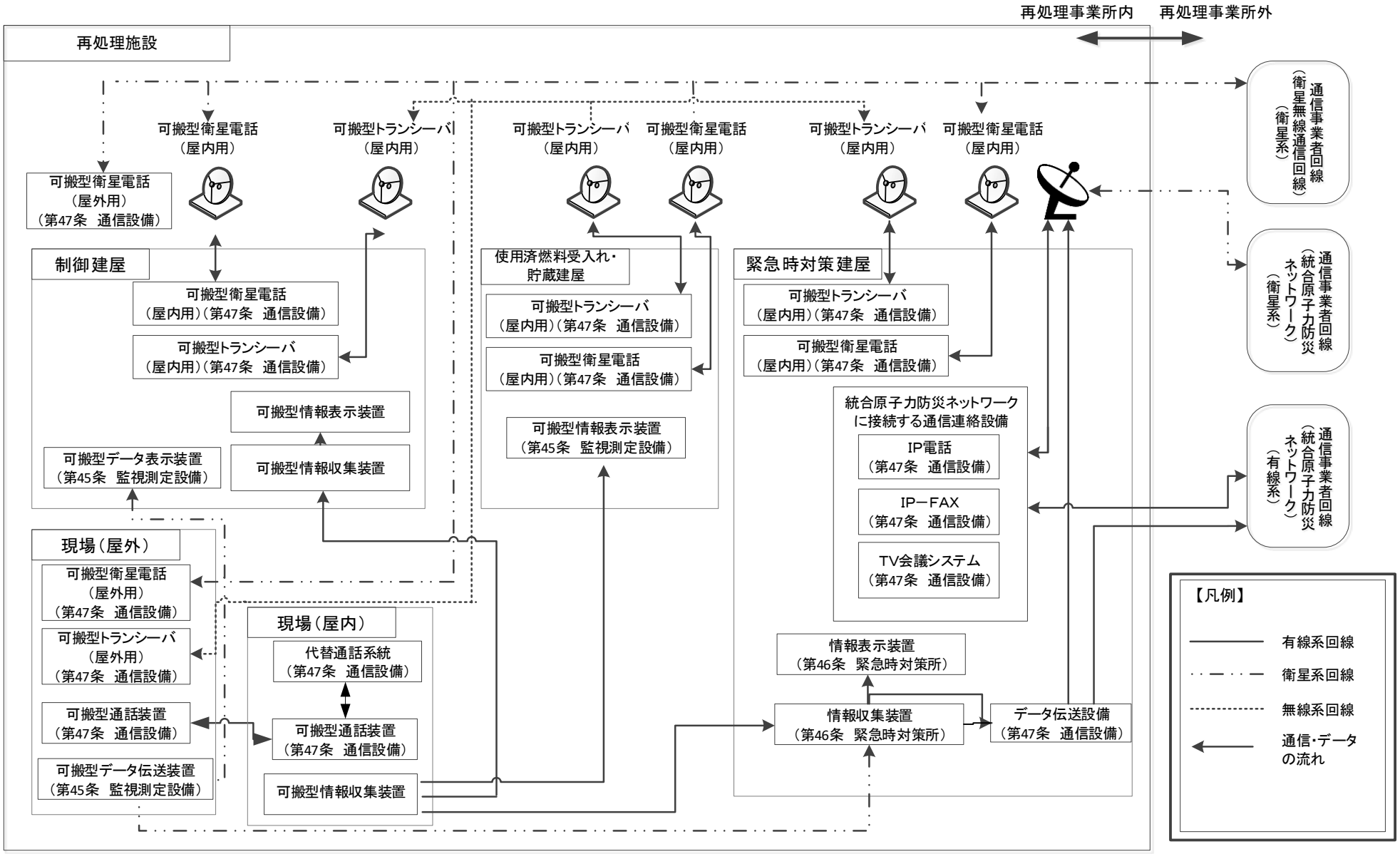

第２－17－１図　計装設備及び通信設備の系統概要図

令和２年３月 13 日　R1

補足説明資料 2-18（４３条）

可搬型計器の接続図

１．貯槽放射線レベルの計測（半導体検出器・比例計数管）

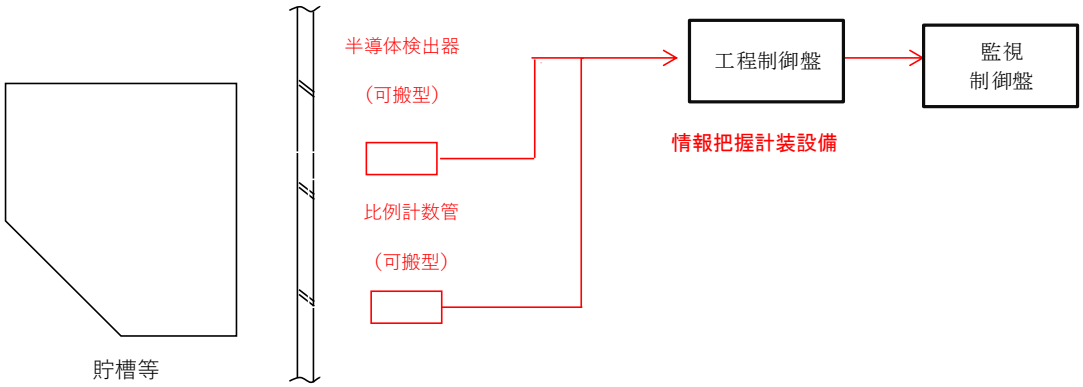

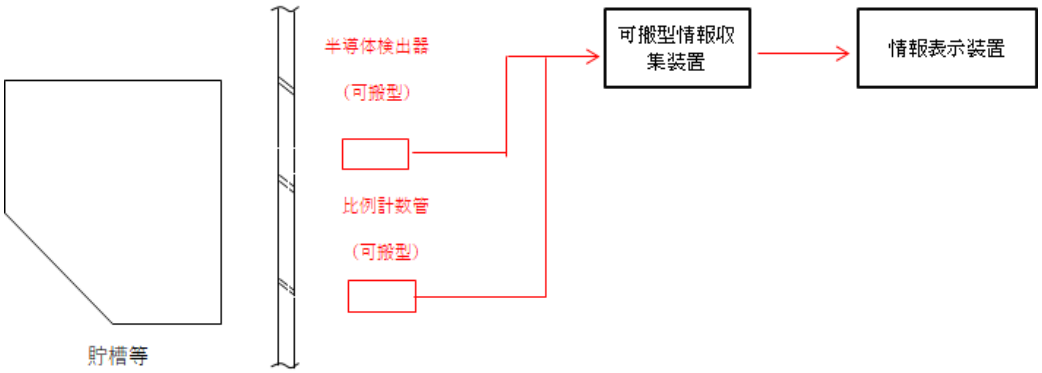

図１　貯槽放射線レベルの計測（半導体検出器・比例計数管）の接続図

２．貯槽掃気圧縮空気流量の計測（熱式）

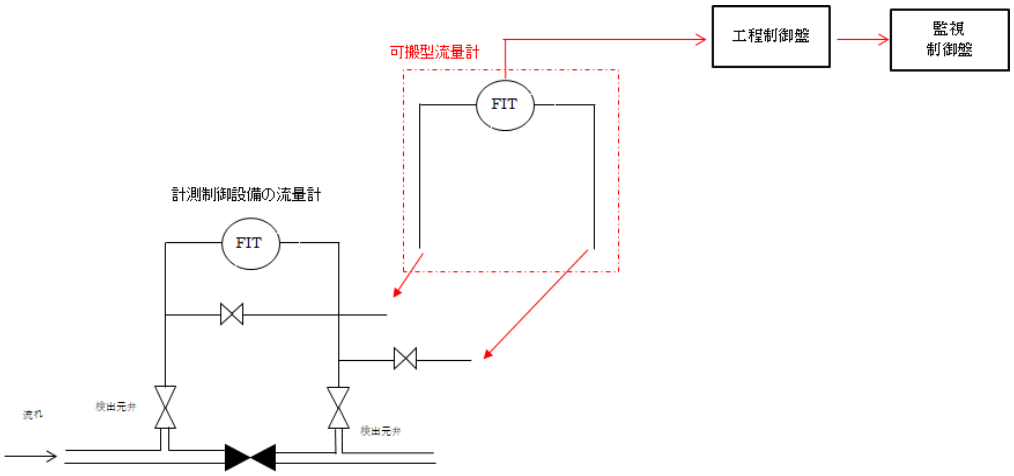

図２－１　臨界事故の拡大を防止するための設備の
貯槽掃気圧縮空気流量の計測（熱式）の接続図

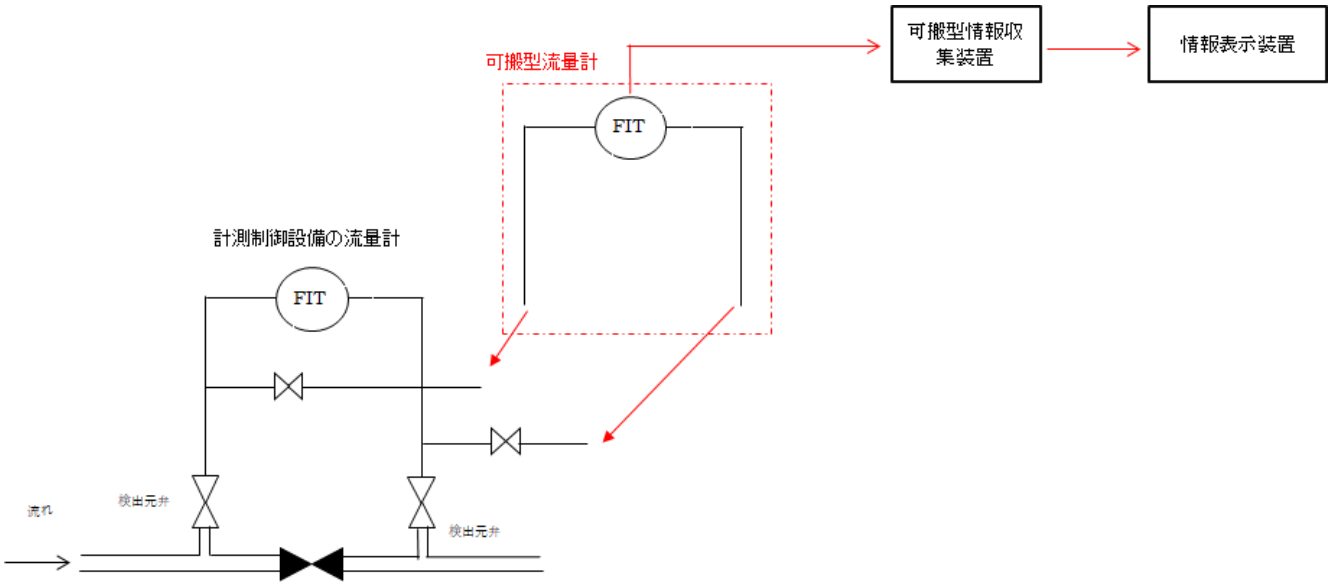

図２－２　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
貯槽掃気圧縮空気流量の計測（熱式）の接続図

３．貯槽温度の計測（熱電対、測温抵抗体）

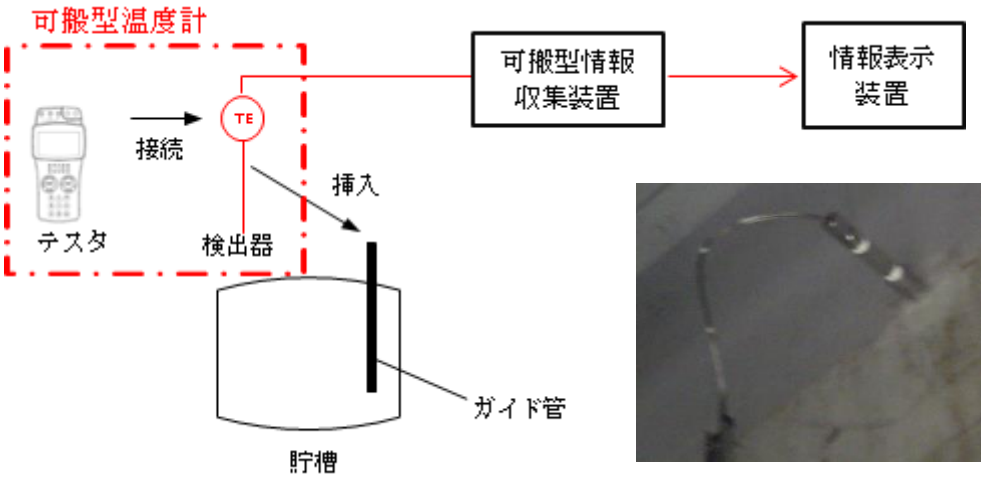

ガイド管イメージ

図３　貯槽温度の計測（熱電対、測温抵抗体）の接続図

４．貯槽液位の計測（エアパージ式）

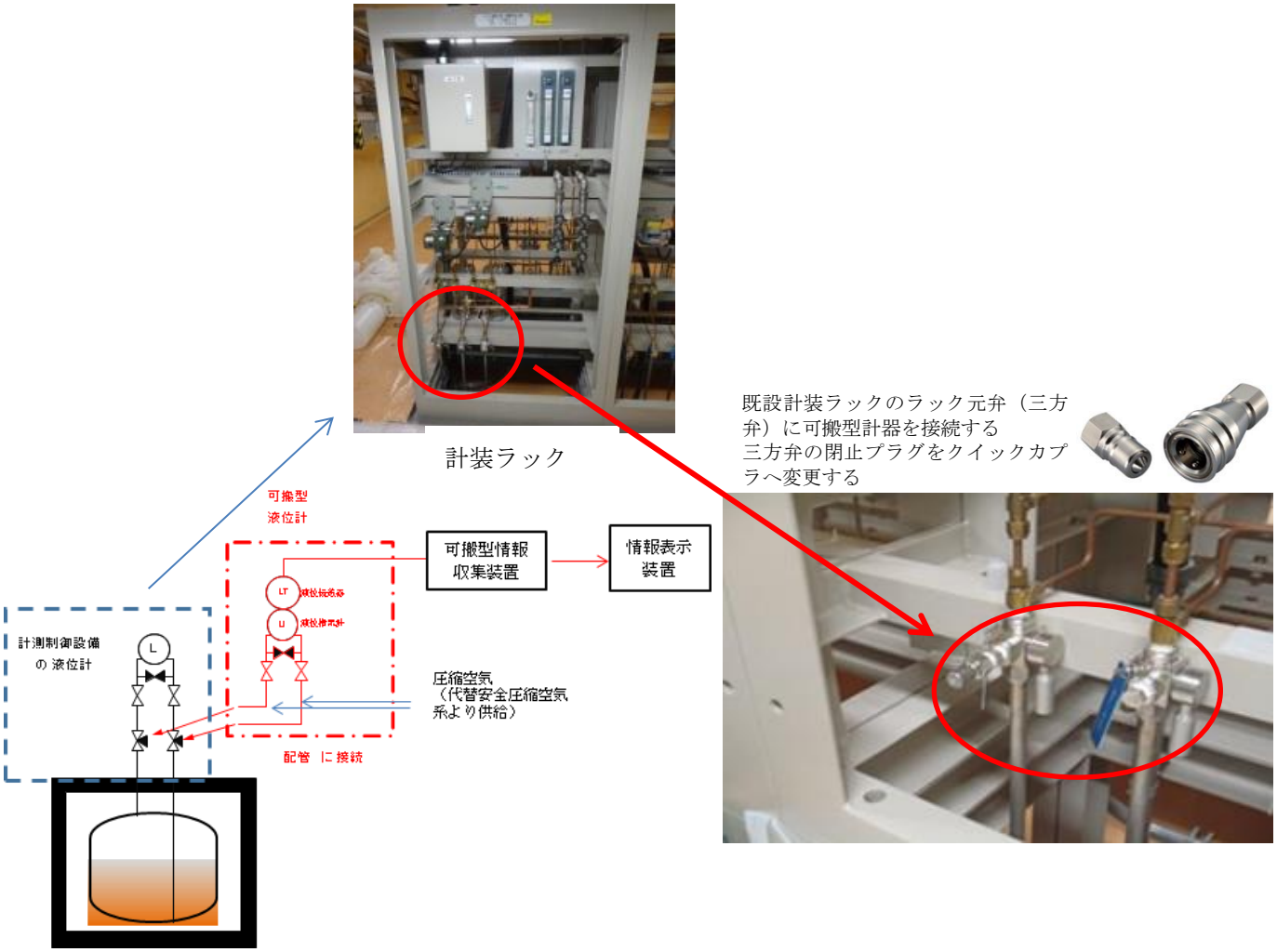

図４　貯槽液位の計測（エアパージ式）の接続図

５．フィルタ差圧の計測（差圧式）

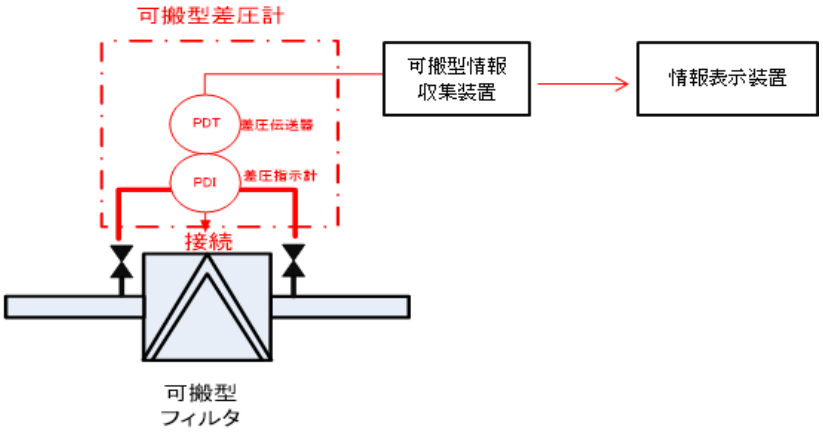

図５　フィルタ差圧の計測（差圧式）の接続図

６．膨張槽液位の計測（ロープ式）

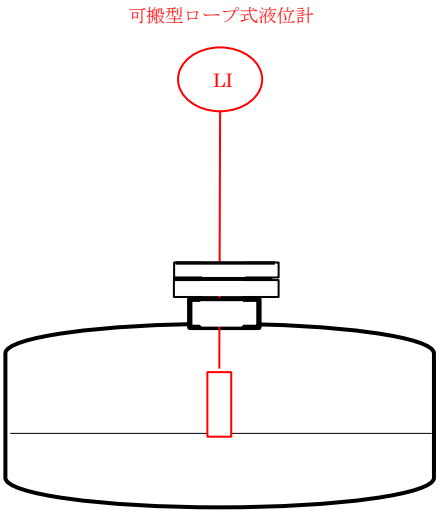

図６　膨張槽液位の計測（ロープ式）の接続図

７．圧縮空気自動供給貯槽圧力の計測（圧力式）

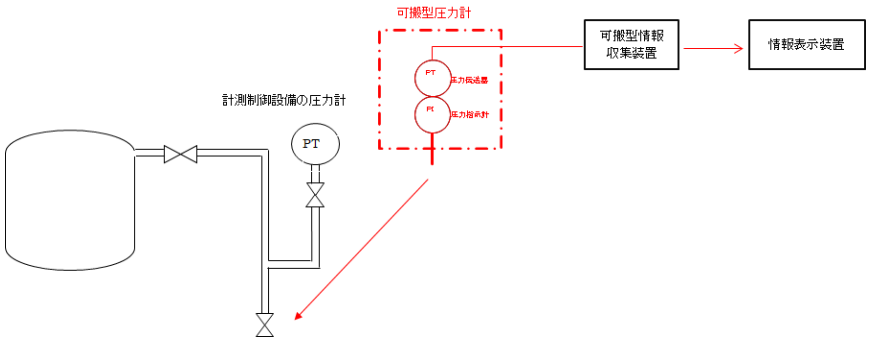

図７　圧縮空気自動供給貯槽圧力の計測（圧力式）の接続図

８．送水流量の計測（電磁式）

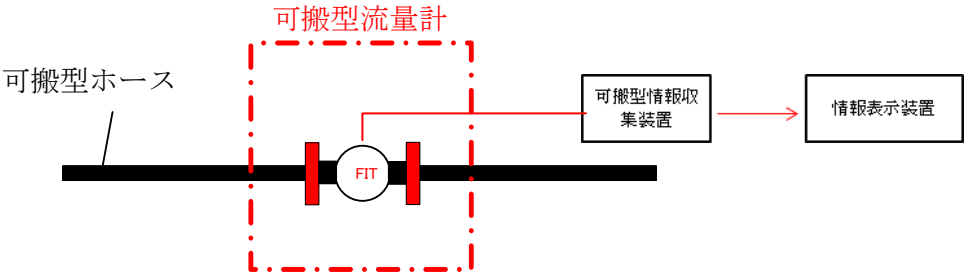

図８　送水流量の計測（電磁式）の接続図

９．貯槽掃気圧縮空気流量の計測（面積式）

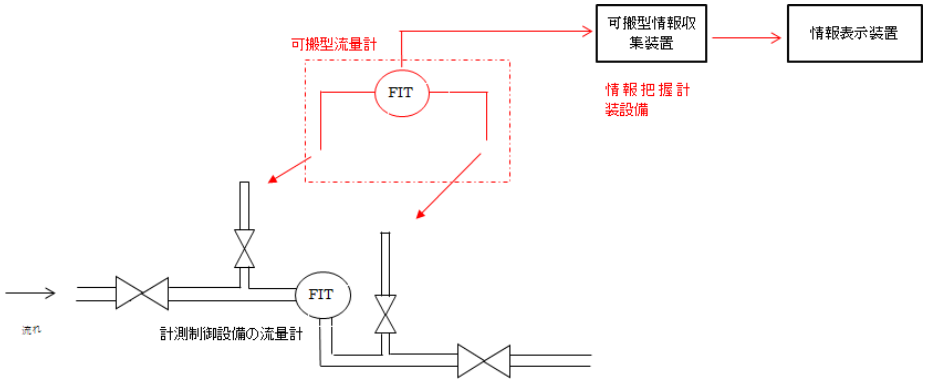

図９　貯槽掃気圧縮空気流量の計測（面積式）の接続図

１０．水素濃度の計測（熱伝導式）

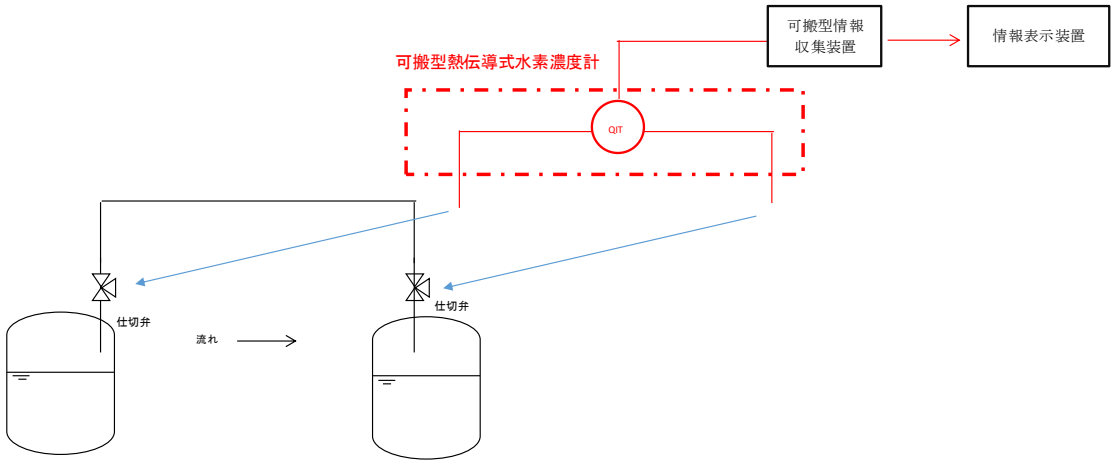

図１０　水素濃度の計測（熱伝導式）の接続図

１１．燃料貯蔵プール等の水位計測（超音波式）

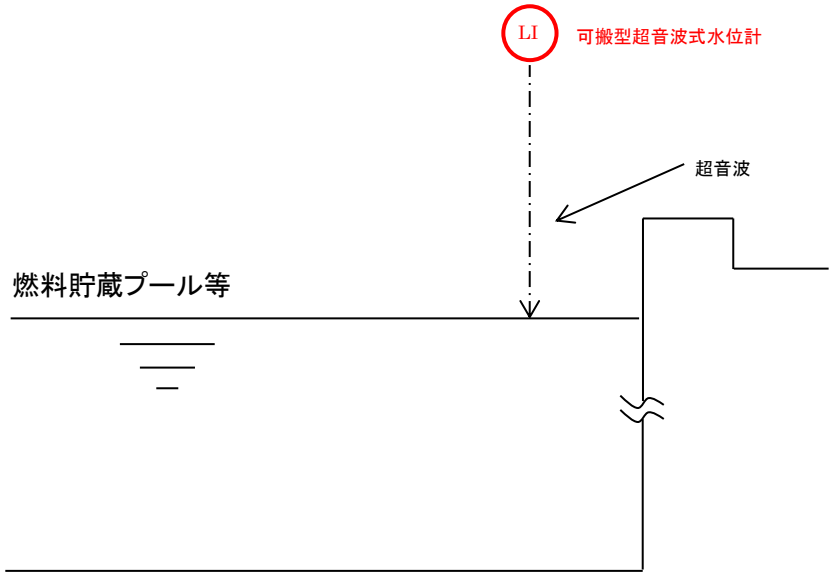

図１１　燃料貯蔵プール等の水位計測（超音波式）の接続図

１２．燃料貯蔵プール等の水温計測（サーミスタ）

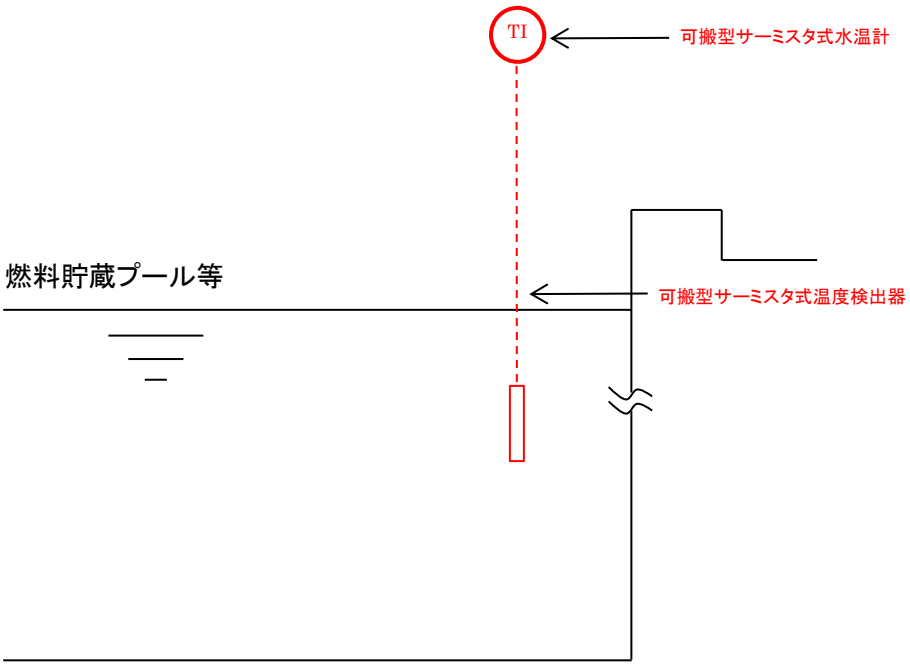

図１２　燃料貯蔵プール等の水温計測（サーミスタ）の接続図

１３．貯水槽の水位計測（電波式）

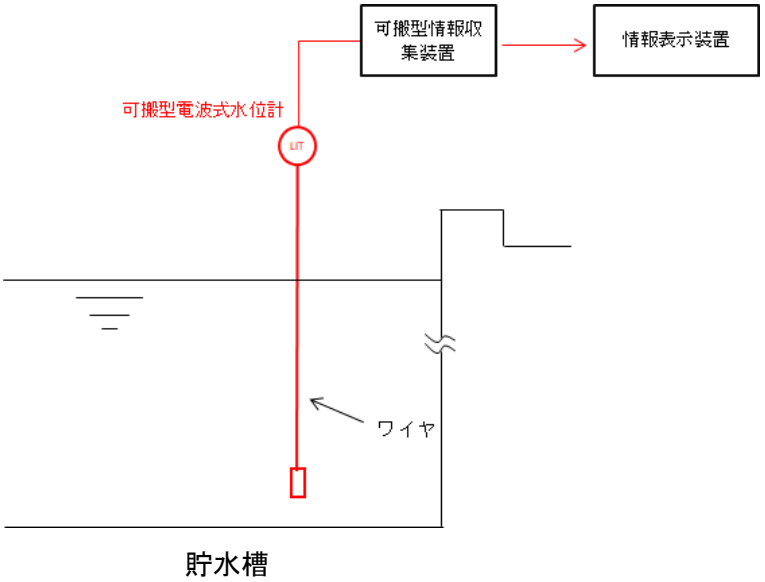

図１３　貯水槽の水位計測（電波式）の接続図

１４．燃料貯蔵プール等水位計測（メジャー）

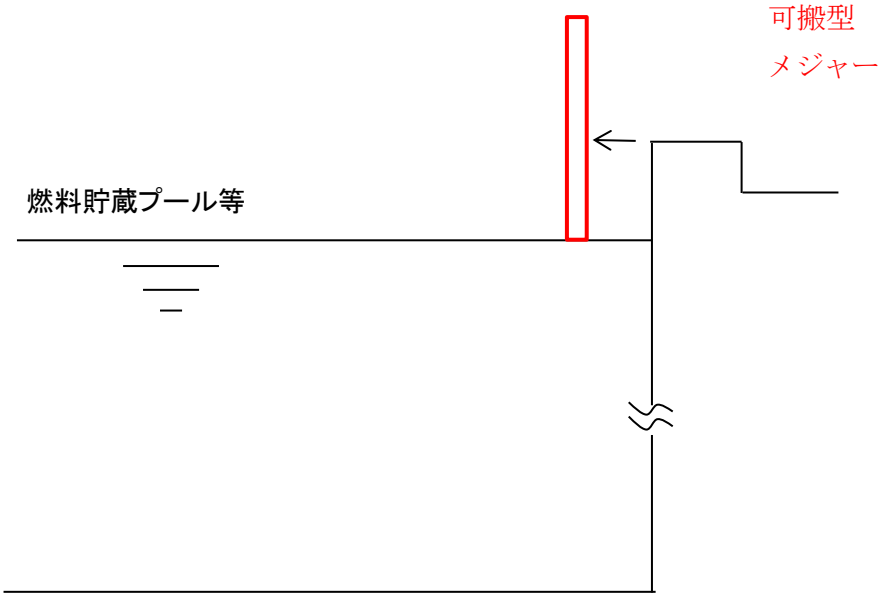

図１４　燃料貯蔵プール等の水位計測（メジャー）の接続図

令和２年３月 13 日　R0

補足説明資料 2-19（４３条）

圧縮空気ボンベの容量及び個数について

エアパージ式を採用する計測パラメータは，外的要因により重大事故等が発生した場合，可搬型空気圧縮機（第36条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）から必要な圧縮空気を供給する。

エアパージ式を採用する計測パラメータのうち漏えい液受皿液位は，可搬型空気圧縮機の起動前に計測を行うことから，必要な圧縮空気の供給をボンベにより行う。
必要となるボンベの容量は以下のとおり設定する。

１．条件

（１）　液位計側１箇所あたりの所要時間（＝ボンベからの圧縮空気供給時間）
⇒10分

（２）液位計側１箇所あたりの圧縮空気供給量
⇒供給時間10分×（10Ｌ/ｈ×2本）＝3.4Ｌ

２．必要な圧縮空気量

漏えい液受皿液位の計測は，対処する建屋により複数台の可搬型計器を用いて並行でパラメータ計測を行うことから，可搬型１台あたりの最大必要空気量を算出し，可搬型計器１台毎に対してボンベを配備する。算出結果は下表のとおり。

建屋	計測部屋数	計測ポイント数	可搬型計器台数	可搬型計器１台あたりの最大計測ポイント数	可搬型計器１台あたりの最大必要空気量
前処理建屋	2	6	1	8	27.2L
		2			
分離建屋	3	5	2	5	17.0L
		2			
		1			
精製建屋	3	5	3	5	17.0L
		2			
		1			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	1	4	1	4	13.6L
高レベル廃液ガラス固化建屋	2	2	2	5	17.0L
		5			

３．ボンベ容量の設定

表より，可搬型漏えい受皿液位計１台当りの最大空気必要用は 27.2L である。
ボンベは可搬型計器と同様に運搬することを想定し，必要容量を満たした上で，運搬が容易な軽量の 150L ボンベを選定する。
なお，150 L ボンベ１本で連絡計測可能な時間は以下であり，十分に余裕があることを確認した。

150L ボンベで使用可能な空気量は，エアパージ圧力が 0.14MPa であることを踏まえ，ボンベ残圧 0.2MPa までを有効容量とする。
残圧 0.2MPa 時のボンベ残量は以下のとおりとなる。

残量＝150L×0.2MPa/14.7MPa

残量＝2.041L

よって，約 148L が使用可能な空気量となる。
また，計測ポイント１箇所を 150L ボンベ１本で連続計測可能時間は，

3.4L×60 分/10 分＝20.4L/h

150L/20.4L/h＝7.35h

４．配備するボンベ数

以上より，可搬型漏えい液受皿液位計１台あたり，150L ボンベ１本を配備する。配備するボンベ数を下表にまとめる。

建屋	配備するボンベ数	備考
前処理建屋用	２（うち，１本は予備）	予備のボンベは，可搬型漏えい受皿液位計の故障時バックアップと同数を配備する
分離建屋用	４（うち，２本は予備）	
精製建屋用	６（うち，３本は予備）	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用	２（うち，１本は予備）	
高レベル廃液ガラス固化建屋用	４（うち，２本は予備）	

以　上

令和２年３月 13 日　R0

補足説明資料 2-20（４３条）

計装用空気の供給について

エアパージ式を採用する可搬型計器の内，冷却機能の喪失による蒸発乾固および放射線分解により発生する水素による爆発の対処に用いる計器は，外的要因により重大事故等が発生した場合，可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）から必要な圧縮空気の供給を受ける。また，使用済燃料貯蔵槽の冷却等に用いるエアパージ式の可搬型計器及び計器の保護に用いる冷却空気は，可搬型計測ユニット用空気圧縮機（43 条　計装設備）から必要な圧縮空気の供給を受ける。

この計装用圧縮空気の必要量について，可搬型空気圧縮機及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機の容量を確認し，支障なく圧縮空気の供給を受けることが可能かを以下の通り評価した。

１．条件

（１）　可搬型空気圧縮機から供給される圧縮空気は，各貯槽の水素掃気にも使用されており，この分も必要量として含めること。

（２）　可搬型空気圧縮機による圧縮空気の供給方式は，全建屋一括方式と，精製建屋およびウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を対象に個別に供給する方式に分けられる。各方式において，使用する可搬型空気圧縮機が異なることから，各々評価すること。

（３）　エアパージを必要とする対象の可搬型計器は，計測するパラメータの種類によって、そのすべてを同時設置して圧縮空気を消費するものではないが，空気の必要量を安全側に見込むため，全ての可搬型計器を同時設置した前提で必要空気量を設定すること。

２．圧縮空気の必要量および可搬型空気圧縮機の容量について

各建屋のエアパージ量および貯槽水素掃気の必要量は表－１の通り。

表－１

建屋	計測用 エアパージ流量 〔m^3/h〕	貯槽水素掃気用 圧縮空気流量 〔m^3/h〕	全建屋 合計 〔m^3/h〕	精製建屋およびウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 合計 〔m^3/h〕
前処理建屋	0.70	22.00	279.03	－
分離建屋	0.69	34.10		－
精製建屋	0.61	14.60		19.47
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	0.26	4.00		
高レベル廃液ガラス固化建屋	0.47	201.60		－

可搬型空気圧縮機の容量は表－２の通り。

表－２

名称	供給方式	容量
可搬型空気圧縮機	全建屋への一括供給	450m^3/h
可搬型空気圧縮機	精製建屋およびウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への個別供給	220m^3/h

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における計装用圧縮空気の必要量は表－３の通り。

表－３

建屋	計測用 エアパージ流量 〔m^3/min〕	計器冷却用 圧縮空気流量 〔m^3/min〕	合計 〔m^3/min〕
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	0.1	12.3	12.4

可搬型計測ユニット用空気圧縮機の容量は表－４の通り。

表－４

名称	供給方式	容量
可搬型計測ユニット用空気圧縮機	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への個別供給	21.2m^3/min

３．評価

表－１及び表－２より，全建屋の必要量 279.03m^3/h に対し，全建屋への一括供給時に使用する可搬型空気圧縮機の容量は 450m^3/h であることから，可搬型空気圧縮機は必要容量を十分に満足している。また，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の必要量は 19.47m^3/h であり，これら建屋への個別供給時に使用する可搬型空気圧縮機の容量は 220m^3/h であることから，可搬型空気圧縮機は必要容量を十分に満足している。

表－３及び表－４より，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の必要量 12.4m^3/min に対し，可搬型計測ユニット用空気圧縮機の容量は 21.2m^3/min であることから，必要容量を十分に満足している。

したがって，計測用エアパージに必要となる圧縮空気は，可搬型空気圧縮機より支障なく供給を受けることができる。

可搬型空気圧縮機及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機より圧縮空気の供給を受ける可搬型計器の一覧を第２－２０－１表に示す。

第２－２０－１表　代替安全圧縮空気系から空気の供給を受ける設備一覧

事象分類	設備名	計測方式	数量	圧縮空気供給元
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	可搬型貯槽液位計	エアパージ式	53	可搬型空気圧縮機（第 36 条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）
	可搬型凝縮水回収先セル液位計	エアパージ式	5	
	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計	エアパージ式	1	
	可搬型漏えい液受皿液位計	エアパージ式	9	
放射性分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	エアパージ式	7	
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）	エアパージ式	6	可搬型計測ユニット用空気圧縮機（第 43 条　計装設備）
	可搬型空冷ユニット	―	6	

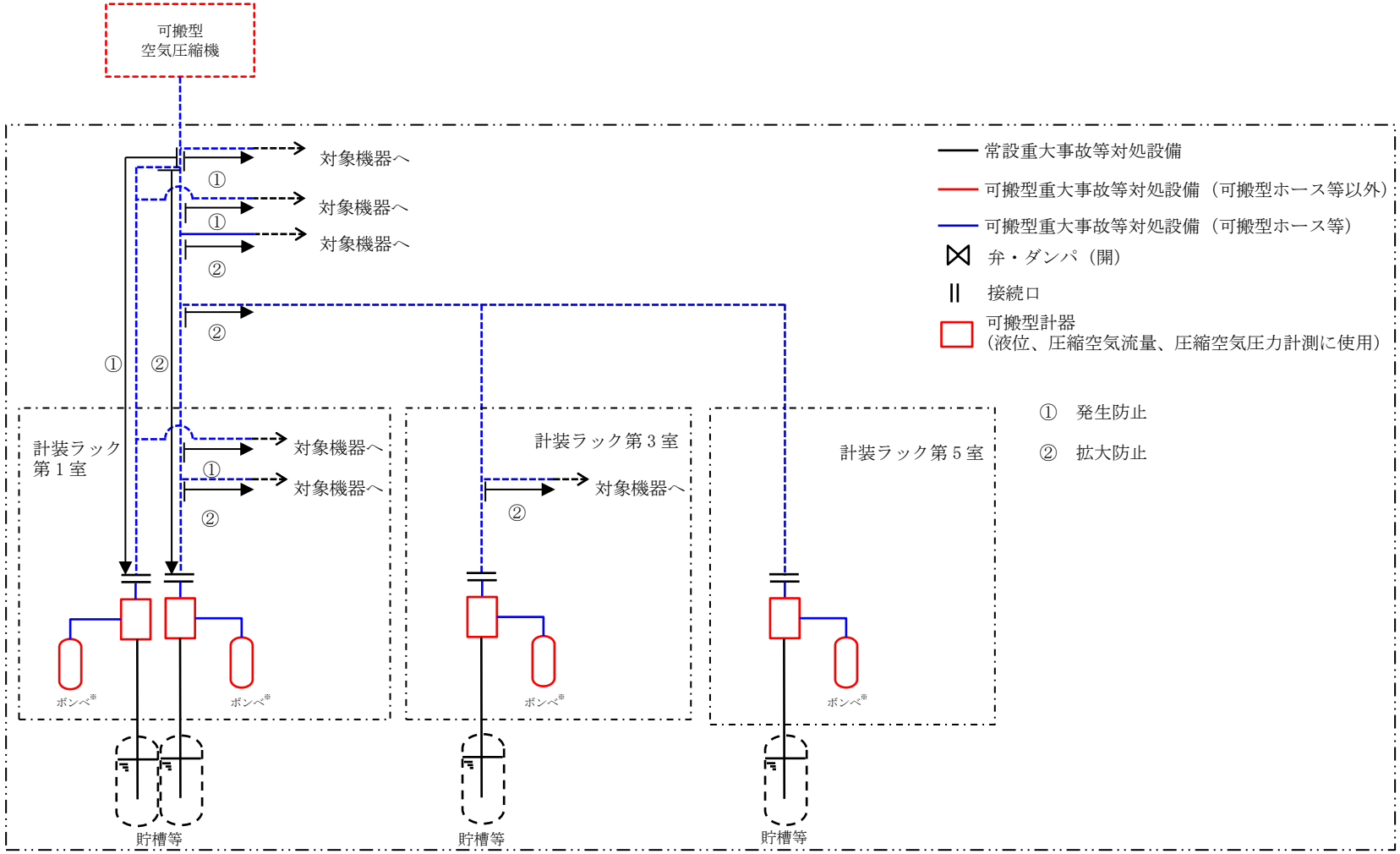

※可搬型空気圧縮機による空気供給を開始するまで、ボンベにより空気を供給する。

（建屋境界）

第２－２０－１図　計測用空気の供給系統図　（前処理建屋）

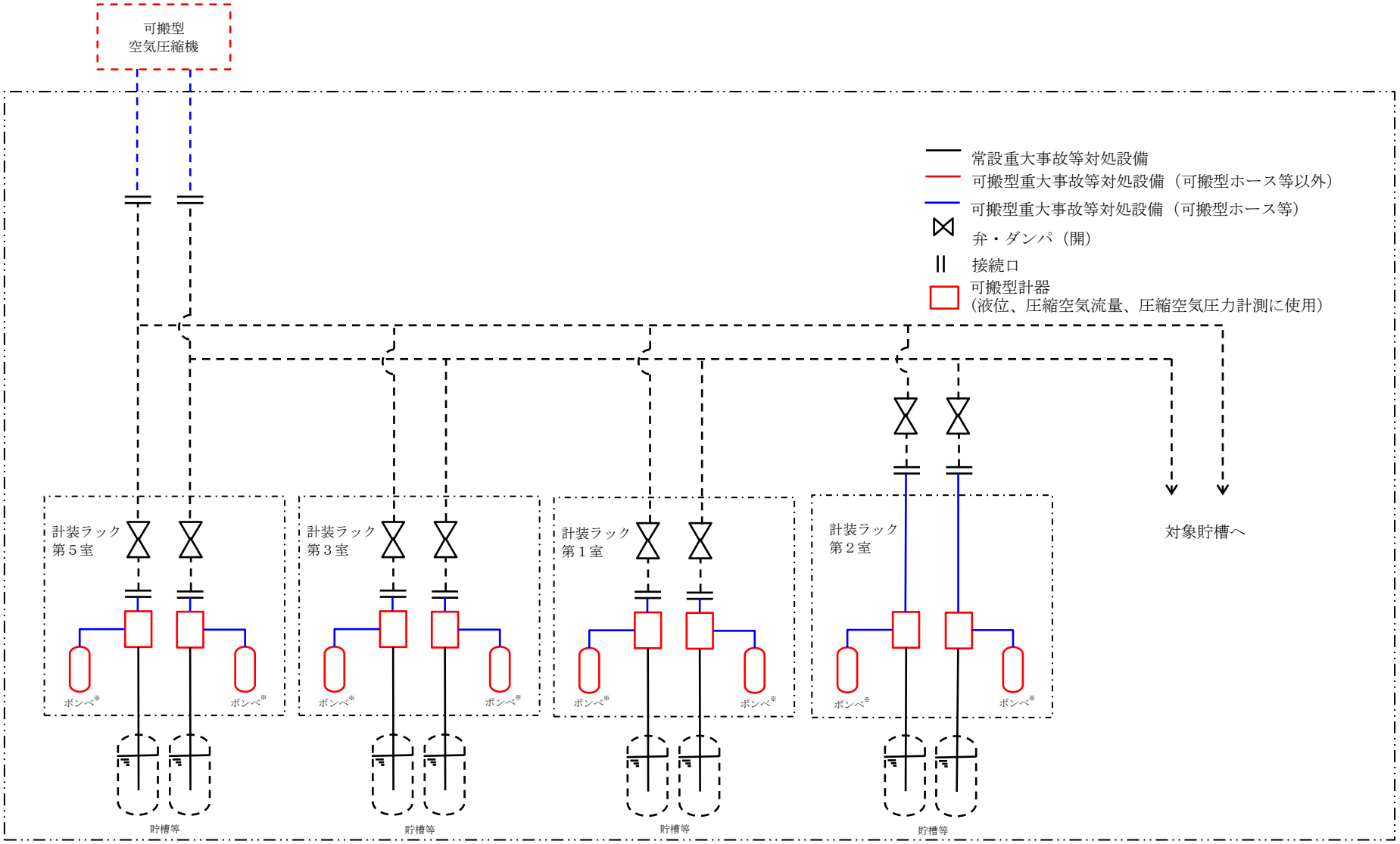

※可搬型空気圧縮機による空気供給を開始するまで、ボンベにより空気を供給する。

（建屋境界）

第２－２０－２図　計測用空気の供給系統図（分離建屋）

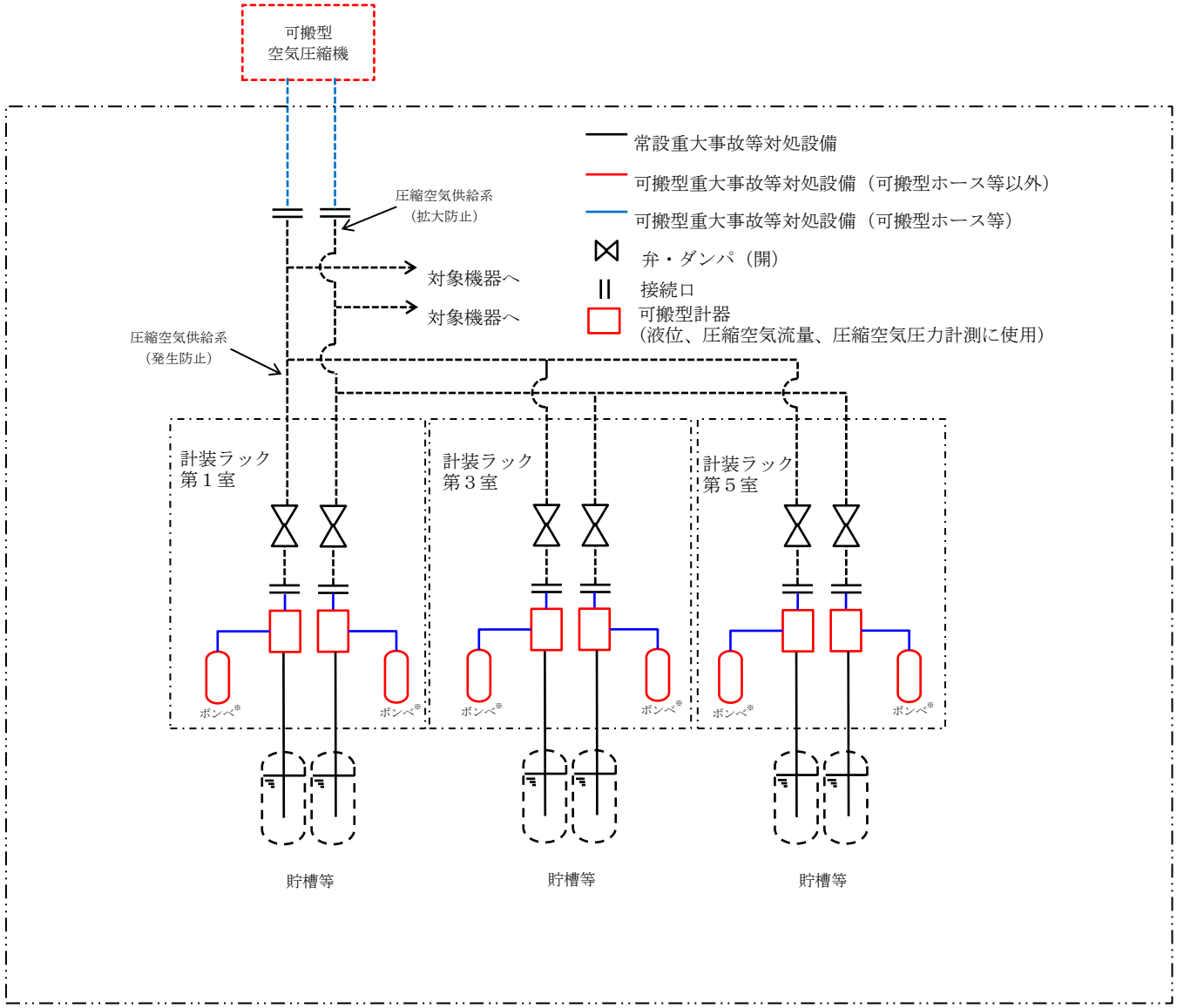

※可搬型空気圧縮機による空気供給を開始するまで、ボンベにより空気を供給する。　（建屋境界）

第２－２０－３図　計測用空気の供給系統図（精製建屋）

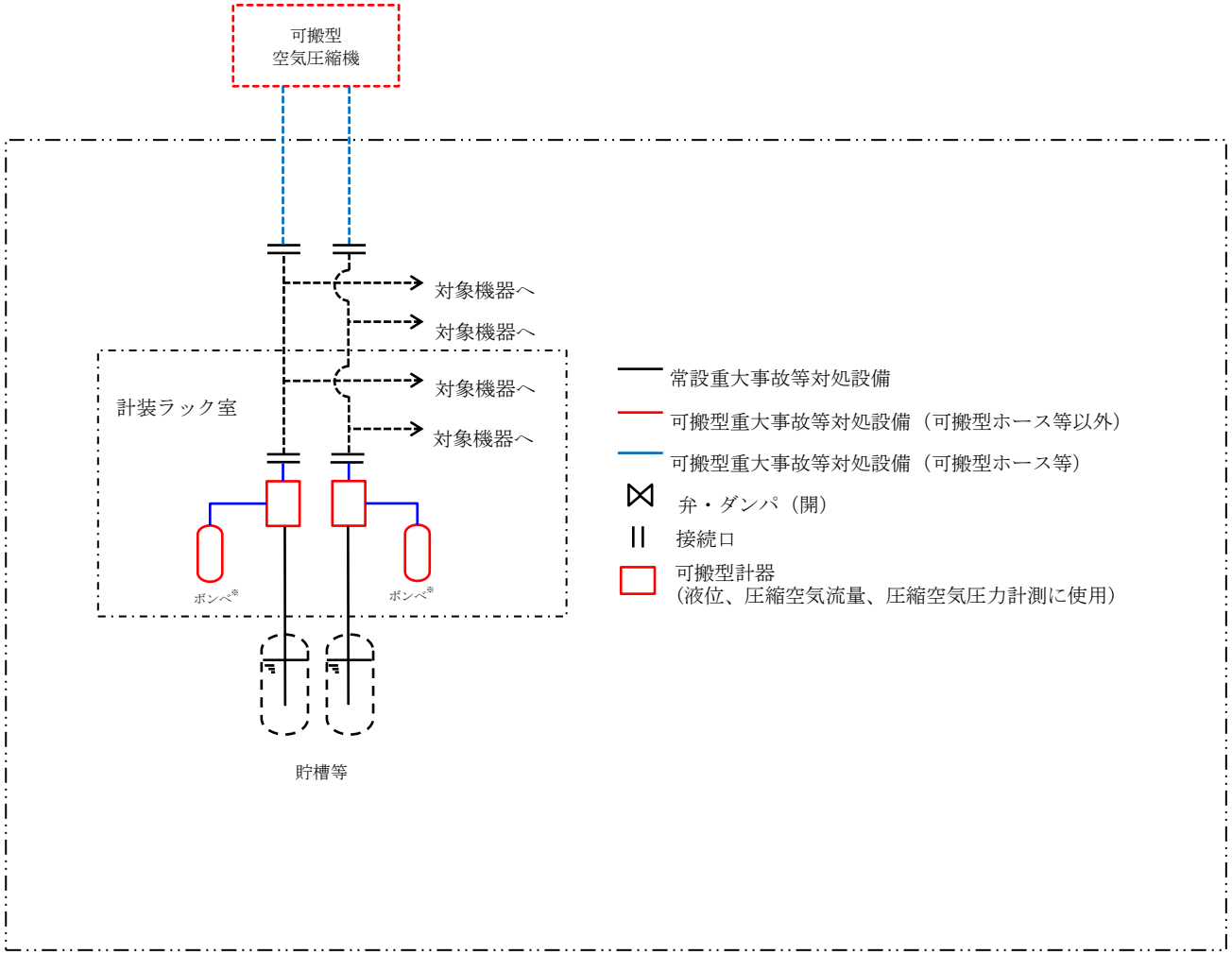

※可搬型空気圧縮機による空気供給を開始するまで、ボンベにより空気を供給する。

（建屋境界）

第２－２０－４図　計測用空気の供給系統図（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）

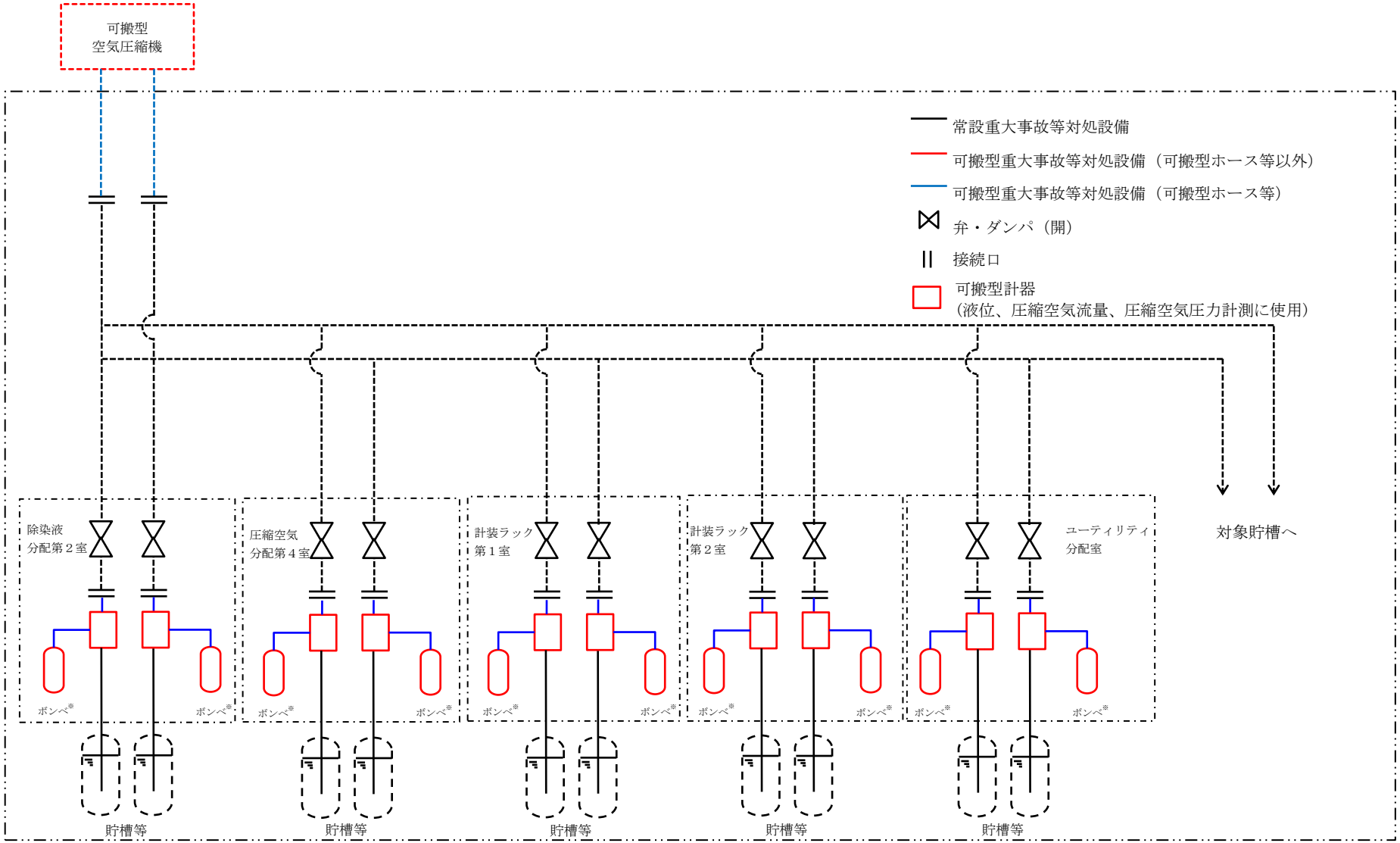

※可搬型空気圧縮機による空気供給を開始するまで、ボンベにより空気を供給する。

第２－２０－５図　計測用空気の供給系統図（高レベル廃液ガラス固化建屋）

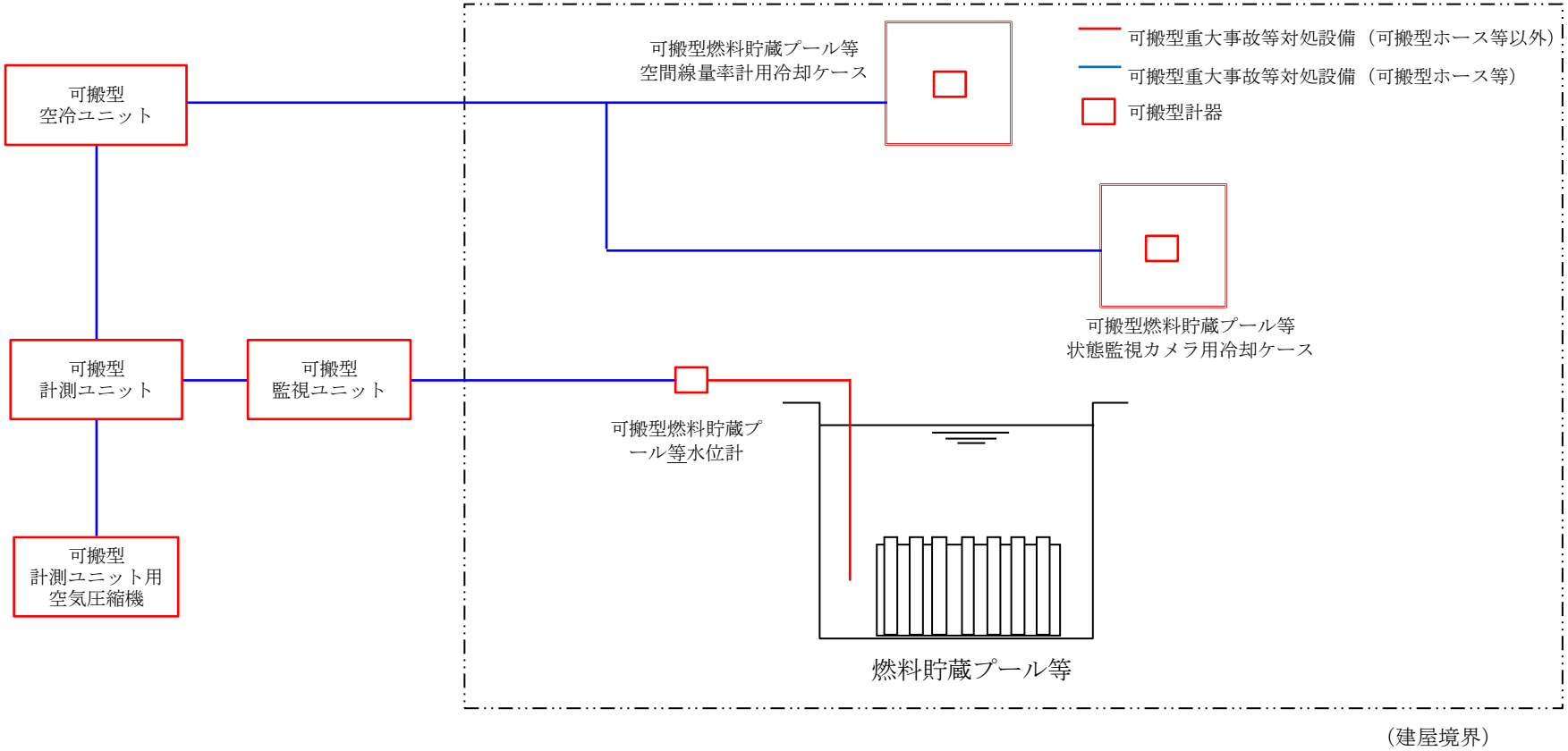

第２－２０－６図　計測用空気の供給系統図（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）